

令和3年度

# 包括外部監査結果報告書

補助金等に関する財務事務の執行等について

柏市包括外部監査人

公認会計士・税理士 須賀豊彦

## 目次

第1部 包括外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 監査の対象年度	1
3. 包括外部監査人及び補助者	1
4. 選定した特定の事件（監査テーマ）	1
5. 監査テーマの選定理由	1
6. 利害関係	2
7. 外部監査の実施期間	2
8. 監査の手続	2
9. 監査の視点	3
10. 監査対象となった補助金・負担金・交付金	4
第2部 補助金、負担金及び交付金の概要	13
1. 補助金等の概要について	13
2. 柏市の市政（主として財政）状況と、柏市の補助金制度及び過去の補助金改革の推移について	19
第3部 補助金等の全体に関する監査結果	31
1. 補助金の適正化ガイドラインの見直しの必要性	31
2. 補助金の見直しの周期について（意見）	33
3. 補助金事業の評価指標の明確化と適切な事業評価について（意見）	33
4. チェック体制の強化について（意見）	33
5. 補助金情報の情報公開について（意見）	34
6. 柏市の補助金等制度のデジタル化（意見）	34
4部 個別補助金等の監査結果	35
○市民生活部 保険年金課	
1. 保健事業利用助成金	36
○市民生活部 沼南支所	
2. 柏市ふるさと運動補助金	40
○保健福祉部 障害福祉課	
3. 柏市障害福祉サービス施設等改造等補助金	43
4. 柏市障害者福祉関係団体活動補助金	47
5. 柏市障害者グループホーム運営費等補助金	49

6. 柏市点字・声の広報等発行事業補助金	53
○保健福祉部 福祉政策課	
7. 柏市柏和会補助金	54
8. 柏市愛の献血かしわ推進協議会補助金	56
9. 柏市公衆浴場経営基盤安定化補助金	58
○こども部 保育運営課	
10. 保育士等処遇改善事業補助金	59
11. 柏市特定教育・保育施設等運営費等補助金	63
12. 保育ルーム等運営費補助金	66
13. 柏市私立幼稚園等運営費等補助金	68
○環境部 北部クリーンセンター	
14. 生活環境整備費補助金	70
○環境部 南部クリーンセンター	
15. 生活環境整備費補助金	73
○環境部 環境政策課	
16. 柏市合併処理浄化槽設置奨励補助金	76
17. 柏市エコハウス促進総合補助金	79
○環境部 廃棄物政策課	
18. 生ごみ処理容器等購入費補助金	81
○経済産業部 農政課	
19. 水稲病虫害防除事業補助金	84
20. 柏市産地振興支援事業補助金	87
21. ふるさと体験農園事業補助金	89
22. 地産地消推進負担金	92
23. 柏市農業経営基盤強化資金利子補給事業補助金	94
24. 南部地区市民農園事業補助金	96
25. 森林・山村多面的機能発揮対策補助金	98
26. 柏市研修里親農家支援事業補助金	100
27. 柏市新規就農者支援事業補助金	102
○経済産業部 商工振興課	
28. 柏市シルバー人材センター運営費補助金	104
29. 柏商工会議所補助金	107
30. 柏市商店会連合会補助金	111
31. 柏市商店街活性化事業補助金	112
32. 中小企業融資資金利子補給補助金	116
33. 柏市産学官連携新規事業者等施設入居支援補助金	119

34. 企業誘致事業負担金	122
35. レンタサイクル事業負担金	124
36. 柏市松戸公共職業安定所雇用促進協力会補助金	127
37. 共同施設維持費（電気料金）補助金	130
38. 柏市商工団体共同施設設置等補助金	131
39. 柏市沼南商工会補助金	134
40. 柏市工業祭補助金	137
○土木部 交通施設課	
41. 柏市民営自転車等駐車場整備費補助金	139
○土木部 交通政策課	
42. 柏駅西口タクシープール運営費補助金	141
43. 柏市乗合タクシー運行補助金	142
○土木部 道路保全課	
44. 柏市私道整備事業補助金	145
○都市部 公園緑地課	
45. (一財) 柏市みどりの基金事業補助金	149
○都市部 北部整備課	
46. 柏の葉アーバンデザインセンター負担金	152
47. 柏北部東地区農あるまちづくりの推進事業負担金	156
○都市部 中心市街地整備課	
48. 公民学連携によるまちづくりの推進のための負担金	160
○地域づくり推進部 協働推進課	
49. 柏市民公益活動補助金	163
○地域づくり推進部 地域支援課	
50. 防犯灯設置費補助金	166
51. 防犯灯等維持費補助金	168
52. 柏市地域活動支援補助金	170
53. 柏市ふるさとセンター整備事業補助金	173
54. 柏市ふるさと協議会連合会補助金	176
55. 行政連絡事務交付金	178
○地域づくり推進部 スポーツ課	
56. 柏市スポーツ協会補助金	181
57. 柏市スポーツ少年団補助金	184
58. 柏市スポーツ推進委員協議会補助金	186
59. 柏市スポーツ振興補助金（県民体育大会出場助成金）	188
60. 手賀沼エコマラソン大会負担金	190

61. 柏市女性スポーツ協会補助金	192
62. 柏市生涯スポーツ団体補助金	194
63. 柏市少年野球連盟活動費補助金	196
○地域づくり推進部 旭町近隣センター	
64. コミュニティ助成事業補助金	197
○地域づくり推進部 各近隣センター	
65. ふるさと運動補助金	200
○学校教育部 学校財務室	
66. 柏市立学校運営費補助金（小学校）	204
67. 柏市立学校運営費補助金（大会参加補助金：小学校）	209
68. 柏市立学校運営費補助金（中学校）	211
69. 柏市立学校運営費補助金（大会参加補助金：中学校）	213
70. 柏市立学校運営費補助金（大会参加補助金：高校）	215
○学校教育部 指導課	
71. 千葉県小中学校体育連盟柏支部補助金	216
72. 各種大会参加補助金	220
73. 柏市研究学校補助金	222
74. 千葉県教育研究会柏支会補助金	225
○学校教育部 児童生徒課	
75. 柏市長期欠席児童生徒支援事業補助金	230
76. 柏地区特別支援教育研究連盟補助金	232
77. 柏市少年補導委員連絡協議会補助金	235
○生涯学習部 生涯学習課	
78. 柏市青少年相談員連絡協議会活動費補助金	237
79. 柏市青少年健全育成推進連絡協議会活動費補助金	242
80. 柏市PTA連絡協議会補助金	245
81. 柏市スカウト連絡協議会活動費補助金	247
○生涯学習部 文化課	
82. 柏市芸術文化活動補助金	249
83. 文化財の維持管理及び伝承事業補助金	252
○消防局 消防団課	
84. 消防団事業補助金	254
85. 千葉県消防協会東葛飾支部柏市分会補助金	256
86. 千葉県消防協会東葛飾支部消防操法大会出場補助金	259
87. 千葉県消防協会操法大会出場補助金	260
○消防局 指揮統制課	

88. 講習会参加負担金（消防車両運転免許、及び、小型船舶等免許の取得）	262
89. 講習会参加負担金	264
90. 講習会参加負担金	266
○消防局 火災予防課	
91. 柏市防火安全協会補助金	267

## 第 1 部 包括外部監査の概要

### 1. 外部監査の種類

地方自治法（以下において「自治法」と呼称する。）第 252 条の 37、柏市外部監査契約に基づく監査条例第 2 条の規定に基づく令和 3 年包括外部監査

### 2. 監査の対象年度

原則として、令和 2 年度（自：令和 2 年 4 月 1 日 至：令和 3 年 3 月 31 日）。

但し、必要があると判断した場合には、令和元年度以前に遡り、他の年度も対象とした。

### 3. 包括外部監査人及び補助者

包括外部監査人	須賀 豊彦（公認会計士・税理士）
補助者	加藤 聡（公認会計士・税理士）
補助者	棟田 大介（公認会計士・税理士）
補助者	浅野亮太郎（公認会計士・税理士）
補助者	野本 知聖（公認会計士・税理士）
補助者	青山 伸一（公認会計士）
補助者	小林 義和（弁護士・税理士）
補助者	中野 寛也（税理士）
補助者	吉田 歌純（税理士）

### 4. 選定した特定の事件（監査テーマ）

補助金等における財務事務の執行等について

### 5. 監査テーマの選定理由

補助金は、市の政策目的を実現するために、個人や団体が取り組む公益性が認められる活動を支援する事により、行政が抱える課題を解決するための有効な手段の 1 つとして様々な行政分野で活用されている。

その一方で、一旦交付されると、特定の相手に長期的に交付されてしまう傾向があり、事業本来の必要性や効果が十分に検証されないまま、既得権益化されやすいという問題がある。

補助金は、市民の税金等から賄われており、市民のニーズが多様化していることから、市は政策実現のために限りある財源を有効的に活用していく必要がある。

又、柏市の財政状況は、少子高齢化の進行に伴う社会保障費の増加や、公共施設の老朽化に伴う改修費の増加等による長期間の収支不足が見込まれ、それに対して柏市第五次総合計画等を策定し適切な政策・事務事業の執行に努めているところである。

こうした中、柏市では持続可能な行財政経営を構築するための基本方針や推進項目につ

き行財政改革に向けて平成 22 年度に「行政経営方針」を策定し、補助費を平成 27 年度までの 5 か年間で 10%削減するとし、補助金については削減や縮小などの事業見直しが実施されてきた。その間に、「補助金の適正化ガイドライン」を策定し、補助金に係る体制整備を図ってきた。

その後、柏市は引き続き現在まで行政改革の一環として補助金の適切な措置を担保するため所管部局や財政部財政課（以後、「財政課」と呼称する）等による適切な管理・運営体制の維持を行っている。

しかしながら、

- ①柏市の一般会計歳出金額に占める補助金（負担金等を含む）の比率・金額の重要性は高い
  - ②柏市の過去の包括外部監査の対象とは一度もなっていない
  - ③少子高齢化等の社会情勢の急激な変化の中での補助金に関する対応状況の確認を実施する
  - ④一定期間ごとの補助金の評価見直し（第三者評価含む）の実施状況を確認する
- 等の理由から、今年度の柏市包括外部監査において、「補助金等における財務事務の執行等について」を監査テーマ（事件）として選定する事は柏市にとり有意義であると判断した。

## 6. 利害関係

選定した特定の事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規程により記載すべき利害関係はない。

## 7. 外部監査の実施期間

自：令和 3 年 7 月 29 日 至：令和 4 年 3 月 31 日

## 8. 監査の手続

### （1）監査対象等の選定

財政課が毎年度作成し柏市のホームページにおいて公表している「補助金一覧表」を基礎として、以下の要領で監査対象等を選定した。

- ① 原則
  - a. 令和元年度予算額で 1 件 1 百万円以上
  - b. 柏市の単独補助（自主財源）。国・県の制度補助があっても柏市の独自の上乗せ割合が高い事業
- ② 決定方法

柏市の企画部情報・業務改善課（以後、「情報・業務改善課」と呼称する）及び財政課と協議して、最近時の柏市包括外部監査の監査対象となった所管部局に係る補助金等は除外する等した上で、できる限り幅広い所管部局の実施している補助金等を選定した。



(2) アンケート調査の実施

まず、選定した補助金等につき包括外部監査人が作成したアンケート調査票を各所管部局へ送り回答を入手した。

(3) 関係資料の精査・ヒアリング

アンケート調査結果を参照しながら、所管部局で作成及び保管されている関連資料等を閲覧し、担当者等にヒアリングを実施し事業内容を確認した。

(4) 現地視察

新型コロナウイルス禍で柏市の各所管部局における関連業務も影響が出ており、それを考慮に入れて現地視察は実施していない。

(5) 監査の対象とする部局

監査の対象とする部局は以下のとおりである。

部ないし局	監査の対象とする課、支所、センター
企画部	情報・業務改善課
財政部	財政課
市民生活部	保険年金課、沼南支所
保健福祉部	障害福祉課、福祉政策課
こども部	保育運営課
環境部	環境政策課、廃棄物政策課、北部クリーンセンター、南部クリーンセンター
経済産業部	農政課、商工振興課
土木部	交通施設課、交通政策課、道路保全課
都市部	公園緑地課、北部整備課、中心市街地整備課
地域づくり推進部	協働推進課、地域支援課、スポーツ課、近隣センター
学校教育部	学校財務室、指導課、児童生徒課、少年補導センター
生涯学習部	生涯学習課、文化課
消防局	消防団課、消防職員課、指揮統制課、火災予防課

※上記の記載名は、令和3年度の名称である。令和3年度の組織改編により、公園管理課及び公園緑地課が統合され、公園緑地課となっている。また、沼南支所の総務課及び窓口サービス課が統合され、市民生活部沼南支所となっている。

9. 監査の視点

(1) 基本的視点

- ① 合規制
- ② 3 E（経済性・効率性・有効性）

(2) 具体的視点

以下の着眼点につき、関連資料の閲覧、担当者等への質問、分析（近隣市町村との比較、過年度比較等も含む）等を実施する。

- ① 補助金等の対象は適切か、公益上の必要性はあるか。
- ② 補助金等の支出根拠として、条例・規則・要綱等は適切に整備されているか。
- ③ 補助金等は定められた手続に準拠して適切に執行されているか（申請、決定、交付、評価等）。
- ④ 補助金等の金額の算定、交付時期、期間等は適切か。予算は適切に算定され決定されているか。
- ⑤ 補助金等事業の実績報告は適切で、所管部署等のチェックは適切か。
- ⑥ 補助金等の支給団体への指導及び監督は適切に行われているか。不適切事案等については柏市補助金等交付規則等に準拠されて適切な処理が実施されているか。
- ⑦ 補助金等事業の効果の測定及びそのフィードバックは適切に実施されているか。
- ⑧ 補助金等に関する第三者評価等は一定期間ごとに実施されているか。

10. 監査対象となった補助金・負担金・交付金

監査対象となった補助金等は以下のとおりである。なお、監査の対象期間は令和2年度であるが、新型コロナウイルスの影響により事業の中止等で決算数値が0円となってしまった補助金等もあり、その場合は当該補助金が今後とも廃止予定でない限り令和元年度等の実績について監査を実施している。

(単位：千円)

No	所 管 課		補助金等の名称	令和2年度 決算数字	監査の結果 等	
					指摘	意見
1	市民生活部	保険年金課	保健事業利用助成金	10,429	0	1
2	同	沼南支所	柏市ふるさと運動補助金	0	0	2
3	保健福祉部	障害福祉課	柏市障害福祉サービス施設等改造等補助金	5,000	0	1
4	同	同	柏市障害者福祉関係団体活動補助金	733	0	1

(単位：千円)

No	所 管 課		補助金等の名称	令和 2 年度 決算数字	監査の結果 等	
					指摘	意見
5	同	同	柏市障害者グループ ホーム運営費等補助 金	18,355	0	3
6	同	同	柏市点字・声の広報等 発行事業補助金	750	0	0
7	同	福祉政策課	柏市柏和会補助金	134	0	0
8	同	同	柏市愛の献血かしわ 推進協議会補助金	176	0	2
9	同	同	柏市公衆浴場経営基 盤安定化補助金	250	0	1
10	こども部	保育運営課	保育士等処遇改善事 業補助金	483,882	0	1
11	同	同	柏市特定教育・保育施 設等運営費等補助金	4,506	0	1
12	同	同	保育ルーム等運営費 補助金	2,732	0	1
13	同	同	柏市私立幼稚園運営 費補助金	57,032	0	1
14	環境部	北部クリー ンセンター	生活環境整備費補助 金	3,000	1	2
15	環境部	南部クリー ンセンター	生活環境整備費補助 金	5,000	0	2
16	同	環境政策課	柏市合併処理浄化槽 設置奨励補助金	4,352	0	1
17	同	同	柏市エコハウス促進 総合補助金	35,077	0	0
18	同	廃棄物政策 課	生ごみ処理容器等購 入費補助金	627	0	0
19	経済産業部	農政課	水稲病害虫防除事業 補助金	15,400	0	1

(単位：千円)

No	所 管 課		補助金等の名称	令和 2 年度 決算数字	監査の結果 等	
					指摘	意見
20	同	同	柏市産地振興支援事業補助金	11,058	0	1
21	同	同	ふるさと体験農園事業補助金	5,456	0	3
22	同	同	地産地消推進負担金	2,000	0	1
23	同	同	柏市農業経営基盤強化資金利子補給事業補助金	143	0	0
24	同	同	南部市民農園事業補助金	60	0	1
25	同	同	森林・山村多面的機能発揮対策補助金	79	0	1
26	同	同	柏市研修里親農家支援事業補助金	0	0	1
27	同	同	柏市新規就農者支援事業補助金	600	1	0
28	同	商工振興課	柏市シルバー人材センター運営費補助金	16,650	0	1
29	同	同	柏商工会議所補助金	7,776	0	2
30	同	同	柏市商店会連合会補助金	5,624	0	0
31	同	同	柏市商店街活性化事業補助金	7,824	0	2
32	同	同	中小企業融資資金利子補給補助金	28,120	0	1
33	同	同	柏市産学官連携新規事業者等施設入居支援補助金	3,484	0	1
34	同	同	企業誘致事業負担金	1,683	0	2

(単位：千円)

No	所 管 課		補助金等の名称	令和 2 年度 決算数字	監査の結果 等	
					指摘	意見
35	同	同	レンタサイクル事業 負担金	1,638	0	3
36	同	同	柏市松戸公共職業安 定所雇用促進協力会 補助金	400	0	0
37	同	同	共同施設維持費（電気 料金）補助金	12,215	0	0
38	同	同	柏市商工団体共同施 設設置等補助金	4,239	0	1
39	同	同	柏市沼南商工会補助 金	2,675	0	1
40	同	同	柏市工業祭補助金	0	0	1
41	土木部	交通施設課	柏市民営自転車等駐 車場整備費補助金	408	0	1
42	同	交通政策課	柏駅西口タクシーブ ール運営費補助金	1,666	0	0
43	同	同	柏市乗合タクシー運 行補助金	23,335	0	2
44	同	道路保全課	柏市私道整備事業補 助金	4,975	0	1
45	都市部	公園緑地課	一般財団法人柏市み どりの基金事業補助 金	22,034	0	0
46	同	北部整備課	柏の葉アーバンデザ インセンター負担金	16,862	0	1
47	同	同	柏北部東地区農ある まちづくり推進事業 負担金	5,000	0	2

(単位：千円)

No	所 管 課		補助金等の名称	令和 2 年度 決算数字	監査の結果 等	
					指摘	意見
48	同	中心市街地 整備課	公民学連携によるま ちづくりの推進のた めの負担金	6,535	0	1
49	地域づくり推 進部	協働推進課	柏市民公益活動補助 金	1,216	0	4
50	同	地域支援課	防犯灯設置費補助金	5,518	0	4
51	同	同	防犯灯維持費補助金	65,388	1	1
52	同	同	柏市地域活動支援補 助金	682	2	2
53	同	同	柏市ふるさとセンタ ー整備事業補助金	16,680	0	5
54	同	同	柏市ふるさと協議会 連合会補助金	473	2	1
55	同	同	行政連絡事務交付金	55,465	1	2
56	同	スポーツ課	柏市スポーツ協会補 助金	5,720	0	1
57	同	同	柏市スポーツ少年団 補助金	1,137	0	1
58	同	同	柏市スポーツ推進委 員協議会補助金	1,262	0	1
59	同	同	柏市スポーツ振興補 助金（県民体育大会出 場助成金）	4	0	1
60	同	同	手賀沼エコマラソン 大会負担金	4,757	0	1
61	同	同	柏市女性スポーツ協 会補助金	418	0	1
62	同	同	柏市生涯スポーツ団 体補助金	214	0	1

(単位：千円)

No	所 管 課		補助金等の名称	令和 2 年度 決算数字	監査の結果 等	
					指摘	意見
63	同	同	柏市少年野球連盟活動費補助金	289	0	0
64	同	旭町近隣センター	コミュニティ助成事業補助金	2,500	0	2
65	同	豊四季台近隣センター 他	ふるさと運動補助金	19,580	1	3
66	学校教育部	学校財務室	柏市立学校運営費補助金（小学校）	9,980	1	2
67	同	同	柏市立学校運営費補助金（大会参加補助金：小学校）	31	0	2
68	同	同	柏市立学校運営費補助金（中学校）	5,883	2	3
69	同	同	柏市立学校運営費補助金（大会参加補助金：中学校）	200	0	2
70	同	同	柏市立学校運営費補助金（大会参加補助金：高校）	1,300	0	2
71	学校教育部	指導課	千葉県小中学校体育連盟柏支部補助金	2,836	0	3
72	同	同	各種大会参加補助金	608	0	2
73	同	同	柏市研究学校補助金	899	1	1
74	同	同	千葉県教育研究会柏支会補助金	0	2	1
75	同	児童生徒課	柏市長期欠席児童生徒支援事業補助金	29	1	0
76	同	同	柏地区特別支援教育研究連盟補助金	203	1	0

(単位：千円)

No	所 管 課		補助金等の名称	令和 2 年度 決算数字	監査の結果 等	
					指摘	意見
77	同	少年補導センター	柏市少年補導委員連絡協議会補助金	461	0	1
78	生涯学習部	生涯学習課	柏市青少年相談員連絡協議会活動費補助金	3,006	2	3
79	同	同	柏市青少年健全育成推進連絡協議会活動費補助金	1,282	1	1
80	同	同	柏市 PTA 連絡協議会補助金	940	1	2
81	同	同	柏市スカウト連絡協議会活動費補助金	252	1	1
82	同	文化課	柏市芸術文化活動補助金	560	1	1
83	同	同	柏市指定文化財等保護事業費補助金	190	0	1
84	消防局	消防団課	消防団事業補助金	5,148	2	2
85	同	同	千葉県消防協会東葛飾支部柏市分会補助金	270	0	2
86	同	同	千葉県消防協会東葛飾支部操法大会出場補助金	0	0	2
87	同	同	千葉県消防協会操法大会出場補助金	0	0	2
88	同	指揮統制課 (注1)	講習会参加負担金(消防車両運転免許、及び、小型船舶等免許の取得)	2,871	0	1



(単位：千円)

No	所 管 課		補助金等の名称	令和 2 年度 決算数字	監査の結果 等	
					指摘	意見
89	同	指揮統制課	講習会参加負担金(安全運転技術指導員の育成)	434	0	0
90	同	指揮統制課	講習会参加負担金(無人航空機(ドローン)操縦者養成)	616	0	0
91	同	火災予防課	柏市防火安全協会補助金	289	0	3
				(合計)	25	123

(注1) 所管課は、令和2年度までは消防職員課で、令和3年度からは指揮統制課である。

**【本報告書の記載内容に関する留意事項】**

報告書の中の数値：

報告書の中の数値は、端数未満の金額は切り捨て、比率は四捨五入している。  
そのため、端数処理の関係上、合計とその内訳が必ずしも一致しない場合がある。

監査の結果（指摘）と意見：

外部監査を通じて発見した指摘すべき事項（監査の結果）、又は、意見を付すべき事項について、それぞれ、（指摘）、（意見）として記述した。それぞれの内容は次のとおりである。

（指摘） 「法令や規則等に違反している事項、著しく不当な事項等」

（意見） 「法令等違反ではないが、自治体運営の経済性・効率性・有効  
制を踏まえた結果、改善する事が望まれる事項」

## 第2部 補助金、負担金及び交付金の概要

### 1. 補助金等の概要について

#### (1) 補助金等の意義

地方自治法第232条の2により、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」と規定されている。

補助金とは、(国または)普通地方公共団体が各種の行政目的をもって、反対給付を伴うことなく個人または団体に対して交付する金銭をいう。

#### (参考) 補助金・負担金・交付金の違いについて

補 助 金	補助金とは、地方公共団体が団体、個人が行う特定の事務事業に対し、公益上必要がある場合に、その事務事業の実施に資するために、反対給付を求めることなく金銭的給付を行い、行政目的を効果的かつ効率的に達成しようとするものである。
負 担 金	負担金とは、特定の事業から地方公共団体が何らかの利益を受けるとき、法令又は契約等によって費用の一部を負担する支出をいう。
交 付 金	交付金とは、法令又は条例等により、地方公共団体が本来行うべき業務を外部の団体に委託している場合において、当該事務処理の報償として支出するものをいう。

- ① 補助金は、一般的には特定の事業、研究等を育成、助長するために(国又は)地方公共団体が公益上必要があると認めた場合に限り、対価なくして支出(交付)するものである。
- ② 公益上必要があるか否かは、当該団体の長及び議会が個々の事例に即して認定するが、これは全くの自由裁量行為ではなく、客観的に公益上必要であると認められなければならない。

補助金の一般的な性格としては

- A. 相当の反対給付を受けない（助成的性格を有する）ものである事
  - B. 交付を受けた相手方が利益を受けるものである事
  - C. 交付された金銭について使途が特定されたものである事
- 等が挙げられる。（第一法規「地方自治法実務辞典」より）

## （２） 補助金制度の役割

補助金等の制度については、行政の補完的な役割を担い、様々な行政分野において施策目的を効率的に実現するための有効な手段となっている。

市が直接執行する事業と比較して自由度が高い事が特徴であり、又、その主要な財源が市民の税金である事からその必要性や効果について市民への説明責任を果たすためにも、さらに適切化に努める事が必要になっている。

## （３） 補助金等交付要綱の制定

補助金を交付する場合は、交付要綱をあらかじめ制定し当該要綱に準拠して実施される。補助金等交付要綱を制定する場合は、一般的には次に掲げる規定を設ける事とされている。

①	目的	必要性や効果などを明確に規定する事
②	補助対象の事業内容	補助対象となる事業内容等について明確に規定する事
③	補助対象経費	補助対象になる経費について明確に規定する事
④	補助率等	補助金を定率で交付する場合はその率を、定額で交付する場合は算出根拠・金額を規定する事
⑤	終期（補助期間）	開始から終了までの期間や年度を規定する事

## （４） 補助金交付に際しての基本的な考え方

補助金については、地方自治法第 232 条の 2 の規定により、「公益上必要がある場合」交付する事ができるとされている。

このことから、補助を行う場合には、その対象となる事業等に住民の福祉の向上といった効果の他、広く住民を対象としている等の公益性が認められ、また、それらの事業は住民のニーズや市として推進すべき事業内容に即しているかといった視点で交付に際しての検討

を行う事が必要となる。

更に、補助金の交付に際しては、住民の税金等の公金により支出されるものである事から、費用対効果での検討の他、社会通念上認め難い経費については補助の対象としない等、真に必要とされる必要最小限の交付金額とし、補助事業の実施効果の視点からの検証を行う事も必要となる。

又、補助金については、大きく「事業費補助」と「運営費補助」の2つの区分に分類されるが、補助金の交付に際しては、公益性の有無について判断を行う必要がある事から、団体等が実施する事業等に対する補助としての「事業費補助」を基本とする。

#### ① 事業費補助

団体等が実施する事業について公益性が認められ、当該事業を実施するために財政的支援が必要とされる場合に交付する補助。

#### ② 運営費補助

市の方針として団体等の設立に積極的に関与を行う場合や、他の団体等による事業実施の見込みが無く、特に公益性の高い事業を実施しようとする団体等が設立される際、その設立及び初期の運営に際して一定の補助が必要と判断される場合にその運営に係る費用の一部を補助するもの。

なお、運営費補助については、前述の運営費補助の要件に該当しない場合にあっては廃止又は上記「① 事業費補助」に照らして、必要性が認められる場合には、事業費補助へ切り替える事が望ましい。

#### (5) 補助金の区分

補助金の区分はいろいろあるが、一般的には以下の様に区分できる。

##### ※ 補助金の内容による分類

分 類		説 明
制度的 補助金	国・県の制度に基づく補助	○法令に定めるもの、国・県等の制度によるもの ○他の市町村との協議に基づき補助するもの
	会計間補助	市の他会計又は一部事務組合に対して支出するもの
政策的 補助金	扶助費的補助	社会情勢や少子高齢化対策等、政策的判断等により個人に対して補助するもの

	運営費補助		団体等が実施する活動には公益性があると認定した上で、その運営費（人件費、管理費等）に対する補助
	事業費補助	建設事業費補助	施設の建設・修繕、設備投資、維持管理に係る補助
		奨励事業費補助	団体等が自主的に実施する事業（活動）に対する補助
		イベント事業費補助	各種イベント、大会の開催等に対する補助
		その他の事業費補助	上記以外の事業費補助
	利子補給・信用保証料補助		利子の一部及び借入時の信用保証料に対する補助

（出典：銚子市企画財政課財政室 補助金適正化ガイドライン 令和2年9月）

※ 交付額又は率による分類

補助の形態	説明
定額補助金	一定額を交付する補助金
定率補助金	補助すべき事業の所要額に一定の率を乗じて算出する補助金
その他の補助金	会員数での人数割り等、定額補助金、定率補助金のどちらにも当てはまらない補助金

（6） 交付基準

補助金等の交付に際しては、地方自治法第 232 条の 2 の規定に基づく公益上の必要性の他、市の施策との適合性や団体の適格性といった視点から交付を行うかどうかの検討を行う必要がある。

これらの検討に際しては、次に掲げる視点等に基づいて、具体的な検討を行う事とし、これらに該当しない項目がある場合には、廃止、縮小等により整理する必要がある。

① 公益性

- ア. 市の行政目的に合致し、地域での住民自治及び社会福祉の推進について高い必要性が認められるもの
- イ. 各団体等の行う事業活動で、社会福祉に貢献することが期待できるもの又は文化、芸術、スポーツ等の推進に寄与されるもの
- ウ. 市の施策として、事業を積極的に推進すべきもの
- エ. 地域の経済、産業の振興又は雇用の促進の分野において、市が積極的に普及のための支援をし、事業推進の援助を必要とするもの

② 効果性

- ア. 補助金等の交付に対して成果が認められるもの又は期待できるもの
- イ. 事業活動の目的、視点、内容等が社会経済情勢に合致しているもの
- ウ. 市民と行政の役割分担の中で、真に補助すべき事業又は活動であるもの
- エ. 少額補助でないもの（少額補助とは、補助金額が概ね5万円未満のもの又は補助率が10%未満のもの）

③ 必要性

- ア. 市民のニーズが高く、優先的に実施する必要があるもの
- イ. 社会経済情勢、他の自治体の取組状況等から優先的に実施する必要があるもの

④ 公平性

- ア. 補助金等の効果が、幅広く市民一般に行き渡るものであって、特定の個人、団体等に特権的な恩恵又は利益を与えるものでないもの

⑤ 適格性

- ア. 団体等の会計処理及び使途が適切であるもの
- イ. 団体等の決算における繰越金又は剰余金が実質的に市補助金の額を超えていないもの
- ウ. 団体等はその活動を維持できる様に自主・自立に向けた取組が求められる
- エ. 補助金という公金を取り扱う以上、団体等には法令順守に係る高い意識が必要

(7) 交付対象経費

補助の対象とする経費については、上記「(4) 補助金交付に際しての基本的な考え方」の「② 運営費補助」を行う場合を除き、事業実施に係る直接的経費を基本とする。

補助金の交付に係る財源は、税金を始めとする公金であるという認識のもとに、次の表に掲げる経費については補助基準額から除外するものとする。

視 点	具 体 的 内 容
公金の使途としての 妥当性	(1) 団体等の実施する会議費及び研修費等、補助対象事業に係る直接的経費以外の経費については、事務内容を慎重に精査し判断する（これらの経費にあつては、会議等の結果により十分な事業効果が得られる経費を対象とする）。
	(2) 飲食費、慶弔費、交際費、積立金、予備費、他団体への負担金及び補助金等の社会通念上認め難い経費については補助基準額から除外する。
	(3) 事業等への参加者から受益と負担の原則に基づき、適正な利用料等が徴収されていない場合にあつては、当該適正とされる利用料金等の相当額を除外する。

#### (8) 補助金交付手続き

一般的な補助金の交付手続きは以下の様になる。

なお、柏市の補助金等の交付手続きについては、「柏市補助金等交付規則」（昭和 60 年 8 月 31 日 規則第 29 号）（以後、「交付規則」と呼称する）に定められている。

①	交付の申請	申請希望者は、補助金等の対象事業に関し以下の書類を市長に提出する。 ・申請書      ・その他（事業計画等）
②	交付の決定	主管部署は申請書類等の審査を実施し、補助金等の交付の条件に適合している事を確認し、それを受けて市長は交付の可否を決定する。 ・決定通知書
③	補助事業等の 遂行	補助事業者は、補助金等の条件に従って補助事業等を遂行する。
④	実績報告	補助事業者は、補助事業等が完了した時には、その実績、決算等の成果を記載した報告書に必要な書類を添付して市長に提出する。



		・実績報告書　・決算書　・事業報告書　・その他
⑤	補助金等の確定等	市長は、実績報告に係る報告書等の審査を実施し、補助事業等の成果が条件に適合すると認める時は、交付する補助金等の額を確定し、補助事業者に通知する。 ・確定通知書
⑥	補助金等の精算又は還付	市長は、補助金等の確定額を交付する。ただし、補助事業者は、交付規則や補助金要綱に準拠して概算払いが実施されている場合には、確定額との差額について精算する（戻入の場合には柏市へ還付する）。

なお、実際の手続きについては、財政規則等に従って、予算の調製・議決、支出負担行為、支出命令により適切に執行される。

## 2. 柏市の市政（主として財政）状況と、柏市の補助金制度及び過去の補助金改革の推移について

ここで、柏市の最近の市政の状況を近隣市町村との比較も含めて把握すると共に、柏市における補助金制度の概要と、併せて、柏市の過去の補助金改革の推移をみることにする。

### （1） 柏市の令和元年度の市政（主として財政）状況について

#### ○柏市の令和元年度の財政状況

柏市も含め日本全国の地方公共団体の令和2年度の財政状況は、新型コロナウイルス禍への国を挙げての重要な諸施策の影響もあり、令和元年度以前の財政状況とは内容・金額において大きな差異があり、柏市の令和2年度決算における歳入額・歳出額も例年度と比較して著しく差異があり、それぞれ大幅に増額となっている。

そのため、以下において、柏市の財政状況の概要を説明するに際しては、令和元年度における決算数値を基にして記述する。

参考資料：柏市が作成しホームページ上で公表している以下の資料

- ・柏市 令和元年度 決算書

- ・令和元年度柏市歳入歳出決算報告書
- ・どうなっているの柏市の財政（令和元年度版）

（一般会計）

ア．歳入、歳出、収支

以下の表における決算金額及び比率は、億円未満及び%未満を四捨五入により算定している。

【歳入】

区 分	決算金額	比率	内 容
市税	686 億円	51%	市民や法人の市民税や固定資産税等
譲与税・交付金等	135 億円	8%	国から配分されたお金
国・県支出金	302 億円	23%	国・県からの必要額の配分金
市債	113 億円	8%	借金
その他	107 億円	10%	手数料や保育料、繰越金など
（歳入合計）	1,343 億円	100%	

【歳出】

区 分	決算金額	比率	内 容
民生費	573 億円	45%	保育園の運営、生活保護、高齢者や障害者の支援など福祉に使われたお金
総務費	90 億円	7%	庁舎の管理や戸籍等市役所全体に使われたお金
衛生費	123 億円	9%	ごみの処理等に使われたお金
土木費	116 億円	9%	道路や公園の運営に使われたお金
教育費	181 億円	14%	学校の整備や運営に使われたお金
公債費	116 億円	9%	借りたお金の返済金
その他	86 億円	7%	消防費、商工費等
（歳出合計）	1,285 億円	100%	

【収支】

差引（歳入合計－歳出合計） ①	58 億円	－	
翌年度へ繰り越す事業の財源 ②	20 億円	－	

実質的な黒字 (① -②)	38 億円	—	
------------------	-------	---	--

★参考

歳出の状況を性質別にみると、以下の様な内訳になる。

区 分	決算金額	比率	内容
(義務的経費)			※毎年度必ず払わなければならない経費
人件費	210 億円	17%	職員の給料手当、報酬等に使われたお金
公債費	116 億円	9%	道路・公園等を作る時に借りたお金の返済金
扶助費	362 億円	28%	生活保護、高齢者や障害者の支援等に使われたお金
<合計>	688 億円	54%	
(その他)			※義務的経費以外の経費
普通建設事業費	138 億円	11%	道路や学校、公園等の整備に使われたお金
物件費	233 億円	18%	施設の管理運営等に使われたお金
繰出金	80 億円	6%	国民健康保険や駐車場事業等の特別会計に使われたお金
補助費等	101 億円	8%	各種団体への補助金等に使われたお金
その他	45 億円	3%	
<合計>	597 億円	46%	
(歳出合計)	1,285 億円	100%	

柏市が公表している、令和元年度決算の概要による財政状況の説明は以下のとおりである。「1. 令和元年度の財政運営 (2)財政運営」より要約)

「令和元年度の財政状況は、歳入では市税収入が増加した他、歳出の増に伴い、国・県支出金や市債も増加した。歳出では、新設小学校用地の購入等による普通建設事業費が増加した他、少子高齢化に伴う社会保障関係経費の増加により、扶助費や介護保険事業への繰出金が増加した。

この様な中、柏市は財政の健全性を確保しながら、増大する行政需要に的確に対応するため、柏市第二次行政経営方針\*に沿った取組により、経常収支の改善に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症の影響を見据えて、財政調整基金からの繰入の抑制を図った。」

柏市全体としては、借換債を除いた実質的な決算規模は約4%の増となり、一般会計の実質収支は38億円、経常収支比率が91.2%と安定しており、市債残高も対前年度比で

1.3%減少する等、各種の財政指標からみても、健全な財政運営を達成できていると認められる。

\* 柏市第二次行政経営方針

柏市では健全な財政運営をしながら地域の特性を活かした「まちづくり」を進めるために、柏市第二次行政経営方針を平成28年3月に策定し、その中で具体的な数値目標を設定している。

※ 柏市第二次行政経営方針 財政指標の目標値

区 分	数 値 目 標	令和元年度
経常収支比率	91%以下	91.0%
将来負担比率	20%以下	— (*1)
実質公債費比率	5%以下	2.2%
市債残高比率	120%以下	97.1%

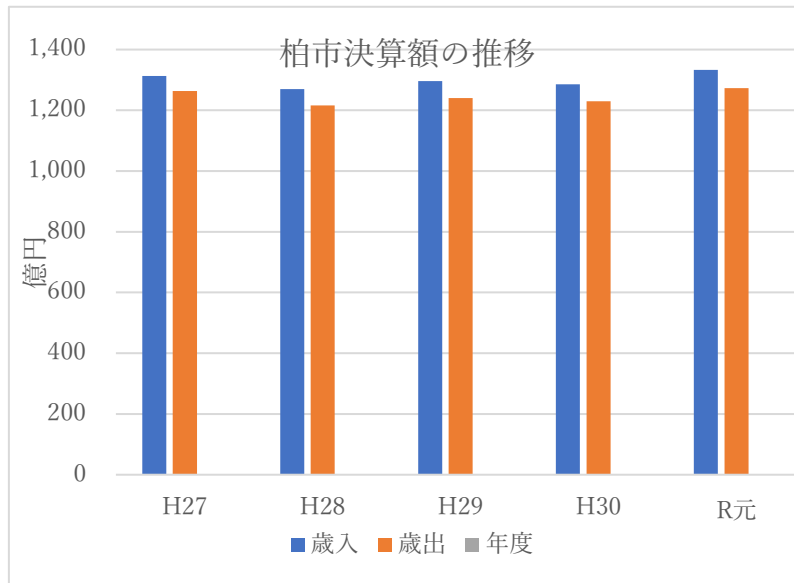
(\*1) 算定結果がマイナスなため「—」で表示している。

※ 各種財政指数の推移 (『普通会計』ベース)

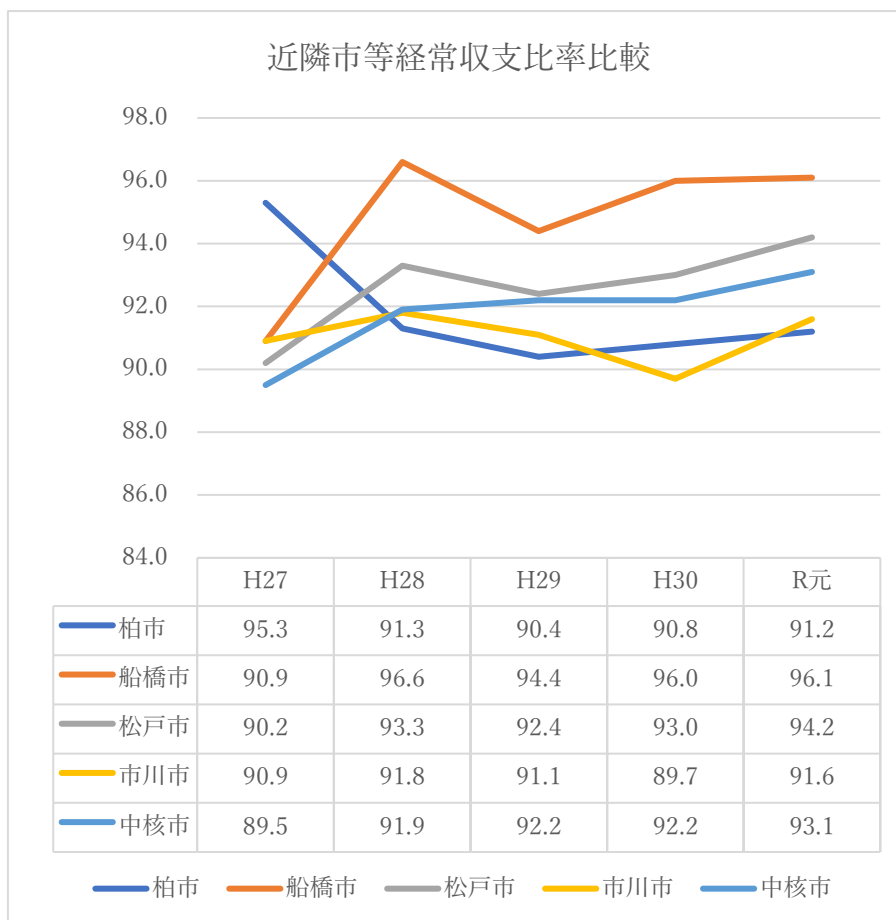
区 分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
歳入総額 (億円)	1,312	1,270	1,295	1,286	1,333
歳出総額 (億円)	1,263	1,215	1,240	1,229	1,273
実質収支 (億円)	38	28	37	44	39
実質単年度収支(億円)	△43	△28	△5	△11	△4
財政力指数	0.938	0.945	0.951	0.954	0.956
経常収支比率 (%)	91.6	91.3	90.4	90.8	91.2
人口 (千人) * 1	410	413	417	421	426

※ 数値は地方財政状況調査に基づく普通会計ベース (一般会計及び特別会計)

\* 1 人口は住民基本台帳 (各年度末 3月31日) による。



(参考) 近隣市等との経常収支比率の比較



(各市町村の決算カードの情報より監査人が作成)

以下は、柏市「どうなっているの柏市の財政（令和元年度版）」より抜粋している。

\* 経常収支比率とは

経常収支比率は、財政の硬直化を示す指標で、「自由に使えるお金がどれくらいあるか」を示す指標であり、財政の余力を把握する事ができる。

この比率は、市税など毎年決まって収入されるお金が、人件費、公債費、扶助費などの必ず支払わなければならない経費にどれくらい使われているかを示していて、数値が低いほど財政に「ゆとり」があるというものである。

\*\* 上記のグラフ及び表からは

柏市は、近隣市町村と比較して経常収支比率は令和元年度で低い方であり、財政状況は上記のとおり5年間では改善されており、財政運営は適切であると認められる。

(2) 柏市の補助金改革

柏市は、国の方針に従って、行政改革における経費削減の一環として、「補助金改革」を実施した。平成18年度からの財政改革の中で、補助金に関しても以下の様に第三者評価も含めた改革を実施している。

※ 「補助金」に関する、国と柏市の、行政改革上のヒストリー

国	柏市
H17～H21 集中改革プラン ①事務・事業の再編・整理、廃止・統合 ②民間委託等の推進（指定管理者制度の活用を含む。） ③定員管理の適正化 ④手当の総点検をはじめとする給与の適正化（給料表の運用、退職手当、特殊勤務手当等諸手当の見直し等） ⑤市町村への権限移譲 ⑥出先機関の見直し ⑦第三セクターの見直し ⑧経費節減等の財政効果	H18 行政改革実施本部を再開 行政改革推進委員会 （以下「委員会」）を発足  H19 第三次行政改革大綱及び集中改革プランを策定  H23 第四次行政改革大綱を策定 【*1】 行政改革実施本部にかわる経営管理本部を設置（秋山市長が本部長）  H24 委員会が、「補助金の見直しについて」を答申 補助金の適正化ガイドラインを

<p>(補助金等の整理合理化)</p> <p>① 様々な団体等に対する補助金等については、行政として対応すべき必要性、費用対効果、経費負担のあり方等について検証し、整理合理化を推進する事。</p> <p>② 終期の設定やP D C Aサイクルに則った不断の見直しなど、住民等に対する説明責任を果たしながら計画的に廃止・縮減する事。</p>	<p>策定</p> <p>H25 委員会が、「補助金の見直しについて」を答申</p> <p>H26 アクションプラン (H23～H27年度) H24～H26 歳出削減 累計 198,662 千円</p> <p>H27 アクションプラン (H23～H27年度) 経常的な補助金の見直し額 334,600 千円 【* 2】</p> <p>H28 第二次行政経営方針 【* 3】</p> <p>H29 アクションプラン (H28～R2) 【* 4】</p>
---	---

【\* 1】第四次行政改革大綱 P17. ⑤補助金の見直しより抜粋

補助金は、公益性や効果の希薄なもの、所期の目的が果たされたもの等について検証し、恒常的な補助金の縮小・廃止を行うとともに、長期化しないよう終期を設定するなど、「補助金の適正化に向けた取組み」に基づき、総額の抑制に努める。

① 取組項目

- 社会経済情勢に照らし「補助金の適正化に向けた取組み」を見直す。
- 事務事業評価システムを活用した補助金効果の検証、点検に取り組む。

② 補助金の適正化に向けた取組み

柏市の補助金適正化に向けた取組みに関する指針。指針には、終期の設定や補助率の適正化等の交付基準、根拠規定・交付基準の整備等を定めている。

【\* 2】アクションプラン P2. 評価 (石黒博 副市長) より抜粋

総合評価： B

方向性： 継続実施

コメント： ガイドラインの見直しも検討する事。

【\* 3】 P8. 図表 「柏市第二次行政経営方針」計画体系②より抜粋

施策 A : 持続可能な行政経営の実現

取組 3 : 歳出抑制の推進

事業 : (5) 補助金の見直し

P11. ⑤補助金の見直し

「補助金の適正化ガイドライン」に基づいた補助金の見直しや点検を実施する。

P19. 図表 1 2 財政見通し（行政改革の取組後）

(歳出) H30～H32、毎年の経常的補助金を5%削減する（1億円/年。3年間の累計額で3億円）

【\* 4】 財政部 財政課 35 補助金の見直し 取組年度 H28～H29

☆ 最終目標

一般会計における恒常的な補助金（法令等により支出が義務付けられているもの、国・県の負担金等により100%充当されるもの等を除く）の予算額について全体の5%を削減。

年度	区 分	取 組 内 容 ・ 目 標
H28	計画どおり	・各所属で見直し計画を作成。「廃止」「見直しして継続」の補助金の一部は、平成29年度予算に先行して反映
H29	事業完了	・計画に基づき、翌年度予算（H30年度）に反映した

☆成果指標

(単位：千円)

	H27 年度 (当初予算)	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
計画値	1,491,415	—	1,483,915	1,416,415	1,416,415	1,416,415
実績値	—	—	1,158,815	—	—	—

★効果額

(単位：千円)

	H27 年度 (当初予	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度



	算)					
計画額	—	—	7,500	75,000	75,000	75,000
実績値	—	—	334,600	—	—	—

#### ① 補助金改革の意義及び目的

柏市の事業仕訳等の行政改革の取組みの中で、財政抑制に向けた取組みの一つとして『補助金の見直し』を行う事とした。

目標は補助金の10%削減として、『補助費』の大半を占める補助金を見直す事とした。

#### ② 補助金の見直しの趣旨

補助金は、社会経済情勢の変化や行政と市民との役割分担を見極め、その妥当性や効果を検証し、常に見直していく必要がある。そこで、平成23年度及び平成24年度の「行政改革推進委員会」において既存の補助金のあり方について検証を行い、個々の補助金について第三者の視点を交えて点検・評価していく事で、抜本的な見直しを実施する。

#### ③ 見直しの内容

補助金の見直しでは、補助金を個々に評価する。平成23年度及び平成24年度の2年間で、原則、すべての補助金を対象に実施する。

具体的には、「補助金台帳」及び「補助金評価シート」を用いた自己評価・ヒアリングを経て個々に外部評価を行い、その結果を参考に、最終的には経営管理本部において市の方針を決定する。

#### ④ 評価結果

評価の結果は、次の5項目による区分とする。

##### ア. 現状どおり継続

目的に沿った活動が実施され、成果も上がっており、問題がない事業。現状どおり継続する事が妥当と判断されるもの。

ただし、補助額・補助率については、削減に向けた努力を継続する。

##### イ. 補助額・補助率の見直し（目安：10%の削減）

必要性や実施内容に大きな問題は無いものの、効率的な運用や自助努力等により補助額・補助率を引き下げるべきである事業。あくまでも「補助額・補助率」のみの見直しが必要なもの。

##### ウ. 補助内容全体の見直し（目安：20%の削減）

必要性は認められるものの、補助額・補助率のみならず、事業内容や配分方法等大規模な見直しを実施すべき事業。

「イ.」よりも踏み込んだ内容であり、補助額や補助率はもちろん、手法、仕組みといっ

た、『要綱』記載事項全般に渡る見直しを求めるもの。

エ. 他の事業との整理・統合

類似する他の補助事業と整理・統合する事で、効率化、補助額全体の削減が期待できる事業。事業の成果は引き続き期待できる事が前提となる。

オ. 廃止・完了（100%の削減）

総合的に判断した上で、補助金の廃止が妥当と判断できる事業。目的を達成した事業や将来的に廃止するもの（経過措置）を含み、事実上事業を完結させるもの。

補助金以外の事業方法が最適と考えられる場合も、廃止・完了となる。

⑤ 見直しの対象となった補助金

一部を対象外とし、原則、全ての補助金を対象とする。

ア. 見直しの対象外とする補助金

- a 平成 22 年度事業仕分けにおいて「廃止」となった補助金
- b 柏市に財源負担がない補助金
- c 国県の制度によるもので、市が負担する額につき市の裁量がない補助金
- d 建設的補助金（ただし、交付団体を変え、経常的に支出されるものは対象とする）
- e その他

イ. 平成 23 年度に見直しを行う補助金

- a 特定財源がついていない補助金
- b aのうち、昭和 63 年度以前に補助を開始した補助金
- c aのうち、平成元年以降に補助を開始した補助金で、予算件名あたり 1 千万円以上の予算額であるもの

ウ. 平成 24 年度に見直しを行う補助金

見直し対象補助金のうち、平成 23 年度に見直しの対象としなかった補助金

⑥ 評価方法

ア. 自己評価・・・「課・室等」単位による評価と「部・局等」単位による 2 段階の評価とし、補助金評価シートを用いて行う。

イ. 内部評価・・・行政改革推進課を中心に内部評価を実施する。担当部署と同じ行政の立場において客観的に事業を判断し、外部評価や、市の最終方針決定の参考とする。

ウ. 外部評価・・・行政改革推進委員会が各補助金について担当部署へのヒアリングを実施する。ヒアリングは、補助金台帳・補助金評価シート等を活用し、見直しを行うすべての補助金を対象に実施する。  
担当部署による自己評価やヒアリングの内容を踏まえ、行政改革推進委員会において、個々の補助金についての外部評価を実施する。その結

果を提言としてまとめ、市の最終方針決定の参考とする。

### (3) 柏市の現在の補助金制度の概要

柏市の補助金制度については、前述した補助金全般について制度設計すべき要点はほぼ網羅していると考えられるが、補助金制度全体については、「第3部 全体に係る監査結果」に記載のとおり今後改善すべきと思われる点が認められる。

以下は、柏市の現在の補助金制度に係る概要を説明したものである。

#### ① 補助金の根拠

ア. 柏市補助金等交付規則（昭和60年8月31日 規則第29号）

イ. 補助金の適正化ガイドライン（平成24年2月 「行政改革推進委員会」の答申を踏まえ柏市が作成したもの）

（注）補助金の見直しにあたっての視点や考え方、検証方法等を示したもの

#### ② 毎年度の補助金の予算編成方法

財政課で補助金台帳の書式と手引きを作り、関連部局で作成し承認後に財政課によるチェックと承認を受ける。

#### ③ 毎年度における補助金の評価検討方法

ア. 一部については「事務事業シート」（令和3年4月からは作成されないこととなった）により毎年年度末の時点での事務事業の評価を実施していた。

イ. それ以外について、平成28年度よりアクション・プランにより重点施策については個別に事業計画とその事業評価が実施されている。

ウ. 上記の「ア.」「イ.」に該当しない補助金については、個別の事業評価は毎年度実施されていない。

#### ④ 補助金の定期的な見直し

補助金については前述した様に、平成23年度・同24年度に『外部評価』による見直しを実施された。ただ、それ以降は財政課を中心として毎年度の見直しと補助金の予算・実績の削減対策を図ってきているが、今日まで『外部評価』を含めた抜本的で定期的な見直しは実施されていない。

#### ⑤ 補助金の情報公開状況

柏市の財政課では、平成23年度より毎年度の補助金の決算金額を所管ごとに詳細な数値をホームページで開示している。

ただ、補助金ごとの具体的な内容や事業の評価等に関する情報開示はほとんどなく

必ずしも十分な情報開示であるとは言い切れないと思われる。

⑥ 「補助金の適正化ガイドライン」について

補助金の適正化ガイドラインは平成24年に柏市行政改革推進委員会より答申されたもので、柏市における補助金制度の整備・運用の根幹を示すものである。

ただし、記載内容等については「基準」としての記述内容が必ずしも十分とは言えない側面があり、また補助金の『定期的』（3年から5年）ないし『抜本的』な見直しが行われていないこと等からも、ガイドライン自体の再構築と各補助金制度の見直しが必要であると考えられる。

### 第3部 補助金等の全体に関する監査結果

柏市は補助金に関して行政改革の一環として改善を図ってきたが、平成23年度以降に補助金の外部評価も含めての抜本的な見直しを実施し、情報・業務改善課と財政課が主導して、個別の補助金の廃止や縮減等による歳出の抑制を図ってきた。

その間に、従来の柏市補助金等交付規則に加えて、補助金の適正化ガイドラインの策定と遵守による制度の整備・活用も図ってきた。

しかしながら、今回の監査の結果において、これまでの柏市の補助金制度見直しは歳出の削減に注力して一定の成果は得られているが、補助金制度に関する制度設計や交付基準ないしは評価指標の不十分さ等、全体的にも個別的にも一度補助金制度を見直す必要があると思われる。

#### 1. 補助金の適正化ガイドラインの見直しの必要性

補助金の適正化ガイドライン（以後、「適正化ガイドライン」と呼称する）は、平成24年1月に行政改革推進委員会の答申を基に柏市が策定したものである。その内容は補助金に関する一定の基準を示し見直しに関する記述も存在する。ただ、以下の諸点において不十分な規定があると認められた。

##### ①補助金の位置づけ（区分）が明示されていない

補助金の区分に関しては、対象者による区分、内容分類による区分等の種類がある。この区分を明示することは、柏市の中で各所管課が補助金の位置づけを明確に理解して執行する上での基準となるものである。

（具体例）

##### 【補助事業分類】

団体運営費補助金
事業費補助金
制度的補助金
扶助費的補助金

##### ②補助金に求められる要素（性質）

ガイドラインでは「補助金見直しの基本的な視点」として、4点、すなわち、公益性、必要性、適格性（妥当性）、有効性（費用対効果）を挙げている。

一般的には、他の視点、例えば公平性や適正性といったものも挙げられている場合が

多い。

今後、視点の見直しをするとともに、具体的な基準とすべき性質をそれぞれ列挙することが望ましい。

(具体例)

公益性・・・交付先団体等の「公益目的事業」を把握し判断する。

学術、慈善その他の公益に関する事業であることを確認する。

不特定多数のものの利益の増進に寄与するものであることを確認する。

公平性・・・同様の活動を行っていても団体により補助を受けたり受けられなかったりする等の公正性に反するものはないか。

③その他

柏市として、補助金制度の標準化に向けて、適正化ガイドラインを見直すか、新たに補助金交付基準等として作成し直す事などを検討すべきである。

ポイント	具体的説明
1 要綱の制定内容のルール化	各所管課で要綱を作成する場合に必須事項を定める。 (ア) 目的・趣旨 (イ) 補助対象となる事業内容 (ウ) 対象となる経費 (エ) 補助率、補助金額 (オ) 終期
2 補助金交付の制限	事業活動補助を原則とする。ただし、以下のような例外も認められる。 (ア) 設立当初などで財政基盤が弱いため、自主財源による運営が困難な場合 (イ) 市の事務の代替的な事業を担い、かつ他にその活動を行う団体が存在しない場合
3 補助終期の設定	補助金の実効性を高め、既得権化を防ぐために、原則、団体運営補助については終期設定として「サンセット方式（概ね3年から5年）」*を採用する。

## 2. 補助金の見直しの周期について（意見）

柏市は平成23年度・24年度に外部評価を入れた補助金の見直し（補助金改革）を実施している。その後は現在まで外部評価を入れた見直しは行っていない。また、平成23年度・24年度の補助金改革で指摘された事項に関するフォローも十分に実施されていない。

補助金は、時に既得権益化したり時代の変化に適合しないものも出てきたりして弊害や冗費が発生している可能性もある。

今後、補助金の見直しについては「1.」のガイドラインや基準の改定にも織り込むべきであり、「終期」の設定という個々の補助金の見直しだけではなく、3年ないし5年という一定の期間ごとに外部評価を入れた客観性の高い評価を受ける等の方法を検討して適切に制度を再構築すべきである。

## 3. 補助金事業の評価指標の明確化と適切な事業評価について（意見）

柏市の補助金事業は多くは長期総合計画を始めとする所管部局で策定した各種の中長期計画等に適合して制度設計されているものが多い。しかしながら、所管部局で作成されている「補助金台帳」上において明確な評価指標が決められていない場合が多く、評価指標があっても内容が実態と整合しないとか不明確な場合も多い。

補助金事業に適切な目標指数が設定され、当該指標と実績が比較検討されてはじめて適切な事業評価が達成できるものである。今後、補助金全体の見直しを行う中で、「補助金台帳」などの記載項目についてより適切に、明確な事業目標と適切な評価指標などを記載する様に改訂して適切な事業評価を行い、その結果を来季の予算作成に適切に組み込むべきである。

## 4. チェック体制の強化について（意見）

適正化ガイドラインでは、「補助金交付団体に対し、定期的に監査を行うよう努める」との記載がある。

しかしながら、柏市の福祉事業全般において定期的に決算書を入手して監査を実施できる体制は「社会福祉法人」に対してだけであるのが現状である。さまざまな補助金がある中で、毎年度の決算書を入手して交付先の財政状態を的確に比較検討して次年度以降の補助金の運営に関して参考とすることは重要である。また、補助金交付先の適切な指導・監督を実施することは、補助金が税金で賄われていることから重要な行政の責務であると考えられる。

今後、費用対効果なども十分に考慮しながら、補助金の交付先の財務情報をいかに的確かつ適時に入手したりしながら、定期(場合によっては不定期)にあらゆる交付先の指導・監督を適切に実施する必要がある。

#### 5. 補助金情報の情報公開について(意見)

柏市では財政部財政課が毎年度に各部局ごとに補助金の名称と決算金額を一覧表の形式でホームページ上にアップして市民の縦覧の用に供している。

他の行政のホームページを見ると、一覧表だけ開示しているものも多いが、中には補助金等のチェックシートを公表したり、見直しをした補助金の新年度の予算削減状況を公表するなどより行政の対応結果を明白に公表しているものも散見される。

今後、補助金の見直しに関する情報も含めてより市民に柏市の施策がわかりやすく伝わる様な情報公開の方法を検討されたい。

#### 6. 柏市の補助金等制度のデジタル化(意見)

今回の補助金等制度の財務等執行に関してさまざまな書式を見てきた。添付資料等が大量である等、事業の執行に関しては単純に補助事業者が書類を提出するだけでは済まない場合等も多く見受けられてはいる。

しかしながら、補助金等制度の中には、インターネット等を利用したシステムが整備されれば、各種の申請手続き等に関してより効率的・経済的に事業が遂行できると思われるものも数多く見られたところである。

DX(デジタルトランスフォーメーション)は、柏市も含めた地方公共団体が今後とも市民や法人等の業務の効率化、柏市職員の業務の効率化及びそれに付随した人件費等のコスト削減など様々なメリットがあると言われているところである。

今後とも、柏市の制度改革の中で補助金等制度に関しても、可能な限りで適切なデジタル化を採用して業務を実施される事が望まれる。



## 第4部 個別補助金等の監査結果

個別の補助金等の監査結果は以下のとおりである。各所管部署の順で、監査対象の全補助金等について記述している。

(参考) 監査対象部局(再掲)

部ないし局	監査の対象とする課、支所、センター
企画部	情報・業務改善課
財政部	財政課
市民生活部	保険年金課、沼南支所
保健福祉部	障害福祉課、福祉政策課
こども部	保育運営課
環境部	環境政策課、廃棄物政策課、北部クリーンセンター、南部クリーンセンター
経済産業部	農政課、商工振興課
土木部	交通施設課、交通政策課、道路保全課
都市部	公園緑地課、北部整備課、中心市街地整備課
地域づくり推進部	協働推進課、地域支援課、スポーツ課、近隣センター
学校教育部	学校財務室、指導課、児童生徒課、少年補導センター
生涯学習部	生涯学習課、文化課
消防局	消防団課、消防職員課、指揮統制課、火災予防課

【市民生活部】

<保険年金課>

1. 保健事業利用助成金

(1) 補助金の概要

No	項 目	
①	補助金等の名称	保健事業利用助成金
②	所管課	保険年金課
③	補助等の目的	被保険者等の健康の保持増進
④	事業の概要	被保険者の申請に基づき、利用券（1枚1,000円分×8枚）を交付 ※申請年度の前年度以前の保険料未納者は除く
⑤	総合計画上の位置づけ	
	分 野	健康・サポート
	政 策	－
	事 業 名	－
⑥	区分	保健事業利用助成金
⑦	財源	<input type="checkbox"/> 市単独 <input checked="" type="checkbox"/> 国・県の制度関連（上乗せ <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし）
⑧	根拠法令等の名称	国民健康保険法第82条第1項、高齢者の医療の確保に関する法律第125条第1項
⑨	交付要綱等の名称	柏市国民健康保険等保健事業利用費助成規則
⑩	補助開始年度	西暦1979年度
⑪	補助終了予定年度	－
⑫	交付先名	・柏市の国民健康保険の被保険者（18歳以上） ・本市に住所を有する千葉県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療の被保険者
⑬	補助額の算定方法	保健事業利用券の枚数×1,000円

(2) 補助金等の額（決算額）の推移

（単位：千円）

	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
柏市の補助金等の額	8,197	9,474	10,609	11,668	10,429

### (3) 事業の内容補足

保健事業利用助成金は、国民健康保険事業と後期高齢者医療保険事業にそれぞれ定められている制度である。以下においては、助成金の両事業の内容が実質的にほぼ同一であるので合わせて説明する事とする。

#### ① 助成金の根拠

柏市国民健康保険等保健事業利用費助成規則（令和3年3月31日改正 規則第30号）  
（以下、「助成規則」と呼称する）

#### ② 制度の概要

保健事業利用助成金は、柏市国民健康保険被保険者の18歳から74歳の方と、柏市に住所を有する千葉県後期高齢者医療制度の被保険者の方が利用できる制度である。

1年度8枚（利用券1枚1,000円相当）で次の4種類に使える。

◇はり等施術（1日1回1枚まで）

◇お口のクリーニング（1回につき1～4枚使用可）

◇18歳から38歳までの健康診査（1回のみ1～8枚使用可）

◇運動事業（1回につき1～8枚使用可）

#### ③ 利用方法

利用者は、保健事業実施機関に利用券を提出し、被保険者証等を提示する事により、保健事業を利用できる。

ア. 利用できる施設＝保健事業実施機関

柏市のホームページに一覧表が掲載されている。

（参考）保健事業実施機関の申請及び指定

4種類の事業に該当する事業者は、助成規則に従って必要な添付資料とともに保健事業実施機関指定申請書を市長に提出し、市長は指定書により指定の決定を通知する。

#### ④ 利用券の交付

市は、利用券の支給を受けようとする被保険者の申請に基づき、利用券を交付する。

申請書には、被保険者等の被保険者証を添付する。交付条件は、前年度までの国保料を完納している事である。

#### ⑤ 保健事業実施機関の助成金の申請・支給

保健事業実施機関は、利用券の区分ごとに助成金支払申請書に利用券並びに明細書等を添付して市長に届け出て、助成金の支給を受ける。

⑥ 交付者数・利用者数・利用率・助成金額

ア. 国民健康保険

年度	交付者数	利用者数	(%)	交付枚数	利用枚数	(%)	平均*	助成金 (千円)
H27	3,552	2,363	66.5	28,416	14,421	50.7	6.1	14,421
H28	3,668	2,394	65.3	29,344	15,068	51.3	6.3	15,068
H29	4,016	2,574	64.1	32,128	16,373	51.0	6.4	16,373
H30	4,372	2,851	65.2	34,976	18,737	53.6	6.6	18,737
R 元	4,519	2,906	64.3	36,152	18,865	52.2	6.5	18,865
R 2	3,902	2,447	62.7	31,216	16,376	52.5	6.7	16,376

イ. 後期高齢者医療保険

年度	交付者数	利用者数	(%)	交付枚数	利用枚数	(%)	平均*	助成金 (千円)
H27	1,883	1,246	66.2	15,064	7,802	51.8	6.3	7,802
H28	1,955	1,311	67.1	15,640	8,197	52.4	6.3	8,197
H29	2,252	1,501	66.7	18,016	9,474	52.6	6.3	9,474
H30	2,650	1,677	63.3	21,200	10,609	50.0	6.3	10,609
R 元	2,887	1,881	65.2	23,096	11,668	50.5	6.2	11,668
R 2	2,457	1,616	65.8	16,656	10,429	53.1	6.5	10,429

\*平均：利用者1人あたり平均利用枚数（利用枚数÷利用者）

⑦ 事業別利用状況

ア. 国民健康保険

年度	はり等 施術	(%)	お口	(%)	健診	(%)	運動事 業	(%)	利用者 数計*
H27	1,590	65.5	784	32.3	53	2.2	-		2,427
H28	1,420	57.8	876	35.7	160	6.5	-		2,456
H29	1,333	49.7	906	33.8	138	5.1	306	11.4	2,683
H30	1,282	43.3	1,006	33.9	294	9.9	382	12.9	2,964
R 元	1,256	41.8	1,013	33.7	310	10.3	427	14.2	3,006
R 2	1,016	40.3	905	35.9	315	12.5	283	11.2	2,519

イ. 後期高齢者医療保険

年度	はり等 施術	(%)	お口	(%)	健診	(%)	運動事 業	(%)	利用者 数計*
H27	1,001	79.4	260	20.6	—	—	—	—	1,261
H28	1,013	76.3	314	23.7	—	—	—	—	1,327
H29	1,043	67.8	381	24.8	—	—	115	7.5	1,539
H30	1,087	63.2	455	26.5	—	—	178	10.3	1,720
R元	1,179	61.2	511	26.5	—	—	237	12.3	1,927
R2	951	57.7	500	30.3	—	—	198	12	1,649

\*利用者数計：1人で複数の事業で使用する場合もあるため、上記の利用者数と一致しない。

#### ⑧ 近隣市との比較状況

近隣市との制度の比較状況は概ね以下のとおりである。

項目	内 容
交付先	◎柏市は範囲は広い方である。 他市町村は、65歳以上など年齢制限をかけている場合がある。
区分	◎柏市は国民健康保険等の被保険者のみ 他市町村は、年齢制限や障害者についても国民健康保険等の被保険者だけではなく、市民全体を対象としている市町村もある。
対象事業	◎柏市も近隣市町村もほぼ同じであるが、柏市だけが、健康診査と運動事業並びにお口のクリーニング事業を含んでいて幅は広い。
利用券の金額	◎柏市は利用券1枚で1,000円を補助している。 他市町村は概ね800円から1,000円を補助している。
利用券の枚数	◎柏市は年間8枚を交付している。 近隣市町村では年間で10枚から24枚（最大）となっている。

#### (4) 監査の結果（指摘）又は意見

##### ① 利用条件等の見直しによる利用率の改善について（意見）

利用者（利用実績）は国民健康保険者数と比較して決して多いとは言えない状況である。更に、利用券の交付者数に比較して利用者数は決して多いとは言えない状況であり、利活用

の比率も伸び悩んでいる。更に、利用されている種類は、はり等施術及びお口の2種類だけで8割を占めており健診や運動事業の比率は低くなっている。

また、利用対象者・区分・交付枚数等について近隣市町村との差異もあり必ずしも柏市の交付条件が相対的には良いとは言い難い。

市民の健康の保持増進のためには当該補助制度は有効なものと考えられるが、今後の高齢者の増加等を鑑みて、柏市のサービス内容の見直しを行い、利用者の増加を図る事が望まれる。

### <沼南支所>

## 2. 柏市ふるさと運動補助金

### (1) 補助金の概要

No	項 目	
①	補助金等の名称	柏市ふるさと運動補助金
②	所管課	沼南支所
③	補助等の目的	コミュニティーづくり事業等を行う団体に補助金を交付し、ふるさと運動の推進を図る
④	事業の概要	沼南まつり実行委員会が秋季に実施する沼南まつりに対し補助金を交付
⑤	総合計画上の位置づけ	
	分 野	地域のちから
	政 策	地域への参加と活動の促進
	事 業 名	地域コミュニティの活性化
⑥	区分	事業費補助金
⑦	財源	■市単独 □国・県の制度関連（上乘せ□あり□なし）
⑧	根拠法令等の名称	柏市補助金等交付規則
⑨	交付要綱等の名称	柏市ふるさと運動補助金交付要綱
⑩	補助開始年度	西暦 2005 年度
⑪	補助終了予定年度	—
⑫	交付先名	沼南まつり実行委員会
⑬	補助額の算定方法	柏市ふるさと運動補助金交付要綱別表により算出

(2) 補助金等の額（決算額）の推移

（単位：千円）

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
柏市の補助金等の額	1,458	1,458	1,458	1,108	0

(3) 事業の内容補足

① 制度概要

柏市では地域のコミュニティづくり事業等を行う団体に対し、補助金を交付する事によりふるさと運動の推進を図っている。沼南まつり実行委員会への補助金も旧沼南町の区域の市民等の活性化を図るためのものである。

（参考）柏市と沼南町の合併、沼南まつりの経緯

柏市と沼南町は平成 17 年 3 月 28 日付で合併をした。行政のさまざまな側面について両者の事業の調整が図られたが、旧沼南町の頃、昭和 56 年に大津ヶ丘で開催されて以来、子供も含めた住民参加型の地域の交流の場として沼南まつりも、柏市の後援のもとで継続開催されてきた。

② 沼南まつりの概要

令和 2 年度はコロナウイルス禍で中止となったが、開催されていれば第 40 回目の節目の年であった。

沼南まつりの目的は、地域住民と商工業等事業者が相互の交流を図り、地域の文化、商工業並びに農林水産物を広く住民に紹介するとともに、地域経済の発展と郷土愛の育成に資する事である。

沼南まつりの内容は概ね以下のとおりである。（沼南支所の作成資料より）

No	項目	内 容
①	主催	沼南まつり実行委員会
②	後援	柏市（補助金等）、柏市沼南商工会（会員が参加）
③	開催日時	例年 10 月上旬の日曜日
④	開催場所	セブンパークアリオ柏（まつりのメイン会場は屋外広場のスマイルパーク） ☆平成 27 年度までは沼南体育館
⑤	催し物	(1)ステージイベント等 (2)展示即売コーナー
⑥	参加者等	(3) のとおりである。

③ 参加者状況等（最近5年間）

（単位：千円）

年度	回次	収入	支出	繰越額	協力金 (寄付等)	備考
H28	第36回	6,419	6,121	98	3,030	57団体、4.3万人
H29	第37回	7,052	6,544	308	2,960	61団体、3.6万人
H30	第38回	5,749	4,223	1,426	3,000	60団体、4万人 第40回記念を見据えた繰越
R元	第39回	5,949	2,871	2,978	2,760	台風で中止。柏市担当者と協議の上、キャンセル料を支出。☆ 第40回記念を見据えた繰越
R2	第40回	—	—	2,978	—	コロナウイルス禍で中止。

④ 令和元年度における事業中止に係るキャンセル料について

令和元年度は、収入は協力金（寄付等）や柏市の補助金もあり、経費を差し引いて繰越金が残ってしまった。柏市は、経費の中に含まれているキャンセル料を対象経費に含めるべきか検討した結果、対象経費に含めて補助金の精算を実施した（一部返金）。

（4） 監査の結果（指摘）又は意見

① イベントのキャンセル時における経費負担要件の要綱への記載について（意見）

令和元年度の沼南まつりは台風の影響で中止となり業者へのキャンセル料が発生し、柏市はそれを補助金の対象経費に含めて精算している。

要綱上は、「柏市ふるさと運動」に関して様々なお祭りやスポーツ大会などを、柏市が規則等で定める協議会、連合会、柏まつり実行委員会、沼南まつり実行委員会が実施する場合に補助金を交付する旨定めている。

今後とも上記の交付先が実行する様々なイベントが自然災害等の不可抗力が原因で中止されたり縮小されたりする等の場合が起こる可能性がある。その様な場合に柏市としてキャンセル料につき統一的なルールを事前に定めておく必要があると思われる。それは補助金の公平性の担保のためにも必要である。

② 繰越金が一時的に多くなった場合の補助金の減額等について（意見）

沼南まつりは本来は令和2年度に40周年を迎えるはずで特別のイベントとなるはずであった。そのために毎年「積立金」を別途に積んできた。令和2年度はすでに協力金（事業者等より）を受け入れていたが、まつりの中止でキャンセル料や必要経費を支払っても繰越金が例年より残ってしまった。



過去の収支を見るに、毎年、柏市の補助金と協力金でほぼ収支相償状況であった。

そこで今後の沼南まつりの規模等が現在とほぼ同じであればこれまでと同じ金額の補助金を交付する必要はない可能性も有る。

今後3年間とか5年間で再度見直すという条件で、それまでの期間における毎年の補助金の額を減額する等の対応が望ましい。

## 【保健福祉部】

### <障害福祉課>

### 3. 柏市障害福祉サービス施設等改造等補助金

#### (1) 補助金の概要

No	項 目	
①	補助金等の名称	柏市障害福祉サービス施設等改造等補助金
②	所管課	障害福祉課
③	補助等の目的	障害者及び障害児の福祉の増進に資する事を目的とする
④	事業の概要	柏市内の障害福祉サービス及び障害児通所支援事業者が行う施設の新築及びバリアフリー化のための改築等に対し、補助を行う
⑤	総合計画上の位置づけ	
	分 野	分野2 健康・サポート
	政 策	施策2-3 自立と支えあいの地域福祉の推進 取組1 障害者の在宅生活を支える基盤整備
	事 業 名	事業2 障害者の居住の場の拡充
⑥	区分	補助金
⑦	財源	■市単独 □国・県の制度関連（上乘せ□あり□なし）
⑧	根拠法令等の名称	—
⑨	交付要綱等の名称	柏市障害福祉サービス施設等改造等補助金交付要綱
⑩	補助開始年度	西暦2003年度
⑪	補助終了予定年度	—
⑫	交付先名	施設改造等を行う事業を運営する法人
⑬	補助額の算定方法	対象経費の2分の1以内の額

	上限額 交付要綱第2条第14号アに掲げるもの 10,000,000円 交付要綱第2条第14号イからオまでに掲げるもの 2,500,000円
--	---

(2) 補助金等の額（決算額）の推移

(単位：千円)

	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
柏市の補助金等の額	7,039	3,946	3,149	10,137	5,000

(3) 事業の内容補足

① 柏市における障害者の現状

ア. 障害者手帳所持者数の推移（総人口との比較）

柏市の障害者手帳所持者数は、5年間で2,123人増えており、特に精神障害者の増加率が大きくなっている。又、総人口の3.9%増加に対し、手帳所持者は13.3%増加している。

(単位：人)

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
総人口	410,033	413,657	417,218	421,057	426,128
精神障害者	2,516	2,720	2,948	3,178	3,442
知的障害者	2,490	2,550	2,676	2,797	2,754
身体障害者	10,982	11,211	11,322	11,602	11,915

(ノーマライゼーションかしわプラン2021より)

イ. 障害福祉関係費決算額（歳出）の推移

柏市の一般会計決算額に占める障害福祉関係の決算額（歳出）は、5年間で約22億円増えている。障害福祉以外の高齢者福祉や児童福祉等も含めた社会福祉費全体が大幅な支出増加となっている状況である。

年 度	合計金額（千円）	前年度比
H27年度	7,776,516	—
H28年度	8,335,478	+7.2%
H29年度	9,033,177	+8.4%
H30年度	9,187,102	+1.7%
R元年度	9,979,144	+8.6%

(ノーマライゼーションかしわプラン2021より)

ウ. 柏市の障害者福祉政策

この様な障害者数の増加や障害福祉決算額（費用）の増加の中で、柏市は平成 30 年度から「ノーマライゼーションかしわプラン」という障害福祉施策を策定し令和 2 年度までの 3 年間の計画的な障害福祉政策を実行し、また令和 3 年度より「ノーマライゼーションかしわプラン 2021」を策定している。

② 柏市の障害福祉施設に関する施策（ノーマライゼーションかしわプラン 2021 より）と、障害福祉事業者等への支援施策

ア. 柏市の障害福祉施設に関する施策（ノーマライゼーションかしわプラン 2021 より）

障害福祉を取り巻く状況とニーズの高まりの中で、柏市は以下の 4 つの柱を基本目標として打ち立てている。基本目標では「相談」「暮らし」「就労・社会参加」「子ども・健康」の各分野ごとの施策の展開を示しており、障害があってもなくても地域で暮らしやすい「地域共生社会」の構築に向けた施策を展開する事が図られている。

- 柱 1 みんなで守り寄り添う共生のまちづくり
- 柱 2 みんなで支え安心して暮らせる共生のまちづくり
- 柱 3 みんながその人らしく社会参加できる共生のまちづくり
- 柱 4 みんなが健やかに成長できる共生のまちづくり

イ. 障害福祉事業者等への支援施策

その様な計画の施策として、「暮らしを支える基盤整備」を掲げており、障害者の地域生活を支えるため、利用者のニーズに応じた住まいの場の確保等を目的とした施設等の改造費援助等、障害福祉事業者へのサポートに関する事業を展開している。（この基盤整備事業は、柏市の従来からの障害福祉計画でも目標に掲げられている）

③ 障害福祉サービス施設等改造等補助金について

ア. 制度の概要（柏市障害福祉サービス施設等改造等補助金交付要綱より）

a 交付を受けられるもの

1	社会福祉法人
2	特定非営利活動法人（NPO 法人）
3	指定障害福祉サービス事業者
4	柏市基準該当障害福祉サービス事業者登録等規則に従って登録を受けているもの

（参考）近隣市町村と比較して、対象業者の範囲は柏市が最も広い。

b 交付の対象

施設改造等として、一定の基準を満たす建築等（居室、浴室、便所その他市長が必要と認める箇所に係るものに限る）である。

④ 過去5年間の実績

令和元年度に新築工事が1件1千万円であった。他は、バリアフリー工事等の上限が1件250万円の工事であった。障害福祉事業を実施している事業者及び事業場の数は多く、工事の実績は件数及び金額とも決して多額とは言えないと思われる。

⑤ 障害福祉サービス施設の最近の新設・廃止状況

a. 最近の新設・廃止状況（共同生活援助）

	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	総数
新設	2	2	5	9	3	21
廃止	0	0	0	1	1	2

⑥ 柏市の障害福祉の長期計画

柏市のノーマライゼーションかしわプラン2021によれば、特に市内で不足する重度の身体障害者や医療的ケアが必要な方等に対応したグループホームの拡充等、地域の実情に応じた整備の必要性を定めており、特に共同生活援助（グループホーム）の整備と障害福祉サービス施設等改造等補助に重点が置かれている。

⑦ 柏市の補助事業の現状

障害福祉サービスの施設に関しては、日中・夜間支援を行う事業所が増えてきているが、重度の障害者及び身体障害者に対応した施設が不足している状況である。特にグループホームは、千葉県が整備事業補助を行っているが、県補助率が3/4となっており、柏市の補助率1/2より高いので柏市外にグループホームを整備する傾向がある。

柏市では平成30年度に要綱の見直しを行い、新築に係る限度額を500万円から1,000万円に上げたり、令和元年度に補助対象事業に多目的トイレやバリアフリー設備等障害者の特性に応じた必要な設備の整備が追加された。

平成28年度から令和2年度までの予算・実績の金額比較は以下のとおりであり、柏市は上記の条件変更をして予算額も増額したにもかかわらず、実際に建物等の新築・改造件数は柏市が希望したほどに増加はしなかった。

※ 柏市障害福祉サービス施設等改造等補助金の予算・実績の推移

	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
予算額（万円）	1,500	3,000	3,000	1,500	1,500

決算額（万円）	703	394	314	1,013	500
---------	-----	-----	-----	-------	-----

（柏市の公表数値より監査人が作成）

（４） 監査の結果（指摘）又は意見

① 補助金の効果を上げるための制度設計の見直しの必要性について（意見）

柏市は障害福祉施設、特に重度の障害者や身体障害者の施設が不足している中で平成 30 年度・令和元年度にそれぞれ要綱を変更し補助金の限度額や対象事業を広げたが、実際には大幅に補助金の交付実績が増えてはいない。

その理由としては千葉県が中核市以外の市町村に同じ目的で補助金を交付しているが、柏市より補助率が高い等が認められる。それらの交付条件を実情に合わせて再度見直すべきものとする。いたずらに当該補助金の補助金額の割合や上限額等を挙げる事で対応するだけでなく、他の補助金（例えばグループホーム家賃等補助金）も含めた総合的な見直しが望ましいと思われる。

4. 柏市障害者福祉関係団体活動補助金

（１）補助金の概要

No	項 目	
①	補助金等の名称	柏市障害者福祉関係団体活動補助金
②	所管課	障害福祉課
③	補助等の目的	障害者の自立及び社会参加の促進を図り、もって障害者福祉の向上に資する事を目的とする。
④	事業の概要	障害者福祉団体及び心身障害者福祉団体に対し、事業活動補助金を交付する。
⑤	総合計画上の位置づけ	
	分 野	健康・サポート
	政 策	自立と支えあいの地域福祉の推進
	事 業 名	社会参加・復帰のための本人と家族の支援
⑥	区分	事業費補助金
⑦	財源	<input type="checkbox"/> 市単独 <input checked="" type="checkbox"/> 国・県の制度関連（上乗せ <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし）
⑧	根拠法令等の名称	－
⑨	交付要綱等の名称	柏市障害者福祉関係団体事業活動補助金交付要綱
⑩	補助開始年度	西暦 1992 年度

⑪	補助終了予定年度	—
⑫	交付先名	障害者福祉団体, 心身障害者福祉団体
⑬	補助額の算定方法	対象経費の 1/2 以内の額 (ただし, 対象事業が上部団体等で行う事業に参加するものである場合の補助金の額は, 対象経費の 1/4 以内の額) 対象事業によって異なる限度額あり。

(2) 補助金等の額(決算額)の推移(補助団体: 9 団体)

(単位: 千円)

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
柏市の補助金等の額	1,741	1,488	1,365	1,437	733

(3) 事業の内容補足

障害者及び障害者の保護者等により組織された団体に対する補助金である。障害者及び保護者等はこの様な団体に所属し、広報・理解啓発事業等の障害者当事者の活動を通じて、障害者の自立や社会参加の促進が図れる。

① 障害者福祉団体とは

障害者の自立及び社会参加並びに障害者福祉の向上を目的として、障害者及びその保護者を主体として構成する団体をいう。

② 心身障害者福祉団体とは

障害者福祉団体相互の融和を図り、障害者の厚生及び福利の増進を目的として、複数の障害者福祉団体をもって構成する団体をいう。当該団体も補助金の対象団体となる。

③ 主な交付対象団体

ア. 本市に住所を有する障害者又はこれらの障害者の保護者若しくは関係者が 35 人以上含まれている障害者福祉団体で、3 年以上の活動実績を有するもの

イ. 3 以上の障害者福祉団体をもって構成する心身障害者福祉団体

④ 対象事業と対象経費(当該補助金要綱の別表より)

対象事業	限度額	対象経費
1 広報・啓発事業	15 万円	左欄に掲げる事業に要する経費。ただし、次に掲げるものを除
2 教育・療育事業	10 万円	

3 防災関連事業	5万円	く。
4 社会参加促進事業	千円×対象事業を実施する年度に属する4月1日現在の会員数(障害児者の親の会にあっては、当該会の構成員によって現に扶養されている障害児者の数)	A 構成員に係る食糧費 B 構成員に係る慶弔費 C 交際費 D 旅費の内事業に要する経費の20%を超える部分 E 使用料及び借上料のうち家賃等に係るもの F 助成金

※限度額の補足として、対象経費の1/2以内の額(上部団体等で行う行事に参加するものである場合は1/4以内の額)と定められている。

#### (4) 監査の結果(指摘)又は意見

##### ① 福祉団体への補助率等の見直しについて(意見)

障害者福祉関係団体活動補助金は、従来は団体の運営費補助の性質が強く、幅広い活動を行っていたが、平成26年度に以下の様に補助金の対象となる活動を見直した。

ノーマライゼーションに寄与するものとして①広報・啓発活動、②教育・療養活動、③防災関係事業、④社会参加促進事業の4つに限定し、上限額を見直したが、団体によっては補助金金額が大幅減となった。上部団体主催の行事参加にあっては、補助率が1/4に低くなっている。

交付先の団体は、障害者及び保護者等の活動を円滑にするために公益性の観点からは重要な活動を行っており事業経費の見直しや補助率の見直しの検討が必要ではないかと思われる。その際には、現在補助金の交付を受けている団体だけでなく、交付を受けていない団体も含めて、障害福祉へのニーズを的確に把握した上で見直しを行うべきである。

## 5. 柏市障害者グループホーム運営費等補助金

### (1) 補助金の概要

No	項目	
①	補助金等の名称	柏市障害者グループホーム運営費等補助金
②	所管課	障害福祉課
③	補助等の目的	障害者グループホーム等の運営等をする者に対し、柏市障害者グループホーム運営費等補助金を交付する事により、運営費等の軽減を図り、もって障害者の地域生活への移行の促進及び自立支援に寄与する事を目的とする。

④	事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者グループホームの運営に要する経費の補助</li> <li>・ 柏市内における障害者グループホームの開設に要する備品購入費の補助</li> <li>・ 柏市内の既存の障害者グループホームへの新たな共同生活住居の増設に要する備品購入費の補助</li> <li>・ 市内知的障害者生活ホームの運営に係る専任の世話人の代替要員に要する費用の補助</li> </ul>
⑤	総合計画上の位置づけ	
	分野	分野2 健康・サポート
	政策	施策2-3 自立と支えあいの地域福祉の推進 取組1 障害者の在宅生活を支える基盤整備
	事業名	事業2 障害者の居住の場の拡充
⑥	区分	補助金
⑦	財源	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独 <input type="checkbox"/> 国・県の制度関連（上乗せ <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし）
⑧	根拠法令等の名称	柏市補助金等交付規則（昭和60年柏市規則第29号）
⑨	交付要綱等の名称	柏市障害者グループホーム運営費等補助金交付要綱
⑩	補助開始年度	西暦2008年度
⑪	補助終了予定年度	—
⑫	交付先名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者グループホームの運営もしくは開設もしくは増設をする法人（医療法人，社会福祉法人及び特定非営利活動法人に限る。）</li> <li>・ 又は，市内知的障害者生活ホームを運営する個人</li> </ul> ※令和2年度交付先詳細は別紙のとおり
⑬	補助額の算定方法	「柏市障害者グループホーム運営費等補助金交付要綱 第4条（補助金の額）」による

(2) 補助金等の額（決算額）の推移

（単位：千円）

	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
柏市の補助金等の額	15,065	18,032	18,083	17,700	18,355



補助事業所数計	29	29	30	30	26
---------	----	----	----	----	----

### (3) 事業の内容補足

#### ① 障害者グループホームとは

##### ア. 定義

障害者グループホーム（以後、「グループホーム」と呼称する）とは障害者総合支援法に基づいて、障害者が一緒に日常生活を送っていく住居を指す。多くの障害者が共に生活をしていきコミュニケーションを図ったり、自立した生活を送っていける施設である。

グループホームは平成2年に原型が作られ平成9年から事業の内容が整備された。グループホームで生活をしていく事で地域社会に溶け込みサポートを受けながらも自立した生活を送る事ができるようになる。

##### イ. 3つの種類

グループホームは、知的障害や精神障害などそれぞれの障害に合わせて作られている。生活指導員や世話人といったサポートを行う人がいたり、コミュニケーションをとる機会がある。

- ・介護サービス包括型
- ・外部サービス利用型
- ・日中活動サービス支援型

##### ウ. 柏市内におけるグループホーム

柏市の障害福祉課がホームページで公開しているグループホームの数は、令和3年12月1日現在で、39事業所（住居数は92）が掲載されている。

各施設は施設ごとに受け入れている障害者のタイプは異なるが、身体障害者、知的障害者、精神障害者を受け入れており、定員数は概ね数名から20名までで、定員の合計数は552名である。

##### エ. 補助金の交付方法

毎年度2月に障害者グループホームの事業者からの申請を柏市が受け、交付決定通知書を送付する。事業者は年度末に実績報告書を提出した後、柏市は書類を審査し金額を確定した後、補助金を支払う。

#### ② グループホームの経営実態

小規模のグループホームの多くは運営が不安定であり、補助制度がないとグループホームの維持や拡大が困難になる可能性がある。又、国の地域移行の方針による施設入所からグループホームへの入居の移行促進、グループホームの安定的な運営を図る事で新規の開設や増設を喚起できる。

当該補助金については、対象事務所が固定化している傾向にあり対象外の事業所が存在

している。公平性の見地から柏市も対象外事業所の精査を実施して適切な補助金制度設計を行っていく必要がある。

#### (4) 監査の結果(指摘)又は意見

##### ① グループホームの決算書の入手と経営評価並びに経営指導について(意見)

要綱の第8条第1項第2号では実績報告への添付書類として、「運営費補助に係る実績報告にあつては、歳入歳出決算書」(以後、「歳入歳出決算書」と呼称する)を提出することになっているが、他の補助金、すなわち、開設支援費補助、増設支援費補助、世話人代替補助については歳入歳出決算書の提出は同条各号において必要はないと定められている。

福祉政策全般として、決算書の提出と柏市の所管部局の監査が実施されているのは、社会福祉法人に対してだけであり、グループホームについても運営費補助を受けている25事業所(令和2年度実績)のみが歳入歳出決算書を提出している。

更に所管課の障害福祉課において、必ずしも歳入歳出決算書を分析等行って当該グループホームの実態を詳細には把握しきれていない。

今後は、グループホームの歳入歳出決算書を入手し適切な経営分析を実施して、それらの組織が将来的に自立できる様に指導すべきである。

なお、経営指導ではないが、国や県に対して障害者総合支援法の報酬単価の引き上げなどについて各市町村との共同提案等による抜本的な解決方法への働きも行う事が望まれる。

##### ② 運営費補助以外に係る補助金の見直しについて(意見)

令和2年度で当該補助金の内訳は運営費補助が大部分を占めており、開設支援費補助が1件のみで、増設支援費補助、世話人代替補助については交付実績はなかった。その理由は、対象となる事業活動がほとんど無いのか、あるいは事業者が制度をよく理解していないのか必ずしも明確ではない。

しかし、要綱に規定されている以上柏市として必要な施策であるという判断をしている訳であり、今後、事業者のニーズを良く把握した上で要綱自体の内容を変更するなどして予算額も削減するなど適切な対応が必要である。

##### ③ 補助金交付の実績のないグループホームの経営状況の把握と補助金の制度設計の見直しについて(意見)

従来より柏市は補助金交付の実績のないグループホームについても調査を行いその経営実態を把握し合わせて現行の補助制度の妥当性を確認する様になっている。しかし実際の調査等は未だ十分に実施されておらず正確な経営実態やニーズを把握しきれていない。

今後、一定の期間を決めて決算書の入手やヒアリング等により適切なグループホーム全体の経営実態を把握して政策に生かすことが望まれる。

## 6. 柏市点字・声の広報等発行事業補助金

### (1) 補助金の概要

No	項 目	
①	補助金等の名称	柏市点字・声の広報等発行事業補助金
②	所管課	障害福祉課
③	補助等の目的	視覚障害者等の自立及び社会参加の促進を図り、 もって視覚障害者等の福祉の向上に資する事を 目的とする
④	事業の概要	点字・声の広報等発行事業に対し補助金を交付す る
⑤	総合計画上の位置づけ	
	分 野	健康・サポート
	政 策	自立と支えあいの地域福祉の推進
	事 業 名	障害者の情報提供・意思疎通支援の充実
⑥	区分	事業費補助金
⑦	財源	<input type="checkbox"/> 市単独 <input checked="" type="checkbox"/> 国・県の制度関連（上乗せ <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし）
⑧	根拠法令等の名称	－
⑨	交付要綱等の名称	柏市点字・声の広報等発行事業補助金交付要綱
⑩	補助開始年度	西暦 2007 年度
⑪	補助終了予定年度	－
⑫	交付先名	柏市を中心に活動する障害者福祉ボランティア 団体
⑬	補助額の算定方法	対象経費の 10/10 の額 400,000 円を限度

### (2) 補助金等の額（決算額）の推移（補助団体：2団体）

（単位：千円）

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
柏市の補助金等の額	750	750	750	750	750

### (3) 事業の内容補足

#### ① 点字・声の広報等発行事業

点字及び声の広報等発行サービスは以下の2つの事業が含まれている。

ア. 声の広報と朗読サービス

視覚障害者に各種情報サービスを提供するため「広報かしわ」(月2回発行)、かしわ市議会だより、柏市保健所だより、選挙公報等をボランティア団体協力のもと、音読したものを郵送している。

イ. 点字広報と点訳サービス

視覚障害者に各種情報サービスをするため「広報かしわ」(月2回発行)、保健所だよりやごみ出しカレンダー、視覚障害者協会の会報みのり等をボランティア団体協力のもと、点訳したものを郵送している。

② 最近の実績

種 類	単 位	H29 年度	H30 年度
点字広報発行事業	発行部/月	26	24
声の広報発行事業	発行部/月	89	84

(ノーマライゼーションかしわプラン2021より)

点字広報は点字を読める方の数が増えない事から、今後も横ばいの推移が見込まれている。声の広報も今後一定の利用が続くものと見込まれている。

(4) 監査の結果(指摘)又は意見

該当なし

<福祉政策課>

7. 柏市柏和会補助金

(1) 補助金の概要

No	項 目	
①	補助金等の名称	柏市柏和会補助金
②	所管課	福祉政策課
③	補助等の目的	原爆被爆者の福祉の増進及び世界平和の促進に資する事を目的とする
④	事業の概要	原爆被爆者の生活援護及び世界平和のための事業を行う
⑤	総合計画上の位置づけ	
	分 野	—
	政 策	—
	事 業 名	—

⑥	区分	補助金
⑦	財源	■市単独 □国・県の制度関連（上乗せ□あり□なし）
⑧	根拠法令等の名称	柏市補助金等交付規則
⑨	交付要綱等の名称	柏市柏和会補助金交付要綱
⑩	補助開始年度	西暦 1999 年度
⑪	補助終了予定年度	－
⑫	交付先名	－
⑬	補助額の算定方法	補助金の額は、対象経費の 1/2 以内の額とする。 限度額 142,000 円

(2) 補助金等の額（決算額）の推移

(単位：千円)

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
柏市の補助金等の額	150	150	142	142	134

(3) 事業の内容補足

① 柏市柏和会の活動

ア. 柏市柏和会の意義

柏市在住の原爆被爆者のために、原爆被爆者の生活援護及び世界平和のための事業を行う団体である柏市柏和会（柏市原爆被害者の会）に対し補助金を交付する事により、原爆被爆者の福利の増進及び世界平和の促進に役立つ事を目的とする。

イ. 主な活動

主な活動は、原爆被爆者の学校訪問、広島平和記念式典への派遣、福利厚生等を実施すると共に、会報の発行や懇談会を行っている。

ウ. 事務の担当

柏市柏和会の事務はほぼ柏和会が実施しており、柏市は補助金関係事務のみを執り行っている。

エ. 令和 2 年度の活動実績

令和 2 年度は新型コロナウイルスの影響で、広島平和式典をはじめとする外部活動は全て中止となった。支出が減少した事から、補助金の対象経費が減少し、年度当初に、142,000 円の補助金を支出したものの、7,932 円の戻入が発生している。

(4) 監査の結果(指摘)又は意見

該当なし。

## 8. 柏市愛の献血かしわ推進協議会補助金

### (1) 補助金の概要

No	項 目	
①	補助金等の名称	柏市愛の献血かしわ推進協議会補助金
②	所管課	福祉政策課
③	補助等の目的	献血運動の促進を図り、もって社会福祉の進展に資する事
④	事業の概要	献血運動の推進
⑤	総合計画上の位置づけ	
	分 野	—
	政 策	—
	事 業 名	—
⑥	区分	補助金
⑦	財源	■市単独 □国・県の制度関連（上乘せ□あり□なし）
⑧	根拠法令等の名称	柏市補助金等交付規則
⑨	交付要綱等の名称	柏市愛の献血かしわ推進協議会補助金交付要綱
⑩	補助開始年度	西暦 1999 年度
⑪	補助終了予定年度	—
⑫	交付先名	愛の献血かしわ推進協議会
⑬	補助額の算定方法	補助金の額は、対象経費の 10/10 の額とする。この場合において、1,000 円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てるものとする。 限度額 300,000 円

### (2) 補助金等の額（決算額）の推移

（単位：千円）

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
柏市の補助金等の額	316	316	300	300	176

### (3) 事業の内容補足

#### ① 事業目的

愛の献血かしわ推進協議会に補助金を交付する事により、献血運動の促進を図り社会福祉の進展に資する事を目的としている。

② 主な事業内容

主な事業内容は以下のとおりである。

- ・ 合同キャンペーン（年2回）
- ・ 献血ルームのPR及び誘導

上記事業のために、啓発品を購入し頒布している。

③ 令和2年度の実績

主な実績は以下のとおりである。

- ・ 献血の呼びかけ及び献血ルームへの誘導等 44回実施
- ・ のべ献血者数 2,136人

④ 令和2年度の決算状況

収入は柏市の補助金と市内からの寄付があり、支出は啓発費の購入を押さえたために、柏市の補助金の余剰分は精算（返納）したが、収支差額は約50万円と例年より多額に残っている。

⑤ 事務局

福祉政策課が事務局の業務を全面的にバックアップしている（従来より）。

（4） 監査の結果（指摘）又は意見

① 市の事務局機能についての再検討の必要性について（意見）

現在まで愛の献血かしわ推進協議会の事務局は柏市が務めている。運営費（人件費、電話代その他）に関しても市が負担している部分が大きく、市が事務局を担う必要性を再度検討するとともに行政と協議会の役割を明確にする必要がある。

② 啓発品の計画的な購入とその入出庫や在庫管理の改善について（意見）

キャンペーンその他で利用している啓発品について、年度により多めに仕入れたり変動がある。令和2年度は啓発品の在庫が多かったために購入数量・金額を減らしている。当初の予算では例年どおりの金額を計上して、柏市からの概算補助金を例年どおりの金額で受領している。

啓発品の購入及び管理は、協議会としての責任で適切な運営を実施すべきである。

又、実績報告の中に啓発品の購入状況、領収書、在庫の受払記録及び残高記録を添付して補助金の精算を実施すべきである。この場合に、当該報告書は協議会の管理責任者の署名等をする必要がある。

## 9. 柏市公衆浴場経営基盤安定化補助金

### (1) 補助金の概要

No	項 目	
①	補助金等の名称	柏市公衆浴場経営基盤安定化補助金
②	所管課	福祉政策課
③	補助等の目的	公衆浴場の経営の基盤の安定化を図り、もって公衆衛生の向上に資する事を目的とする
④	事業の概要	公衆浴場の経営
⑤	総合計画上の位置づけ	
	分 野	－
	政 策	－
	事 業 名	－
⑥	区分	補助金
⑦	財源	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独 <input type="checkbox"/> 国・県の制度関連（上乘せ <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし）
⑧	根拠法令等の名称	柏市補助金等交付規則
⑨	交付要綱等の名称	柏市公衆浴場経営基盤安定化補助金交付要綱
⑩	補助開始年度	西暦 2008 年度
⑪	補助終了予定年度	－
⑫	交付先名	千葉県公衆浴場業生活衛生同業組合
⑬	補助額の算定方法	補助金の額は、対象経費の 1/2 の額又は 250,000 円のいずれか低い額とする。1,000 未満の端数は切り捨て。

### (2) 補助金等の額（決算額）の推移

（単位：千円）

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R 2 年度
柏市の補助金等の額	500	250	250	250	250

### (3) 事業の内容補足

#### ① 公衆浴場の現状

- ア. 自家風呂の普及に伴う入浴者数の減少等による経営の悪化や後継者難による廃業、その有利な立地を利用した他の事業への転換等により、公衆浴場は年々減っており、



浴室を有しない世帯の入浴の機会を確保することが課題となっている（総務省「平成20年住宅・土地統計調査」によると、住宅の浴室保有率は95.5%）。

イ. 経営者の高齢化、後継者がいない等事業継承が困難になっている。

## ② 柏市の公衆浴場の現状

柏市内の公衆浴場の数は、平成28年度で2軒、平成29年度以降は1軒である。もともと柏市内の浴室保有率は高く公衆浴場の数も平成年度の初めころで7軒と少なかった。浴室を有しない世帯の入浴の機会はかならずしも十分に確保されているとは断言できない状態だと思われる。

## ③ 公衆浴場に関する柏市の基本的な考え方

柏市においては家庭に風呂がある事が多いため、公衆浴場の需要は限られている。しかし長期的には生活保護の受給者が増加する等、生活困窮者が増加している中、福祉特に公衆衛生面から捉えると公衆浴場は生活弱者のために必要である。

## (4) 監査結果(指摘)又は意見

### ① 公衆浴場に関する柏市の抜本的対処について（意見）

国や県の法令等並びに公衆浴場に係る施策を考慮した上で、柏市の公衆浴場に対する補助制度につき監査人としては異論はない。しかしながら、柏市内の公衆浴場が1軒だけしか存続していない（スーパー銭湯などは数軒あるが）現実を見ると、福祉政策課において柏市民、特に生活困窮者等の生活実態を把握しながら市全体のニーズをもう一度把握し直して何らかの追加的な施策を図るべきではないかと考える。柏市の適切な対処を望みたい。

## 【こども部】

### <保育運営課>

## 10. 保育士等処遇改善事業補助金

### (1) 補助金の概要

No	項目	
①	補助金等の名称	保育士等処遇改善事業補助金
②	所管課	保育運営課
③	補助等の目的	保育人材の確保、定着及び離職防止を図り、もって保育環境の向上に資する事を目的とする。

④	事業の概要	本市の保育士及び保育教諭等（以下、「保育士等」という。）の処遇改善に取り組む保育所等を運営する事業者に対し、補助をする。
⑤	総合計画上の位置づけ	
	分野	—
	政策	—
	事業名	—
⑥	区分	事業費補助金
⑦	財源	<input type="checkbox"/> 市単独 <input checked="" type="checkbox"/> 国・県の制度関連（上乘せ <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし）
⑧	根拠法令等の名称	・児童福祉法 ・就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律
⑨	交付要綱等の名称	・千葉県保育士処遇改善事業費補助金交付要綱 ・柏市保育士等処遇改善事業補助金交付要綱
⑩	補助開始年度	西暦 2017 年度
⑪	補助終了予定年度	—
⑫	交付先名	特定教育・保育施設
⑬	補助額の算定方法	⑨の交付要綱による

本補助金の交付を受ける事ができるのは、市内で保育所等を運営し、補助金交付の対象となる保育士等（以下、「補助対象保育士等」という。）を雇用する事業者（以下、「補助事業者」という。）である。

補助対象保育士等は、補助事業者の運営する保育所等に勤務し、次の要件のいずれかに該当するものとされる。ただし、経営に携わる法人の役員である保育士等は対象外である。

区分	要件	補助金の額
(1)	1日6時間以上かつ月20日以上勤務する正規雇用（※1）である保育士等（※2）	1人あたり月額 43,000 円
(2)	正規雇用である保育士等 （(1) に該当する者は除く）	（月 11 日以上勤務） 1人あたり月額 33,000 円 （月 10 日以下勤務） 1人あたり月額 16,500 円
(3)	1日6時間以上かつ月20日以上勤務する保育士等 （(1) 及び (2) に該当する者は除く）	1人あたり月額 20,000 円

※1「無期雇用」、「直接雇用」、「常勤（フルタイム）」のいずれかの要件も満たす者

をいう。

※2「みなし保育士及びみなし保育教諭」並びに「幼稚園型認定こども園で保育に従事する者で、保育士資格を有しないもの」を除く。

補助金交付の対象とする事業は、補助事業者の補助対象保育士等への給与（手当）の支払であり、補助金交付の対象とする経費は、当該給与（手当）のうち従前の給与（手当）に上乘せし、又は別途支払われる給与（手当）である。

(2) 補助金等の額（決算額）の推移

(単位：千円)

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
柏市の補助金等の額	－	271,300	391,495	436,419	483,882

(3) 監査の結果（指摘）又は意見

① 申請時の提出書類について（意見）

本補助金の申請は、対象月毎又は四半期毎となっている。提出時期をどちらにするかは各施設及び事業所（以下、「施設等」という。）が決定できる。ただし、提出時期を四半期毎にしても、その際に提出する資料は3ヶ月分であり、提出する資料の量は変わらない。以下に、令和2年度に定められた提出資料の一覧を示す。

No.	様式	提出書類	事前提出	初回申請時	2回目以降申請時
1	様式1	柏市保育士等処遇改善事業実施計画書	○ ※R2. 4. 30 までに		
2	様式2-①、②	補助金等交付申請書 兼実績報告書		○	○
3	様式3	補助金等交付申請書 兼実績報告書(別紙)		○	○
4		補助金等交付請求書		○	○
5		補助対象者の保育士 証等の写し (前年度の対象者で 変更がない場合は不 要)		新規申請者 分 (新園は全 員分)	新規申請者 分
6		補助対象者の雇用契		新規申請者	新規申請者

		約書又は労働条件通知書の写し (前年度の対象者で変更がない場合は不要)		分 (新園は全員分)	分
7		処遇改善対象者の賃金台帳の写し		○	○
8		勤務時間及び勤務日数が確認できる書類の写し (賃金台帳に記載のある場合は不要)		○	○
9		就業規則の写し (改訂等、提出時から変更があった場合)	○ (新園)	※	※
10		給与規程の写し (改訂等、提出時から変更があった場合)	○ (新園)	※	※
11		給与表(給与規程にない場合) (改訂等、提出時から変更があった場合)	○ (新園)	※	※

※ 変更があった場合は速やかに提出する。

(出典：令和2年度柏市保育士等処遇改善事業補助金申請にかかる提出書類一覧)

ここで、令和2年度において施設等が提出した資料について閲覧したところ、施設等によっては資料の量が非常に多く、資料を提出する施設等の負担もさることながら、これを受けてチェックする市の事務も相当に繁雑になっている事が想定された。特に、上表における「7 処遇改善対象者の賃金台帳の写し」と「8 勤務時間及び勤務日数が確認できる書類の写し」については、施設等によっては手書き台帳を全てコピーして提出している。これらの資料について補助対象者全員につき毎月分となっているため、資料が相当量に上ってしまう状態である。

この点は改善の余地があると考え。例えば、「7 処遇改善対象者の賃金台帳の写し」と

「8 勤務時間及び勤務日数が確認できる書類の写し」については、現状、多くの施設等が給与計算をシステム化しており、そのシステム帳票の表紙（サマリー）部分のみを提出している。無論、これには市が要求する賃金の支払事実と勤務時間及び勤務日数のデータが記載されているため、情報量としてはこれで十分である。未だ手書き台帳等を用いている施設等に対してもシステム化を促すのが良いと思われるが、そこまでできなくても、実際の給与支払においてこのサマリーの様な資料を作成しているはずである事から、これを工夫し加工して、市が要求する賃金の支払事実と勤務時間及び勤務日数のデータのみを提示してもらえば申請事務としての要件は足りるのではないかと考える。記載情報の誤謬や不正等については、数年に1回は必ず市の指導監査が入るため、その際に確認、検証する事で足りるであろう。

単純に施設等に提出してもらう資料の量を減らすということだけでなく、市の確認事務や資料の保管にかかるコストを減らす事も念頭において検討されたい。

## 1 1. 柏市特定教育・保育施設等運営費等補助金

### (1) 補助金の概要

No	項 目	
①	補助金等の名称	柏市特定教育・保育施設等運営費等補助金
②	所管課	保育運営課
③	補助等の目的	本市において特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所を運営する者に対し、特定教育・保育施設等運営費等補助金を交付する事により、教育・保育環境の整備を図り、もって本市の教育・保育の充実に資する事を目的とする。
④	事業の概要	下記複数の事業実施に際し要した費用の一部（又は全部）を補助する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設運営管理事業</li> <li>（・教育施設運営管理事業）</li> <li>・特別な支援に関する事業</li> <li>・予備保育士設置事業</li> <li>・病児保育事業（看護師等配置事業）</li> <li>・実費徴収に係る費用負担軽減事業</li> <li>・延長保育事業</li> </ul>
⑤	総合計画上の位置づけ	
	分 野	－

	政 策	—
	事 業 名	—
⑥	区分	事業費補助金
⑦	財源	■市単独 □国・県の制度関連（上乘せ□あり□なし）
⑧	根拠法令等の名称	・子ども子育て支援法 ・児童福祉法 ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 ・特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について
⑨	交付要綱等の名称	・子ども子育て支援交付金 ・柏市特定教育・保育施設等運営費等補助金交付要綱
⑩	補助開始年度	西暦1978年度（事業所内保育事業補助金は西暦2018年度）
⑪	補助終了予定年度	—
⑫	交付先名	特定教育・保育施設 約70施設 事業所内保育事業所：つじなか柏の葉保育園 ※令和3年度に保育所へ移行したため、令和3年度からは該当なし
⑬	補助額の算定方法	交付要綱に定められた方法による

上記の「④ 事業の概要」に記載した本補助金の対象となる各事業の対象施設と対象経費の詳細は次のとおりである。

対 象 施 設	対 象 経 費
1. 施設運営管理事業	
認定こども園、保育所、小規模保育事業、事業所内保育事業	施設の運営管理に要する経費のうち、社会福祉法人会計基準における次の費目（社会福祉法人以外の法人にあっては、これらに相当する費目）に該当するもの (1)人件費のうち法定福利費（15%を上限とする。） (2)事業費のうち給食費（15%を上限とする。）、保健衛生費、保育材料費及び保険料 (3)事務費のうち研修研究費、修繕費、業務委託費、土地・建物賃借料及び保守料

対象施設	対象経費
2. 教育・保育の総合的提供事業	
認定こども園	教育・保育の総合的提供に要する経費
3. 特別な支援に関する事業	
認定こども園、保育所、小規模保育事業（食物アレルギー児のみ）、事業所内保育事業（食物アレルギー児のみ）	次に掲げる乳幼児の区分に応じ、それぞれに定める経費 (1)支援が必要な児 ア 支援が必要とされる児童の受け入れに係る経費 イ 保育士等又は子育て支援員を配置するための経費 (2)食物アレルギー児 代替食の提供に係る経費
4. 予備保育士設置事業	
認定こども園、保育所、小規模保育事業、事業所内保育事業	予備保育士を2人（小規模保育事業及び事業所内保育事業は1人）まで配置するための経費。なお、常勤以外の者を対象とする場合は、常勤換算後の人数による。
5. 病児保育事業（看護師等配置事業）	
認定こども園、保育所、小規模保育事業、事業所内保育事業	次に掲げる経費 (1)看護師等の配置に係る経費 (2)「病児保育事業の実施について（平成27年7月17日雇児発0717第12号）」の別紙「病児保育事業実施要綱」における体調不良児対応型の実施に係る経費
6. 実費徴収に係る費用負担軽減事業	
認定こども園、保育所、小規模保育事業（延長保育のみ）、事業所内保育事業（延長保育のみ）	次に掲げる経費 (1)柏市立保育園条例施行規則（昭和53年柏市規則第21号。以下「保育園条例施行規則」という。）第8条に該当する世帯に属する乳幼児が利用した延長保育に係る保育料の減額又は免除に要する経費 (2)副食費実費徴収免除対象者に係る副食費の免除に要する経費 (3)主食費実費徴収免除対象者に係る主食費の免除に要する経費
7. 延長保育事業	
認定こども園、保育所、小規模保育事業、事業所内保育事業	「延長保育事業の実施について（平成27年7月17日雇児発0717第10号）」の別紙「延長保育事業実施要綱」に規定する事業の実施に要する経費

(2) 補助金等の額（決算額）の推移

(単位：千円)

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
柏市の補助金等の額	－	－	4,000	3,820	4,506

(3) 監査の結果（指摘）又は意見

① 収支差額と補助金額について（意見）

本補助金は、市の教育・保育環境の整備を図るために約 70 の特定教育・保育施設の運営を補助するものである。このような補助の目的に照らせば、行政の補助がなくても運営に支障を来さないであろう施設については、本補助金の支給は適切ではないと考えられる。

そこで、今般の監査では本補助金の支給先について任意のサンプルを抽出し、実績報告書に添付される「決算における資金収支計算書」を閲覧した。その結果、一部の施設について、補助金額を大きく超える収支差額を計上しているものが認められた。

市の補助交付以前に経済的な意味での持続可能性が担保されている施設に対しては、補助金の支給自体を控えるか、あるいは適正な補助金額について検討するべきである。

12. 保育ルーム等運営費補助金

(1) 補助金の概要

No	項 目	
①	補助金等の名称	保育ルーム等運営費助成金
②	所管課	保育運営課
③	補助等の目的	保育ルーム設置者における適正な保育の提供並びに保育施設の充実を図り、児童の福祉の向上に資する事を目的とする。
④	事業の概要	助成金を以下の 3 事業に分けて交付。 ① 保育の提供事業 ② 施設管理事業 ③ 職員健康診断事業
⑤	総合計画上の位置づけ	
	分 野	こども未来
	政 策	子どもの育ちと子育てを支える環境の充実
	事 業 名	幼児教育・保育の質の確保・向上
⑥	区分	事業費補助金



⑦	財源	■市単独 □国・県の制度関連（上乘せ□あり□なし）
⑧	根拠法令等の名称	柏市補助金等交付規則
⑨	交付要綱等の名称	柏市保育ルーム助成金交付要綱
⑩	補助開始年度	西暦 1988 年度
⑪	補助終了予定年度	—
⑫	交付先名	保育ルーム（令和 2 年度は、4 施設）
⑬	補助額の算定方法	下記参照

本補助金が対象とする事業、経費及びそれぞれの助成金の額は次のとおりである。

対象事業	対 象 経 費	助 成 金 の 額
保育の提供事業	左欄に掲げる事業に要する経費	対象経費の 10/10 の額。 ただし、1 か月あたり、次に掲げる額を合算して得た額を限度とする。 支給規則第 9 条第 2 項の規定による扶助費の支給の決定を受けた保護者に係る生後 57 日から 3 歳に達する日以後最初の 3 月 31 日までの児童のうち各月に当該保育ルームに在籍する児童の数に 5 千円を乗じて得た額
施設管理事業	左欄に掲げる事業に要する経費のうち、保育ルームに係る賃借料	対象経費の 10/10 の額。 ただし、1 か月あたり、次に掲げる額を合算して得た額を限度とする。 支給規則第 9 条第 2 項の規定による扶助費の支給の決定を受けた保護者に係る生後 57 日から 3 歳に達する日以後最初の 3 月 31 日までの児童のうち各月に当該保育ルームに在籍する児童の数に 5 千円を乗じて得た額
職員健康診断事業	保育ルームに従事する職員に対する健康診断の実施に要する経費	対象経費の 10/10 の額。 ただし、4 千 2 百円に健康診断を実施した職員の数に乗じて得た額を限度とする。

(2) 補助金等の額（決算額）の推移

(単位：千円)

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
柏市の補助金等の額	12,949	12,962	10,197	6,759	2,732

※補助団体数⇒H28 年度：8 園， H29 年度：8 園， H30 年度：8 園，  
R 元年度：7 園， R2 年度：4 園

※上記報告対象園：チャイルドホーム

(3) 監査の結果(指摘)又は意見

① 助成金の将来見通しについて(意見)

本助成金は、保育ルームの運営にかかる経費を助成するものであるが、「2. 補助金等の額(決算額)の推移」にも記載したとおり、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化が施行された事に伴い、当該制度の対象である3歳児から5歳児については扶助費適用外としたため、それに付随する助成金も無償化の対象年齢分は支給しないとした事で、補助額について減少傾向がはっきりしている。

保育ルームを対象とした補助金等には、「柏市保育ルーム委託乳幼児扶助費」(以下、「扶助費」という。)があり、こちらは保育ルームに乳幼児の保育を委託している保護者に対する扶助である。

現状、市内には、扶助費を受給している保護者が保育を委託している認可外保育施設(保育ルームを含む)が24園あり、そのうち4園が本助成金も受給している。

市では、本助成金を受給する保育ルームについて新規の募集は行っていないが、特に本助成金を廃止しようとは考えていない様である。しかし、扶助費という互換する制度があるのだから、本助成金の将来的な見通しについて廃止も含めて検討すべきと考える。

1 3. 柏市私立幼稚園等運営費等補助金

(1) 補助金の概要

No	項 目		
①	補助金等の名称		柏市私立幼稚園等運営費等補助金
②	所管課		保育運営課
③	補助等の目的		幼稚園教育の充実及び保護者の経済的負担の軽減を図る事を目的とする。
④	事業の概要		私立幼稚園又は協会等を運営するものに対し、補助をする。
⑤	総合計画上の位置づけ		
		分 野	—
		政 策	—
		事 業 名	—
⑥	区分		事業費補助金
⑦	財源		■市単独 □国・県の制度関連(上乘せ□あり□なし)

⑧	根拠法令等の名称	・学校教育法 ・子ども・子育て支援法
⑨	交付要綱等の名称	柏市私立幼稚園等運営費等補助金交付要綱
⑩	補助開始年度	西暦 1994 年度
⑪	補助終了予定年度	—
⑫	交付先名	私立幼稚園・協会等
⑬	補助額の算定方法	⑨の交付要綱による

本補助金の対象事業と対象経費は次のとおりである。

対 象 事 業	対 象 経 費
協会等実施事業	・協会等の情報提供に係る経費 ・私立幼稚園及び認定こども園の職員並びに保護者に対する研修の実施に係る経費
職員の研修に関する事業	・職員が参加した研修に係る経費
特別な支援に関する事業	・支援が必要とされる児の受入に係る経費 ・幼稚園教諭、保育士等を配置するための経費
預かり保育に関する事業	・8時間(教育時間を含む)を超えた預かり保育の実施に係る経費

協会等実施事業には「私立幼稚園及び認定こども園の情報提供」と「研修の実施」があり、下記の様な要件を満たすものである。なお、令和2年度の協会等実施事業は、柏市子育てアシスト協議会が実施している。

**【私立幼稚園及び認定こども園の情報提供】**

協会等のホームページにより協会等に所属する私立幼稚園及び認定こども園の情報及び子育てに資する情報の周知を図るとともに、問い合わせに対して答える事。

**【研修の実施】**

研修の内容は、私立幼稚園及び認定こども園の職員の資質向上や幼児教育の向上に資するもの、並びに保護者の子育て支援に資するものとする事。

(2) 補助金等の額(決算額)の推移

(単位：千円)

	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
柏市の補助金等の額	31,208	52,038	40,352	48,439	57,032

(3) 監査の結果(指摘)又は意見

① 決算書の入手について（意見）

本補助金は、幼稚園教育の充実及び保護者の経済的負担の軽減を図る事を目的として、申請のあった幼稚園の運営に対して補助を行うものである。この様な補助の目的に照らせば、行政の補助がなくても運営に支障を来さないであろう施設に対する本補助金の支給は適切ではないと考えられる。

一方、本補助金の要綱によると、実績報告書の添付書類の中に、いわゆる収支決算書といえる資料は記載されていない。その代わりに、「私立幼稚園又は協会等の当該年度の補助を受けた事業に係る実績報告書及び決算見込書」と記載されている。実際に市に提出されている資料を閲覧すると領収書等の原資証憑をもって当該資料としており、市はこれによりその支出内容の確認を行っている。

しかし、これでは補助金額が施設の収支に与える影響が不明確であり、市の補助なくとも施設の運営が可能かどうかを全体的に判断する事はできない。

従って、まずは施設を運営する法人等の収支決算書を入手する事を検討されたい。その上で個々の施設への補助の必要性について議論して欲しい。

**【環境部】**

＜北部クリーンセンター＞

14. 生活環境整備費補助金

(1) 補助金の概要

No	項 目		
①	補助金等の名称		生活環境整備費補助金
②	所管課		北部クリーンセンター
③	補助等の目的		ごみ処理施設の隣接地域における良好な生活環境の確保を図り、もって本市の公益の増進に寄与する事
④	事業の概要		隣接町会が行う各種事業を補助する事により、清掃工場の業務に対する理解と協力を深め、清掃工場の円滑な運営に資している。
⑤	総合計画上の位置づけ		
		分 野	環境・社会基盤
		政 策	環境負荷の低減
		事 業 名	清掃施設周辺整備等の推進
⑥	区分		町会活動費補助金
⑦	財源		■市単独 □国・県の制度関連（上乘せ□あり□

		なし)
⑧	根拠法令等の名称	—
⑨	交付要綱等の名称	柏市ごみ処理施設隣接町会等生活環境整備費補助金交付要綱
⑩	補助開始年度	西暦 2005 年度
⑪	補助終了予定年度	—
⑫	交付先名	船戸町会清掃工場対策委員会 山高野町会清掃工場対策委員会 前原不燃物埋立協議会
⑬	補助額の算定方法	対象経費の 10/10 以内の額

(2) 補助金等の額（決算額）の推移

(単位：千円)

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
柏市の補助金等の額	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000

(3) 事業の内容補足

生活環境整備費補助金を交付する事により、ごみ処理施設の隣接地域における良好な生活環境の確保を図り、もって柏市の公共の増進に寄与する事を目的としている。

船戸町会清掃工場対策委員会及び山高野町会清掃工場対策委員会とは「新清掃工場建設に関する覚書」により、助成金の交付を実施している。平成 17 年に助成金から補助金へ移行した。前原不燃物埋立協議会とは、「布施最終処分場の延命増設計画に係わる覚書」により補助金の交付を実施している。

(4) 監査の結果（指摘）又は意見

① 「領収書のない支出」について（指摘）

団体への支払いだったため領収書の交付を受けていない支払いを 9 件確認した。実績報告書には対象経費の支払いを証明する領収書やレシート、通帳の写し等を添付する必要がある。

② 「町会に加入していない市民」について（意見）

交付先 3 団体の会則には、それぞれ会員や構成員について次の様な記載がある。

(船戸町会清掃工場対策委員会 会則)

<p>(会員)</p> <p>第四条</p> <p>本会の会員は、船戸町会に属する者をもって構成する。</p>
---

(山高野町会清掃工場対策委員会 会則)

第4条 会員

本会の会員は、山高野町会に属する者を以って構成する。

(前原不燃物埋立協議会規約)

(構成) 第2条 (1) 本協議会の会員は、町会員をもって構成する。

柏市の令和元年度の町会、自治会、区へ加入している世帯は約66%であり、加入率は年々減少傾向にある。上記の会則によると、交付3団体の会員は各々の町会員となっている。会員を居住している者に改定したり、又は町会員でない市民が対象事業に気軽に参加できるよう広報活動を行ったりして町会に加入していない市民が不利益を被る事が無い様に要望する。

③ 「対象事業及び対象経費」について (意見)

(柏市ごみ処理施設隣接町会等生活環境整備費補助金交付要綱 別表 (第3条第1項))

対 象 事 業	対 象 経 費
ごみ・環境問題調査研究事業	左欄に掲げる事業に要する経費のうち、先進清掃施設の視察等に要するもの
環境問題学習事業	左欄に掲げる事業に要する経費のうち、講演会の開催、設備の購入等に要するもの
ごみ処理施設運転監査事業	左欄に掲げる事業に要する経費のうち、会議等に要するもの
集会施設等維持営繕事業	隣接町会等が所有する集会施設その他これに類する施設に係る維持又は営繕に要する経費
隣接町会等生活環境整備事業	左欄に掲げる事業に要する経費のうち、植栽、清掃、環境美化等に要するもの
隣接町会等公益事業	隣接町会等が主催する公益性のある環境関連事業に要する経費のうち、市長が必要と認めるもの

(船戸町会清掃工場対策委員会 会則)

(主な事業)

第三条

主な事業は、次の各号に掲げるものとする。

- 1、清掃工場関係の研修、視察に関する事。

- 2、健康増進に関する事。
- 3、町内交流に関する事。
- 4、その他

(山高野町会清掃工場対策委員会 会則)

- 第3条 主な事業
- 主な事業の内容は次の各行に掲げるものとする。
- 1. 清掃工場関係の研修、視察に関する事。
  - 2. 健康増進に関する事。
  - 3. 町内交流に関する事。
  - 4. その他

(前原不燃物埋立協議会規約)

(目的) 第1条 この協議会は、市の最終処分場の設置、管理運営及び廃止等に係る計画書に対し地元意見の検討取りまとめを行い地域の環境保全に寄与する事を目的とする。

柏市ごみ処理施設隣接町会等生活環境整備費補助金は対象事業の対象経費について交付される。交付先団体の事業は当該補助金の対象事業と必ずしもリンクしないものも含まれている。特に、子ども会、老人会、町会への助成金や負担金として金銭の支出はその原資が補助金であるため好ましくない。支出先である子ども会等が対象事業である環境関連事業を行っているのであれば直接経費を支出し実績報告書により報告する事を要望する。

<南部クリーンセンター>

15. 生活環境整備費補助金

(1) 補助金の概要

No	項 目	
①	補助金等の名称	生活環境整備費補助金
②	所管課	南部クリーンセンター
③	補助等の目的	ごみ処理施設の隣接地域における良好な生活環境の確保を図り、もって本市の公益の増進に寄与する事
④	事業の概要	柏市第二清掃工場に隣接する周辺5町会（新栄町

		町会、桜ヶ丘町会、逆井町会、南増尾町会、ファミリーハイツ逆井自治会)の環境に係る事業・経費に対し、補助を行っている。
⑤	総合計画上の位置づけ	
	分野	環境・社会基盤
	政策	環境負荷の低減
	事業名	清掃施設周辺整備等の推進
⑥	区分	町会活動費補助金
⑦	財源	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独 <input type="checkbox"/> 国・県の制度関連(上乘せ <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし)
⑧	根拠法令等の名称	—
⑨	交付要綱等の名称	柏市ごみ処理施設隣接町会等生活環境整備費補助金交付要綱
⑩	補助開始年度	西暦 2005 年度
⑪	補助終了予定年度	—
⑫	交付先名	新栄町町会、桜ヶ丘町会、逆井町会、南増尾町会、ファミリーハイツ逆井自治会
⑬	補助額の算定方法	対象経費の 10/10 以内の額(各町会上限 100 万円)

(2) 補助金等の額(決算額)の推移

(単位:千円)

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
柏市の補助金等の額	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000

(3) 事業の内容補足

生活環境整備費補助金を交付する事により、ごみ処理施設の隣接地域における良好な生活環境の確保を図り、もって柏市の公共の増進に寄与する事を目的としている。

建設当時締結した隣接町会等との協定書に基づき、各町会の運営に対する補助を実施している。

交付先名	協定書
新栄町町会	第二清掃工場建設に関する協定書
柏市南増尾桜ヶ丘町会 同町会第二清掃工場対策委員会	第二清掃工場建設及び緑住リフレッシュ拠点整備に関する協定書
逆井町会	柏市第二清掃工場建設に関する協定書



逆井町会柏市第二清掃工場対策委員会	
南増尾町会	第二清掃工場建設に関する協定書
ファミリーハイツ逆井自治会	第二清掃工場建設及び緑住リフレッシュ拠点整備に関する協定書
第二清掃工場隣接町会対策連絡会議 (逆井町会、南増尾町会、新栄町町会)	柏市第二清掃工場建設に関する協定書

又、南部クリーンセンターは主に旧柏地域の南部地区を中心に家庭ごみ（可燃・不燃・容器包装プラスチック）の収集運搬業務と第二清掃工場（可燃ごみ）の運営管理業務及び第二最終処分場の維持管理業務を行っている。

#### （４） 監査の結果（指摘）又は意見

##### ① 「町会に加入していない市民」について（意見）

柏市の令和元年度の町会、自治会、区への加入率は年々減少傾向にあり、加入している世帯は約 66%と市内の 1/3 の世帯が加入していない。補助金の便益を受ける市民が町会員に限定されてはならず、町会員でない市民が対象事業に気軽に参加できる様に広報活動を行う等、町会に加入していない市民が不利益を被る事が無い様に要望する。

##### ② 「対象事業及び対象経費」について（意見）

（柏市ごみ処理施設隣接町会等生活環境整備費補助金交付要綱 別表（第 3 条第 1 項））

対 象 事 業	対 象 経 費
ごみ・環境問題調査研究事業	左欄に掲げる事業に要する経費のうち、先進清掃施設の視察等に要するもの
環境問題学習事業	左欄に掲げる事業に要する経費のうち、講演会の開催、設備の購入等に要するもの
ごみ処理施設運転監査事業	左欄に掲げる事業に要する経費のうち、会議等に要するもの
集会施設等維持営繕事業	隣接町会等が所有する集会施設その他これに類する施設に係る維持又は営繕に要する経費
隣接町会等生活環境整備事業	左欄に掲げる事業に要する経費のうち、植栽、清掃、環境美化等に要するもの
隣接町会等公益事業	隣接町会等が主催する公益性のある環境関連事業に要する経費のうち、市長が必要と認めるもの

柏市ごみ処理施設隣接町会等生活環境整備費補助金は対象事業の対象経費について交付される。この対象事業及び対象経費が具体的に何を指しているのか解りづらく、解釈の仕方によっては広範囲となってしまう。又、各交付先団体も独自に解釈する可能性がある。交付先の市民と話し合いを重ね、市民に寄り添う具体的な項目となるよう改定する事を要望する。

## <環境政策課>

### 16. 柏市合併処理浄化槽設置奨励補助金

#### (1) 補助金の概要

No	項目	
①	補助金等の名称	柏市合併処理浄化槽設置奨励補助金
②	所管課	環境政策課
③	補助等の目的	くみ取り又は単独浄化槽から処理能力の高い合併処理浄化槽へ転換する事により、生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止に資する事
④	事業の概要	くみ取り便所及び単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換を行う者に対し、柏市合併処理浄化槽設置奨励補助金を交付する
⑤	総合計画上の位置づけ	
	分野	環境・社会基盤
	政策	環境負荷の低減
	事業名	合併処理浄化槽設置普及事業
⑥	区分	補助金
⑦	財源	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独 <input type="checkbox"/> 国・県の制度関連(上乘せ <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし)
⑧	根拠法令等の名称	柏市補助金等交付規則
⑨	交付要綱等の名称	柏市合併処理浄化槽設置奨励補助金交付要綱
⑩	補助開始年度	西暦 2012 年度
⑪	補助終了予定年度	—
⑫	交付先名	市民
⑬	補助額の算定方法	※以下参照

※ 補助額の算定方法

設備の種類	補助対象経費	補助金の額※
合併処理浄化槽	浄化槽本体費用及び本体の設置に必要な工事費用	(1) 合併処理浄化槽，高度処理型の合併処理浄化槽 5人槽：332,000円 6～7人槽：414,000円 8～10人槽：548,000円 (2) 窒素又はりん除去能力を有する高度処理型の合併処理浄化槽 5人槽：384,000円 6～7人槽：462,000円 8～10人槽：585,000円 (3) 高度窒素除去能力を有する高度処理型の合併処理浄化槽 5人槽：474,000円 6～7人槽：615,000円 8～10人槽：723,000円 (4) BOD 除去能力に関する高度処理型の合併処理浄化槽 5人槽：489,000円 6～7人槽：652,000円 8～10人槽：903,000円 (5) 窒素及びりん除去能力を有する高度処理型の合併処理浄化槽 5人槽：528,000円 6～7人槽：693,000円 8～10人槽：963,000円
宅内配管	合併処理浄化槽への流入管の設置，合併処理浄化槽への流入，合併処理浄化槽からの放流に必要な弁の設置及び合併処理浄化槽から住居の敷地に隣接する側溝までの放流管の設置に係る工事費用	(1) 単独浄化槽からの転換に係るもの 300,000円 (2) くみ取り転換に係るもの 200,000円

(2) 補助金等の額（決算額）の推移

(単位：千円)

	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
柏市の補助金等の額	1,706	1,908	930	1,478	4,352

(3) 事業の内容補足

下水道認可区域以外から排出される生活排水を処理能力の高い合併処理浄化槽で処理する事により、公共用水域の水質を改善する。令和2年度末における柏市の浄化槽人口の割合は9.5%である。又、単独浄化槽の設置率が設置状況全体の71.6%と高く、合併処理浄化槽への転換補助事業は必要である。

(令和2年度末)

柏市住民基本台帳人口		429,567人
浄化槽人口		40,808人
設置状況	単独浄化槽	17,027基
	合併処理浄化槽	6,744基

(4) 監査の結果（指摘）又は意見

① 「資金計画書及び収支決算書の書式」について（意見）

資金計画書及び収支決算書は下記の書式となっている。

資金計画書		収支決算書	
(単位：千円)		(単位：千円)	
1	支出内訳	1	支出内訳
	①合併処理浄化槽本体 .....円		①合併処理浄化槽本体 .....円
	②管材及び工事費（一式）.....円		②管材及び工事費（一式）.....円
	③消費税 .....円		③消費税 .....円
	④合計 .....円		④合計 .....円
2	資金内訳	2	資金内訳
	①自己資金 .....円		①自己資金 .....円
	②補助金 .....円		②補助金 .....円
	③合計 .....円		③合計 .....円

この書式では簡略化しすぎていて何を確認するための書類なのかわかりづらい。

「支出内訳」は対象経費と対象経費外とを区別して記載し、何が対象経費となるか明確に記す。又、「資金内訳」は自己資金以外に考えられるのであれば記載欄を設けるとわかりやすい。補助金額についても明細を記載する等わかりやすく収支が把握できる書式に改正する事を要望する。

## 17. 柏市エコハウス促進総合補助金

### (1) 補助金の概要

No	項 目	
①	補助金等の名称	柏市エコハウス促進総合補助金
②	所管課	環境政策課
③	補助等の目的	エネルギー利用の効率化・最適化を実現する住宅のエコハウス化の普及拡大を図り、もって地球温暖化の防止並びに家庭におけるエネルギーの安定確保に資する事
④	事業の概要	住宅用省エネルギー設備を設置する者、あるいは住宅の窓をエコ窓に改修する者に対し、柏市エコハウス促進総合補助金を交付する
⑤	総合計画上の位置づけ	
	分 野	環境・社会基盤
	政 策	環境負荷の低減
	事 業 名	省エネルギーの推進, 再生可能エネルギーの普及促進
⑥	区分	補助金
⑦	財源	■市単独 ■国・県の制度関連(上乘せ■あり□なし)
⑧	根拠法令等の名称	柏市補助金等交付規則
⑨	交付要綱等の名称	柏市エコハウス促進総合補助金交付要綱
⑩	補助開始年度	西暦 2013 年度
⑪	補助終了予定年度	—
⑫	交付先名	市民
⑬	補助額の算定方法	※以下参照

⑬ 補助額の算定方法

設備の種類	補助対象経費	補助金の額※
エコ窓	設備本体（ガラス，窓）及び高断熱窓の設置と不可分の工事費（窓・ガラスの取付け費，内窓取付け時に必要な額縁・ふかし枠等の費用，仮設足場費，既存設備の解体撤去費等） ※網戸，雨戸等の窓付属部材費は対象経費に含まない。	補助対象経費の 1/4 上限 80,000 円
太陽光発電設備	太陽電池モジュール，架台，パワーコンディショナー（インバータ・保護装置），その他付属機器（計測・表示装置，接続箱，直流側開閉器，交流側開閉器等）の購入費，工事費（据付・配線工事等）	(1) 定置用リチウムイオン蓄電システム又はエネルギー管理システム（H E M S）が設置されている場合 単価 20,000 円/k W 上限 90,000 円 (2) 太陽光発電設備を単独で設置をする場合 単価 15,000 円/k W 上限 60,000 円
家庭用燃料電池システム （エネファーム）	設備本体（燃料電池ユニット，貯湯ユニット等）及び付属品（給湯器，リモコン等）の購入費，工事費（据付・配線・配管工事等）	上限 50,000 円
定置用リチウムイオン蓄電システム	設備本体（蓄電池部，電力変換装置，蓄電システム制御装置等）及び付属品（計測・表示装置，キュービクル等）の購入費，工事費（据付・配線工事等）	上限 100,000 円
太陽熱利用システム	設備本体（集熱器，蓄熱槽等），架台，その他の付属機器（集熱配管，リモコン等）の購入費，工事費（据付・配線・配管工事等）	上限 50,000 円

(2) 補助金等の額（決算額）の推移

(単位：千円)

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
柏市の補助金等の額	37,315	35,023	37,991	37,999	35,077

(3) 事業の内容補足

柏市第五次総合計画を上位計画として、まちづくりの考え方、方向性を共有し、環境面からまちづくりを推進するものとして「柏市環境基本計画」がある。その関連計画として「柏市地球温暖化対策計画」があり、当該補助金はその中の目的達成に向けた具体的な取り組みの一つである。

令和2年度の対象設備の予算及び実績は下記のとおりである。

(単位：件・千円)

区 分	R2 年度予算				R2 年度実績				
	件数	金額	県補助	一般財源	件数	金額	県補助	一般財源	
エコ窓改修	80	6,400	800	5,600	73	4,633	800	3,833	
太陽光	併設	91	8,210	6,210	2,000	102	7,917	6,210	1,707
	単独	30	1,800	0	1,800	32	1,777	0	1,777
エネファーム	100	5,000	5,000	0	55	2,750	2,750	0	
蓄電池	137	13,700	9,300	4,400	180	18,000	11,600	6,400	
太陽熱利用	1	50	50	0	0	0	0	0	
計	439	35,160	21,360	13,800	442	35,077	21,360	13,717	

(4) 監査の結果（指摘）又は意見

該当なし。

<廃棄物政策課>

18. 生ごみ処理容器等購入費補助金

(1) 補助金の概要

No	項 目	
①	補助金等の名称	生ごみ処理容器等購入費補助金

②	所管課	廃棄物政策課
③	補助等の目的	一般家庭等からの廃棄物の排出の抑制を図り、本市における廃棄物の減量に資する事
④	事業の概要	一般家庭及び町会、自治会等の集会施設から排出される生ごみを減量するために生ごみ処理容器等を購入して設置するものに対し、補助金を交付している。
⑤	総合計画上の位置づけ	
	分野	環境・社会基盤
	政策	環境負荷の低減
	事業名	ごみ（一般廃棄物）の排出抑制
⑥	区分	購入費補助金
⑦	財源	■市単独 □国・県の制度関連（上乘せ□あり□なし）
⑧	根拠法令等の名称	－
⑨	交付要綱等の名称	柏市生ごみ処理容器等購入費補助金交付要綱
⑩	補助開始年度	西暦 1990 年度
⑪	補助終了予定年度	－
⑫	交付先名	全て市民個人へ交付をしている。
⑬	補助額の算定方法	・コンポスト・EM 菌等の微生物を利用した生ごみ処理容器：1 基あたり、本体購入価格の 1/2 に相当する額（10 円未満は切り捨て） ・機械式生ごみ処理機：1 基あたり、本体購入価格の 1/3 に相当する額（10 円未満は切り捨て） ※1 世帯又は 1 集会施設あたり、1 年度につき 10,000 円が限度。

(2) 補助金等の額（決算額）の推移

(単位：千円)

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
柏市の補助金等の額	503	578	531	465	627

(3) 事業の内容補足

① 生ごみ処理容器等購入補助制度

ア. 制度概要

家庭等から出される生ごみの減量・資源化を促進するため、生ごみ処理容器等の購入費



の一部を補助する。

イ. 対象者

- ・市内に住民票があり、市税の滞納のない方
- ・集会施設を持つ町会・自治会

ウ. 容器の種類ごとの補助金の額等

容器等の種類	補助金の額	機能	価格
コンポスト	購入価格の 1/2	土中の微生物の働きで生ごみを堆肥化	3 千円～1 万 2 千円
EM 菌等の微生物を利用した生ごみ処理容器	購入価格の 1/2	微生物のボカシ等を振りかけて発酵し土の中で堆肥化	1 千 5 百円～6 千円
機械式の生ごみ処理容器	購入価格の 1/3	バイオ式、乾燥式	3 万円～1 3 万円

エ. 購入方法、補助金の申請方法

- a 指定販売店で購入 → 指定販売店が補助金申請を代行
- b 指定販売店以外で購入 → 個人等が市役所で手続き

② 過去 5 年間の利用状況

年度	機械式			コンポスト			EM容器			合計		
	世帯数	基数	補助額	世帯数	基数	補助額	世帯数	基数	補助額	世帯数	基数	補助額
H 2 8	41	41	399,730	16	19	83,750	14	21	20,410	71	81	503,890
H 2 9	48	48	454,150	22	25	116,230	7	8	8,520	75	79	578,900
H 3 0	58	58	479,030	9	9	33,200	13	17	19,530	80	84	531,760
R1	44	44	359,710	22	25	88,630	10	15	17,590	76	84	465,930
R2	70	70	548,330	16	20	69,130	5	7	9,880	91	97	627,340

③ 近隣の他市町村での利用数

※ 令和 2 年度他市町村補助申請実績

松戸市	コンポスト 23 基, EM容器 16 基, 機械式 141 基 計 180 基
市川市	コンポスト 24 基, EM容器 16 基, ミニ・キエーロ 1 基 計 41 基
船橋市	コンポスト・EM容器 56 基

(4) 監査の結果(指摘)又は意見

該当なし

【経済産業部】

<農政課>

19. 水稲病虫害防除事業補助金

(1) 補助金の概要

No	項 目		
①	補助金等の名称	水稲病虫害防除事業補助金	
②	所管課	農政課	
③	補助等の目的	農作物を病虫害の被害から守り，良質な米の安定した生産に寄与する。	
④	事業の概要	地元農業者と協働して，毎年7月頃に無人ヘリコプターを利用した病虫害の一斉防除を実施している。	
⑤	総合計画上の位置付け	分 野	経済・活力
		施 策	魅力ある産業の活躍
		事業名	営農環境と社会的機能の維持
⑥	区分	事業費補助金	
⑦	財源	■市単独 □国・県の制度関連（上乘せ□あり□なし）	
⑧	根拠法令等の名称	－	
⑨	交付要綱等の名称	柏市農業振興補助金交付規則	
⑩	補助開始年度	西暦 1961 年度 ※協会設立年度	
⑪	補助終了予定年度	－	
⑫	交付先名	柏市植物防疫協会	
⑬	補助額の算定方法	補助対象経費（薬剤購入費・散布委託費・その他散布事業に要する経費）の 1/2 以内の額 下記別表のとおり	

別表

補助金の種類	補助金交付対象事業	補助対象経費	補助率等(限度額)
水稲病虫害防除事業	水稲病虫害防除農薬散布事業	薬剤購入費 散布委託費 その他散布事業に要する経費	補助対象経費の 1/2 以内の額

(2) 補助金等の額（決算額）の推移事業の説明

(単位：千円)

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
--	--------	--------	--------	-------	-------

柏市の補助金等の額	11,100	11,100	6,100	10,500	15,400
-----------	--------	--------	-------	--------	--------

(3) 事業の内容補足

① 柏市農業振興補助金交付規則（以下において「農業振興規則」と呼称する）の概要について

ア. 規則の制定経緯について

昭和34年9月3日に制定された。以後何回か改訂されているが、最終改定は平成17年3月28日より施行されている。

イ. 同規則により、令和2年度の柏市農業振興補助金の種類等については、「柏市告示228号により以下の様に定められ（令和2年5月20日）、令和2年4月1日から適用されている。以下は上記告示の抜粋である。

種類	補助金	補助対象経費（概要）	補助率等（限度額）
環境保全農業事業	園芸用廃プラスチックの適正処理事業補助金	千葉園芸プラスチック加工(株)で再生処理等に要する諸経費	処理量に1kgあたりの処理単価（市及び県負担分）を乗じた額
	環境保全型農業直接支援対策事業補助金	別途の要綱に規定する地球温暖化防止等に効果の高い営農活動に要する経費	対象経費の10アールあたり6千円を乗じた額
園芸振興等事業	耕作放棄地の園芸生産拡大支援事業補助金	別途の要綱 別表1に規定する経費	補助対象経費の1/3から2/3以内の額
	耕作放棄地の再生・利用を図る再生作業補助金	上記に同じ	補助対象経費の1/2から3/4以内の額
農業研究団体事業	淡水魚貝類種苗放流事業補助金	種苗の放流に要する経費	補助対象経費の3/10以内の額
病虫害防除事業	水稻病虫害防除農薬散布事業補助金	薬剤購入費、散布委託費その他に要する経費	補助対象経費の1/2以内の額
その他市長が認める事業	あけぼの山農業公園補助事業及び南部市民農園補助事業	市長が認める経費	補助金交付対象事業の1㎡あたり100円を乗じた額

水田農業構造改革 対策事業補助金	①転作奨励金 ②飼料用米等拡大支 援事業補助金交付要 綱別表に規定する経 費	転作面積に対し予算 の範囲内の額
経営所得安定対策 等推進事業補助金	別途の交付要綱に規 定する経費	補助対象経費のうち 予算の範囲内の額
農業経営多角化支 援事業補助金	別途の要綱別表に規 定する経費	補助対象経費の 1/2 以内となる額
機構集積協力金交 付事業補助金	別途の交付要綱第 2 の 1 及び別表 2 に規 定する協力金	補助対象経費のうち 予算の範囲内の額
強い農業・担い手 づくり総合支援事 業補助金	別途の交付要綱に規 定する経費	補助対象経費の 9/10 以内に相当す る額

② 柏市農業振興補助金（水稲病虫害防除事業）について

柏市農業振興補助金（水稲病虫害防除事業）（以下、「水稲病虫害防除補助金」と呼称する）について事業概要を補足する。

ア. 交付先：柏市植物防疫協会（柏市役所本庁舎内）

事務局は柏市が担っている。

イ. 補助対象経費：一般指導事業費、農薬購入費、無人ヘリコプターによる散布費、作業従事者経費、危被害防止対策経費

ウ. 対象経費：主としてヘリコプターの燃料費等の価格上昇等で増加傾向にある。

エ. 継続すべき理由：農業従事者の高齢化や後継者不足もあり、集団散布による農作業の効率化は効果が大きい。

（４） 監査の結果（指摘）又は意見

① 補助金金額の交付額の見直しについて（意見）

令和２年度は前年度と比較すると柏市の補助金の増加金額と比較して農家負担金の増加金額は僅少であり、又、年度末の繰越金は前年度末と比較して増加している。今後において「①」で述べた様に要綱を設置して、農家の負担関係についてもより適切なものとなる様に交付額についても見直しを検討する必要があると思われる。

## 20. 柏市産地振興支援事業補助金

### (1) 補助金の概要

No	項目		
①	補助金等の名称	柏市産地振興支援事業補助金	
②	所管課	農政課	
③	補助等の目的	柏市の農業の産地振興を図るため	
④	事業の概要	昨今、生産農家の高齢化の進展、農産物価格の低迷など様々な要因により産地構造が脆弱化している。このため、国・千葉県では、「産地パワーアップ事業」「輝けちばの園芸次世代産地整備支援事業補助金」等により園芸用施設・機械等の支援を行っているが、国・県の要件では、柏市の都市農業の形態に合わない農業者や農業者団体等の取組みが多くある。そこで、柏市では、国・県の要件を満たしていなくとも、市の農業振興に寄与する取組みや計画的な取組に対し支援を行い、産地の活性化に向けた育成を図る。	
⑤	総合計画上の位置づけ		
	3	分野	経済・活力
	2	政策	魅力ある産業の活躍
	3	事業名	地域で支える持続可能な農業づくり
⑥	区分	事業費補助金	
⑦	財源	■市単独 □国・県の制度関連（上乘せ□あり□なし）	
⑧	根拠法令等の名称	－	
⑨	交付要綱等の名称	柏市産地振興支援事業補助金要綱	
⑩	補助開始年度	西暦 2018 年度	
⑪	補助終了予定年度	－	
⑫	交付先名	農業協同組合（農業協同組合に属する生産部会等の団体に属する認定農業者）	
⑬	補助額の算定方法	・対象経費の 3/10 以内の額 ・大型農業機械購入（100 万円以上）支援事業にあっては 20 万円（定額）	

別表

対象事業	対象経費	補助金の額
農業用資材購入支援事業	農業に要する段ボール、米袋、トンネル資材、マルチシートその他の包装資材、出荷資材及び被覆資材	対象経費の3/10以内の額
施設園芸再整備事業	既存の農業用ハウスにおいて、施設の更新にかかる経費	対象経費の3/10以内の額。ただし、1件当たり100万円を限度とする
農業用機械等購入支援事業	10万円以上100万円未満の農業用機械の購入に係る経費	対象経費の3/10以内の額
大型農業機械購入支援事業	100万円以上のトラクター、コンバイン及び田植え機の購入に係る経費	20万円

(2) 補助金等の額（決算額）の推移

(単位：千円)

	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
柏市の補助金等の額	—	—	7,933	9,424	11,058

(3) 事業の内容補足

① 本補助金の対象者について

本補助金の交付要綱第2条第1項において、「本補助金の交付を受ける事ができる者は、農業協同組合に属する生産部会等の団体（柏市から認定を受けた認定農業者であって、柏市に住所又は事業所を有する者に限る。）とする。」とされており、意欲のある農業者等に活用機会を実質的に限定している。

(4) 監査の結果（指摘）又は意見

① 本補助金の対象者の再検討について（意見）

前述のとおり、本補助金の対象者については、下記の要件を設けている。

- 1) 柏市から認定を受けた認定農業者
- 2) 柏市に住所又は事業所を有する者
- 3) 農業協同組合が設置する生産部会等に所属する者

本補助金は、農業者個人の経常経費や設備投資の一部を補助金により補填する性格であ

り、受益者が担う公益性（本補助金の場合には、将来の柏市における農業の中核的役割を担う事が期待される）が高い農業者に対象者を実質的に限定するのは望ましい制度設計と考える。

ただし、上記要件の「3）農業協同組合が設置する生産部会等に所属する者」については、農協を利用しない農家も増加している中、当該要件の必要性について検討される事が望まれる。

## 2.1. ふるさと体験農園事業補助金

### (1) 補助金の概要

No	項 目	
①	補助金等の名称	ふるさと体験農園事業補助金
②	所管課	農政課
③	補助等の目的	農地を活用して、市民に農業体験の場を提供し、農業理解と農業振興をもって地域の活性化を促す事。
④	事業の概要	農地約 5.5ha に体験農園及びチューリップ畑の開放など市民に農業体験の場を提供する。
⑤	総合計画上の位置づけ	
	分 野	経済・活力
	政 策	魅力ある産業の活躍
	事 業 名	地域で支える持続可能な農業づくり
⑥	区分	事業費補助金
⑦	財源	■市単独 □国・県の制度関連（上乘せ□あり□なし）
⑧	根拠法令等の名称	－
⑨	交付要綱等の名称	柏市農業振興補助金交付規則
⑩	補助開始年度	西暦 1994 年度
⑪	補助終了予定年度	－
⑫	交付先名	富勢地区ふるさと農園営農組合
⑬	補助額の算定方法	体験農園及びチューリップ畑等の農業体験の場として維持管理運営する農地 1 m <sup>2</sup> につき 100 円

別表

交付団体	対象事業	対象経費	限度額
富勢地区ふるさと農園営農組合	あけぼの山農業公園及び南部市民農園補助事業	市長が認める経費	補助金交付対象事業（補助対象経費の部分に限る。）の1㎡の面積に100円を乗じて得た額以内の額

(2) 補助金等の額（決算額）の推移

(単位：千円)

	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
柏市の補助金等の額	5,456	5,456	5,456	5,456	5,456

(3) 事業の内容補足

① 事業を開始した経緯

柏市民の中に地域の農業や自然等を体験し、これに親しもうという動きがあり、農業体験を通して、市民に農業への理解と余暇時間の有効活用を図り、都市農業の振興と地域の活性化を図るために開始された。

② 事業の現状

あけぼの山農業公園及び付帯農地における、花畑の植栽や田植え、稲刈り、芋掘り体験学習の場として活用されている。春と秋に開催されるイベントには多くの来園者が訪れている。

③ 課題

より多くの来客に繋げる様農業体験の場の更なる充実が必要と考えられている。

補助金の積算が、土地に対する地代の積算となっており、補助としての妥当性があるのが課題である。

④ 交付実績について

令和2年度における収支内訳書は以下のとおりである。

(単位：千円)

収入の部

区 分	決 算 額
市補助金	5,456



計	5,456
---	-------

支出の部

区 分	決 算 額
地代	5,456
計	5,456

#### (4) 監査の結果（指摘）又は意見

##### ① 交付先の決算書への農政課の確認手続きについて（意見）

交付先である富勢地区ふるさと農園営農組合（以下において「営農組合」と呼称する）の令和2年度の決算書は入手されているが、例えば流動資産や流動負債の勘定科目について令和3年3月末の残高が決算書全体の数字（規模など）と比較すると多額であるため、柏市ではその内容について、調査・確認を慎重に行う必要がある。

今後は、決算書を手入するだけでなく、交付している補助金の妥当性を確かめるため、又、補助金の見直しのために、その内容等必要に応じ、交付団体の財政状況を確認されたい。

##### ② 補助金の見直しと交付先の決算書の改善について（意見）

営農組合の令和2年度の決算内容を見ると、営農組合自体の収益事業と、あけぼの山農業公園の付帯設備に係る公益事業について、損益計算書において明確な区分がなく、各事業に係る経費についても明確に区分されていないので、それぞれの事業収支が適切に把握されていない。

あけぼの山農業公園の付帯設備としての体験農場は、当初より柏市と営農組合が農園設立に関与している経緯もあり補助金について一方的な見直しは困難であると考えます。

ただし、あけぼの山農業公園の経営方式について民間の管理手法を取り入れる計画等もあり、今後体験農場についてもどの様に維持等を行って行くのかを検討する等も必要と思われ、そのためには営農組合の損益計算書等の財務資料を事業収支が分かりやすい必要に応じた作成する様に助言を行う必要がある。

##### ③ 営農組合の財政状態からみた補助金の見直しの必要性について（意見）

営農組合の決算書を見るに、令和3年3月末現在の現金及び預金の残高金額は多額であり、補助金の1年分の実績交付金額を超えている。又、②で述べた様に、令和2年度の1年間の損益を見ると、補助対象の業務とそれ以外の業務の損益が明確に判るものはない。

このため、補助金の交付が適切なのを見極める事が難しくなっている。

補助金の妥当性や見直しを行うためにも、補助対象業務の損益が把握できる様に努められたい。

## 2.2. 地産地消推進負担金

### (1) 補助金の概要

No	項 目	
①	補助金等の名称	地産地消推進負担金
②	所管課	農政課
③	補助等の目的	柏市内の「農」と「食」に関係する機関及び団体が協働で、柏産農産物を積極的にPRし、都市近郊型農業としての柏ブランド構築に努め、地産地消を推進する事
④	事業の概要	(1) 柏産農産物の地産地消の推進活動の展開 (2) 柏産農産物のブランド構築推進活動の展開 (3) 農産物安全情報の収集・提供及び啓発活動 (4) その他委員会の目的達成に必要な活動の展開
⑤	総合計画上の位置づけ	
	分 野	経済・活力
	政 策	魅力ある産業の活躍
	事 業 名	地域で支える持続可能な農業づくり
⑥	区分	負担金
⑦	財源	■市単独 □国・県の制度関連（上乘せ□あり□なし）
⑧	根拠法令等の名称	—
⑨	交付要綱等の名称	—
⑩	補助開始年度	西暦 2011 年度
⑪	補助終了予定年度	—
⑫	交付先名	アグリ・コミュニケーションかしわ委員会
⑬	補助額の算定方法	定額

### (2) 補助金等の額（決算額）の推移

(単位：千円)

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
柏市の補助金等の額	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000

### (3) 事業の内容補足

① アグリ・コミュニケーションかしわ委員会の活動内容について

アグリ・コミュニケーションかしわ委員会は、柏市内の「農」と「食」に関する機関及び団体が協働で、柏産農産物を積極的にPRし、都市近郊型農業としての柏ブランド構築に努め、地産地消を推進する事を目的とした団体である。本委員会は柏市内の生産者、農業団体、商工業団体、柏市及び専門研究者等から組織され、柏市に事務局が設置されている。

本委員会の主な活動実績は下表のとおりである。

項 目	概 要
柏産農産物 PR 活動	
YouTube 配信	柏産農産物や柏の魅力的な農家を動画で紹介
全国ねぎサミット	農業者・商業者と協力して全国ねぎサミットに参加し、柏産ねぎをPR
農家ツアー	学校給食栄養士・教員を対象に、農家や直売所を訪問するツアーを実施
情報発信	
農業学習用パンフレット	柏市のお米、柏市の三大野菜である「かぶ・ねぎ・ほうれん草」、柏市の三大フルーツである「いちご・梨・ブルーベリー」について学べるパンフレットの作成・配布
フルーツマップ	柏市の三大フルーツである「いちご・梨・ブルーベリー」の市内直売所をまとめたマップの作成・配布
柏のやさいカレンダー	柏で採れる農産物の旬の時期をまとめたカレンダーの作成
SNS	Facebook を利用し、柏の農業についての情報を随時発信

(4) 監査の結果(指摘)又は意見

① 負担金の額が定額になっている状態について(意見)

下表は本負担金の交付団体であるアグリ・コミュニケーションかしわ委員会の平成29年度以降の収支状況である。令和2年度を除いて単年度収支差額はプラスとなっており、繰越金も柏市からの本負担金年間額に近い金額となっている。

(単位：千円)

区 分	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
収入	2,040	2,001	2,000	2,003
柏市(負担金)	2,000	2,000	2,000	2,000
その他	40	1	0	3
支出	1,824	1,262	1,921	2,180
単年度収支差額	216	739	79	△177
繰越金	827	1,565	1,643	1,466

本負担金は同委員会からの請求書に基づいて支出されているが、必要事業費以上の負担金を支出している状態が続いているものと推測される。

本負担金については、過年度の支出内容を精査・分析し、予算設定の精度を高め、活動内容に応じた負担金が支出される事が望まれる。

## 2.3. 柏市農業経営基盤強化資金利子補給事業補助金

### (1) 補助金の概要

No	項 目	
①	補助金等の名称	柏市農業経営基盤強化資金利子補給金
②	所管課	農政課
③	補助等の目的	認定農業者等が経営改善を図るために借り入れる農業経営基盤強化資金等の金利負担を軽減するため
④	事業の概要	農業経営基盤強化資金を借り入れた農業者に対し、当該借入金に係る利子補給金を交付するもの
⑤	総合計画上の位置づけ	
	分 野	経済・活力
	政 策	魅力ある産業の活躍
	事 業 名	地域で支える持続可能な農業づくり
⑥	区分	事業費補助金
⑦	財源	■市単独 □国・県の制度関連（上乘せ□あり□なし）
⑧	根拠法令等の名称	－
⑨	交付要綱等の名称	・千葉県農業経営基盤強化資金利子補給事業補助金交付要綱 ・柏市農業経営基盤強化資金利子補給金交付要綱
⑩	補助開始年度	西暦 1997 年度
⑪	補助終了予定年度	西暦 2012 年度以降新規の利子補給なし
⑫	交付先名	・株式会社日本政策金融公庫 ・ちば東葛農業協同組合
⑬	補助額の算定方法	実質金利に引き下げるのに必要な額の 1/3 以上に相当する額

### (2) 補助金等の額（決算額）の推移

(単位：千円)

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
柏市の補助金等の額	357	287	237	190	143

### (3) 事業の内容補足

#### ① 農業経営基盤強化資金について

農業経営基盤強化資金（スーパーL 資金）は、効率的・安定的な経営体の育成に資するため、農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画等の認定を受けた農業者（認定農業者）に対して、計画に即した規模拡大その他の経営展開を図るのに必要な長期低利資金を株式会社日本政策金融公庫から融通するものである。

本資金の貸付対象者となる認定農業者は、農業経営基盤強化促進法に基づき、「農業経営改善計画」を作成し、適切なものであるとして市町村からその計画の認定を受けた者であり、本資金の概要は下表のとおりである。

貸付対象者	貸付利率	償還期限 (うち据置 期間)	貸付限度額
認定農業者	一般：0.16%～0.30% 特例：0%（公益財団法人農林水産長期 金融協会より、貸付実行日から5年後 の応当日の前日まで利子助成を受けた 場合）	25 年以内 (10 年)	個人：3 億円 法人：10 億円

資金使途は農業経営改善計画達成に必要な長期資金用途とされており、下表の具体例のとおり比較的広範な使途が認められている。

#### ※ 資金使途の具体例

1. 農地等の取得
2. 農地等の改良
3. 農業経営用施設・機械の改良、造成、取得
4. 農作物の加工処理・流通販売施設、観光農業施設の改良、造成、取得
5. 借地権、機械等の利用権、その他の無形固定資産の取得
6. 家畜・果樹の導入、農地賃借料の支払その他農業経営の改善を図るのに必要な長期資金
7. 負債の整理その他農業経営の改善の前提としての経営の安定に必要な長期資金

#### ② 申請等の事務手続に係る委任の指導について

柏市の要綱第3条において、「市長は、…利子補給金に係る申請、請求、受領等に関する

事務（…）を…融資機関に委任するよう指導するものとする。」と規定しており、複雑な利子補給金計算を金融機関に委任するよう促す事で事務の効率化を図っている。

③ 現在の利子補給受給者について

本補助金の新規受給者は平成 24 年以降生じていない。

(4) 監査の結果（指摘）又は意見

該当なし

## 24. 南部地区市民農園事業補助金

(1) 補助金の概要

No	項 目	
①	補助金等の名称	南部地区市民農園事業補助金
②	所管課	農政課
③	補助等の目的	農地を活用して、市民に農業体験の場を提供し、農業理解と農業振興をもって地域の活性化を促す事。
④	事業の概要	農地約 1 ha に市民農園を設置し、市民に農業体験の場を提供する。
⑤	総合計画上の位置づけ	
	分 野	－
	政 策	－
	事 業 名	－
⑥	区分	事業費補助金
⑦	財源	■市単独 □国・県の制度関連（上乗せ□あり□なし）
⑧	根拠法令等の名称	－
⑨	交付要綱等の名称	柏市農業振興補助金交付規則
⑩	補助開始年度	西暦 1998 年度
⑪	補助終了予定年度	－
⑫	交付先名	南部地区市民農園営農組合
⑬	補助額の算定方法	共有使用となっている駐車場及び残菜置場等の共有部分 1 m <sup>2</sup> あたり 100 円

別表

補助金の種類	補助金交付対象事業	補助対象経費	補助率等(限度額)
あけぼの山農業公園及び南部地区市民農園に関する事業	あけぼの山農業公園補助事業及び南部市民農園補助事業	市長が認める経費	補助金交付対象事業(補助対象経費の部分に限る。)の1㎡の面積に100円を乗じて得た額以内の額

(2) 補助金等の額(決算額)の推移

(単位:千円)

	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
柏市の補助金等の額	181	181	73	73	60

(3) 事業の内容補足

① 対象となっている南部地区市民農園営農組合の農地

所在地	補助対象面積	作目
柏市藤心	600㎡(市民農園全体面積:8,048㎡)	畑

② 南部地区市民農園営農組合の収支決算書

(単位:千円)

区分	決算額
収入:柏市補助金	60
支出:地代	60
差引	0

(4) 監査の結果(指摘)又は意見

① 補助金の見直しの必要性について(意見)

南部地区市民農園事業補助金は、対象農地面積の減少等もあり補助金も減少傾向にある。特定の営農組合に対する地代の負担のみという特異な制度設計となっている。市民の農業体験の場として利用率は安定しているが利用者も特定化されやすい。

補助金の金額も過去5年間継続して50万円未満となっているところからも、事業の全体像を精査し、単純な単価の見直しだけでなく、補助制度自体の枠組みを見直す必要があり、状況により制度廃止も検討する必要が認められる。

## 25. 森林・山村多面的機能発揮対策補助金

### (1) 補助金の概要

No	項 目	
①	補助金等の名称	森林・山村多面的機能発揮対策補助金
②	所管課	農政課
③	補助等の目的	森林の有する多面的機能の発揮を図る事
④	事業の概要	地域住民や森林所有者等が協力して行う里山林の保全管理や森林資源を利活用するための活動に対して支援するもの。
⑤	総合計画上の位置づけ	
	分 野	—
	政 策	—
	事 業 名	—
⑥	区分	事業費補助金
⑦	財源	■市単独 □国・県の制度関連（上乘せ□あり□なし）
⑧	根拠法令等の名称	—
⑨	交付要綱等の名称	柏市森林・山村多面的機能発揮対策補助金交付要綱
⑩	補助開始年度	西暦 2017 年度
⑪	補助終了予定年度	—
⑫	交付先名	千葉県里山林保全整備推進地域協議会（県組織）
⑬	補助額の算定方法	林野庁が定めている「森林・山村多面的機能発揮対策実施要領」に定められている各メニューの国交付の額の 1/3 を県・市町村で半分ずつ負担。

別表 1

交付事業者	経費	交付率
地域協議会	柏市内に活動拠点を置く活動組織が行う活動に要する経費に対し地域協議会が交付する経費。ただし、「資機材・施設の整備」の要する経費を除く。	定額 交付単価は別表 2 のとおり



別表 2

区分	交付単価（上限）	参考 国及び千葉県 の交付単価又は 交付率
①地球環境保全タイプ（里山林保全）	1ha あたり 20,000 円	国：1ha あたり 120,000 円 県：1ha あたり 20,000 円
②地域環境保全タイプ（侵入竹除去・竹林整備）	1ha あたり 47,500 円	国：1ha あたり 120,000 円 県：1ha あたり 47,500 円
③森林資源利用タイプ	1ha あたり 20,000 円	国：1ha あたり 120,000 円 県：1ha あたり 20,000 円
④森林機能強化タイプ	1m あたり 100 円	国：1m あたり 800 円 県：1m あたり 100 円
⑤教育・研修活動タイプ	1 回あたり 6,000 円 （4 回 24,000 円を上限とする。）	国：1 回あたり 38,000 円 県：1 回あたり 6,000 円 （4 回 24,000 円を上限とする。）
⑥資機材・施設の整備	対象外	国：購入額の 1/2 以内 県：対象外
	対象外	国：購入額の 1/3 以内 県：対象外

## (2) 補助金等の額（決算額）の推移

(単位：千円)

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
柏市の補助金等の額	—	79	78	72	79

## (3) 事業の内容補足

森林・山村多面的機能発揮対策補助金は、千葉県里山林保全整備推進地域協議会（以下において「協議会」と呼称する）を通して、地域住民等で組織された活動組織が実施する里山林の保全活動等に対する補助金であり、林野庁が定めている要綱及び森林・山村多面的機能発揮対策補助金に従って柏市が負担しているものであり、事業の公共性及び必要性は認められる。

令和 2 年度における千葉県及び柏市における当該事業の採択額は以下のとおりである。

(単位：千円)

活 動 内 容
---------

	里山林保全	竹林整備	合 計
県	36	42	78
市	36	42	78
計	72	85	157

(4) 監査の結果(指摘)又は意見

① 他の市町村と比較して活動成果が低調な点について(意見)

当該補助金は、林野庁の指導のもと国交付額の1/3を県・市で上乗せ負担している。協議会から送られてきた実績報告書を見ると、千葉県内の他市町村における活動団体数や活動量(金額)は柏市と比較して活動が盛況な地域が散見される。

柏市は、市内に緑の山林等が多くあり、里山は全国的にも管理が行き届かず衰退の一步をたどっているのが現状である。今後、里山保全事業について市として活動団体の掘り起こしや活動の活性化に向けた計画・指導等が必要と思われる。

## 26. 柏市研修里親農家支援事業補助金

(1) 補助金の概要

No	項 目	
①	補助金等の名称	柏市研修里親農家支援事業補助金
②	所管課	農政課
③	補助等の目的	市内において新規就農希望者の農業研修先及び就農の里親として受け入れる農家に対し、営農指導や就農活動等の負担軽減と安定化を図る事を目的とする。
④	事業の概要	新規就農希望者を受け入れた農家に対する農業技術や経営手法の指導及び就農地の選定や販路などの就農活動支援に要する経費について、新規就農希望者1人につき、1月あたり40,000円の補助を行うもの
⑤	総合計画上の位置づけ	
	分 野	経済・活力
	政 策	魅力ある産業の活躍
	事 業 名	地域で支える持続可能な農業づくり
⑥	区分	事業費補助金
⑦	財源	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独 <input type="checkbox"/> 国・県の制度関連(上乗せ <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/>

		なし)
⑧	根拠法令等の名称	—
⑨	交付要綱等の名称	柏市研修里親農家支援事業補助金交付要綱
⑩	補助開始年度	西暦 2013 年度
⑪	補助終了予定年度	—
⑫	交付先名	規就農希望者を里親として受け入れる農家
⑬	補助額の算定方法	新規就農希望者1人につき、1月あたり40,000円

別表

対象事業	対象経費	補助率	備考
研修里親農家支援事業	新規就農希望者を受け入れた農家に対する農業技術や経営手法の指導及び就農地の選定や販路などの就農活動支援に要する経費	新規就農希望者1人につき、1月あたり40,000円とする(ただし1月未満は1日あたり2,000円の額とし、20日以内とする)	補助金の交付について、受入農家研修終了後、1年以内に1回とする。(次年度での申請を可能とする)

(2) 補助金等の額(決算額)の推移

(単位:千円)

	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
柏市の補助金等の額	0	1,200	0	480	0

(3) 監査の結果(指摘)又は意見

① 補助金の見直しについて(意見)

過去5年間の実績からは、当該補助金の公共性及び必要性はかなり低く、制度趣旨こそ適切ではあるが、これだけ利活用者が少ないという事は、新規就農希望者を柏市に集めてそのスムーズな就農化を図るしくみとしては不十分であると認められる。

補助金の実績金額も5年間平均で50万円未満と僅少である。

新規就農希望者や既に柏市における新規就農者並びに市内の農家・農業関係者からアンケート等の手段で新規就農への施策希望事項を確かめ、条件が整わない等の場合には補助金制度の見直しを検討すべきである。

## 2.7. 柏市新規就農者支援事業補助金

### (1) 補助金の概要

No	項 目	
①	補助金等の名称	柏市新規就農者支援事業補助金
②	所管課	農政課
③	補助等の目的	柏市内において新規に就農する者に対し、就農開始時に必要とする経費の軽減を図り、就農後の安定した定着を促進する事を目的とする。
④	事業の概要	就農開始時に必要な以下の経費について、対象経費の600,000円以内の補助を行うもの。 ①家賃 ②農地の賃料 ③農業機械・施設の購入及び整備費 ④農業機械・施設のリース料 ⑤農業機械・施設の修理費 ⑥種苗等生産資材の購入費
⑤	総合計画上の位置づけ	
	分 野	経済・活力
	政 策	魅力ある産業の活躍
	事 業 名	地域で支える持続可能な農業づくり
⑥	区分	事業費補助金
⑦	財源	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独 <input type="checkbox"/> 国・県の制度関連（上乗せ <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし）
⑧	根拠法令等の名称	—
⑨	交付要綱等の名称	柏市新規就農者支援事業補助金交付要綱
⑩	補助開始年度	西暦 2013 年度
⑪	補助終了予定年度	—
⑫	交付先名	柏市内において新規に就農する者
⑬	補助額の算定方法	対象経費の600,000円以内（1,000円未満の端数は切捨）

### (2) 補助金等の額（決算額）の推移

（単位：千円）

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
柏市の補助金等の額	—	1,800	—	600	600

### (3) 事業の内容補足

#### ① 本補助金の対象となる要件について

本要綱の第3条(対象)において下記のとおり定められており、以下の要件のいずれも満たす必要がある。

条 項	要 件
3条(1)	柏市に住所を有し、認定就農者(※1)の認定を受けている事
3条(2)	新規就農時の年齢が45歳未満である事(※2)
3条(3)	農地法第3条第3項の規定に基づく許可(※3)を受けている事
3条(4)	新規に就農して1年以内である事

※1 将来の農業経営の構想や目標を盛り込んだ「就農計画」を作成し、都道府県の認定を受けた農業経営を始めようとする者

※2 農林水産省が所管する「青年等就農計画制度」との平仄を図っている。

※3 農地について賃借権その他の使用収益権を設定しようとする場合は、農業委員会の許可が必要とされている。

#### ② 本補助金の受給者及び離農者について

平成28年度以降における本補助金の受給者及び本補助金を受給した後に離農した者の推移は以下のとおりである。令和2年度における離農者(平成25年度に新規就農)の離農理由は、台風等の自然災害に伴い収入減となり、農業での生活維持が困難になったためとの事である。

単位：人	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
受給者	—	3	—	1	1
離農者	—	—	—	—	1

### (4) 監査の結果(指摘)又は意見

#### ① 補助金実績報告書の記載誤りについて(指摘)

本補助金の交付に際しては、申請者(受給者)が実績報告書と共に対象経費の支出を証明する書類(請求書、領収書等)の写しを提出し、所管課がこれら書類を審査・確認した後に交付されるものであるが、令和2年度の交付実績について、実績報告書に記載された支出額の内訳金額と契約書・領収書の金額が異なっていた。

これは、受給者が実績報告書に支出額を記載する際に、その内訳金額を消費税抜きの金額で記載し、合計額を消費税込みの金額で記載した事による。すなわち、実績報告書の支出合計額と領収書の支払額が一致していたために、書類に不備があったにも拘わらず交付が行われたものと考えられ、支出項目の内訳までは詳細に確認していなかったものと想定される。補助金の交付手続においては、正しい申請書に基づき実施されるべき点は当然であり、記載誤りのある申請書は「柏市補助金等交付規則」第3条第2項に基づき、当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた交付の決定を拒否する対応が必要であった。

<商工振興課>

28. 柏市シルバー人材センター運営費補助金

(1) 補助金の概要

No	項 目		
①	補助金等の名称		柏市シルバー人材センター運営費補助金
②	所管課		商工振興課
③	補助等の目的		柏市シルバー人材センターの運営費の一部を補助する事により、本市の高年齢者等の職業の安定その他福祉の増進を図り、もって自立都市の実現に資する。
④	事業の概要		高齢者の就業促進及び就業機会確保等に係る事業の実施。
⑤	総合計画上の位置づけ		
		分 野	健康・サポート
		政 策	健康寿命の延伸
		事 業 名	高齢者就業の拡充
⑥	区分		運営費補助金
⑦	財源		■市単独 □国・県の制度関連（上乗せ□あり□なし）
⑧	根拠法令等の名称		—
⑨	交付要綱等の名称		柏市シルバー人材センター運営費補助金交付要綱
⑩	補助開始年度		西暦 1980 年度
⑪	補助終了予定年度		—
⑫	交付先名		公益社団法人柏市シルバー人材センター
⑬	補助額の算定方法		対象経費の 1/2 以内の額とし、予算の範囲内で市長が定める額とする。

## 別表

区分	種目	補助金額	対象経費
運営費	人件費	市長が必要と認める額	補助事業の管理に必要な次に掲げる経費  職員基本給，職員特別給与，職員諸手当，社会保険料，法定福利費，福利厚生費，職員退職給与引当金，退職金掛金
	管理費	市長が必要と認める額	補助事業の管理に必要な次に掲げる経費  旅費，備品費，消耗品費，会議費，印刷製本費，通信運搬費，光熱水料，公租公課，借料及び損料，保険料，諸謝金，賃金，社会保険料，法定福利費，福利厚生費，教材費，訓練委託費，雑役務費
事業費	高齢者活用・現役世代雇用サポート事業	市長が必要と認める額	高齢者活用・現役世代雇用サポート事業の実施に必要な次に掲げる経費  旅費，備品費，消耗品費，会議費，印刷製本費，通信運搬費，借料及び損料，諸謝金，社会保険料，法定福利費，福利厚生費，職員退職給与引当金，退職金掛金，教材費，訓練委託費，雑役務費
	地域就業機会創出・拡大事業	市長が必要と認める額	地域就業機会創出・拡大事業の実施に必要な次に掲げる経費  諸謝金，社会保険料，法定福利費，旅費，消耗品費，借料及び損料，会議費，印刷製本費，通信運搬費，教材費，雑役務費，事業設備費（事業開始年度に限る）

## (2) 補助金等の額（決算額）の推移

(単位：千円)

	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度

柏市の補助金等の額	18,050	16,650	16,650	16,650	16,650
-----------	--------	--------	--------	--------	--------

### (3) 事業の内容補足

柏市第五次総合計画の中で、高齢者福祉の社会・地域参加の促進のために高齢者就労の拡充事業として公益社団法人柏市シルバー人材センター（以下において、「シルバー人材センター」と呼称する）との連携が図られている。

#### ① シルバー人材センター事業について

##### ア. 事業の意義

シルバー人材センターは「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づいて事業を行う公益法人である。都道府県知事の指定を受けており、原則として市区町村単位に置かれている。

##### イ. シルバー人材センターの理念

「自主・自立・共働・共助」を基本理念としている。

地域の高齢者（会員）が自主的・主体的に組織し、お互いに助け合いながら運営している。

##### ウ. シルバー人材センターの目的

高齢者（会員）が経験や知識を生かしながら働く事を通じて、生きがいや健康を保ち、地域社会に貢献する事を目的としている。

##### エ. シルバー人材センターの仕事

シルバー人材センターでは、家庭や企業、公共団体などから、高齢の方にふさわしい仕事を引き受けて会員に提供している。

#### ② シルバー人材センターの令和2年度の事業概要

No	項目	概要説明
1	主な取組み	会員拡大と就業先の充実
2	コロナの影響	活動自粛や制限
3	会員数	コロナの影響で、前年度より104人減少し、1,654人となった。 ※近隣市町村の人材センターも概ね同様に減少
4	主な事業実績	○請負・委任契約高は、前年度より52,736千円減少の706,295千円となった。 ○派遣契約高は、柏市との新規事業の契約により増加し、前年度より5,941千円増加の117,669千円となった。
5	法人の損益	令和元年度・令和2年度とも年間の損益はほぼ収支均等である（1百万円未満の赤字ないし黒字）。



6	法人の財政状態	<p>○「正味財産」は約7千万円の累積（黒字）である。</p> <p>○現金及び預金の残高は、令和2年度末で72,427千円であり、その外に特定預金として将来の資金繰りに備えた預金が28,931千円と、合わせて101,358千円の現金及び預金残高となっている。</p>
---	---------	--

### ③ 今後の事業計画

シルバー人材センターは第四次基本計画（令和3年度～令和5年度）を策定し、会員の拡大や就業先拡大を大きな柱に、地域ニーズに対応した新規事業の実施に向けた取組み、女性会員の活躍、業務推進の効率化やIT化等を図る事になっている。

### （4） 監査の結果（指摘）又は意見

#### ① 補助金額の見直しについて（意見）

平成28年度の補助金点検シートによれば、今後の方向性として「今後4年間で30%をカットする」と記述されている。

シルバー人材センターの高齢者就労事業は、設立以来約40年間の実績があるが、その財務内容を鑑みると累積された繰越金と余剰資金が多額に認められる。

今後も適切な事業拡大を図る中で、今後更に柏市と共に事業展開に必要な補助金額をタイムリーに見直してより一層の効率的で有効的な活動を実施する様に務めるべきである。

## 29. 柏商工会議所補助金

### （1） 補助金の概要

No	項 目		
①	補助金等の名称		柏商工会議所補助金
②	所管課		商工振興課
③	補助等の目的		商工団体に対して補助金を交付する事により、商工業の振興を図り、もって地域経済の発展に資する事を目的とする。
④	事業の概要		商業振興事業、工業振興事業等の事業に係る対象経費の1/2を補助するもの。補助金額の上限は、7,776,000円とする。
⑤	総合計画上の位置づけ		
		分 野	経済・活力
		政 策	－
		事 業 名	－

⑥	区分	事業費補助金
⑦	財源	■市単独 □国・県の制度関連（上乗せ□あり□なし）
⑧	根拠法令等の名称	
⑨	交付要綱等の名称	柏市商工団体補助金交付要綱
⑩	補助開始年度	西暦 1999 年度
⑪	補助終了予定年度	—
⑫	交付先名	柏商工会議所
⑬	補助額の算定方法	対象経費の 1/2

別表

交付団体	対象事業	対象経費	補助率	限度額
柏商工会議所	1 商業振興事業 2 工業振興事業 3 中小企業相談所事業 (指導事業、経営指導推進事業、小規模事業施策普及事業、指導育成事業、経営安定特別相談事業) 4 総合振興事業 5 調査広報事業 6 その他市長が適当と認める事業	対象事業に要する経費（食糧費及び交際費を除く。）のうち次に掲げるもの 1 事務費 2 調査・研究費 3 広報費 4 会場等借上費 5 報酬 6 印刷製本費 7 消耗品費 8 通信運搬費	対象経費の 1/2	7,776,000円

(2) 補助金等の額（決算額）の推移

(単位：千円)

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
柏市の補助金等の額	7,776	7,776	7,776	7,776	7,776

(3) 事業の内容補足

① 柏商工会議所の概要

ア. 商工会議所とは

商工会議所とは、「商工会議所法(昭和 28 年 8 月制定)」に基づいて設立された特別認可法人である。原則として、市単位に設立されておりいづれも地域商工業者の世論を代表する唯一の地域総合経済団体である。

商工会議所は、公正・不偏の立場から地域商工業者の発展を図る公共性の高い民間の経済団体として国際的にも認知された機関である。

#### イ. 事業概要

会員をその事業活動の推進母体としているが、法律により「地域全ての商工業のバランスのとれた発達を図る」という使命を課せられている事から、極めて公共性の高い団体として営利や特定者の利益を目的とせず、地域商工業発展のため次の様な事業に取り組んでいる。

行政への要望、意見具申
街づくりに関する事
様々な情報の収集と提供
会員交流
人材育成支援
労働・求人支援
各種経営相談や公的融資の斡旋など経営支援
会員の福利厚生

#### ウ. 柏商工会議所の概要

設立	昭和 46 年 4 月
所在地	千葉県柏市東上町 7 番 18 号
役員	会頭 1 名、副会頭 4 名、専務理事 1 名、常議員 40 名、監事 3 名
議員	定数 120 名
会員数	4,013 事業所(市外特別会員含む) 2019 年 3 月 31 日現在
部会	建設業部会、工業部会、商業第 1 部会・商業第 2 部会・商業第 3 部会、金融・保険業部会、保健環境衛生部会、サービス諸業部会、法務・医療・教育部会
委員会	総務、広報、会員増強、環境保全、まち政策、対外交流、経営開発

#### ② 補助を開始した経緯

個々の商店や零細企業は経営基盤が脆弱なところが多く、個々に国県等の情報を収集する事や経営改善のための研修等を行う事が困難であり、それらを実施・支援する商工会議所が必要であった。

また、これら事業は柏市の商工業の発展に繋がり、市の発展に大きく寄与するものである。

#### ③ 補助事業の現状

柏商工会議所は主として旧柏市地域の商店や企業が会員となっており、上記に記載した

各種事業を行っている。

商工振興事業は、中小企業や事業主の経営指導・相談等を実施し、各中小企業等の経営改善を行うものと、各事業者向けの研修会等を行い基礎力を向上させる事業が主であり、地域経済の振興・発展に一定の効果をもたらしている。

なお、平成 17 年に柏市と沼南町とが合併したが、柏商工会議所と柏市沼南商工会という 2 つの組織に分かれたままで活動している。

#### ④ 最近の補助金の見直し

令和元年度において、補助金適正ガイドラインにより人件費を対象から削除している。ただし、要綱において補助金の上限額は変更はなく、予算額・実績額とも従来と比較して減額はされていない。

#### ⑤ 令和 2 年度の決算状況

ア. 令和 2 年度一般会計収支決算書より

期首(令和 2 年 4 月 1 日)における繰越金の残高に比べて、期末(令和 3 年 3 月 31 日)の繰越金の残高が大きく増加している。

### (4) 監査の結果(指摘)又は意見

#### ① 商工業自体の振興に関して(意見)

当該補助金は、商工会議所への交付であり、直接的な事業への補助金ではないため、その効果・測定については社会情勢などの変化により具合的な数値目標等を定める事が難しい。

当該補助金以外にも、柏市からは柏市創業支援等事業者補助金が 773,000 円交付されている。

上記 2 つが柏市から柏商工会議所に交付されている補助金であるが、柏商工会議所補助金は、柏市創業支援等事業者補助金に比べ、弾力的な運用が図りづらくなっており、それが毎年の定額交付に繋がっていると考えている。柏商工会議所の収支内訳書における対象経費の内訳においても明確な指摘があるわけではない。

#### ② 成果指標の事前目標提示並びに事後分析について(意見)

柏商工会議所の収支内訳書には、前期繰越残金として 8,343,729 円、次期繰越金として 25,832,708 円が計上されている。新型コロナウイルスの様な社会情勢に大きな影響を与える出来事が起きているので、その運営には難しいものがある事は十分理解できる。その中であっても、改めてこの補助金が具体的に何に使われ、どの様な効果があったのか、示す必要があるものと考ええる。

### 30. 柏市商店会連合会補助金

#### (1) 補助金の概要

No	項 目	
①	補助金等の名称	柏市商店会連合会補助金（柏市商工団体補助金）
②	所管課	商工振興課
③	補助等の目的	商工団体に対して補助金を交付する事により、商工業の振興を図り、もって地域経済の発展に資する事を目的とする。
④	事業の概要	商業振興事業、広報宣伝事業等の事業に係る対象経費の1/2を補助するもの。補助金額の上限は、5,624,000円とする。
⑤	総合計画上の位置づけ	
	分 野	経済・活力
	政 策	－
	事 業 名	－
⑥	区分	事業費補助金
⑦	財源	■市単独 □国・県の制度関連（上乗せ□あり□なし）
⑧	根拠法令等の名称	－
⑨	交付要綱等の名称	柏市商工団体補助金交付要綱
⑩	補助開始年度	西暦 1999 年度
⑪	補助終了予定年度	－
⑫	交付先名	柏市商店会連合会
⑬	補助額の算定方法	対象経費の1/2

#### 別表

交付団体	対象事業	対象経費	補助率	限度額
柏市商店会連合会	1 商業振興事業 2 広報宣伝事業 3 調査・研究事業 4 福祉事業(会員共同健康診断等) 5 集客・賑わい創出事業 6 その他市長が適当と認	対象事業に要する経費（食糧費及び交際費を除く。）のうち次に掲げるもの 1 事務費 2 調査・研究費 3 広報費 4 会場等借上費	対象経費の1/2	5,624,000円

	める事業	5 報酬 6 印刷製本費 7 消耗品費 8 委託費		
--	------	------------------------------------	--	--

(2) 補助金等の額（決算額）の推移

(単位：千円)

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
柏市の補助金等の額	5,624	5,624	5,086	4,624	5,624

(3) 事業の内容補足

① 交付実績について

令和2年度における収支内訳書は以下のとおりである。

収入の部 (単位：千円)

区 分	決 算 額
自己資金	1,834
市補助金	5,624
計	7,458

支出の部 (単位：千円)

区 分	決 算 額
商業振興事業	4,965
広報宣伝事業	2,403
調査・研究事業	90
計	7,458

(4) 監査の結果（指摘）又は意見

該当なし

3 1. 柏市商店街活性化事業補助金

(1) 補助金の概要

No	項 目	
①	補助金等の名称	柏市商店街活性化事業補助金
②	所管課	商工振興課

③	補助等の目的	活性化事業を行う商店会に対し補助金を交付する事により、商店街の活性を図り、商業の振興に資する事を目的とする。
④	事業の概要	商店街活性化に係る事業の補助を行うもの
⑤	総合計画上の位置づけ	
	分 野	経済・活力
	政 策	—
	事 業 名	—
⑥	区分	事業費補助金
⑦	財源	<input type="checkbox"/> 市単独 <input checked="" type="checkbox"/> 国・県の制度関連（上乘せ <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし）
⑧	根拠法令等の名称	—
⑨	交付要綱等の名称	柏市商店街活性化事業補助金交付要綱
⑩	補助開始年度	西暦 2018 年度
⑪	補助終了予定年度	—
⑫	交付先名	市内各商店会
⑬	補助額の算定方法	ホームページ作成事業は対象経費の 1/3 以内の額、その他事業は対象経費の 1/2 以内の額

別表

対象事業	対 象 経 費			補助金の額	限度額
①販売促進事業 ②商店街連携事業	左欄に掲げる事業に要する費用で右欄に掲げるもの	報償費	各種謝礼、出演報酬、アルバイト代及び景品代	対象経費の 1/2 以内の額	50 万円 (商店街連携事業については 150 万円)
		事務費	保険料、通信費、コピー費、消耗品費、会場使用料及び備品借上料		
		印刷製本費	チラシ・ポスター・マップ等印刷費及び新聞折込費		
		委託費	外注費用、廃棄物処理費及び広告委託料		
		その他市長が適当と認める経費			
③商業環境等調査・分析事業 ④商店街活性化計画策定事	左欄に掲げる事業に要する費用で右	報償費	各種謝礼	対象経費の 1/2 以内の額	事業毎に 50 万円
		旅費	日帰りの先進商店街視察旅費（20%を超える部分を除く。）		

業	欄に掲げるもの	事務費	会場借上費、委員会資料作成費及び報告書印刷費		
		委託費	外注費用		
		その他市長が適当と認める経費			
⑤地域課題対応事業	左欄に掲げる事業に要する費用で右欄に掲げるもの	報償費	各種謝礼、出演報酬、アルバイト代及び景品代	対象経費の1/2以内の額	50万円
		事務費	保険料、通信費、コピー費、消耗品費、会場使用料及び備品借上料		
		印刷製本費	チラシ・ポスター・マップ等印刷費及び新聞折込費		
		委託費	外注費用		
		備品購入費	機材購入費		
		その他市長が適当と認める経費			
⑥ホームページ作成事業	左欄に掲げる事業に要する費用で右欄に掲げるもの	委託費	ホームページ作成・改修費、保守・管理委託料	対象経費の1/3以内の額	100万円
		事務費	サーバー使用料		
		その他市長が適当と認める経費			
⑦空き店舗対策事業	左欄に掲げる事業に要する費用で右欄に掲げるもの	建物賃借料	(ただし、開業から3年以内の期間に係るものに限る。)	対象経費の1/2以内の額	50万円
		工事請負費	内外装費、電気工事費、照明器具・冷暖房・空調設備・水周り設備等の設置費(ただし、開業前に取得するものに限る。)		200万円
		備品購入費	イス・テーブル・機材等の購入費(ただし、開業前に取得するものに限る。)		50万円
		その他市長が適当と認める経費			50万円



(2) 補助金等の額（決算額）の推移

(単位：千円)

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
柏市の補助金等の額			14,160	14,726	7,824

(3) 事業の内容補足

① 補助金制度の統一について

平成 30 年度において、販売促進事業を主体とする「商店街振興共同事業補助金」と商業環境等調査・分析及び計画策定事業を主体とする「近隣商店街活性化事業費補助金」を、利便性の向上及び事務処理の効率化を図るため本補助金に統一された。

② 事業別の交付実績について

平成 30 年度以降における事業別の交付件数は以下のとおりである。

(単位：件)

対 象 事 業	H30 年度	R 元年度	R2 年度
①販売促進事業	31	33	18
②商店街連携事業	3	3	1
③商業環境等調査・分析事業	-	-	-
④商店街活性化計画策定事業	-	-	1
⑤地域課題対応事業	-	-	2
⑥ホームページ作成事業	4	5	5
⑦空き店舗対策事業	-	-	-

(4) 監査の結果（指摘）又は意見

① 未交付団体の固定化について（意見）

柏市内において本補助金の対象となり得る商店会は令和 2 年度において 46 会存在しているが、本補助金が制度化された以降、一度も交付実績がない商店会は以下のとおり 11 会（全体の 23.9%）ある。

商 店 会	柏市商店会連合会 HP への	
	掲載有無	加盟店舗記載有無
柏中心部		
柏東町商店会	あり	なし
大塚町商店会	あり	なし
柏中央商店会	なし	—
柏高島屋ステーションモール商店会	なし	—

	長全寺商店会	あり	13 店舗
	柏市本町通り商店会	あり	4 店舗
柏北部			
	田中商店会	なし	－
柏南部			
	大木戸通り商店会	なし	－
	高柳中央商店会	なし	－
	豊住商店会	あり	14 店舗
	松の井通り商店会	なし	－

このうち、柏高島屋ステーションモール商店会のように本補助金に頼る事なく独自の活性化策を講じている会もあるが、柏市商店会連合会のホームページにおいて掲載がない、又は、掲載はあるが加盟店舗の紹介がない商店会においては、商店会としての組織が弱体化し、本補助金の対象となる各種事業の実施自体が困難な商店会も存在しているものと考えられる。

所管課においては、年1回の頻度で商工会議所において本補助金の説明会を実施するとともに、より多くの商店会に本補助金の申請勧奨を実施し、本補助金の適切な利用を促しているが、未交付団体が固定化傾向にある点を熟慮し、当該商店会へのヒアリング等を通じて、本補助金の潜在的利用可否並びに申請阻害要因の確認がなされる事が望まれる。

## ② 成果指標の事前目標提示並びに事後分析について（意見）

本補助金の申請時においては「事業計画書」を提出する事となっており、事業完了後の実績報告においては「事業報告書」を提出する事になっている。

本監査においてサンプルとして閲覧した「事業計画書」では、事業の実施内容についての記載はあるものの、当該事業を実施する事によって想定される効果（例えば、販売促進事業であれば、地域新聞にイベント開催の広告を行い、1イベントあたり1万人の集客を見込む等）が具体的に記載されておらず、事業完了後の「事業報告書」においても同様に具体的な効果が記載されていない。

先述の事業別の交付実績推移を見ると、チラシや広告といった効果測定が難しくマンネリ化し易い販売促進事業の実施割合が多いが、新たな発想に拠る活性化対策のアイデアやPDCAサイクルの確立の観点から、商店会自らが事前に具体的な定量的成果目標を事前に定め、事業完了後に目標と実績の分析が商店会自らによって行われる事が望ましい。

## 3.2. 中小企業融資資金利子補給補助金

### (1) 補助金の概要

No	項 目	
①	補助金等の名称	中小企業融資資金利子補給補助金
②	所管課	商工振興課
③	補助等の目的	市内中小企業者等に対する資金繰り支援を行う。
④	事業の概要	柏市中小企業融資条例等に基づく融資を受けた者に対し、その支払利子の一部を利子補給金として交付する。
⑤	総合計画上の位置づけ	
	分 野	経済・活力
	政 策	－
	事 業 名	－
⑥	区分	補助金
⑦	財源	■市単独 □国・県の制度関連（上乘せ□あり□なし）
⑧	根拠法令等の名称	柏市中小企業資金融資条例，柏市中小企業融資資金利子補給規則
⑨	交付要綱等の名称	－
⑩	補助開始年度	西暦 1983 年度
⑪	補助終了予定年度	－
⑫	交付先名	対象となる融資制度を活用している各事業者
⑬	補助額の算定方法	原則，融資の利率から 1.0%を減じた額。ただし，令和 2 年 3 月 23 日以後にセーフティネット 4 号認定を得た上で特定の融資を申し込んだ事業者に対しては，利子全額を補給対象とする。

(2) 補助金等の額（決算額）の推移

(単位：千円)

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
柏市の補助金等の額	60,853	48,605	33,908	24,903	28,120

※平成 28 年度の交付実績が多額なのは、平成 23 年の東日本大震災に伴う資金需要に係る対象融資残高が残存していたからである

(3) 事業の内容補足

① 予算の策定方針について

平成 30 年度以降、当初予算額設定の見直しを進めており、令和 2 年度は平成 29 年度以

降における交付実績を考慮し、当該期間における最大実績額を参考に当初予算額を決定している。

② 補給対象となった融資残高について

平成 28 年度以降における融資残高及び利子補給率は下表のとおりである。

(単位：百万円)

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
当初融資額	7,988	6,910	5,496	4,703	5,208
年度末融資残高	3,514	2,845	2,051	1,608	2,329
利子補給率	1.7%	1.7%	1.7%	1.5%	1.2%

※利子補給率＝利子補給額÷年度末融資残高

(4) 監査の結果(指摘)又は意見

① 業務の効率化について(意見)

本補助金に係る利子補給の業務内容及びスケジュールは概ね下表のとおりである。

時 期	業 務 内 容
1 月	所管課において対象者(柏市の制度融資利用者)のリストを作成し、各金融機関に「支払利息額の調査」を発送
2 月	「支払利息額の調査」に基づき、所管課が対象者に申請勧奨を実施。その際、申請書に補助対象額を記載した上で対象者に郵送
3 月	納税状況を含めた審査
5 月	出納閉鎖期間中に支給

制度融資に係る申請件数は融資残高水準に拠るものの、令和 2 年度の申請件数は 510 件であった。

本補助金は対象者が支払った利子の一部を補給するものであるが、任意の対象者を考えた場合、融資当初は残高が大きいため利子補給を受ける金額も大きい。返済が進むにつれ融資残高は小さくなり、それに比例して利子補給を受ける金額も小さくなる。しかしながら、所管課における利子補給の業務内容は利子補給額の大小に関わらず、1 申請者あたり一定と考えられる。

本補助金の目的が「市内中小企業者等に対する資金繰り支援」である事を鑑みると、一概に論ずる事は困難であるが、少額の利子補給だけで資金繰りが安定する事は難しいと思われる。少額のものについては補助対象から除外する等の見直しを行えば、所管課における業務の効率化が図れる可能性があると思われる。

### 3.3. 柏市産学官連携新規事業者等施設入居支援補助金

#### (1) 補助金の概要

No	項 目	
①	補助金等の名称	柏市産学官連携新規事業者等施設入居支援補助金
②	所管課	商工振興課
③	補助等の目的	東大柏ベンチャープラザに入居して行う研究開発の成果に基づいて事業化を目指すものに対し、入居支援補助金を交付する事により、産学官連携による新たな事業の創出を図り、もって本市の産業の振興に資する事
④	事業の概要	東大柏ベンチャープラザに入居して行う研究開発の成果に基づいて事業化を目指すものに対し、入居支援補助金を交付する。
⑤	総合計画上の位置づけ	
	分 野	経済・活力
	政 策	—
	事 業 名	—
⑥	区分	補助金
⑦	財源	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独 <input type="checkbox"/> 国・県の制度関連（上乗せ <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし）
⑧	根拠法令等の名称	—
⑨	交付要綱等の名称	柏市産学官連携新規事業者等施設入居支援補助金交付要綱
⑩	補助開始年度	西暦 2004 年度
⑪	補助終了予定年度	—
⑫	交付先名	各入居事業者
⑬	補助額の算定方法	補助金単価×床面積×月数

#### (2) 補助金等の額（決算額）の推移

（単位：千円）

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
柏市の補助金等の額	2,287	2,627	1,848	3,136	3,484

### (3) 事業の内容補足

#### ① 東大柏ベンチャープラザについて

東大柏ベンチャープラザは、独立行政法人中小企業基盤整備機構が東京大学及び地域（千葉県及び柏市）と連携して運営する事業化支援施設（インキュベータ）として、平成16年6月に運営開始されている。本施設は、東京大学を始めとする大学のシーズを活用して、新事業の創出や起業に取り組む個人や企業、第二創業を目指す中小企業等を支援している。

施設概要は下表のとおりである。

フロア	居室数	居室の広さ	タイプ
1階	5室	118～143 m <sup>2</sup>	試作工場タイプ
2階	12室	32～74 m <sup>2</sup>	試験工場、研究室タイプ
3階	15室	32～63 m <sup>2</sup>	実験室タイプ

#### ② 本補助金の対象者について

本補助金の対象者は下表のとおりである。除外要件は、本補助金が中小企業ベンチャーに対するスタートアップ時の支援を目的とするために設けられている。

要件	具体的内容
入居要件	申請時において東大柏ベンチャープラザに入居している事
研究開発要件	・大学等の研究シーズを活用して研究開発を行うもの ・大学等と連携して研究開発等を行うもの
定着要件	・柏市内（東大柏ベンチャープラザ、東葛テクノプラザを除く）に事業化に係る事務所等を有するもの ・東大柏ベンチャープラザ退去後に柏市内に事業化に係る拠点を設置する計画があるもの
除外要件	次のいずれかに該当するものを除く。 ・資本金3億円超 ・資本金3億円超の親会社等がいる ・直近決算の経常利益が3,500万円以上 ・個人の場合において、入居後5年以内に事業化に係る法人設立の計画がない ・市税の滞納

なお、本補助金の交付を受ける期間は合計5年間とされており、5年を超える期間に係る利用月数については本補助金の対象外とされている。

#### ③ 補助金単価の設定水準について

本施設隣接地に千葉県が設置する「東葛テクノプラザ」が平成 10 年 11 月に開所し、本施設に先駆けインキュベータの提供による研究開発型企业への支援を通じて、産学官連携のもと地域企業の技術力・開発力の向上、新産業の創出やベンチャー企業の育成を行っている。

両インキュベータは設置・運営者の違いにより賃料に差が生じており、本補助金の単価は当該差額をできるだけ解消し、利用者間の公平性を図る目的のもと設定されている。下表は、両インキュベータの 1 m<sup>2</sup>あたり単価を比較したものである。

入居者/施設	補助前 ※1	補助		補助後
		柏市	千葉県	
法人設立後 5 年未満				
東大柏ベンチャープラザ	2,956 円	500 円	500 円	1,956 円
東葛テクノプラザ	1,725 円	—	—	1,725 円
法人設立後 5 年以上				
東大柏ベンチャープラザ	2,956 円	250 円	250 円	2,456 円
東葛テクノプラザ	2,286 円	—	—	2,286 円

※1 補助前の単価は各インキュベータの平均単価である

#### (4) 監査の結果(指摘)又は意見

##### ① 卒業企業のフォローについて(意見)

本補助金の大きな目的は、本施設を含む「柏の葉国際キャンパスタウン構想」に沿って新産業創造都市を柏の葉地区で実現させる事にあり、そこでは先端技術や先導的ビジネスモデルにより研究シーズの事業化・収益化に成功した優良企業が大きな役割を担う事になる。

本補助金においては、対象者要件として「直近決算の経常利益が 3,500 万円未満」という利益要件を設けており、これが入居企業の卒業要件の目安と考えられるわけであるが、「柏の葉国際キャンパスタウン構想」の実現のためには多くの卒業企業が市内に定着し、産業クラスターを構築していく必要がある。

柏市においては、「企業立地促進事業奨励金」(補助事業)等を通じて卒業企業の市内定着を図っており、本補助金の成果指標として「卒業企業の市内定着数」を掲げてはいるものの、直近 5 年間の市内定着企業数は 6 件と、恵まれた事業環境を有する柏の葉地区である点を考慮すると、必ずしも大きな成果が上がっているとは言えない。

このためにも、今後は卒業が見込まれる段階から入居企業の動向や要望の把握を強化し、入居企業を各種施策に繋げることで市内定着数だけでなく、市内定着率の増加に結び付く具体的なフォロー体制の検討が望まれる。

### 34. 企業誘致事業負担金

#### (1) 補助金の概要

No	項 目	
①	補助金等の名称	企業誘致事業負担金
②	所管課	商工振興課
③	補助等の目的	柏市内に事業所を有する企業を中心とした地域企業のシーズをプロモーションし、付加価値の高い産業を誘致する事。又、地域企業のシーズと全国の企業のニーズを引き合わせ、もって産業振興を図る事
④	事業の概要	年1回以上の展示会への共同出展、共同出展をする際の柏の魅力をPRする展示物や配布物の作成、展示会出展後の地域企業や誘致候補企業へのフォロー、地域企業や誘致候補企業に係わる定期的な情報交換、その他本事業の目的を達成するために必要な事業
⑤	総合計画上の位置づけ	
	分 野	経済・活力
	政 策	－
	事 業 名	－
⑥	区分	負担金
⑦	財源	■市単独 □国・県の制度関連（上乘せ□あり□なし）
⑧	根拠法令等の名称	柏市企業誘致事業協定書
⑨	交付要綱等の名称	－
⑩	補助開始年度	西暦 2016 年度
⑪	補助終了予定年度	－
⑫	交付先名	柏商工会議所
⑬	補助額の算定方法	協定書に記載

#### (2) 補助金等の額（決算額）の推移

（単位：千円）

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
柏市の補助金等の額	2,100	2,000	2,500	2,500	1,683



### (3) 事業の内容補足

#### ① 展示会への共同出展状況について

平成 28 年度以降における展示会分野別の出展社数は以下のとおりである。

展示会分野	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	連続出展の有無
N+展示会	10 社	10 社	5 社	—	—	3 社が 3 年連続 5 社が 2 年連続
MEDITECJapan	—	4 社	—	—	—	—
機械要素技術展	—	—	9 社	—	—	—
高機能(金属・プラスチック)	—	—	—	12 社	7 社	6 社が 2 年連続
微細加工 EXPO	—	—	—	5 社	—	—
合 計	10 社	14 社	14 社	17 社	7 社	

また、平成 28 年度以降の総出展社数は上表のとおり 62 社であり、出展回数別の企業数は以下のとおりである。

なお、同一企業が複数の展示会分野又は年度に出展しているため総企業数（26 社）と総出展社数（62 社）に差が生じている。

出展回数	企業数	割 合
1 回	12 社	46.2%
2 回	5 社	19.2%
3 回	4 社	15.4%
4 回	—	—
5 回	3 社	11.5%
6 回	1 社	3.8%
7 回	1 社	3.8%
合計	26 社	100%

### (4) 監査の結果（指摘）又は意見

#### ① 展示会への出展企業について（意見）

平成 28 年度から令和 2 年度にかけて 5 分野の展示会に計 8 回出展しており、その間 26 社が延べ 62 回出展している。ここで、出展企業の内訳を見ていくと、分野別で見た場合も出展回数別で見た場合も、同一企業が比較的頻繁に本負担金による展示会に出展している事が分かる。

展示会の出展企業では自ら出展料の一部を負担してはいるものの、展示会出展による便

益が特定の企業に偏る事は公平性の観点から好ましいものではないため、本事業の周知徹底や展示会参加に向けての支援等、より多くの企業が出展の機会を得られる様な方法の検討を望む。

② 本負担金の目的である企業誘致と実施されている事業について（意見）

本負担金の目的は、①企業誘致と②販路拡大であるが、実際に実施されている事業は展示会への出展のみである。展示会への出展により得られる成果は、出展企業の製品や技術（地域シーズ）と来場者の要望（全国ニーズ）をマッチングさせる機会の創出とそれによる販路拡大であり、展示会の場において出展企業（地域企業）の製品や技術（地域シーズ）をプロモーションしても、それは来場者にしか届かず、潜在的な全国ニーズの掘り起こしや、ましてや付加価値の高い企業を柏市内に誘致する事に繋がる事を想像する事は困難である。

本負担金の目的を再確認し、真に目的達成のために必要な事業が実施される事を望む。

### 35. レンタサイクル事業負担金

(1) 補助金の概要

No	項 目		
①	補助金等の名称		レンタサイクル事業負担金
②	所管課		商工振興課
③	補助等の目的		自転車による回遊によって地域交流人口の拡大及び地域活性化を図る事を目的とする
④	事業の概要		本市及び我孫子市で手賀沼を周遊していただく事を主な目的とし、レンタサイクル事業を実施している。市内では、道の駅しょうなん、手賀沼フィッシングセンター、セブンパークアリオ柏（令和3年度から休止）及び北柏ふるさと公園にサイクルポートを設置し、それぞれ、道の駅しょうなん及び柏市みどりの基金に負担金を支出し、運営している
⑤	総合計画上の位置づけ		
		分 野	経済・活力
		政 策	—
		事 業 名	—
⑥	区分		負担金
⑦	財源		<input checked="" type="checkbox"/> 市単独 <input type="checkbox"/> 国・県の制度関連（上乗せ <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし）

⑧	根拠法令等の名称	なし
⑨	交付要綱等の名称	手賀沼周遊レンタサイクル事業に関する運営負担金支払協定書
⑩	補助開始年度	西暦 2013 年度
⑪	補助終了予定年度	—
⑫	交付先名	株式会社道の駅しょうなん, 一般財団法人柏市みどりの基金
⑬	補助額の算定方法	人件費相当分及び自転車再配置業務に係る負担金

## (2) 補助金等の額（決算額）の推移

(単位：千円)

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
柏市の補助金等の額	4,010	2,880	2,150	2,200	1,638

負担金交付団体：2 団体（株式会社道の駅しょうなん及び一般財団法人柏市みどりの基金）

## (3) 事業の内容補足

### ① 本事業の経緯について

本負担金は当初、地域づくり推進部スポーツ課の所管であったが、平成 25 年度に施策目的が観光推進に設定された事を受け、経済産業部商工振興課に移管された。また、サイクルステーションの運営は当初、一般社団法人まちづくり公社が行っていたところ、平成 26 年 3 月に北柏ふるさと公園にサイクルポートが設置された事を契機に、サイクルポート管理者が運営を行うのが効率的であるとして、本事業の運営が現在の 2 者に移管された。

### ② 施設概要について

我孫子市内の施設を含む計 7 ヶ所のサイクルステーションで運営されており、令和 2 年度末時点における施設概要は以下のとおりである。なお、セブンパークアリオ柏は令和 3 年度において利用者が少ない事を理由に休止となっている。

サイクルステーション		運 営	公共交通機関によるアクセス
柏	北柏ふるさと公園	柏市みどりの基金	北柏駅から徒歩 10 分
	道の駅しょうなん	道の駅しょうなん	我孫子駅からバス
	手賀沼フィッシングセンター		柏駅からバス下車徒歩 20 分

	セブンパークアリオ柏（休止）		柏駅からバス
我孫子	サイクルパーク我孫子南	公益社団法人	我孫子駅から徒歩 1 分
	手賀沼公園	我孫子市シルバ	我孫子駅から徒歩 10 分
	手賀沼親水広場	一人材センター	我孫子駅からバス下車徒歩 5 分

料金及び貸出期間は以下のとおりである。また、自転車はどのステーションでも乗り捨て可能（土曜日・日曜日・祝日のみ）である。

項目	内容
料金	1日 一般 500 円、小学生以下 300 円 ※クロスバイク・マウンテンバイクは 700 円、電動自転車は 1,000 円 ※県民の日は無料
貸出期間	・4月1日から11月30日の土曜日・日曜日・祝日 ・県民の日（6月15日） ※春休み期間は月曜日を除く毎日

#### （４） 監査の結果（指摘）又は意見

##### ① セブンパークアリオ柏サイクルステーションの休止について（意見）

セブンパークアリオ柏は、平成 28 年 4 月に柏市沼南地区において開設された複合商業施設である。同施設内には柏市の PR コーナーが設けられており、柏市では同施設から手賀沼への人流創出を目標の一つとして掲げていたところ、セブンパークアリオ柏からサイクルステーションの場所について無償提供の申し入れがあった事も相まって、同施設にサイクルステーションの新規設置したものである。

当該サイクルステーションは、先述のとおり同施設から手賀沼への人流をレンタサイクルで創出しようとしたものであるが、同施設の立地を考えると多くの客が自家用車による来店と思われ、又、同施設から手賀沼までの往復距離（約 6km）とその間における景観や施設状況を考えると、来店者を手賀沼にレンタサイクルで誘因できる相当のインセンティブがないと事業継続に必要な利用者を確保することは困難であり、現に当該サイクルステーションの直近 3 期間の利用状況は以下のとおり低調であった。

単位：人	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
セブンパークアリオ柏サイクルステーション			
利用者数	94	76	37
増減率	—	△19.1%	△51.3%

【参考】 柏市の他の3つのサイクルステーション合計			
利用者数	6,315	6,080	3,961
増減率	—	△3.7%	△34.9%

柏市は令和3年度から当該サイクルステーションを利用者が少ない事を理由に休止すると決定したが、今後どの様な決定がなされるにせよ、レンタサイクルを活用した手賀沼への人流を創出するためには、レンタサイクルというハード面があれば達成されるものではなく、特に手賀沼から離れた地域からレンタサイクルによる人流創出を目指す場合には、手賀沼へレンタサイクルで行く事に対するソフト面での仕掛けを十分に検討した上で決定する事を望む。

② 手賀沼を核とした観光振興事業について（意見）

本事業は、手賀沼という自然資源を活用し、柏市の豊かな自然の象徴である手賀沼周辺へ訪れる来訪者を増加させ、柏市全体の観光振興を図る事を目的とする観光施策の一つである。ただ、手賀沼周辺に存在するスポットの知名度が低く、道の駅等の一部施設に観光客が集中しているのが現状である。

手賀沼周辺に観光客を誘引するためには、周囲に散在するスポットの掘り起こしを行い、魅力のあるスポットが面的な繋がりをもって一体的にPRができる様な方向に検討される事を望む。

③ レンタサイクル事業の独立採算化について（意見）

本事業の運営は株式会社道の駅しょうなん及び一般財団法人柏市みどりの基金が、利用者からレンタル料を徴収した上で収益事業として実施しているものであるが、本事業単体では赤字となり事業継続が困難であるため、柏市からの負担金をもって赤字部分を補填し、事業の継続性を確保しているとの事である。

両運営者の本事業に係る収支状況の提示は受けられなかったが、利用者数を増やすための施策、過去の値上げによる影響分析等に基づく利用料金の再検討、貸出期間の見直し、オペレーションの見直しによる効率化等を両運営者に検討する事を促し、本事業の独立採算化への道筋を早期に付ける事を望む。

3.6. 柏市松戸公共職業安定所雇用促進協力会補助金

(1) 補助金の概要

No	項目	
①	補助金等の名称	柏市松戸公共職業安定所雇用促進協力会補助金

②	所管課	商工振興課
③	補助等の目的	松戸公共職業安定所が行う職業紹介、職業指導等の業務を支援する団体に対し、補助金を交付する事により、雇用の促進及び地域経済の発展を図る事
④	事業の概要	雇用情報の提供及び収集、求人採用に関する研究等雇用促進事業の実施
⑤	総合計画上の位置づけ	
	分野	経済・活力
	政策	－
	事業名	－
⑥	区分	補助金
⑦	財源	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独 <input type="checkbox"/> 国・県の制度関連（上乗せ <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし）
⑧	根拠法令等の名称	－
⑨	交付要綱等の名称	柏市松戸公共職業安定所雇用促進協力会補助金交付要綱
⑩	補助開始年度	西暦 2006 年度
⑪	補助終了予定年度	西暦 2020 年度
⑫	交付先名	松戸公共職業安定所雇用促進協力会
⑬	補助額の算定方法	対象経費の 1/2 以内，上限 40 万円

(2) 補助金等の額（決算額）の推移

(単位：千円)

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
柏市の補助金等の額	400	400	400	400	400

※本補助金の交付額 40 万円は、松戸公共職業安定所雇用促進協力会の会則において規定されている補助金の算定方法（地区会員数に応じて段階的に変動）に基づいており、会費としての負担的な側面がある

(3) 事業の内容補足

① 松戸公共職業安定所雇用促進協力会の収支状況について

直近 5 年間の松戸公共職業安定所雇用促進協力会に係る収支状況は以下のとおりである。単年度の収支差額は令和元年度を除いてプラスであり、平成 29 年度を除き柏市からの補助金額を超過しており、繰越金も単年度の収入を超過するまで増加している。

(単位：千円)

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
収入	2,418	3,184	2,354	2,336	2,252
会費	1,270	1,232	1,210	1,198	1,152
助成金	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
その他	48	852	44	38	0
支出	1,310	2,849	1,805	2,344	1,121
事業費	293	1,713	716	1,256	346
会議費	328	404	387	367	108
事務費	685	723	696	716	662
その他	4	9	6	5	5
収支差額	1,108	335	549	△7	1,131
繰越金	1,585	1,920	2,469	2,462	3,592

また、事業費の予算と実績の推移は以下のとおりである。令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響で学校就職担当者との就職情報交換会や交流会が実施できなかったため執行率が低かった点は理解できるが、他の年度においても執行率は 50%以下が多く、十分な活動が実施できる組織体制になかった事が推測される。

(単位：千円)

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
実績	293	1,713	716	1,256	346
予算	1,600	2,400	1,600	2,400	2,400
差額	△1,307	△687	△884	△1,144	△2,053
執行率	18.3%	71.4%	44.8%	52.3%	14.4%

## ② 本補助金の終了理由について

令和 2 年度末をもって柏商工会議所及び市内で同協力会に加盟する全事業所(32 事業所)が同協力会を脱会した事に伴い、令和 3 年度以降は柏市からの同協力会への補助金の交付及び参画はない。脱会の理由は、柏商工会議所において、より効果的な雇用支援事業を実施するために本協力会を脱退し、他機関が実施する雇用支援事業の活用を図る事としたとの事であり、柏市においてこれに伴う新たな補助金は制定していない。

## (4) 監査の結果(指摘)又は意見

該当なし

### 37. 共同施設維持費（電気料金）補助金

#### (1) 補助金の概要

No	項 目	
①	補助金等の名称	共同施設維持費（電気料金）補助金
②	所管課	商工振興課
③	補助等の目的	商店会所有の街路灯等維持費に対し補助金を交付する事により、商店街の環境や治安維持に資する事を目的とする。
④	事業の概要	商店会所有の共同施設の街路灯、防犯カメラ、ネオンアーチ、アーケード等の年間電気料金に対して補助を行うもの
⑤	総合計画上の位置づけ	
	分 野	経済・活力
	政 策	－
	事 業 名	－
⑥	区分	事業費補助金
⑦	財源	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独 <input type="checkbox"/> 国・県の制度関連（上乗せ <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし）
⑧	根拠法令等の名称	－
⑨	交付要綱等の名称	柏市商工団体共同施設補助金交付規則
⑩	補助開始年度	西暦 1978 年度
⑪	補助終了予定年度	－
⑫	交付先名	市内各商店会
⑬	補助額の算定方法	1年間の電気料金の 1/2 以内の額

#### 別表

共 同 施 設	維 持 費 に 対 す る も の
街路灯	1年間の電気料金の1/2以内の額
アーチ	1年間の電気料金の1/2以内の額
アーケード	1年間の電気料金の1/2以内の額
防犯カメラ（街路灯、アーケード等に取り付けられるものに限る。）	防犯カメラの稼働に要する1年間の電気料金の1/2以内の額
カラー舗装道路	



駐車場	機械式の駐車場にあつては、当該機械式の駐車場の設備の稼働に要する1年間の電気料金の1/2以内の額
駐輪場	管理費用の1/2以内の額

(2) 補助金等の額（決算額）の推移

(単位：千円)

	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
柏市の補助金等の額	7,794	7,601	7,479	7,798	12,215

※ 商店街の街路灯整備は、地域の安全・安心に寄与する効果がある。

(3) 監査の結果（指摘）又は意見

該当なし

### 3.8. 柏市商工団体共同施設設置等補助金

(1) 補助金の概要

No	項目	
①	補助金等の名称	柏市商工団体共同施設補助金
②	所管課	商工振興課
③	補助等の目的	商工団体の共同施設設置等に要する費用の一部を補助する事により、商店街の環境整備を推進するとともに、施設の維持管理に対する負担軽減を図る事を目的とする
④	事業の概要	商店会所有の街路灯，アーチ及びアーケードをはじめ，その他共同施設の設置，修繕及び撤去費について補助を行うもの
⑤	総合計画上の位置づけ	
	分野	経済・活力
	政策	—
	事業名	—
⑥	区分	事業費補助金
⑦	財源	<input type="checkbox"/> 市単独 <input checked="" type="checkbox"/> 国・県の制度関連（上乘せ <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし）
⑧	根拠法令等の名称	—

⑨	交付要綱等の名称	柏市商工団体共同施設補助金交付規則
⑩	補助開始年度	西暦 1978 年度
⑪	補助終了予定年度	—
⑫	交付先名	市内各商店会
⑬	補助額の算定方法	別添柏市商工団体共同施設補助金交付規則のとおり

(2) 補助金等の額（決算額）の推移

(単位：千円)

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
柏市の補助金等の額	6,498	11,194	6,497	3,973	4,239

(3) 事業の内容補足

① 事業の概要

ア. 意義

柏市商工団体共同施設補助金は、街路灯やアーチ、アーケード、防犯カメラ等の設置、修繕、撤去に対して、商店会に交付する補助金である。

商店街の環境整備を推進するとともに、共同施設の維持管理に対する負担軽減を図る。

イ. 補助金額

共同施設	補助金の額			
	設置費	維持費	修繕費	撤去費
街路灯	対象経費の 2/3 以内。1 基あたりの限度額 20 万円	1 年間の電気料金の 1/2 以内	修繕費の 2/3 以内	撤去費の 2/3 以内
アーチ	対象経費の 2/3 以内	1 年間の電気料金の 1/2 以内	修繕費の 2/3 以内	撤去費の 2/3 以内
アーケード	対象経費の 1/2 以内	1 年間の電気料金の 1/2 以内	修繕費の 2/3 以内	撤去費の 2/3 以内
防犯カメラ	建設費の 1/2 以内	1 年間の電気料金の 1/2 以内	修繕費の 2/3 以内	—
カラー舗装道路	建設費の 1/2 以内	—	修繕費の 2/3 以内	—

駐車場	用地賃借料及び設置工事費の1/2以内	機械式駐車場の1年間の電気料金の1/2以内	修繕費の2/3以内	－
駐輪場	用地賃借料及び設置工事費の1/2以内	－	修繕費の2/3以内	－
共同福利厚生施設	建設費の3/10以内	－	修繕費の2/3以内	－
その他市長が必要と認めたもの	建設費の2/3以内	－	修繕費の2/3以内	撤去費の2/3以内

(参考) 千葉県 地域商業活性化事業補助金 (施設整備事業)

柏市と同様な商店街等の計画に基づいて実施する施設整備事業に対する補助金

主な対象事業	街路灯のLED化、防犯カメラの設置、駐車場・駐輪場施設の設置
補助対象経費	施設整備費、事業費等
補助率	対象事業費の1/3 ※市町村から同額以上の補助が必要。

ウ. 補助対象団体

商店街振興組合法 (昭和37年法律第141号) 第9条に規定する商店街振興組合
中小企業等協同組合法 (昭和24年法律第181号) 第3条に規定する中小企業等協同組合
その他市長が適当と認める商工団体

エ. 申請書及び添付資料

名 前	設置費	維持費	修繕費	撤去費
申請書	○	－	○	○
収支予算書	○	－	○	○
見積書の写し及び工事仕様書の写し	○	－	○	○
商工団体の規則又は会則	○	－	○	○
前年1年間に支払った電気料金の領収書の写し	－	○	－	－
その他市長が必要と認める書類	－	○	－	－

オ. 実績報告書及び添付資料

名	前
実績報告書	
変更交付申請兼実績報告	
収支決算書	
共同施設完了届書	
補助金等交付請求書	
工事請負契約書	
工事代金の請求書（明細がわかるもの）	
工事代金の領収書	
工事完了届又は引渡書	
工事前、完成後の写真及び施工箇所のわかる地図	

(4) 監査の結果（指摘）及び意見

① 補助金の上限の設定について（意見）

要綱において「別表（第3条）」で平成26年に改訂されている共同施設の種類ごとの補助金の額の定めがある。各項目は設置費等に関する各経費の負担割合（概ね1/2から2/3）等が規定されている。

当該補助金は、様々な規模で共同施設のニーズもまちまちな商工団体等が事業計画に従って施設整備を実施する経費への補助であるが、一定の上限が無いと各団体間の公平性に欠ける場合が出てくる可能性も推測される。

今後、要綱において具体的な1団体に対する適切な方法での補助金の上限を設定すべきである。

### 39. 柏市沼南商工会補助金

(1) 補助金の概要

No	項目	
①	補助金等の名称	柏市沼南商工会補助金（柏市商工団体補助金）
②	所管課	商工振興課
③	補助等の目的	商工団体に対して補助金を交付する事により、商工業の振興を図り、もって地域経済の発展に資する事を目的とする。
④	事業の概要	経営改善普及事業、地域総合振興事業等の事業に

		係る対象経費の 1/2 を補助するもの。補助金額の上限は、3,360,000 円とする。
⑤	総合計画上の位置づけ	
	分 野	経済・活力
	政 策	—
	事 業 名	—
⑥	区分	事業費補助金
⑦	財源	■市単独 □国・県の制度関連（上乘せ□あり□なし）
⑧	根拠法令等の名称	—
⑨	交付要綱等の名称	柏市商工団体補助金交付要綱
⑩	補助開始年度	西暦 1999 年度
⑪	補助終了予定年度	—
⑫	交付先名	柏市沼南商工会
⑬	補助額の算定方法	対象経費の 1/2

(2) 補助金等の額（決算額）の推移

(単位：千円)

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
柏市の補助金等の額	3,360	3,360	3,360	3,360	2,675

(3) 事業の内容補足

① 対象経費の見直しの実施について

平成 30 年度に本補助金の見直しを図り、令和元年度以降は運営費（人件費、管理費等）について「補助金の適正化ガイドライン」に則り本補助金の対象外としている。

② 補助対象事業の概要について

令和 2 年度における本補助金の対象事業に係る実施概要は以下のとおりである。令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、経営相談や資金繰り相談の件数が増加したが、会議等の開催・参加が大きく減少した。

対 象 事 業	概 要	実施回数	(参考) 令和元年度
経営改善普及事業	記帳、税務等に係る講習会等の開催	14 回	18 回
	経営指導員による相談及び指導	巡回 138 回 窓口 1,440 回	巡回 173 回 窓口 750 回

	金融の斡旋	26件	21件
	柏市中小企業資金融資審査受託業務	45件	15件
	小規模企業共済等の各種共済事務	251件	245件
地域総合振興事業	関係団体との会議等の開催・参加	63回	167回
	労働保険事務組合等の事業	随時	随時

③ 柏商工会議所との統合について

柏市と旧沼南町は平成17年に合併し、現在の柏市となっている。柏市沼南商工会は旧沼南町時代に商工会法に基づき設立された公益法人であり、柏商工会議所は商工会議所法に基づき設立された特別認可法人である。

柏商工会議所と柏市沼南商工会との統合については、事業目的の多くにおいて同じ部分があることから、平成24年11月に柏市行政改革推進委員会より以下の提言がなされており、柏市における検討状況は以下のとおりである。

項目	提言要旨	検討状況
組織の統合	柏市の商工業の発展を考え、2年後までに柏商工会議所と柏市沼南商工会の統合に向けての方向性をまとめていくべき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旧柏地域及び旧沼南地域では、事業者特性が異なるため、柏商工会議所及び柏市沼南商工会が連携しながら、きめ細やかな事業者支援が必要である</li> <li>・柏商工会議所と柏市沼南商工会の合併については、根拠法令が異なることから、商工会議所同士（及び商工会同士）の合併と比べ、多岐に渡る調整が必要である</li> <li>・そのため、統合については、慎重に検討すべきであると考えている</li> </ul>
補助制度の統合	柏商工会議所補助金と統合すべき	・補助金交付要綱を一本化した

(4) 監査の結果（指摘）又は意見

① 柏商工会議所との統合について（意見）

平成17年における柏市と旧沼南町との合併時より、柏市内に2つの商工会議所が別々に存続するのではなく組織を合わせて商工会議所として一体で活動するべきという意見は出ており、柏市が補助金の見直しを実施した平成23年度・24年度においても外部評価として

今後の両商工会議所の合併が望ましいと結論づけられている。

今後とも、柏市の商工会議所のより円滑かつ合理的な活動を実施して柏市が適切な補助金制度の運営ができるために、両組織の統合について更に検討する事が望まれる。

#### 40. 柏市工業祭補助金

##### (1) 補助金の概要

No	項目		
①	補助金等の名称	柏市工業祭補助金	
②	所管課	商工振興課	
③	補助等の目的	柏市工業祭を主催する団体に対し補助金を交付する事により、工業界のイメージアップを図り、もって工業の振興に資する事	
④	事業の概要	市内工業製品の展示、各種イベント等を行う柏市工業祭の実施	
⑤	総合計画上の位置付け	分野	経済・活力
		施策	魅力ある産業の活躍
		事業名	—
⑥	区分	補助金	
⑦	財源	■市単独	
⑧	根拠法令等の名称	柏市産業振興基本条例	
⑨	交付要綱等の名称	柏市工業祭補助金交付要綱	
⑩	補助開始年度	西暦 1999 年度	
⑪	補助終了予定年度	—	
⑫	交付先名	柏市工業祭実行委員会	
⑬	補助額の算定方法	対象経費の 1/2。上限 1,038,000 円 【対象経費】 1) 事業運営費 2) 広報費 3) 借上料 4) 取付工事費 5) 事務費	

##### (2) 補助金等の額（決算額）の推移

(単位：千円)

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
柏市の補助金等の額	938	1,038	1,038	1,038	0

※令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響で開催中止

(3) 事業の内容補足

来場者への企業 PR とともに、出展企業同士、出展企業と来場者との情報交換や連携模索の場としての機能が期待されており、柏まつりと同日開催とされている。

(4) 監査の結果(指摘)又は意見

① 工業祭における実施内容について(意見)

平成 28 年度以降の工業祭における催物内容及び出店数は、以下のとおりである。

即売(飲食)は、柏まつりとの同日開催もあり所謂屋台的なものであり、無料配布は柏警察署管内職場警察連絡協議会による防犯グッズの配布である。

		H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
出展企業・団体					
即売	飲食	6	6	7	6
	物販	3	2	7	0
無料配布		1	1	1	1
ワークショップ	ダンボールロボット カシワニウチワ スタンプラリー他	ダンボールロボット カシワニウチワ スタンプラリー他	ダンボールロボット カシワニウチワ スタンプラリー他	革の鉛筆グリップ作り 革のしおり作り 金属のモノサシ作り 木材のコマ作り スタンプラリー他	ゆらゆらメッセージスタンド 飛び出すメッセージカード
その他			バーチャル金魚すくい		ふるさと納税返礼品 限定ショップ(3)

上記のとおり、近年の工業祭の実態は柏まつりに参加する事が目的化しており、本来の目的である「工業界のイメージアップ」「企業 PR」「情報交換等の場の提供」を遂行するためなものにはなっていないと思われるため、当初の目的を再確認した上で、実施内容に工夫を施し、本来あるべき実施内容に正されていく事を望む。また、工業祭が柏まつりとの同日開催を採っているが故に実施内容が夏祭りの出店的なものになっているとも考えられるため、別日の開催を促す事についても検討を望む。



【土木部】

<交通施設課>

4 1. 柏市民営自転車等駐車場整備費補助金

(1) 補助金の概要

No	項 目	
①	補助金等の名称	柏市民営自転車等駐車場整備費補助金
②	所管課	交通施設課
③	補助等の目的	鉄道駅周辺において民営自転車等駐車場を設置する者に対し、自転車等の放置の防止を図り、良好な都市環境の保持に資する事を目的とする。
④	事業の概要	鉄道駅周辺において民営自転車等駐車場を設置する者に対して設置費、管理費の一部について、補助金を交付する。
⑤	総合計画上の位置づけ	
	分 野	環境・社会基盤
	政 策	安全・円滑な交通環境の確保
	事 業 名	自転車利用環境の向上
⑥	区分	事業費補助金
⑦	財源	■市単独 □国・県の制度関連（上乗せ□あり□なし）
⑧	根拠法令等の名称	柏市補助金等交付規則
⑨	交付要綱等の名称	柏市民営自転車等駐車場整備費補助金交付要綱
⑩	補助開始年度	西暦 2016 年度
⑪	補助終了予定年度	西暦 2022 年度
⑫	交付先名	株式会社アップルパーク
⑬	補助額の算定方法	1 設置費（5百万円を限度） 民営自転車等駐車場の新設及び増設の工事に要した費用（土地の取得又は建物の解体に要した費用を除く。）と、駐車器具整備費用の合計額又は別表2に定める構造に応じた自転車等1台あたりの駐車器具整備費の基準単価に収容台数を乗じて得た額のいずれか低い額の1/2以内の額とする。この場合において、当該1/2の額に1千円未満の端数がある時はこれを切り捨てるものとする。

	2 管理費（60万円を限度） 新設又は増設後の民営自転車等駐車場の存する敷地面積に係る固定資産税及び都市計画税相当額（民営自転車等駐車場以外の施設を併設する場合にあっては、民営自転車等駐車場の用途に供する部分の敷地面積又は床面積により按分して計算した額）と、1回の利用につき、2時間以上無料で利用させる自転車等の収容台数1台分につき3千円を乗じて得た額を加えた額とする。
--	--

なお、本補助金の対象事業と対象経費は次のとおりである。

対 象 事 業	対 象 経 費
1 新設 2 増設	対象事業に要する経費のうち次に掲げる経費 1 設置費（ただし、土地の取得又は建物の解体に要した費用は除く。） 2 管理費

(2) 補助金等の額（決算額）の推移

（単位：千円）

	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
柏市の補助金等の額	設置費 1,532	管理費 653	管理費 408	管理費 3,872	管理費 408

(3) 監査の結果（指摘）又は意見

① 補助金利用状況について（意見）

令和2年度において、本補助金を受け取っている事業者は1社である。当該事業者は、平成28年度において、本補助金の「設置」のための補助を受け、以降の年度において、「管理」のための補助を受けている。要綱第4条の規定により、自動車駐車場から転用した場合は、6年間「管理」のための補助を受けられるため、当該事業者は、令和4年度まで本補助金を交付される予定である。

この事は、本補助金を受ける事業者がこのままでは令和5年度においてゼロになる事とを意味する。又、市内には民間が運営している駐輪場が39箇所<sup>1</sup>設置されているが、その中でもこの1社のみが本補助金を交付されている。

<sup>1</sup> 2020年12月時点の一時利用可能な駐輪場の数である。

これらの事実は、本補助金が駐輪場を運営しようとする民間事業者のニーズを捉えていないか、もしくは本補助金の存在自体を知らないかのどちらかであると考えられる。

本補助金の目的は、駅前の放置自転車対策である。すなわち、放置自転車の台数を減少させ、かつその状態を維持し続けることである。したがって、本補助金の代替手段としては、市が管理する駐輪場を設置する事になるが、これには大きなコストがかかるため、本補助金の様に民間の力を利用する事業は費用対効果の観点から積極的に推進したいところである。そのため、本補助金が駐輪場を運営しようとする民間事業者のニーズを捉えていない可能性を考慮すると、民間事業者の具体的なメリットを念頭におき、要綱に規定されている条件等を緩和、または拡大する事も検討する必要がある。

又、駐輪場を運営しようとする事業者には、本補助金の存在を知ってもらう必要がある。

ここでは個別の事業者名は挙げないが、現在、駐輪場運営事業には複数の駐輪場を運営している事業者等も参入している。このような事業者に対し積極的に周知し、採算性の点から設置を躊躇う場所にも進出する事を支援するものとして本補助金の活用を促して欲しい。

## <交通政策課>

### 4 2. 柏駅西口タクシープール運営費補助金

#### (1) 補助金の概要

No	項 目	
①	補助金等の名称	柏駅西口タクシープール運営費補助金
②	所管課	交通政策課
③	補助等の目的	タクシー輸送の健全化、旅客サービスの向上
④	事業の概要	柏駅西口地区タクシープールの維持のための補助金
⑤	総合計画上の位置づけ	
	分 野	環境・社会基盤
	政 策	安全・円滑な交通環境の確保
	事 業 名	公共交通の利便性向上
⑥	区分	運営費補助金
⑦	財源	■市単独 □国・県の制度関連（上乗せ□あり□なし）
⑧	根拠法令等の名称	—
⑨	交付要綱等の名称	柏駅西口タクシープール運営費補助金交付要綱
⑩	補助開始年度	西暦 1985 年度

①	補助終了予定年度	—
⑫	交付先名	柏駅西口タクシープール運営委員会
⑫	補助額の算定方法	申請年度の予算で定める額を限度額として、対象経費の 35/100 (1,000 円未満切り捨て)

(2) 補助金等の額（決算額）の推移

(単位：千円)

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
柏市の補助金等の額	1,633	1,627	1,628	1,652	1,666

(3) 事業の内容補足

本補助金は、柏駅西口タクシー乗り場周辺の交通安全及び秩序維持を図り、もってタクシー輸送の健全化と旅客サービスの向上に資するために、柏駅西口地区のタクシープール（所在：柏市富里三丁目 800 番 5 の一部）を管理する柏駅西口タクシープール運営委員会に対し、補助金を交付するものである。

補助金交付の対象となる経費は、①タクシープールの土地賃借料、及び、②タクシープールの維持管理費である。補助金の額は、これら対象経費の 35/100 の額としている。

(4) 監査の結果（指摘）又は意見

該当なし

### 4.3. 柏市乗合タクシー運行補助金

(1) 補助金の概要

No	項 目	
①	補助金等の名称	柏市乗合タクシー運行補助金
②	所管課	交通政策課
③	補助等の目的	乗合旅客自動車運送事業
④	事業の概要	「かしわ乗合ジャンボタクシー」運営に係る補助金
⑤	総合計画上の位置づけ	
	分 野	環境・社会基盤
	政 策	安全・円滑な交通環境の確保
	事 業 名	公共交通の利便性向上
⑥	区分	運営費補助金
⑦	財源	■市単独 □国・県の制度関連（上乗せ□あり□なし）

⑧	根拠法令等の名称	—
⑨	交付要綱等の名称	柏市乗合タクシー運行補助金交付要綱
⑩	補助開始年度	西暦 2005 年度
⑪	補助終了予定年度	—
⑫	交付先名	有限会社 染谷交通
⑬	補助額の算定方法	下記参照

本補助金は、乗合タクシー等事業を実施する事業者に対し、補助金を交付する事により、公共交通の空白地域及び不便地域の住民の移動手段を確保し、公共交通の空白地域及び不便地域の解消を図る事を目的とするものである。

本補助金の車両運行を行った日に係る対象経費、補助金の額及び限度額は次のとおりである。

対 象 経 費	補助金の額及び限度額
対象事業に要する経費のうち次に掲げるもの (1) 次に掲げる経費（運行予定日（車両運行を行う日として運行計画に定められた日をいう。以下同じ。）のうち車両運行を行わなかった日がある場合にあっては、次に掲げる経費の額を運行予定日の日数で除して得た額に車両運行を行った日数を乗じて得た額に限る。） ア 自動車税 イ 自動車重量税 ウ 自動車取得税 エ 自動車保険（自動車損害賠償責任保険及び任意保険）の保険料 オ 車検費用及び修繕に要する費用（運行事業者の責めに帰すべき事由により必要となった修繕に要する費用を除く。） カ 自動車の保管場所の確保に要する費用 キ 対象事業車両の取得費用（乗合タクシー等事業に係る償還分に限る。）若しくは減価償却費又は借上げに要した費用 ク 回数券の印刷費 ケ その他市長が必要と認める経費 (2) 対象事業を行うために要する燃料油脂費 (3) 車両運行に従事する乗務員に係る人件費	対象経費の額から対象事業に係る運賃収入及び広告料収入の額を控除した額。ただし、以下の額に運行計画に基づく車両運行を行った日数を乗じて得た額を限度とする。 柏市乗合タクシー運行計画 65,000 円

対 象 経 費	補助金の額及び限度額
(車両運行を行った日に車両運行に従事した乗務員に係るものに限る。)	

(2) 補助金等の額（決算額）の推移

(単位：千円)

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
柏市の補助金等の額	23,191	23,191	23,191	23,326	23,335

(3) 監査の結果（指摘）又は意見

① 乗合タクシー利用者の減少について（意見）

最近5年間におけるジャンボタクシーの利用状況は、次のとおりである。

区 分	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
ジャンボタクシー利用者	42,891 人	41,135 人	40,990 人	39,497 人	21,450 人
各年4月1日の市内人口	415,200 人	418,824 人	422,385 人	426,224 人	431,295 人

(出典：市提出資料より監査人作成)

表の下段からも分かるとおり、市内の人口は最近5年間においても増加傾向が続いている。しかし、それにもかかわらず、ジャンボタクシーの利用者は減少している。その理由としては、ジャンボタクシーのルートにあたる地域の人口は、市内全体の人口ほど増加していない事が挙げられる。一方で、その様な中でも、市民の高齢化は進んでいるはずであり、高齢者を主要な対象者と考えれば、潜在的な需要はあるのではないかと思われる。その様に考えると、上記の様な利用者の減少傾向は、住民の潜在的な需要を捉えていない結果ともいえる。

今後は、ルートの選定、バス停の配置など公共交通空白地域の住民の中にどのような需要があるのか調査する等して事業の見直しを行っていただきたい。特に、本来、コミュニティバス等は高齢者や障害者等の外出支援ツールとしての性格も強いものである。従って、高齢者や障害者の需要を念頭においてサービス提供を行う事を検討してほしい。

② 乗合タクシー運営経費の把握について（意見）

本補助金の支給は年度の前半（4月1日から9月30日）と後半（10月1日から3月31日）に分けて行われており、それぞれにおいて事業報告及び収支計算を行っている。

その収支計算書には、運行経費として「その他経費」が計上されており、備考欄には「本

社経費、通信料等」と記載されている。令和2年度における当該金額は前半が786千円であり、後半が1,040千円であった。

ここで、本社経費とはジャンボタクシーの事業主体（民間企業）における経理において一般管理費として処理されたものの一部と考えられるが、この様な経費については、要綱に定められている補助金の対象経費の中には含まれないと考えられる。解釈としては、「その他市長が必要と認める経費」という項目があるため、これに該当するという事もできるが、これはジャンボタクシーの運行にどうしても必要であるが、現行の要綱に列挙された対象経費にはどうしても分類できるものがない場合に用いるもので、極めて狭義に解釈すべき項目である。

従って、本社経費のごとき具体的な支出の目的物がない経費は補助対象経費としては認めべきではない。

一方、この本社経費を除いてもなお、ジャンボタクシーの運行にかかる収支計算は赤字となっていると思われる。無論、事業主体である民間企業が自らその役目を担う事に同意しているのであるから、市の事務に何ら問題はないが、ジャンボタクシー運行の持続可能性を考えるとリスクがないともいえない。そこで、上記の本社経費は認めないとしても、経費全般について必要な金額を査定し、補助金の額及び限度額の適正な金額を検討する事が望ましい。

## <道路保全課>

### 4.4. 柏市私道整備事業補助金

#### (1) 補助金の概要

No	項目		
①	補助金等の名称		柏市私道整備事業補助金
②	所管課		道路保全課
③	補助等の目的		私道整備の促進と生活環境向上のため
④	事業の概要		私道の整備を行うものに対し、要綱の定めに従い補助金を交付するもの。
⑤	総合計画上の位置づけ		
		分野	－
		政策	－
		事業名	－
⑥	区分		事業費補助金
⑦	財源		<input checked="" type="checkbox"/> 市単独 <input type="checkbox"/> 国・県の制度関連（上乗せ <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし）

		し)
⑧	根拠法令等の名称	—
⑨	交付要綱等の名称	柏市私道整備事業補助金交付要綱
⑩	補助開始年度	西暦 2005 年度
⑪	補助終了予定年度	—
⑫	交付先名	私道の整備を行う者
⑬	補助額の算定方法	7/10 又は 8/10 補助（要綱別表第 2 のとおり） 10/10 補助（特例起案）

本補助金は、私道の整備を行う市民に対し、私道整備にかかる経費の一部を補助する事で私道の整備の促進を図り、それにより市の生活環境の向上に資する事を目的としている。

本補助金導入以前、市における私道整備は、私道敷地の権利者から申請を受け、工事を 10/10 市の負担で整備していたが、近隣市町村では補助金制度を実施しており、合併を予定していた沼南町が補助金制度を導入していたため、両市町の制度の調整を踏まえ、補助金制度へ転換した。

補助金対象経費は次のとおりである。

対 象 事 業	対 象 経 費
私道の整備事業のうち、別図に掲げる基準により工事を行うものであって、次に掲げる要件を備えるもの  (1) 当該事業を行う事について、当該私道の敷地の所有者等の同意があるもの (2) 当該事業に係る私道について、当該私道上に当該事業の施工の支障となる物件又は法令等の規定に適合しない建築物が存しないもの (3) 当該事業に係る私道について、当該私道に面する法面がある場合にあつては、当該法面について当該事業の施工に支障を及ぼさないための措置が講じられているもの (4) 排水施設の設置又は改修の場合にあつては、幅員が 4メートル以上の私道に係るもので、当該事業を行う事により国又は地方公共団体の設置する排水施設等に自然流下によって有効に排水する事が可能となるもの	左欄に掲げる事業に要する経費のうち、工事費、測量調査費及び原材料費

補助金の金額は次の様に計算される。



対象事業に係る私道の区分		補助金の額	限度額
通り抜ける事ができるもの	公道と接続している箇所が2以上のもの	対象経費の 8/10 の額	8,000,000 円。 ただし、私道の舗装のみを行う場合にあっては、4,000,000 円。
	公道と接続している箇所が1のもの	対象経費の 7/10 の額	
通り抜ける事ができないもの	その一端が公道に接続し、残りの一端が公共施設に接続しているもの	対象経費の 8/10 の額	
	上記以外のもの	対象経費の 7/10 の額	

(2) 補助金等の額（決算額）の推移

(単位：千円)

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
柏市の補助金等の額	19,281	17,202	16,598	7,173	4,975

(3) 監査の結果（指摘）又は意見

① 補助率の特例について（意見）

令和2年度における本補助金の支給実績は1件であり、概要は次のとおりであった。

私道整備工事箇所	柏市南増尾6丁目13番先
整備事業の着手年月日	令和3年1月19日
完了年月日	令和3年3月27日
補助金の交付決定額	4,994,000 円
私道整備事業の経費精算額	4,975,300 円

「1. 概要」に記載したとおり、本補助金の補助率は8/10又は7/10となっている。しかし、令和2年度における本件については、10/10の補助が行われている。市では、その理由を次の様なものとしている。

「第二清掃工場隣接町会からの私道の路面排水改善要望に対する補助金の全額交付について（平成25年2月4日決裁）」より抜粋

(1 略)
2 私道の路面排水整備費を全額補助する理由
以下の理由により、私道部分に係る整備費は、全額市の負担とする。
(1) 平成17年6月施行の「柏市私道整備事業補助金交付要綱」（以下、「要綱」と

いう。)の規定では、補助金の交付は対象経費（測量費、設計費及び工事費等整備に係る一切の経費）の8割を限度（ただし、通り抜けができない場合は7割を限度）としているため、地元負担が発生する事から、当該町会からは市の全額負担を強く要請されている事。

(2) その背景として、平成17年6月以前の私道整備（舗装及び排水施設の設備・改修）については、市内各地の地元町会等の要望を受け、優先順位を定めて市が直接整備（地元負担なし）をしてきた経緯があり、既に要望を受けているが、未実施となっている私道の整備を現在も継続している事。

(3) 当該町会では、他の要望と併せ平成15年3月31日付けで市と当該町会との間で取り交わした「第二清掃工場建設に関する協定書」等に当該路面排水改善要望事項も含まれるとの認識であり、要綱施行前の要望であると主張している事。

(4) 私道は私有財産であり、その整備は地権者間の合意に基づき、当該地権者が実施するのが望ましい事から、要綱を整備し、補助金を交付する形式に改めてきた経緯がある事。

(5) 整備主体を市とした場合、私道整備に係る関係権利者の承諾取り付けから工事完成に至るまでの一連の業務を追加実施する事は、現在の執行体制（配置人員）では非常に困難である事。

以上の理由から、当該私道の路面排水整備については、整備主体を当該町会とし、その費用は全額市が負担するものとする。

今回の監査においては、上記文中に記載されている「第二清掃工場建設に関する協定書」（平成15年3月31日）についても閲覧し、内容を確認した。平成17年度から使用開始した第二清掃工場は、その建設時に市と地元住民の間で様々な調整を要した。清掃工場は、その性質から地元住民の建設反対にあう事もしばしばであり、その際に地元住民への優遇的なものも含めた対策が実施される事は想定される場所である。

又、本補助金支給にかかる手続としては、市長の決裁が取られている事から補助金等交付規則等の関係する条例に反する状況はなかった。

しかし、「第二清掃工場建設に関する協定書」が交わされてから約16年が経ち、それでも未だ優遇的な対策が継続している事には問題性を認識せざるを得ない。

この点について、市は、現在整備を行っている2路線にてこのような優遇的な対策を終了するという事で、当該町会と合意しているとの事である。しかし、この2路線の工事は令和

5年度まで継続する事を予定している。

このような優遇的な対策は、市の財政的な負担もさることながら、市内他地区との公平性の問題も大きい。本来は、清掃工場隣接地区への迷惑料としての優遇策が他地区との間に不公平を生んでは本末転倒であるし、行政のあり方としても不本意であろう。

本補助金の10/10支給は、令和2年度の1件のみでなく、最近数年間でも相当件数実施されてきた事である。このような優遇的な対策については、期限と対象を明確にする事が不可欠である。

**【都市部】**

**<公園緑地課>**

**4 5. (一財) 柏市みどりの基金事業補助金**

(1) 補助金の概要

No	項 目		
①	補助金等の名称		(一財) 柏市みどりの基金事業補助金
②	所管課		公園緑地課
③	補助等の目的		民有緑地保全, 緑地取得, 緑化推進の財政的支援
④	事業の概要		みどりの保全・再生・創出支援
⑤	総合計画上の位置づけ		
		分 野	環境・社会基盤
		政 策	魅力あふれる都市空間の創出
		事 業 名	緑があり人が集まるオープンスペースの充実化
⑥	区分		運営費補助金
⑦	財源		<input checked="" type="checkbox"/> 市単独 <input type="checkbox"/> 国・県の制度関連(上乘せ <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし)
⑧	根拠法令等の名称		—
⑨	交付要綱等の名称		柏市緑地保全・緑化推進補助金要綱
⑩	補助開始年度		西暦 1999 年度
⑪	補助終了予定年度		西暦 2021 年度
⑫	交付先名		一般財団法人 柏市みどりの基金
⑬	補助額の算定方法		柏市緑地保全・緑化推進補助金交付要綱による対象事業及び限度額のうちの 10/10 以内

(2) 補助金等の額(決算額)の推移

(単位：千円)

	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
柏市の補助金等の額	23,555	23,555	23,555	23,678	22,034

### (3) 事業の内容補足

#### ① 事業の趣旨

柏市は、「緑」のある潤いのある環境づくりを目的として、一般財団法人柏市みどりの基金が民間緑地の保全、特に緑地の取得、緑化推進という観点から財政的支援を実施している。

#### ② 事業の現状

自主事業として市街地緑地、街並み緑化を推進している。又、緑に対する市民意識高揚のため市民参加を目指した緑のボランティア制度、カシニワフェスタ等を開催している。

費用対効果としては、各事業者や各団体・市民の協力による緑化推進や啓発を展開する事により、市民が市に求める民有地の緑化推進事業予算の減となる。

近隣市においても概ね柏市と同様の補助事業を実施している。

実施事業	主な内容
みどりの普及啓発事業	イベント（緑地めぐりツアー等） カシニワ講座 緑のボランティア活動の支援
みどりの支援事業	カシニワ制度等の助成金
みどりの調査研究事業	農薬を使わない害虫駆除
緑地保全事業	購入緑地の管理

#### ③ 一般財団法人柏市みどりの基金の最近の決算概況

##### ア. 公益事業としての補助金事業の収支

令和2年度の補助金の精算額より

	金額	主な内容
事業運営費（法人会計費）	6,091千円	給料手当、臨時雇賃金、使用料、諸謝金、委託費等
公益事業費	15,942千円	給料手当、臨時雇賃金、使用料、諸謝金、委託費等
合計	22,034千円	

##### イ. その他の事業を含めた法人全体の令和2年度の決算概要

当法人は、柏市より「旧吉田家住宅歴史公園」の指定管理事業を実施するなどの複数

の収益事業を実施している。

(参考) 旧吉田家住宅歴史公園 指定管理の概要

指定の期間	平成27年4月1日～令和4年3月31日（7年間）
指定管理料（年額）	183,203千円（26,240千円）

法人全体の収支は以下のとおり。

（単位：千円）

項 目	金 額
経常収入	95,259
経常費用	84,740
差引（経常収支）	10,519
法人税等	793
差引：一般正味財産増加額	9,725
一般正味財産期首残高	181,467
一般正味財産期末残高	191,193

要約貸借対照表

（単位：千円）

借 方		貸 方	
普通預金	108,246	負債合計	35,892
基本財産（有価証券等）	500,000		
特定資産・その他固定資産	1,992,346	正味財産	2,096,489
資産合計	2,132,381	負債・正味財産合計	2,132,381

令和2年度の損益は、年間の一般正味財産増加額は9,725千円の黒字である。

又、過去からの累積で約21億円の正味財産があり、多額の預金・有価証券・土地等の財産を保有している（負債の残高は僅少である）。

#### ④ 補助金の廃止決定

令和3年度分をもって補助金の交付終了が決定された。

一般財団法人柏市みどりの基金の全体の事業の中には、当該補助金の公益事業以外に柏市の指定管理事業等の多額の収益事業を実施して収入を受けている。

結果として、同法人は令和2年度で多額の繰越金が発生し、かつ、多額の預金や土地等の

財産を保有している状況である。

その様な中で、従来どおりの補助金を交付する事は柏市にとっては過大な負担ではないかと思われ、柏市が令和3年度をもって当該補助金を廃止した事は妥当であると考える。

(4) 監査の結果(指摘)及び意見

該当なし

<北部整備課>

4.6. 柏の葉アーバンデザインセンター負担金

(1) 補助金の概要

No	項 目		
①	補助金等の名称		柏の葉アーバンデザインセンター負担金
②	所管課		北部整備課
③	補助等の目的		公・民・学連携によるまちづくりの拠点であるUDCKの運営の安定化に寄与し、柏の葉地域のまちづくりの推進を図るため
④	事業の概要		柏の葉アーバンデザインセンターの管理運営
⑤	総合計画上の位置づけ		
		分 野	経済・活力
		政 策	魅力・吸引力の維持・強化
		事 業 名	UDCKを中心とするエリアマネジメントの展開
⑥	区分		負担金
⑦	財源		<input checked="" type="checkbox"/> 市単独 <input type="checkbox"/> 国・県の制度関連(上乘せ <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし)
⑧	根拠法令等の名称		—
⑨	交付要綱等の名称		柏の葉アーバンデザインセンターの管理運営費用の負担に関する基本協定書
⑩	補助開始年度		西暦2016年度
⑪	補助終了予定年度		—
⑫	交付先名		一般社団法人柏の葉アーバンデザインセンター
⑬	補助額の算定方法		年度ごとに見積り徴収

(2) 補助金等の額(決算額)の推移

(単位：千円)

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
柏市の補助金等の額	3,000	4,324	4,112	4,454	16,862

(3) 事業の内容補足

柏市は、北部整備課を含めて、つくばエクスプレスの新駅を中心とした沿線整備業務としての新たな「まちづくり」を行ってきた。

① つくばエクスプレス沿線開発の経緯

年 月	項 目
平成 17 年 8 月	つくばエクスプレス開業 ※「緑園都市構想」のもと、「都市の活力と環境が調和した職住近接のまちづくり」 ・東京大学柏キャンパス ・東葛テクノプラザ
平成 20 年 3 月	柏の葉国際キャンパスタウン構想 ・柏市、千葉県、千葉大学及び東京大学の 4 者の共同研究 ・公・民・学連携による国際学術研究都市・次世代環境都市＝柏の葉国際キャンパスタウンを理念とした構想計画

② 柏の葉国際キャンパスタウン構想

ア. 目標

まち全体が大学のキャンパスのように緑豊かで質の高い空間となり、又、知的交流の場となる。

イ. 構想の概要（8つの目標）

具体的な都市づくりに取り組むため、環境・産業・国際・交通等に関する8つの目標を定めている。

これらの目標には、大学や民間等の先進的な発想を取り入れた重点施策を盛り込み、未来に向けたまちづくりのビジョンとなっている。

目標 1	環境と共生する田園都市づくり
目標 2	創造的な産業空間の醸成
目標 3	国際的な学術・教育・文化空間の形成
目標 4	サステイナブルな移動交通システム
目標 5	健康を育む柏の葉スタイルの創出
目標 6	公・民・学連携によるエリアマネジメントの実施
目標 7	質の高い都市空間のデザイン
目標 8	イノベーション・フィールド都市

ウ. 関連団体

- ・ 柏の葉アーバンデザインセンター (UDCK)

【概要】

a 設立等

平成 18 年 11 月設立。ゆるやかなネットワーク型の任意組織

b 組織

☆8つの構成団体

東京大学、千葉大学、柏市、三井不動産、柏商工会議所、田中地区ふるさと協議会、柏の葉地域ふるさと協議会、首都圏新都市鉄道

☆協力団体

関係公共団体、各種専門機関

c 所在地

柏市若柴 178-4 柏の葉キャンパス 148-4 東京大学駅前サテライト 103

d スタッフ (主な者)

- ・ センター長 1 名 (東京大学教授)
- ・ 副センター長 4 名 (千葉大学特任教授、柏市都市部長：非専任、東京大学教授 2 名)
- ・ ディレクター 10 名 (専門部署担当 (内柏市職員 1 名：専任))
- ・ アドバイザー・フェロー 12 名 (内柏市職員 2 名：非専任)

e 傘下の法人組織

「一般社団法人 柏の葉アーバンデザインセンター」

★設立等：平成 23 年 12 月設立。

UDCK では自ら事業主体になれなかった。

法人化で、活動資金の確保や、契約書締結などの事業活動が可能となる。

☆事業内容：

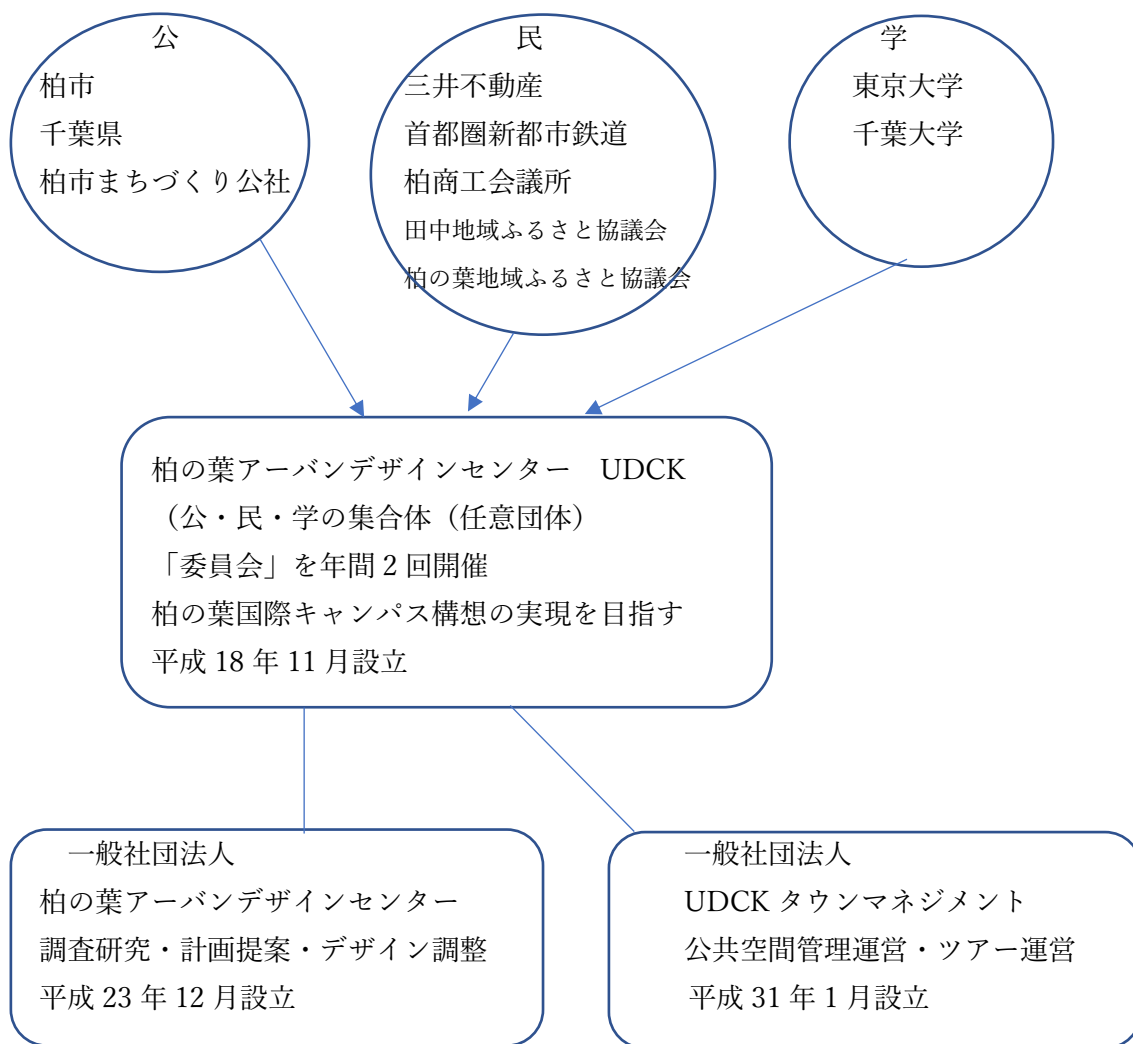
- ・ アーバンデザインとまちづくりに関わる調査研究・社会実験・計画立案・行政への提言等の事業
- ・ アーバンデザインとまちづくりに関わる市民への情報提供・相談対応・助言・合意形成支援等の事業
- ・ アーバンデザインとまちづくりに関わるフォーラムやメディアを通じた情報発信に係る事業
- ・ 柏の葉国際キャンパスタウン構想の推進並びに当地域における持続的な都市経営に係る事業
- ・ その他前各号に附帯又は関連する一切の事業

△組織等



- ・代表理事 1名（UDCKと同じ）
- ・理事 4名（千葉大学、柏市まちづくり公社、三井不動産、柏商工会議所）
- ・監事 2名（田中地域ふるさと協議会、京葉銀行）

フロー図



② 経費の負担（負担金）

ア. 設立時～令和元年度

運営費：柏市まちづくり公社

管理費：柏市企画部企画調整課

イ. 令和2年以降

運営費：柏市北部整備課

管理費：柏市北部整備課

※北部開発が一段落し、資金の負担関係を明確にするためと北部整備課という窓口を一本化させるために変更になった。

③ 毎年度の事業成果

- ・柏の葉アーバンデザインセンター ディレクター業務報告書（施設企画・地域連携）  
「目標1」「目標3」「目標6」「目標8」を達成した。
- ・柏の葉アーバンデザインセンター ディレクター業務報告書（都市空間・空間デザイン）  
「目標5」「目標7」を達成した。

※『成果物』は存在するが、柏市北部整備課と柏の葉アーバンデザインセンターの間での相互の業務分担関係とそれに伴う負担金との因果関係が必ずしも形の上では明確ではない。

(4) 監査の結果（指摘）又は意見

① 柏の葉アーバンデザインセンターとの負担金についての書面整備について（意見）

柏の葉アーバンデザインセンターと柏市とで締結している「柏の葉アーバンデザインセンターの管理運営費用の負担に関する基本協定書」に基づき、毎年度「年度協定」を締結しているが、令和2年4月1日に基本協定を変更し、『変更協定書』第1条の負担金対象経費に「基幹事業運営費」を加える事になった。これにより、まちづくりの啓発、情報発信及び活動支援並びに都市デザインの協議及び推進に係る事業の運営費を柏市（北部整備課が主管課）が負担する事になりディレクター等の人件費等を柏市が負担する事となった。

柏の葉アーバンデザインセンターの事業内容は多岐に渡り、その中で厳格に柏市が経費をどこまで負担すべきかを明確に分離するのは困難である。又、「公」「民」「学」の三者が一体として事業活動をしているので「運営費」や「事業費」を三者で分離する事にも困難が伴う。ただ、今後とも様々な事業を柏の葉アーバンデザインセンターと柏市や民間事業者が連携して拡大していく方向であり、各事業ごとの経費の負担関係、各事業の収益と経費とをより明確にしていくべきである。

#### 4.7. 柏北部東地区農あるまちづくり推進事業負担金

(1) 補助金の概要

No	項目	
①	補助金等の名称	柏北部東地区農あるまちづくり推進事業負担金
②	所管課	北部整備課

③	補助等の目的	農あるまちづくりの推進のため
④	事業の概要	農あるまちづくりの推進のために、実行委員会に対し、負担金を支出するもの
⑤	総合計画上の位置づけ	
	分野	経済・活力
	政策	魅力・吸引力の維持・強化
	事業名	まちづくり検討協議会の開催
⑥	区分	負担金
⑦	財源	■市単独 □国・県の制度関連（上乘せ□あり□なし）
⑧	根拠法令等の名称	－
⑨	交付要綱等の名称	柏北部東地区農あるまちづくり推進に係る協定書
⑩	補助開始年度	西暦 2014 年度
⑪	補助終了予定年度	－
⑫	交付先名	柏北部東地区農あるまちづくり実行委員会
⑬	補助額の算定方法	年度ごとに見積り徴取

(2) 補助金等の額（決算額）の推移

(単位：千円)

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
柏市の補助金等の額	2,297	2,292	4,986	4,990	5,000

※ 平成 30 年度に交付実績が増加したのは、本事業の実施主体である柏北部東地区農あるまちづくり実行委員会が拠点として使用する環境コンビニエンスーションが現在の場所（柏たなか駅前公園内）に移転され、これに伴い開館日を週 3 日から週 5 日に増やし、又、同公園内に圃場を 4 ヶ所整備した事に伴い、人件費及び管理費が増加した事による

(3) 事業の内容補足

① 柏北部東地区農あるまちづくり推進事業の概要について

対象地域は平成 13 年から土地区画整理事業（128haUR 都市機構）による基盤整備が進められ、平成 17 年 8 月につくばエクスプレスの柏たなか駅開業後、順次入居が進み、市街化促進が図られている地域である。

本地区は市街地内に生産緑地が多く残され、優良な農地や日本的な集落景観を保持し、柏市策定の「緑園都市構想」により、人と自然が調和した交流する街づくりを目指す地区として位置づけられている。

また、本地区を含む柏北部地域には東京大学等の研究機関が立地しており、新産業の創出と「環境・健康・創造・交流の街」を基本コンセプトとした国際学術都市の形成を目指している地域でもあり、平成20年に策定された「柏の葉国際キャンパスタウン構想」では、本地区において農業を中心に地方の経済と空間を再編し、日本ならではの都市と自然が融合したコンパクトシティ「環境と共生する田園都市」を目指す事とされている。

本事業は、上記の構想を受け、今後、田園都市における新たな郊外型居住（①伝統的な文化や集落環境の中での安らぎのある生活、②落ち着いた環境の中での健康的な生活、③農に触れ、地域の農業を住民も一緒になって育む農との交流）を具体化するために、公・民・学が協調・連携して、新住民と地元住民（農家）との交流のチャンネルとなる「農」をベースにした新たなまちづくりを展開しようとするものである。

## ② 土地利用及び地区人口の推移について

本地区の土地区画整理事業は平成29年6月に換地処分公告が行われ、施行前後の土地利用は下記のとおりである。

		公共用地	宅地	田畑	山林・原野	合計
施行前	地積	9.8ha	22.5ha	72.5ha	23.3ha	128.0ha
	構成比	7.6%	17.6%	56.6%	18.2%	100.0%
施行後	地積	38.0ha	90.0ha	—	—	128.0ha
	構成比	29.7%	70.3%	—	—	100.0%

土地区画整理事業の完了に伴い、本地区の人口は下記のとおり急激に増加しており、最終的な計画人口12,800人に迫りつつある。

(単位：人)

	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
計画人口	3,321	3,621	3,921	4,220	4,520
実際人口	3,679	4,518	6,120	8,008	9,357
計画比	1.11	1.25	1.56	1.90	2.07

## ③ 柏北部東地区農あるまちづくり実行委員会について

本事業の実施主体である柏北部東地区農あるまちづくり実行委員会は、別途組織されている「柏たなか地区まちづくり検討協議会」にて議論されるまちづくりの方針等を踏まえ、「農あるまちづくり」を推進するための実行組織として、事業の企画・運営・管理を行う事を目的に、千葉大学環境健康フィールド科学センター教授を会長に、近隣町会・商店会、農協、柏市等の総勢10名で構成された組織であり、事務局は柏市及び農協がその任に就いている。

#### (4) 監査の結果(指摘)又は意見

##### ① 目的に適合した事業運営について(意見)

本事業の直近3年間における主な活動は、農業体験農園(3農園)の活動支援、朝市・収穫祭の開催(令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受けて朝市の開催が中止)、関連クラブ(園芸、料理等)の活動支援、公園内圃場菜園の整備、公園内圃場菜園での収穫体験の実施及び公園来場者へのアンケートと、活動内容に変化が乏しいと言わざるを得ない。また、公園来場者へのアンケート結果を見ると、本地区で実施されている農をベースとしたまちづくりの認知度は高いと言えない。

本事業の目的は、土地区画整理事業によって新たに創出された地域に、地元住民(農家)と新たな住民が共に生活していく中で、本地区の特性である農的生活・農的環境を活かし、地元住民と新たな住民が協力して、農をキーワードとした「環境と共生する田園都市」を目指していくものであるが、現在の本事業内容は単に農に関連しているだけであり、農をベースにした新たなまちづくりという大きな目標を達成できるに足るものであるか疑問である。本地区で「農」をベースにした新たなまちづくりをしていくためには、新たな住民になる事を検討している層にこのコンセプトがしっかりと届く事がまず重要であり、加えて既存の住民(農家、非農家とも)からの理解を得て自発的に協力してもらえる関係の構築が必要である。

そのためには、広報や企画立案といったマーケティング機能、多数のステークホルダーを巻き込んだネットワーク機能が必要であり、それを実施できるだけの組織化が必要になると考える。新たなまちづくりにおいては初動が重要であり、どれだけ早いタイミングで住民主体によるまちづくりを軌道に乗せられるかが成否を分けるため、運営組織の強化・見直し、活動内容のてこ入れ、PR活動の強化等を早期に検討する事を望む。

##### ② 終期の設定について(意見)

本負担金は特に終期が定められていないが、令和2年10月1日時点において本地区の人口は最終的な計画人口12,800人に対して70%超に達しており、現在の人口増加率で推移した場合、数年で計画人口に達する見通しである中、終期を定めずに本負担金を継続した場合、本事業から便益を享受できるのは本地区の市民に限られてしまい、公平性が担保できないと考えられるため、終期についての具体的な検討を進めていく事が望まれる。

組織面については上記「①目的に適合した事業運営について」に記載のとおりであり、財源面においては、現状、収入のほぼすべてを柏市からの負担金に依存しており、独自財源をどの様に確保するかは特に重要な検討点である。

<中心市街地整備課>

4 8. 公民学連携によるまちづくりの推進のための負担金

(1) 補助金の概要

No	項 目		
①	補助金等の名称	公民学連携によるまちづくりの推進のための負担金	
②	所管課	都市部 中心市街地整備課	
③	補助等の目的	公民学連携によるまちづくりの拠点である柏アーバンデザインセンターの運営の安定化に寄与し、柏駅周辺地域のまちづくりの推進を図るため	
④	事業の概要	柏アーバンデザインセンターの管理運営	
⑤	総合計画上の位置付け	分野	経済・活力
		施 策	魅力・吸引力の維持・強化
		事業名	公民学連携によるまちづくりの推進
⑥	区分	負担金	
⑦	財源	■市単独	
⑧	根拠法令等の名称	柏アーバンデザインセンターの管理運営費用の負担に関する基本協定書	
⑨	交付要綱等の名称	-	
⑩	補助開始年度	西暦 2016 年度	
⑪	補助終了予定年度	-	
⑫	交付先名	一般社団法人柏アーバンデザインセンター	
⑬	補助額の算定方法	<p>関係経費のうち下記に掲げる費用について、年度ごとに見積り徴取して計上した予算の範囲内</p> <p><b>【対象経費】</b></p> <p>1) 共益費</p> <p>2) 光熱費</p> <p>3) 施設管理費</p> <p>4) コピー機リース料</p> <p>5) 通信費</p> <p>6) 廃棄物処理費</p> <p>7) 基幹事業運営費 ※柏セントラルグランドデザインの推進、調査研究、情報発信及び活動支援に係る事業運営費</p>	

(2) 補助金等の額（決算額）の推移

(単位：千円)

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
柏市の補助金等の額	221	13,390	3,200	4,675	6,535

※ 平成 29 年度の交付実績が多額になっているのは、柏セントラルグランドデザイン（柏駅周辺基本構想）策定事業が本負担金の対象（当初予算 12,000 千円）になったためであり、別途協定書が締結されている。

(3) 事業の内容補足

① 一般社団法人柏アーバンデザインセンターについて

一般社団法人柏アーバンデザインセンター（以下、UDC2 という。）は、公・民・学が三位一体となって柏駅周辺のまちづくりを推進する課題解決型のまちづくり拠点である。柏駅周辺（以下、「柏セントラル」という。柏駅から概ね半径 500m 圏域）は、1970 年代の駅前再開発事業により魅力的な商業施設が形成され、1990 年代には音楽や多彩な市民活動がまちなかで行われ、「ウラカシ」と呼ばれる若者向けファッション文化が生まれたが、2000 年代に入ると郊外における大規模ショッピングセンターの進出、つくばエクスプレスの開業（2005 年）、さらに 2016 年に柏の街の象徴の一つだった「そごう柏店」が閉店し、柏セントラルのにぎわいや商業都市としてのイメージが低下しつつある状況であった。

柏セントラルが直面している課題は、既成市街地の再開発という個々の力では解決できないものであり、地域住民、地権者、企業、団体、学校及び自治体等が危機感を共有し、連携を図る必要性の高まりを受け、これまで柏セントラルのまちづくりを行っていた 2 つの任意団体が統合し、公・民・学が連携する一般社団法人 UDC2 が 2016 年 11 月に設立され、将来像の共有、街のプラットフォームの形成、調査研究を推進し、柏セントラルを商業都市から魅力あふれる融合都市へとデザインしていく事業を行っている。

UDC2 における事業の実施体制は、企画立案を行う UD 委員会とそれを実行する AP 委員会、さらにそれを束ねる戦略会議が中心であり、その活動状況をアーバンデザインカイギに報告している。日常業務は副センター長（常勤 1 名）、ディレクター（2 名）及び事務スタッフ（1 名）を基本としている。

② 柏セントラルグランドデザインについて

2018 年 7 月に公表された柏セントラルグランドデザインの概要は以下のとおりであり、商業都市から融合都市に向けてテーマと戦略を策定し、今後 20 年間で目指すべき将来像を具体的に描き、将来像を実現するべく毎年度の事業を展開している。

テ ー マ	戦 略
街の魅力や拠点性を高め交流人口を増やす	①コンテンツの集積 ②駅前の顔づくり ③東西のつながり ④訪れやすく、帰りやすい街
多様なライフスタイルを支える環境を整えて定着人口を増やす	⑤商と住の調和 ⑥多様なニーズ ⑦新しい都市型産業 ⑧安全・安心
巡る楽しみを高めて回遊人口を増やす	⑨魅力ある景観 ⑩巡りたくなる仕掛け ⑪歩きやすい街 ⑫自転車が走りやすく
居心地の良い街にして豊かなシーンを増やす	⑬パブリックスペースの設置 ⑭パブリックスペースの活用 ⑮サードプレイスづくり

#### (4) 監査の結果(指摘)又は意見

##### ① ディレクター業務の精査について(意見)

令和2年度における交付実績6,535千円のうち5,000千円(76.5%)がディレクターに対する委託費(基幹事業運営費)であり、当該年度における主な活動内容は以下のとおりである。

項 目	主 な 内 容
会議運営	組織運営に関わる会議に事務局として33回出席
活動レポート作成	設立時から令和2年3月までの活動報告レポート(52ページ)を作成・印刷し、広報活動を実施
カシワテラス事業者公募	カシワテラス延伸に向け課題を整理し、行政(建築指導課)との協議を行い、事業者公募のための要綱を作成し、事業者との面談を経て決定
KIDIYS PARK	民地を活用したオープンスペースの社会実験(個人の土地を地域のために、誰でも使える広場として開放していくプロジェクト)を行い、課題分析を実施
柏駅西口第一駐輪場色彩検討	改修工事に合わせ、各団体からの意見を踏まえながら、地域景観にマッチした色彩の検討・提案
駅まちビジョン開発シミ	駅まちエリアの範囲外において住宅中心の開発を行う



ユレーション	た場合における、柏セントラルグランドデザインで想定している数値目標への影響を分析
アーバンデザイン会議	11月にオンライン開催
地元ステークホルダー勉強会	柏駅前周辺における建物用途のあり方について、計4回の意見交換会を実施し、将来のビジョンとして取り纏め
カシワヨルデッキ社会実験	柏駅東口ダブルデッキ上のナイトシーンを豊かにする目的で様々なヤタイを設置し、自由に利用してもらう事で多様なアクティビティを誘発させる社会実験を12月に計7日行い、ショートトレース手法を用いた活動分析を実施
休業店舗調査	新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言に基づく外出自粛と休業要請を踏まえ、柏セントラル内における店舗の営業実態調査を実施

上記の活動内容はUDC2からの実績報告書に添付されている「柏アーバンデザインセンターディレクター業務報告書」に基づいているが、柏市において当該ディレクターの業務実施内容とコストの妥当性についての検証が十分に行われていない様に思われる。

また、近年の街づくり、特に何十年も前に再開発が行われた既成市街地の街づくりにおいては、様々な既存ステークホルダーが存在するため、UDC2の様なプラットフォームの存在が有用である事は理解できるものではあるが、影響力の強いステークホルダーの意見に偏ってしまう懸念も考えられる。行政は公平・中立な立場で、なおかつ行政目線でUDC2が市民にとって最適な方向に向けて運営されている事を監督する責任があり、ディレクターの業務実施内容だけでなくUDC2の組織運営も含め十分な検証がなされる事を望む。

## 【地域づくり推進部】

### <協働推進課>

#### 4.9. 柏市民公益活動補助金

##### (1) 補助金の概要

No	項目	
①	補助金等の名称	柏市民公益活動育成補助金
②	所管課	協働推進課
③	補助等の目的	設立間もない市民公益活動団体への支援

④	事業の概要	自主的な市民公益活動を行っている団体の自立や発展に向けた活動事業費の一部補助
⑤	総合計画上の位置づけ	
	分野	地域のちから
	政策	地域への参加と活動の促進
	事業名	公益活動への支援
⑥	区分	事業費補助金
⑦	財源	■市単独
⑧	根拠法令等の名称	－
⑨	交付要綱等の名称	柏市民公益活動育成補助金交付要綱
⑩	補助開始年度	西暦 2004 年度
⑪	補助終了予定年度	－
⑫	交付先名	柏市民公益活動団体
⑬	補助額の算定方法	補助率 9/10 上限 20 万円

## (2) 補助金等の額（決算額）の推移

(単位：千円)

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
柏市の補助金等の額	1,475	1,478	1,485	1,929	1,216

## (3) 事業の内容補足

本事業は、近年、急速な少子高齢化の進展等の社会環境の変化に伴い市民ニーズが多様化する中、市による事業だけではニーズに応えきれない事が想定される。そのため、NPO 等、市民公益活動団体は今後、様々な役割を担っていく事が期待されている。

しかし、市民公益活動団体が活動を行っていく上で、必要となる財源を確保する事が大きな課題となっている。

本事業では、設立間もない市民公益活動団体に重点を置き、団体が自主的、自発的に活動を行うための財政的支援の手段として補助金を交付するものである。

対象となる団体は、設立が 5 年未満の団体で市内に事務所があり、主として柏市で市民公益活動を行う団体で構成員が 5 人以上である事等を要件としている。補助金を受けるためには、応募をして応募団体審査会に参加し、審査を受ける必要がある。主な審査項目は、ニーズ・公益性、発展性、具体性・実効性、経費積算の適正性という項目をそれぞれ点数化して審査している。

令和 2 年度に補助を受けたのは 10 団体であり（応募 13 団体）、事業内容は、子供達に ICT の学習ができる機会を提供する事業、高齢者の終活を支援する事業、産前産後のお母さんの支援をする事業、障害を持つ親子のためのコミュニケーションスペースを提供する事

業等に補助金が交付されている。

補助金の交付回数は最大 3 回までで、補助終了後の活動状況としては、市民からの寄付金を活用していく柏愛らぶ基金団体として登録したり、協働まちづくりサロンに参加したりと、活動を継続・発展していく事が期待されている。

#### (4) 監査の結果(指摘)又は意見

##### ① 柏市民公益活動育成補助金交付要領について(意見)

令和 2 年度は新型コロナウイルスにより、団体活動が、大幅に縮小・変更となった団体も少なくない。柏市民公益活動育成補助金交付要領第 7 条 1 項(1)では、補助金事業の全部又は大幅な変更の場合には事前に市長に申請し、その承認を得るものとされているが、事前申請・承認手続きがなされていなかった。

また、令和 2 年度募集の手引きには、1 件名あたり 1 万円以上の増減を伴う補助対象経費の変更がある場合には流用申請書等を作成する事とされており、監査では令和 2 年度は数件の流用申請書は確認できた。しかし、同流用申請書は、柏市民公益活動育成補助金交付要領に記載がない制度であることから、同要領と同手引きを一致させる事が好ましい。

そのため、同要領 7 条(1)(2)(3)等と同手引きの流用申請書の統一化を図る事も整理という点では検討されてもよいかと考える。

##### ② 中間報告書について(意見)

柏市民公益活動育成補助金交付要領 6 条に基づき中間報告書の提出もなされているが、同報告書のチェックの点は一部について不備が散見された。例えば、日付欄に日付が記載されていない書類もあり、収支計算書についてもその書式を間違えて提出されていたものがあるが補正指示がなされておらずその間違えた書式のままになっていたり、チェックシート of チェック欄にチェックがなされていないものも散見された。

担当課で適切な中間報告書のチェックと改善指導を実施すべきである。

##### ③ 本事業の効果・成果について(意見)

本補助金交付を受ける立ち上げ段階で事業自体が終わってしまい、団体活動を継続・発展という次の段階までつながらないケースも少なくない。

その一因として、補助金交付団体の数が多く、補助金交付以外の点で十分な支援ができていなかった事もあげられる。そのため、今後は、現在の設立 5 年以内の団体で最大 3 回まで補助金交付可能という制度を、設立 3 年以内で最大 2 回までにして、補助対象団体の数を減らすだけでなく、市の担当者を各団体につけて交付団体に対してより細かいフォローをしていく体制にしていく事になっている。今後も、必要に応じた見直しをする事が望ましい。

#### ④ 補助率について（意見）

柏市の補助金の適正化ガイドラインでは、補助率の適正化基準として、市単独の補助金で団体への補助率を上限 1/2 とする事を原則としている。平成 28 年補助金点検シートにおいても、本事業について団体への補助率が 9/10 であるため、今後見直しを検討しているとされているが、令和 2 年度時点では補助率は 9/10 のままであり見直しができている。ただし、本事業は、設立間もない新規団体が対象であり、そのため資金的な余裕がない団体が大半だと思われるため、補助率を下げる事は難しいという事情もある。

しかし、一方で資金的に補助率を下げて事業が可能な団体もある可能性があることから、例えば、団体の資産が記載されている決算書等の提出を受け、資産状況を確認した上で、補助率を決定するという方法等検討の余地もありうると考えられるので、補助率については再度検討されたい。

### <地域支援課>

#### 5 0. 防犯灯設置費補助金

##### (1) 補助金の概要

No	項 目	
①	補助金の名称	防犯灯設置費補助金
②	所管課	地域支援課
③	補助等の目的	夜間における犯罪の発生防止及び通行の安全を図る事
④	事業の概要	町会・自治会・区等が行う防犯灯の設置に要する費用について補助を行うもの
⑤	総合計画上の位置づけ	
	分野	安全・安心
	政策	地域防犯力の向上
	事業名	犯罪が起これにくいまちづくり（地域づくり）の推進
⑥	区分	設置費補助金
⑦	財源	■市単独
⑧	根拠法令等の名称	—
⑨	交付要綱等の名称	柏市防犯灯補助金交付規則
⑩	補助開始年度	西暦 1988 年度
⑪	補助終了予定年度	—
⑫	交付先名	町会・自治会・区等
⑬	補助額の算定方法	防犯灯、防犯柱、又はその両方でそれぞれ補助金上限を定め、申請された設置数に応じて乗じていく

(2) 補助金等の額（決算額）の推移

(単位：千円)

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
柏市の補助金等の額	10,309	11,370	10,049	8,279	5,518

(3) 事業の内容補足

① 防犯灯設置費補助金

本事業は、柏市の住民で組織する町会、自治会及び区その他団体に対して、防犯灯の設置（全面改修を含む）並びに柱（防犯灯が設置されているものに限る。）の修繕に要する費用に係る補助金を交付する事業である。

目的としては、夜間の道路上を街灯により明るくする事で、通行する市民の安全・安心を確保すると共に夜間における犯罪の発生防止を目的とするものである。

近年は、省エネ（消費電力量）、省コスト（年間電気料金）、省メンテナンス（耐用年数が長い）という観点から、蛍光灯や水銀灯から LED 灯への切り替えが進められていたが、平成 27 年度に市による防犯灯リース事業が導入された事で LED 灯化が更に進められた（令和 3 年度時点で柏市内には約 3 万 5,000 灯の防犯灯が設置されているが、そのうち約 2 万灯はリース事業に基づく LED 防犯灯である）。現在設置されているものは、町会等が独自に設置したものと、リース事業により設置したものの大きく 2 種類が併存する形となっている。

平成 27 年度に市が導入した上記防犯灯リース事業については、プロポーザル方式がとられて、募集に基づき審査をして応募業者に優先交渉権を付与し、その後、随意契約により、平成 27 年 7 月 30 日付で柏市は柏市 LED 防犯灯リース契約書を業者と締結している。

その契約内容については、リース機器の所有権はリース会社が持ち、リース会社は柏市にリース品である防犯灯を使用させ、リース会社が維持管理・修繕を行い、柏市がリース料をリース会社に支払う内容となっている。リース期間は平成 28 年 4 月 1 日から平成 38 年 3 月 31 日で、リース料は月 261 万 1,116 円（消費税額及び地方消費税額を含む。後に台数が変更になったことから月額 254 万 6,532 円）、リース期間 120 カ月で合計約 3 億 1,333 万円（消費税及び地方消費税額を含む。原則途中解約不可。）となっている。そして、リース期間終了後は、機器を現状のまま柏市へ無償譲渡するものとされている。

(4) 監査の結果（指摘）又は意見

① 設置費用の検討について（意見）

平成 27 年度にリース契約を実施した防犯灯以外は、各町会等が設置業者を選んで購入契約等を行っている。しかしながら、購入等に際して、各町会等が相見積を取る等の定めは無く防犯灯の設置費用の妥当性・合理性等はチェックされていない状況である。設置要綱等も

含めて、より合理的な設置費用で補助金制度が運営される様、制度設計の見直しが必要と思われる。

#### ② 設置基準について（意見）

防犯灯設置に関しては、柏市防犯灯設置基準で適切に規定されており、補助金交付に際しても当該基準を満たしていることが条件となっている。しかしながら、地域支援課では設置申請に際して、設置の必要性についての十分なチェック体制は確立されておらず、例えば事前に現地調査を実施して防犯灯の設置位置の妥当性等を検討・指導する等を行っていない。今後、柏市防犯設置基準だけではなく、もう一步踏み込んだ設置の必要性を踏まえたガイドライン等を適切に策定して、より効果的・効率的な防犯灯設置を実施できるようにすべきである。

#### ③ 補助金の申請金額について（意見）

防犯灯設置費補助金交付申請書の交付申請額欄には、工事見積額の合計を消費税込みで記入する様にとという注記がある事もあり、工事見積金額が記載されている。

しかし、実際に交付決定される金額は、柏市防犯灯補助金交付規則に基づく金額が上限であるため工事見積金額より下がる事もある。

そして、防犯灯設置費補助金実績報告書を見ると、交付決定額の欄とともに、工事業者請求額の欄もある。

形式面ではあるが、補助金交付申請書の交付申請額欄には、規則に基づく交付決定額となる金額を書くべきであり（交付決定額がいくらになるかという確認にもなる）、工事見積額が必要な場合には、それとは別途工事見積額という欄を設けて記載すべきである。

#### ④ 防犯灯リース事業の契約内容のチェックについて（意見）

リース契約に関して、契約当時に外部弁護士への委託も含め、地域支援課や柏市総務部行政課の主管部局による法的リスクに関する検討が十分に実施されておらず、現行の契約内容の中には防犯灯に関する、日常の様々な運営管理や事故対応等に係る細則等の規程が十分に記載されていない可能性が高い。

令和 8 年度において当該リース契約は契約期日を迎えることになるが、その前にも法的リスクを含めてリース契約の妥当性について外部弁護士も含めて適切な検討と対応を実施すべきである。

## 5 1. 防犯灯等維持費補助金

### (1) 補助金の概要

No	項 目	
①	補助金等の名称	防犯灯維持費補助金
②	所管課	地域支援課
③	補助等の目的	夜間における犯罪の発生防止及び通行の安全を図る事
④	事業の概要	町会・自治会・区等が行う防犯灯の維持に要する費用について補助を行うもの
⑤	総合計画上の位置づけ	
	分野	安全・安心
	政策	地域防犯力の向上
	事業名	犯罪が起りにくいまちづくり（地域づくり）の推進
⑥	区分	維持費補助金
⑦	財源	■市単独
⑧	根拠法令等の名称	－
⑨	交付要綱等の名称	柏市防犯灯補助金交付規則
⑩	補助開始年度	西暦 1988 年度
⑪	補助終了予定年度	－
⑫	交付先名	町会・自治会・区等
⑬	補助額の算定方法	<p>次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額</p> <p>(1) 東京電力エナジーパートナー株式会社と契約する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 契約種別が公衆街路灯 A の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 電灯料金の区分（以下「料金区分」という。）が 10 ワットまでの場合 1 灯につき年額 1,740 円</p> <p>(イ) 料金区分が 10 ワットを超え 20 ワットまでの場合 1 灯につき年額 2,280 円</p> <p>(ウ) 料金区分が 20 ワットを超える場合 1 灯につき年額 3,360 円</p> <p>イ 契約種別が従量電灯の場合 アの規定により交付する額に相当する額</p> <p>(2) その他の小売電気事業者と契約する場合 当該契約に係る額又は前号の規定により交付する額に相当する額のいずれか低い額</p>

## (2) 補助金等の額（決算額）の推移

(単位：千円)

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
柏市の補助金等の額	63,219	63,608	64,204	64,847	65,388

## (3) 事業の内容補足

### ① 防犯灯維持費補助金

本事業は、柏市の住民で組織する町会、自治会及び区その他団体に対して、防犯灯及び防犯連絡灯（発光ダイオードが光源として用いられているものに限る。）の維持に要する費用に係る補助金を交付する事業である。

目的としては、夜間の道路を街灯により明るくする事で、通行する市民の安全・安心を確保する事や夜間における犯罪の発生防止を目的とするものである。

## (4) 監査の結果（指摘）又は意見

### ① 交付した維持費の清算について（指摘）

維持費については、柏市防犯灯補助金交付規則に基づく金額を、町会等からの補助金申請に基づき交付している。そして、事業を実施した町会等は、実績報告書を市に提出しているが、同実績報告書では、上記規則で規定された申請金額のまま記載して、補助金が確定している。又、同実績報告書は1枚のみであり、添付資料はない。

しかし、実際にかかった電気代については、交付された規定の補助金の申請・交付金額より少ない事もあるが、その金額については清算し市へ補助金を返還はしておらず、差額があった場合には町会等の収入となっている。

このため差額についての補助金返還等について検討するとともに、多額の繰越金がある場合はその解消についても検討されたい。

### ② 維持費用（電気代）の見直しの検討について（意見）

防犯灯維持費の主なものは使用する電気料金である。そして、契約する電力会社については各町会等が独自に選定して契約をしている状況である。

しかし、現在は電気の小売業への参入が全面自由化され、電力会社や料金メニューを自由に選択できる様になっている。そのため、市全体として、どの様に電力会社と契約をした方がコスト的に安くなるのか等についても検討すべきである。

## 5.2. 柏市地域活動支援補助金

### (1) 補助金の概要



No	項 目	
①	補助金等の名称	柏市地域活動支援補助金
②	所管課	地域支援課
③	補助等の目的	地域力の強化
④	事業の概要	補助対象となる地域課題の解決に積極的に取り組む地域団体の活動を支援するもの
⑤	総合計画上の位置づけ	
	分野	地域のちから
	政策	地域コミュニティの活性化
	事業名	地域活動支援事業
⑥	区分	事業費補助金
⑦	財源	■市単独
⑧	根拠法令等の名称	－
⑨	交付要綱等の名称	柏市地域活動支援補助金交付要綱
⑩	補助開始年度	西暦 2013 年度
⑪	補助終了予定年度	－
⑫	交付先名	町会・自治会・区、ふるさと協議会
⑬	補助額の算定方法	1 回目 補助対象経費の 9/10 の額 2・3 回目 補助対象経費の 8/10 の額 上限 10 万円、同一分野の事業につき 3 回まで

## (2) 補助金等の額（決算額）の推移

(単位：千円)

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
柏市の補助金等の額	1,065	1,130	1,251	1,151	682

## (3) 事業の内容補足

本事業は、ふるさと協議会及び町会等に対し、補助金を交付する事により、地域活動の推進を図り、地域の課題解決が図られる事を目的としている。意欲のある地縁団体を支援し、申請から事業の進行について助言したり、その成果を地域で共有するためのサポートを行うなど、併せて地域を活性化させる事業の充実を図っていく事も意図している。

補助金交付の対象となる事業は、「環境美化・保全」「防災・防犯」「地域交流促進」の3分野を充実させる地域活動とされている。令和2年度については、具体的には、災害時における安否確認訓練、街の通りに名前をつけるプロジェクト、地域コミュニティの場としてのふれあいサロンの開設と運営事業、近い・楽々・清潔なごみ出しを目指してごみ集積所のコ

コミュニティ活動事業を展開、長年働き続け今地域に戻ってきた方々に交流の場を設ける「お帰りなさい事業」等に補助金が交付されている。

選考の流れについては、前年度中に事前相談を経て応募がなされ、選考委員会による審査が行われ、点数がつけられて審査結果が申請団体に通知され、事業年度当初に補助金交付申請書が提出されるという形である。

#### (4) 監査の結果（指摘）又は意見

##### ① 事務管理等について（指摘）

監査の中で、担当課内の内部稟議書において副参事の印鑑がないという不備が散見された。

又、領収書について、柏市地域活動支援補助金交付要綱 8 条にて実績報告書に添付するものは対象経費に係る領収書の写しと規定され、補助金交付にあたり配布する資料では領収書のあて名は、必ず補助金等交付決定通知書の補助事業者の名称で記載するよう指示があったが、守られていないものもあった。今後、主管課において適正に是正するよう指導されたい。

##### ② 選考委員会の活用について（指摘）

令和 2 年度における選考委員会の議事録の中に、事業は合格としながら購入物品の対象項目を精査するよう要請する意見が複数なされていたり、補助対象についても変更するように指示があるものや、継続的に維持できる様な体制づくりを検討するべきとの指示がある意見等があった。それらについてその後、この附帯意見を考慮して応募書類の変更を検討し再提出の要請は行っていない。

当該補助金制度の適切な制度設計と運用のためには、要綱を修正するか新たに要領を定めるなどして、上記の様な附帯意見について適切な改善策や再提出を実施させる等が必要である。

##### ③ 選考委員会の役割について（意見）

選考委員会については、柏市地域活動支援補助金（+ 1 0）選考委員会設置要領が定められている。同要領では、選考委員会の所掌事務として補助金交付申請をしようとするものの補助事業等、及び申請内容と実施内容に疑義が生じた場合の判断と規定されている。又、委員の職務については、選考会への出席及び事業実施後の変更要望に対する審査、補助事業等の採点と規定されている。

監査の結果、過去に大幅な事業変更がある際には委員の意見を聞いた例はあるとの事であったが、基本的には選考委員は毎年 2 月の応募に対して選考委員会を開くという年 1 回の委員会を開くのみであり、選考委員は説明会や報告会にも参加していない。又、事業実施内容が申請内容と齟齬があるかの精査はしておらず、実施後の実績報告書の内容面での

精査や意見を聞く機会も設けてもいない。

その他、令和2年度についてはコロナウイルスの影響もあり変更申請が複数あったが、それについても選考委員は審査していないとの事であった。補助金交付した事業実施については担当のコーディネーターをつけているとの事であるが、少なくとも、補助金交付をして実施した事業についてその成果や検討する機会は年に1度は設けた方が良いと考える。又、事業について大幅な変更がある時もその審査のために選考会を適宜開くべき場合もあると考える。実際、担当課では、選考会について審査会という形で呼んでいる事からも、選考委員会という名称よりも広く審査会という名称の方が所掌事務・職務に合致していると思われる。

#### ④ 補助率と効果について(意見)

柏市の補助金の適正化ガイドラインでは、補助率の適正化基準として、市単独の補助金で団体への補助率を上限1/2とすることを原則としている。

一方、本事業では1回目が補助率9/10、2回目・3回目が補助率8/10とされている。また、監査の際には、令和2年度の補助金交付対象団体について上限10万円を交付しているが、同団体全体では繰越金が令和2年度のみで約87万円生じている団体も見受けられた。

本事業は、地域の課題を解決しようとする意欲のある地縁団体を支援するものであり、費用面でインセンティブを大きくしてその活動を促進させようとする意図があるものであり、その点からすると補助率を高めを設定する事は合理性があるといえる。また、過去3年をみても毎年13団体以上が申請をしている事からも、補助金利用が多く、地域の課題解決の観点から一定の成果があると認められよう。

一方で、柏市の補助金の適正化ガイドラインでは、交付団体の財務状況からの制限として、補助金以上の繰越金や内部留保資金等の余剰金が恒常的に発生している団体は、内容を確認し、減額又は廃止を検討する。会費等を徴収する等、自立性を高めるための取り組みに努めていない団体への補助は、減額又は廃止を検討すると規定されている。

繰越金が多く出ている団体に対しても高い補助率での補助が必要なのか、2回目や3回目も補助率が80%と同率でよいのか、補助回数上限を3回から2回に減らすとどうなるのか、等も今後検討すべきであると考ええる。

また、事業により、他の地域でも同様の課題に対処するために実施する事が望ましい事業も存在する。今後、柏市の指導・助言や、団体間の交流会開催により、良い取り組みは広がっていきける様に努める事が望まれる。

### 5.3. 柏市ふるさとセンター整備事業補助金

#### (1) 補助金の概要

No	項 目	
①	補助金等の名称	柏市ふるさとセンター整備事業補助金
②	所管課	地域支援課
③	補助等の目的	地域コミュニティの育成
④	事業の概要	町会活動の活動拠点として、ふるさとセンター（集会施設）を整備する町会等に補助金を交付するもの
⑤	総合計画上の位置づけ	
	分野	地域のちから
	政策	地域コミュニティの活性化
	事業名	ふるさとセンター整備事業
⑥	区分	事業費補助金
⑦	財源	■市単独
⑧	根拠法令等の名称	－
⑨	交付要綱等の名称	ふるさとセンター整備事業補助金交付要綱
⑩	補助開始年度	西暦 1981 年度
⑪	補助終了予定年度	－
⑫	交付先名	町会・自治会・区
⑬	補助額の算定方法	補助対象経費の 1/2（上限額あり） 1,000 円未満の端数が生じた場合は切り捨て

(2) 補助金等の額（決算額）の推移

(単位：千円)

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
柏市の補助金等の額	22,826	27,320	11,955	8,318	16,680

(3) 事業の内容補足

本事業は、一つ又は複数の町会等がその活動の拠点として集会施設を整備しようとする町会等に対して補助金を交付して、地域コミュニティの育成を図る事を目的とするものである。

本事業は、柏市ふるさとセンター整備事業補助金交付要綱及び柏市ふるさとセンター整備事業補助金交付取扱要領に規定されている。

本事業の種類は、新築事業（集会施設の建築、対象経費の 1/2 以内の額、限度額 1500 万円）及び建築用地取得事業（対象経費の 1/2 以内の額、限度額 2000 万円）、中古住宅等購入事業（対象経費の 1/2 以内の額、限度額 1500 万円）、借上げ事業（賃貸借、対象経費の 1/2 以内の額、限度額年間 48 万円）、維持修繕及びバリアフリー改修事業（対象経費の

1/2 以内の額、限度額 100 万円) が規定されている。

補助金の交付を受けるため、町会等は、上記の要綱及び要領に従って柏市に対して申請書を提出し、交付決定を受け、事業実施し後に実績報告書を柏市に対して提出する事が必要である。

#### (4) 監査の結果(指摘)又は意見

##### ① 事業費の内容の精査について(意見)

要綱・要領には相見積もりや入札方式の検討等の要請規定がなく、監査の際のヒアリングでもそこまで申請に対してコストの精査を指示している事はない。

1 件あたりの金額が大きい事業である事からも、本来であれば、上述した費用対効果の精査、近くの町会が持っている施設を利用できないかどうか等代替案の検討、要領第 3 条第 4 項記載の複数の町会による共同事業とする事で効率化できないかどうか等も十分精査すべきである(要領第 1 にも、市と事前の協議を十分行う事と規定されている)。そして、その精査の過程をきちんと記録化して、内部決裁を取得するなど、記録の形でも残しておくべきであると考ええる。

今後、築 30 年を超える集会施設がこの先 10 年で大幅増加する予定との事であるため本事業の申請も相当数ある事が見込まれる。地域活動活性化のためにも本事業は必要であると考えられるが、1 件あたりの金額が多い事もあり、より費用対効果や必要な補助金の額を精査できる様な体制整備を進めていく必要があると考えられる。

##### ② 補助事業の妥当性の確認について(意見)

要領第 3 条第 3 項では、補助対象事業の優先順位として、順位が高い方から新築事業、建築用地取得事業、中古住宅等購入事業の順に規定されているが、場合によっては中古住宅等の方が費用対効果が高い場合もあり、このような順位付けが適切かどうか疑問が残る。また、この順位付けには借上げ事業が入っていないが、同様に借上げ事業の方が費用対効果として適切な場合もありうる(建物を所有した場合には将来的に解体費用がかかるという問題もある)事から、この優先順位付けが適切かどうか再考の余地はあると考ええる。

##### ③ 決算書等のチェックを含めた交付先の実態把握について(意見)

申請してきた町会等の決算書や繰越金等の精査も十分行うべきである。決算書や予算書で数字上、不明な点が存在したがそれを町会に質問し内容を確認していない場合も見受けられた。

又、本事業実施後の、ふるさとセンターの利用状況やセンター使用率についても特段市としては報告を求めているとの事であるが、事後的にも投資効果検証もなされるべきであると考ええる。

#### ④ 借上げ事業について（意見）

借上げ事業については、比較的新しく創設された事業であるため令和2年度末時点で実施されたのは1件のみである。要綱別表第4では、要件として1年以上の期間賃貸借契約の締結等が規定されているが、これは短期に移転していくのではなく、ある程度長期間同じ拠点で活動していく事を想定して規定しているとの事である。

その観点からすると、令和2年度に締結された契約は事情があり一時使用の賃貸借契約書であったが、原則として普通賃貸借契約を締結する事を要綱に入れる事を検討してもよいと考える（普通賃貸借契約の場合は、賃貸借期間満了でも貸主からの更新拒絶には借地借家法により正当事由が必要とされ、貸主の都合によらず長期間使用する事が可能となる事が多いためである。一時使用目的の賃貸借では更新拒絶に正当事由が不要であるため、期間満了時に貸主の都合で退去しなければならない事も想定される）。

#### ⑤ 空き家活用の推進やコミュニティ補助金等の利用の検討（意見）

令和3年度は借上げ事業として空き家を借上げた事業があったとの事である。中古住宅等購入事業の活用も含め、今後増えてくる事が想定されている空き家問題とより連携していく事も有用であると考ええる。

また、別の補助金となるが、今回の監査対象にもなっているコミュニティ助成事業補助金においても、コミュニティセンター助成事業に対して対象となる事業費の3/5以内に相当する額（上限1,500万円）の補助金が交付される。現在、同補助金は一般コミュニティ助成事業として250万円の補助金交付を受けているが、同補助金を利用する事も選択肢の一つとして検討すべきである。

### 5.4. 柏市ふるさと協議会連合会補助金

#### (1) 補助金の概要

No	項目	
①	補助金等の名称	柏市ふるさと協議会連合会補助金
②	所管課	地域支援課
③	補助等の目的	コミュニティづくり事業等を行う団体に対し、補助金を交付する事により、ふるさと運動の推進を図る事
④	事業の概要	柏市ふるさと協議会連合会が実施する各種事業及び運営
⑤	総合計画上の位置づけ	
	分野	地域のちから
	政策	地域活動
	事業名	ふるさと運動事業

⑥	区分	事業費補助金
⑦	財源	■市単独
⑧	根拠法令等の名称	—
⑨	交付要綱等の名称	柏市ふるさと運動補助金交付要綱
⑩	補助開始年度	西暦 1981 年度
⑪	補助終了予定年度	—
⑫	交付先名	柏市ふるさと協議会連合会
⑬	補助額の算定方法	・連合会事業等の対象経費の 8/10 の額 ・単年度の上限額は 60 万円

(2) 補助金等の額（決算額）の推移

(単位：千円)

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
柏市の補助金等の額	600	600	600	600	473

(3) 事業の内容補足

柏市ふるさと協議会連合会は、各地域のふるさと協議会の相互間の連携と、連合会事業を通じて住民生活の向上を目指す組織である。各地域のふるさと協議会のまとめ役として行政とふるさと協議会間の問題解決を担う組織としての機能を担っている。

主な事業としては、毎年 3 回程度各地域のふるさと協議会も参加した定例会の開催、各種研修の開催、地域づくり推進事業の補助を行っている。

柏市ふるさと協議会連合会が行っている地域づくり推進事業の補助とは、各ふるさと協議会が地域課題解決のために行う各種事業について対象経費の補助をするものである。令和 2 年度は補助上限 10 万円として、2 つのふるさと協議会に補助を行っている。手続としては、各地域のふるさと協議会が柏市ふるさと協議会連合会長宛に所定の地域づくり推進事業補助申込書を提出し補助が行われる形となっている。

(4) 監査の結果（指摘）又は意見

① 各ふるさと協議会からの負担金徴収について（指摘）

平成 23 年度補助金見直しでも指摘されていた様に、ふるさと協議会から負担金を連合会が徴収する事は、実質連合会への二重補助となるので、是正すべきである。

② 補助金交付の対象とする経費について（指摘）

本事業の補助金対象経費については、柏市ふるさと運動補助金交付要綱第 3 条 3 項で規定されており対象事業に要する経費とするとされている。そして、除外されるものとして、同項で構成員の懇親に係る食糧費等と規定されている。そのため、本事業では懇親に係らな

い食糧費や運営費（人件費等）が対象経費とされている。

しかし、柏市補助金の適正化ガイドラインにおいても適正化基準として「運営費（人件費・管理費等）は対象外とし、事業費にかかる経費を対象とする」、「食料費、慶弔費、記念品など、公金支出として適切でないものは対象外」とすると規定されている。

本事業では令和2年度は運営のための人件費として10万円が支出され、会議用お茶代として食糧費が1万237円支出されている。

多くの補助金で同ガイドラインに沿って、運営のための人件費や食糧費は対象外経費とされていることから、同要綱を改正し、対象外経費として支出されることを検討すべきである。

### ③ 視察研修について（意見）

連合会では、毎年場所をかえて1泊2日で視察研修に行っている。令和2年度は新型コロナウイルスの影響で中止となっているが、予算では旅費として60万円が計上されている。

令和2年度予算によると、対象経費の予算額は146万5515円であるのに対して、同視察研修で旅費が60万円計上しており、本事業の補助金上限が60万円である事に鑑みても、視察研修への支出が大きな割合を占めているといえる。

視察研修の内容としては、1泊2日で毎年実施する必要があるのかどうか等その頻度や日程、人数等も検討すべきであるといえる。

また、同視察研修は、研修目的以外に各地区のふるさと協議会との懇親目的もある可能性があり、その場合は懇親目的で補助金が利用される事は適切ではないと考えられる。

そのため、参加者からの負担金の割合を増やす事で補助の割合を下げたりする事や一部対象外経費にする事を検討するなど、同支出の見直しも検討されたい。

## 5.5. 行政連絡事務交付金

### (1) 補助金の概要

No	項 目	
①	補助金等の名称	行政連絡業務交付金
②	所管課	地域支援課
③	補助等の目的	業務委託交付金
④	事業の概要	柏市行政連絡業務規則第3条に規定する行政連絡業務を行う町会に対する業務委託及び自主防災組織とK-Net体制の運営補助
⑤	総合計画上の位置づけ	
	分 野	地域のちから



	政 策	地域コミュニティの活性化
	事 業 名	自主的なまちづくり活動の支援
⑥	区分	事業費補助金
⑦	財源	■市単独 □国・県の制度関連（上乘せ□あり□なし）
⑧	根拠法令等の名称	柏市行政連絡業務規則
⑨	交付要綱等の名称	柏市行政連絡業務規則
⑩	補助開始年度	西暦 1996 年度
⑪	補助終了予定年度	－
⑫	交付先名	町会・自治会・区
⑬	補助額の算定方法	年額とし、次に掲げるものの合計額 ①行政連絡便配布可能世帯数 400 世帯ごとに 17,500 加算した額 ②行政連絡便配布可能世帯数に 300 を乗じた額 ③自主防災組織加入世帯数が 449 までの自主防災組織 20,000 円 その後 50 世帯ごとに 2,000 円加算した額（上限 40,000 円） ④K-Net 体制が構築されている町会に 20,000 円（累計 3 回まで）

(2) 補助金等の額（決算額）の推移

(単位：千円)

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
柏市の補助金等の額	55,456	55,820	55,369	55,242	55,465

(3) 事業の内容補足

柏市では、柏市行政連絡業務規則に基づいて、住民自治の振興と市民協働のまちづくりを推進するため、安全で住みよい地域社会の実現に向けて市と共に公共的な役割を担っていただいている町会・自治会・区会（以下「町会等」）に対して、「行政連絡業務交付金」を交付している。

市が町会等に依頼する主な事項は下記のとおりである。

- ・行政連絡資料の配布・回覧・掲示（隔月 1 回）
- ・各種委員の推薦（民生委員・投票立会人等）
- ・防火及び防犯の推進
- ・ごみ集積場の管理と資源回収

- ・共同募金等への協力
- ・災害時要援護者の支援体制の構築

柏市は、①均等割、②世帯割、③自主防災組織 運営加算、④K-Net 等 運営加算(地域見守り)加算の4つの分類に基づいて、各交付金を算定している。

交付金の金額の算定については、下記のとおりである。

- ①均等割 400 世帯ごとに 17,500 円
- ②世帯割 世帯数×300 円
- ③自主防災組織 運営加算 449 世帯まで 基本額 20,000 円 449 世帯超 基本額+(449 を超える 50 世帯ごとに 1,000 円加算) ※上限 40,000 円
- ④K-Net 等運営 (地域見守り)加算 20,000 円 (3 回まで) 加算要件 災害時要援護者名簿と地図を市から受け取り、要援護者と支援者の組み合わせが行われている事。

町会等が柏市に提出する書類等は下記のとおりである。

- ①「世帯数等報告書」
- ②「自主防災組織・K-Net 等 (地域見守り) 運営加算調書」
- ③「行政連絡業務交付金振込依頼書」
- ④「柏市行政連絡業務受諾書 (兼) 個人情報の目的外利用 等に係る同意書」
- ⑤「町会等の決算報告書 (総会資料写し等)」
- ⑥「振込口座の通帳写し」

#### (4) 監査の結果 (指摘) 又は意見

##### ① 「町会等の決算報告書」について (指摘)

柏市からの交付を受けた他の交付金・補助金等についても一括して収入の部に記載している町会等があるが、柏市行政連絡業務規則に「町会が前年度に交付金の交付を受けている時は、世帯数報告書には、当該交付を受けた交付金の額が記載された町会の前年度の決算に関する書類の写しを添付しなければならない」とする規則がある。

そのため、町会等は当該交付を受けた交付金の額が記載された決算書類の写しの添付を求めるべきであり、柏市は町会等の決算書について交付を受けた行政連絡事務交付金の金額が個別記載される決算書の作成を指導・監督する必要がある。

##### ② 「交付金の金額の算定」について (意見)

柏市は行政連絡事務交付金について、前述のとおり交付金額の算定を行っている。しかし、金額の妥当性については検討が行われておらず、行政連絡事務交付金策定時より金額の大

きな改定は行われていない。

そのため、柏市は、行政連絡事務交付金策定時の人口の増減の分析や、町会等と協議を行って、再度金額の妥当性を見直すと共に、その記録を文書等で残す事が望ましい。

③ 「世帯数等報告書並びに自主防災組織・K-Net 等（地域見守り）運営加算調書の記載方法の周知」について（意見）

世帯数等報告書の配布可能世帯数の数値をベースに当該交付金の算定がされる。柏市は報告書の世帯数について、市は客観的な確認方法はなく、町会等の報告内容と当該町会の環境等の変化の動向が整合しているかで確認している。

そのため、世帯数等報告書の世帯数が著増減した場合の状況確認と当該情報を備忘記録として残す事が必要である。

又、世帯数については自主防災組織・K-Net 等（地域見守り）運営加算調書にも記載項目がある。両者が一致しないケースもあると思うが、町会等もしくは自主防災組織の片方のみ加入する世帯数は少ない。よって、世帯数報告書と防災組織運営加算調書の世帯数に差異が生じた場合の確認と備忘記録を残す事が必要である。

<スポーツ課>

56. 柏市スポーツ協会補助金

(1) 補助金の概要

No	項目	
①	補助金等の名称	柏市スポーツ協会補助金
②	所管課	スポーツ課
③	補助等の目的	体育・スポーツを行なう団体又は個人に対し、補助金を交付する事により、本市の体育及びスポーツ活動の振興を図り、もって個性的で活力あるふるさと柏の創出に資する事を目的とする
④	事業の概要	①団体の運営事務、②スポーツ協会に加盟する団体が本市スポーツ活動の振興のために行う事業
⑤	総合計画上の位置づけ	
	分野	地域のちから
	政策	スポーツを愛するまちの実現
	事業名	スポーツ交流を通じたまちづくり
⑥	区分	事業費補助金

⑦	財源	■市単独 □国・県の制度関連（上乗せ□あり□なし）
⑧	根拠法令等の名称	スポーツ基本法（第34条）
⑨	交付要綱等の名称	柏市スポーツ振興補助金交付要綱
⑩	補助開始年度	西暦1999年度
⑪	補助終了予定年度	—
⑫	交付先名	柏市スポーツ協会
⑬	補助額の算定方法	①事務局職員の賃金，事務局職員の賃金以外で団体の運営事務に要する経費のうち，次に掲げるものを除く経費(1) 交際費(2) 食糧費（会議式典等の飲料代を除く。）(3) 旅費のうち対象事業に要する経費の20パーセントを超える部分，②加盟団体が行う事業に要する経費のうち，次に掲げるものを除く経費(1) 交際費(2) 食糧費（会議式典等の飲料代を除く）(3) 旅費のうち対象事業に要する経費の20パーセントを超える部分

(2) 補助金等の額（決算額）の推移

（単位：千円）

	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
柏市の補助金等の額	5,720	5,720	5,720	5,720	5,720

(3) 事業の内容補足

柏市は柏市補助金交付規則及び柏市スポーツ振興補助金交付要綱に基づき一般社団法人柏市スポーツ協会に補助金を交付している。

一般社団法人柏市スポーツ協会は、柏市に於けるアマチュアスポーツ団体を統括し、かつ、これを代表する団体であって、市民体育の振興を図ると共に、相互の親睦を深め、体育・スポーツを通して明るい柏市の発展に寄与する事を目的としている。令和3年12月時点で、34の団体が加盟している。

具体的な事業としては、市民の誰もが、その目的に応じたスポーツに親しみ、楽しく交流のできる機会を提供し、市民体育大会(ジュニア～シニアまで広く市民が参加する大会)の開催や、加盟団体の主催する『各競技大会・スポーツ教室・講習会 他』スポーツ事業の推進している。

また、スポーツ競技力の向上としては、継続的な選手強化とジュニアの育成に努め、競技スポーツの振興を図り、各種大会への選手・役員派遣を支援し、ジュニア育成事業を助成している。

スポーツ情報の提供と収集としては、主催するスポーツ事業の広報活動と加盟団体広報担当者によるスポーツ情報の収集を行っている。

柏市スポーツ協会は、目的を達成するために下記事業を行っており、柏市による補助等の目的とも整合している。

- ・市民体育大会、講習会など、スポーツに関する行事の実施
- ・各種大会への選手の派遣および役員に関する行事の実施
- ・スポーツの指導奨励ならびに指導者の養成
- ・本協会の加盟団体の組織強化と相互の連絡協調
- ・スポーツ功労者の表彰
- ・その他、本会の目的に必要な事業

#### 加盟団体

種 目	団 体 名
野球	柏市野球連盟
ソフトテニス	柏市ソフトテニス連盟
陸上	柏市陸上競技協会
卓球	柏市卓球連盟
剣道	柏市剣道連盟
バレーボール	柏市バレーボール協会
スキー	柏市スキー連盟
柔道	柏市柔道連盟
サッカー	柏市サッカー協会
バスケットボール	柏市バスケットボール協会
フェンシング	柏市フェンシング協会
テニス	柏市テニス協会
バドミントン	柏市バドミントン協会
ハンドボール	柏市ハンドボール協会
水泳	柏市水泳協会
空手道	柏市空手道連盟
弓道	柏市弓道連盟
アマチュアゴルフ	柏市アマチュアゴルフ協会
ボウリング	柏市ボウリング協会
合気道	柏市合気道連盟

サイクリング	柏市サイクル協会
少林寺拳法	柏市少林寺拳法連盟
クレール射撃	柏市クレール射撃協会
ソフトボール	柏市ソフトボール協会
相撲	柏市相撲連盟
ラグビーフットボール	柏市ラグビーフットボール協会
ゲートボール	柏市ゲートボール協会
登山	柏市山岳協会
レスリング	柏市レスリング協会
体操	柏市体操協会
多種目	柏市高等学校スポーツ連絡協議会
ボクシング	柏市ボクシング協会
トライアスロン	柏市トライアスロン協会
ペタンク	柏市ペタンク協会

#### (4) 監査の結果(指摘)又は意見

##### ① 「一般社団法人柏市スポーツ協会の決算書の確認」について(意見)

一般社団法人柏市スポーツ協会は、「補助金会計決算書」と「一般事業会計決算書」の2つの決算書を作成しており、柏市は「補助金会計決算書」の経費について柏市スポーツ振興補助金交付要綱に基づき補助金を交付している。しかし、2つの決算書が作成されている事から人件費等の共通経費については案分され計上されていると思われる。そこで、柏市は一般社団法人柏市スポーツ協会の決算書の作成方法及び共通費の案分の方法を確認した後、案分方法の合理性について検討すべきである。

## 5.7. 柏市スポーツ少年団補助金

### (1) 補助金の概要

No	項目	
①	補助金等の名称	柏市スポーツ少年団補助金
②	所管課	スポーツ課
③	補助等の目的	スポーツを通じて少年の心身を鍛錬するとともに、市内スポーツ少年団相互の交流を図り、育成指導する事を目的とする。

④	事業の概要	①運営事務, ②スポーツ活動振興事業
⑤	総合計画上の位置づけ	
	分野	地域のちから
	政策	スポーツを愛するまちの実現
	事業名	地域での健康・体力づくりの推進
⑥	区分	事業費補助金
⑦	財源	■市単独 □国・県の制度関連(上乘せ□あり□なし)
⑧	根拠法令等の名称	スポーツ基本法(第34条)
⑨	交付要綱等の名称	柏市スポーツ振興補助金交付要綱
⑩	補助開始年度	西暦1999年度
⑪	補助終了予定年度	—
⑫	交付先名	柏市スポーツ少年団
⑬	補助額の算定方法	①運営事務, ②スポーツ活動振興事業 上記に掲げる事業に要する経費のうち, 次に掲げるものを除く経費 (1)交際費, (2)食糧費(会議式典等の飲料代を除く), (3)旅費のうち対象事業に要する経費の20パーセントを超える部分

(2) 補助金等の額(決算額)の推移

(単位:千円)

	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
柏市の補助金等の額	1,137	1,137	1,137	1,137	1,137

(3) 事業の内容補足

柏市は柏市補助金交付規則及び柏市スポーツ振興補助金交付要綱に基づき柏市スポーツ少年団に補助金を交付している。

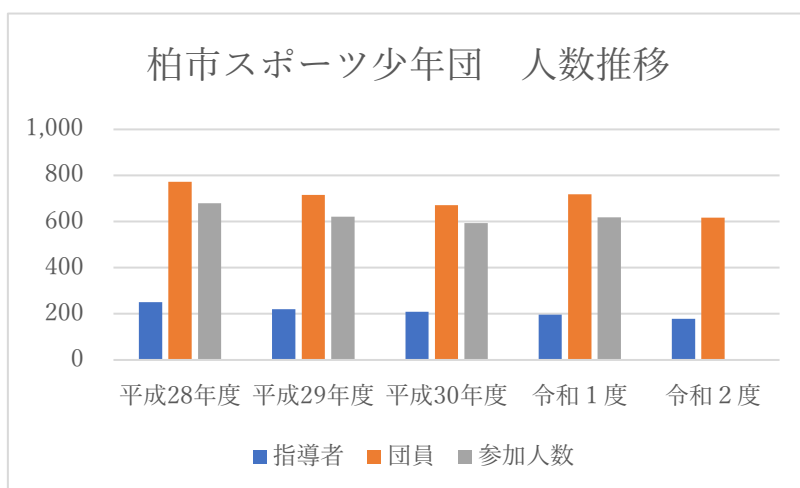
柏市スポーツ少年団は、多くの少年・少女にスポーツの楽しさを知ってもらい、健康な身体と心を育てる事を目的として、市内少年スポーツ団体を取りまとめている。

野球、サッカー、ミニバスケットボール、バレーボール、卓球、テニス、バドミントン、武道など様々な種目の団体が加盟している。又、各種目における大会の開催だけでなく、体力テストや運動会等のイベントも行っている。

※ 柏市スポーツ少年団 人数推移

(単位:人)	指導者	団員	参加人数
H28年度	250	773	680

H29 年度	220	716	622
H30 年度	209	672	594
R 元年度	196	718	618
R 2 年度	179	617	中止



#### (4) 監査の結果(指摘)又は意見

##### ① 「人数の減少に伴う施策の実施」について(意見)

柏市スポーツ少年団の指導者、団員、運動会参加人数は上記の表のとおり減少傾向にある。そのため、柏市としても市内スポーツ少年団相互の交流と育成指導の目標のため、補助金の活用方法を見直すと共に、広告宣伝等をより活発に行う等によって、より活発な効果を目指す事が望ましい。

## 5.8. 柏市スポーツ推進委員協議会補助金

### (1) 補助金の概要

No	項目	
①	補助金等の名称	柏市スポーツ推進委員協議会補助金
②	所管課	スポーツ課
③	補助等の目的	体育・スポーツを行なう団体又は個人に対し、補助金を交付する事により、本市の体育及びスポーツ活動の振興を図り、もって個性的で活力あるふるさと柏の創出に資する事を目的とする
④	事業の概要	市民の体力向上と健康の増進を目指し、健全なス



		スポーツ・レクリエーション活動の振興に寄与するとともに、スポーツ推進委員相互の連帯と親睦を図ること
⑤	総合計画上の位置づけ	
	分野	地域のちから
	政策	スポーツを愛するまちの実現
	事業名	地域での健康・体力づくりの推進
⑥	区分	事業費補助金
⑦	財源	■市単独 □国・県の制度関連（上乘せ□あり□なし）
⑧	根拠法令等の名称	スポーツ基本法（第34条）
⑨	交付要綱等の名称	柏市スポーツ振興補助金交付要綱
⑩	補助開始年度	西暦1999年度
⑪	補助終了予定年度	—
⑫	交付先名	柏市スポーツ推進委員協議会
⑬	補助額の算定方法	①団体の運営事務②スポーツ活動の振興のために行う事業③負担金 上記に掲げる事業に要する経費のうち、次に掲げるものを除く経費(1) 交際費(2) 食糧費（会議式典等の飲料代を除く）(3) 旅費のうち対象事業に要する経費の20パーセントを超える部分

(2) 補助金等の額（決算額）の推移

（単位：千円）

	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
柏市の補助金等の額	1,262	1,262	1,262	1,262	1,262

(3) 事業の内容補足

柏市は柏市補助金交付規則及び柏市スポーツ振興補助金交付要綱に基づき柏市スポーツ推進委員協議会に補助金を交付している。

柏市スポーツ推進委員協議会は市民の体力向上と健康の増進を目指し、健全なスポーツ活動の振興に寄与する事を目的としている。活動としてはスポーツ推進委員全体で行う本部活動と、市内5地域それぞれで行う支部活動及び地域団体より依頼があった際にスポーツ指導を行う派遣活動を行っている。

・主な支部活動

支部	名称	とき	ところ	種目
東部	ファミリースポーツの日	毎月第3日曜日午前	柏第八小学校	グラウンドゴルフ、ニュースポーツ各種
西部	ふれあいスポーツデイ	毎月第3土曜日午前	旭小学校	ふわどっち、ショートテニス、ヘルスパレー、ファミリーバドミントン、カローリング、ペタンク、ソフトバレー
南部	オールスポーツデイ	毎月第3日曜日午前	藤心小学校	ショートテニス、ふわどっち
北部	北部ニュースポーツの日	毎月第1土曜日午前 毎月第3日曜日午前	松葉第一小学校	ふわどっち、ショートテニス、卓球等
沼南	沼南スポーツがんばるデイ	毎月第1土曜日午前	高柳小学校	

(柏市スポーツ推進委員協議会 HP より)

各支部の一般参加者の推移

(単位:人)	本部活動	専門部活動	北部支部	南部支部	西部支部	東部支部	沼南支部	計
平成 28 年度	690	556	2,206	1,456	2,400	1,310	1,157	9,775
平成 29 年度	3,160	564	1,033	1,171	1,240	1,337	367	8,872
平成 30 年度	2,343	533	4,326	1,748	1,969	1,119	687	12,725
令和元年度	2,971	0	1,502	1,155	1,415	1,346	659	9,048
令和 2 年度	コロナウイルス感染症予防の観点から中止							

(4) 監査の結果(指摘)又は意見

① 「活動実績報告」について(意見)

柏市は柏市スポーツ推進委員協議会の活動実績の報告を受けているが、当該活動実績の推移や動向に関して十分な分析を行っていない。そのため、柏市は、柏市スポーツ推進委員協議会により市民のスポーツへの参加が活性化しているかどうか、補助金が有効に活用されているかどうか検証する必要がある。

59. 柏市スポーツ振興補助金(県民体育大会出場助成金)

(1) 補助金の概要

No	項目	
①	補助金等の名称	柏市スポーツ振興補助金(県民体育大会出場助成金)
②	所管課	スポーツ課
③	補助等の目的	市民体育の振興を図ると共に、相互の親睦を深

		め、体育・スポーツを通して明るい柏市の発展に寄与する事を目的とする
④	事業の概要	千葉県、千葉県教育委員会、財団法人千葉県体育協会等が主催する千葉県民体育大会と称する大会に出場する者であって、柏市スポーツ協会が派遣するもの
⑤	総合計画上の位置づけ	
	分野	地域のちから
	政策	スポーツを愛するまちの実現
	事業名	スポーツ交流を通じたまちづくり
⑥	区分	事業費補助金
⑦	財源	■市単独 □国・県の制度関連（上乘せ□あり□なし）
⑧	根拠法令等の名称	スポーツ基本法（第34条）
⑨	交付要綱等の名称	柏市スポーツ振興補助金交付要綱
⑩	補助開始年度	西暦1999年度
⑪	補助終了予定年度	—
⑫	交付先名	柏市スポーツ協会
⑬	補助額の算定方法	①旅費②宿泊費（1泊につき8,000円） ③参加費

(2) 補助金等の額（決算額）の推移

（単位：千円）

	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
柏市の補助金等の額	2,494	1,879	2,456	1,524	4

(3) 事業の内容補足

柏市は柏市補助金交付規則及び柏市スポーツ振興補助金交付要綱に基づき一般社団法人柏市スポーツ協会に県民体育大会出場助成金を交付している。

県民体育大会はその趣旨を『ゆめ半島千葉国体』を契機に、広く県民の間に普及したスポーツを、県民の健康増進と体力の向上を図りながら県内地域に振興し、地域文化の発展に寄与すると共に、県民生活を明るく豊かにするものとする。』として、主催を千葉県、千葉県教育委員会、公益財団法人千葉県スポーツ協会、開催地市町村教育委員会、開催地市町村が行い、主管は公益財団法人千葉県スポーツ協会加盟実施競技団体によって行われている体育大会である。

一般社団法人柏市スポーツ協会は、県民体育大会に出場する各団体の補助対象経費につ

いて取り纏めを行い、柏市に対して補助金等の交付申請及び実績報告を行っている。

大会ごとに各団体が参加に係る費用を一括して一般社団法人柏市スポーツ協会が柏市に補助金申請を行い、一般社団法人柏市スポーツ協会が補助金交付を受けた後、各団体に交付を行っている。

#### (4) 監査の結果(指摘)又は意見

##### ① 「補助金が決算書に反映されていない事」について(意見)

一般社団法人柏市スポーツ協会は県民体育大会出場助成金について、一年間に渡る収支と経費を記帳する補助金決算書に計上していない。又、期末時点の資産・負債を記録する貸借対照表に計上されない。これは、柏市から交付を受けた時点では預り金等の資産勘定に計上し、各団体への交付時点において当該預り金等の資産勘定を取り崩す処理を行っており、一事業年度内に完結しているためと思われる。これにより、一般社団法人柏市スポーツ協会の県民体育大会出場助成金について、決算書に反映されない事となる。この様な処理を行う趣旨としては、一般社団法人柏市スポーツ協会が交付を受ける当該補助金は、その同額を各団体に交付している事から、あくまで補助金の仲介業務をおこなっているに過ぎないとしているためである。

しかし、柏市は柏市補助金交付規則及び柏市スポーツ振興補助金交付要綱に基づき補助金を交付しており、一般社団法人柏市スポーツ協会に対して補助金決算書に当該補助金を反映すべく会計処理をおこなう様に指導すべきである。

## 60. 手賀沼エコマラソン大会負担金

### (1) 補助金の概要

No	項 目		
①	補助金等の名称		手賀沼エコマラソン大会負担金
②	所管課		スポーツ課
③	補助等の目的		手賀沼浄化啓発、健康・体力づくり及び街の活性化を目的に手賀沼エコマラソン大会を円滑に継続して開催する費用の負担について、必要な事項を定める事を目的とする
④	事業の概要		手賀沼エコマラソン運営事業
⑤	総合計画上の位置づけ		
		分 野	地域のちから
		政 策	スポーツを愛するまちの実現
		事 業 名	スポーツ交流を通じたまちづくり

⑥	区分	事業費補助金
⑦	財源	■市単独 □国・県の制度関連（上乘せ□あり□なし）
⑧	根拠法令等の名称	－
⑨	交付要綱等の名称	手賀沼エコマラソン大会負担金協定書
⑩	補助開始年度	西暦 1995 年度
⑪	補助終了予定年度	－
⑫	交付先名	手賀沼エコマラソン実行委員会
⑬	補助額の算定方法	賃金、通勤手当、報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費（大会プログラム以外）、備品購入費、使用料及び賃借料、役務費（ランナー保険、のぼり旗等傷害保険を除く）、周年行事引当金、手賀沼浄化啓発活動費 上記の対象経費に対し、前年 10 月 1 日時点の柏市及び我孫子市の常住人口を合計した数のうち、柏市人口分の割合を乗じた額

(2) 補助金等の額（決算額）の推移

(単位：千円)

区 分	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
柏市の補助金等の額	11,099	11,258	11,352	11,448	4,757

(3) 事業の内容補足

柏市は手賀沼エコマラソン大会負担金協定書に基づいて手賀沼エコマラソン大会実行委員会に大会開催に係る費用について負担している。

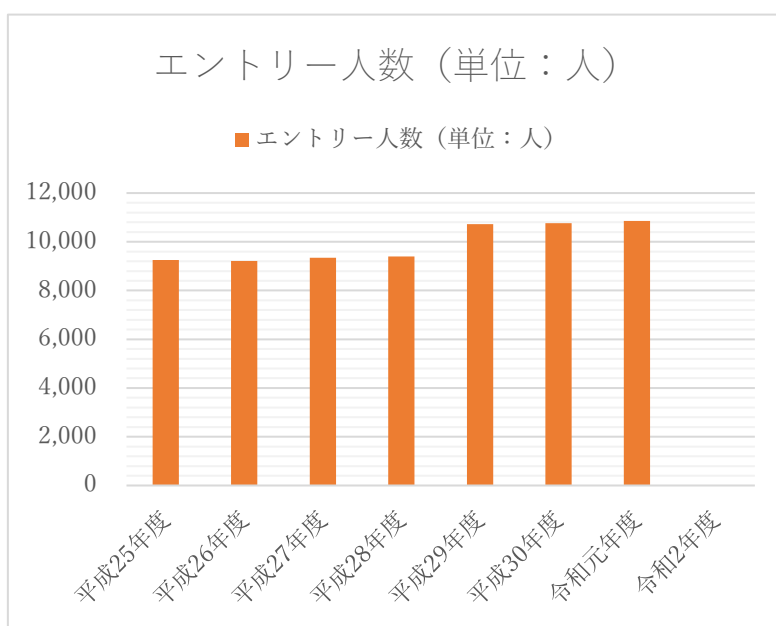
手賀沼エコマラソンは、「よみがえる手賀沼 さわやかに走ろう！」をキャッチフレーズに平成 7 年から始まり、警察、消防、医療機関、協賛企業、そして約 2,000 名の大会ボランティアの協力のもと、令和元年に第 25 回目を迎えた。しかし、第 26 回大会は新型コロナウイルスの影響により中止している。

当該大会は平成 29 年の第 23 回大会より日本陸連公認大会として開催され、毎年 10,000 名を超えるランナーがエントリーをするハーフマラソンである。

エントリー人数の推移

	回数 (回)	人数 (人)
平成 25 年度	19	9,259

平成 26 年度	20	9,214
平成 27 年度	21	9,345
平成 28 年度	22	9,392
平成 29 年度	23	10,725
平成 30 年度	24	10,770
令和元年度	25	10,850
令和 2 年度	26	中止



#### （４）結果（指摘）又は意見

##### ① 「周年事業引当金についても負担金の対象とする事が適切かの検討」について（意見）

引当金とは、現在の債務が確定していない金額である。会計基準においては保守主義の観点から、当期以前の事象に起因し、将来の発生可能性が高く、発生する金額の蓋然性が高い場合に認められる。そのため、実際に発生していない金額についても負担金の対象として問題ないか検討すべきである。又、仮に負担金の対象とする経費とする場合、手賀沼エコマラソン大会実行委員会が行う周年行事の内容について詳細を把握し、実際に行われる可能性や、その費用について合理的な見積りが可能かどうか等の、総合的な検証がされているかを把握した上で、負担金の対象とする経費とすべきである。

## 6 1. 柏市女性スポーツ協会補助金

### （１）補助金の概要

No	項 目	
①	補助金等の名称	柏市女性スポーツ協会補助金
②	所管課	スポーツ課
③	補助等の目的	女性スポーツの振興を図るとともに、相互の親睦を深める事を目的とする
④	事業の概要	スポーツ活動振興事業 ※令和2年度より運営費は補助対象外
⑤	総合計画上の位置づけ	
	分 野	地域のちから
	政 策	スポーツを愛するまちの実現
	事 業 名	地域での健康・体力づくりの推進
⑥	区分	事業費補助金
⑦	財源	■市単独 □国・県の制度関連（上乘せ□あり□なし）
⑧	根拠法令等の名称	スポーツ基本法（第34条）
⑨	交付要綱等の名称	柏市スポーツ振興補助金交付要綱
⑩	補助開始年度	西暦1999年度
⑪	補助終了予定年度	—
⑫	交付先名	柏市女性スポーツ協会
⑬	補助額の算定方法	スポーツ活動振興事業 ※令和2年度より運営費は補助対象外 上記に掲げる事業に要する経費のうち次に掲げるものを除く経費 (1)交際費, (2)食糧費（会議式典等の飲料代を除く）, (3)旅費のうち対象事業に要する経費の20パーセントを超える部分

(2) 補助金等の額（決算額）の推移

（単位：千円）

	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
柏市の補助金等の額	418	418	418	418	418

(3) 事業の内容補足

柏市は柏市補助金交付規則及び柏市スポーツ振興補助金交付要綱に基づき柏市女性スポーツ協会に補助金を交付している。

柏市女性スポーツ協会（旧：柏市家庭婦人スポーツ協会）は、女性に広くスポーツを普及し、健康増進を図ると共にスポーツウーマンの輪を広げ、市民生活を明るく豊かにする事を目的に活動をしている。そのため、柏市女性スポーツ協会は下記の所属団体を管理運営している。

・所属団体と種目

種 目	団 体 名	登録	登録
		団体数	会員数
バレーボール	柏市ママさんバレーボール協会	8	158
ソフトテニス	柏市レディースソフトテニス連盟	9	112
ソフトボール	柏市女性ソフトボール連盟	5	78
バドミントン	柏市レディースバドミントン協会	13	130
美容体操	柏市美容体操連盟	9	237
なぎなた	柏市なぎなた連盟	1	13
バスケットボール	柏市レディースバスケットボール連盟	4	88

(4) 監査の結果（指摘）又は意見

① 団体活動の推進について（意見）

柏市女性スポーツ協会に所属している団体とその種目は、直近5年で変動がない。そのため、補助金により助成されている団体も変動がない。女性に広くスポーツを普及する目的から、より団体の成果を高めるために、広報等を活用した積極的な活動を指導する事が必要である。

6.2. 柏市生涯スポーツ団体補助金

(1) 補助金の概要

No	項 目	
①	補助金等の名称	柏市生涯スポーツ団体補助金
②	所管課	スポーツ課
③	補助等の目的	生涯スポーツ及びレクリエーションの指導者の育成を行なう団体に対し、補助金を交付する事により、本市の体育及びスポーツ活動の振興を図り、もって个性的で活力あるふるさと柏の創出に資する事を目的とする。



④	事業の概要	補助団体による市民大会や講習会等が定期的に行われており、市民の生涯スポーツに対するきっかけづくりの場の提供
⑤	総合計画上の位置づけ	
	分野	地域のちから
	政策	スポーツを愛するまちの実現
	事業名	地域での健康・体力づくりの推進
⑥	区分	事業費補助金
⑦	財源	■市単独 □国・県の制度関連（上乘せ□あり□なし）
⑧	根拠法令等の名称	スポーツ基本法（第34条）
⑨	交付要綱等の名称	柏市生涯スポーツ振興補助金交付要綱
⑩	補助開始年度	西暦1999年度
⑪	補助終了予定年度	—
⑫	交付先名	柏市グラウンド・ゴルフ協会、柏市ターゲット・バードゴルフ協会、柏市ソフトバレーボール協会、柏市インディアカ協会、柏市レクリエーション協会、柏市ショートテニス協会
⑬	補助額の算定方法	本市スポーツ活動の振興のために行う事業 上記事業に係る経費のうち、食糧費、交際費及び旅費を除いたもの

(2) 補助金等の額（決算額）の推移

（単位：千円）

	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
柏市の補助金等の額	264	264	264	264	214

(3) 事業の内容補足

柏市は柏市補助金交付規則及び柏市生涯スポーツ団体振興補助金交付要綱に基づき生涯スポーツを行う団体に補助金を交付している。

生涯スポーツ及びレクリエーションの指導者の育成を行う団体に対し、補助金を交付する事により、市内の体育及びスポーツ活動の振興を図り、もって個性的で活力あるふるさと柏の創設に資する事を目的としている。

具体的な支援団体は、下記のとおり6団体である。

- ・柏市グラウンド・ゴルフ協会

- ・ 柏市ターゲット・バードゴルフ協会
- ・ 柏市ソフトバレーボール協会
- ・ 柏市インディアカ協会
- ・ 柏市レクリエーション協会
- ・ 柏市ショートテニス協会

(4) 監査の結果(指摘)又は意見

① 団体活動の推進について(意見)

生涯スポーツ団体とその種目は、直近5年で変動がない。そのため、補助金により助成されている団体も変動がない。生涯スポーツ及びレクリエーションの指導者の育成及び市内の体育及びスポーツ活動の振興を行う目的から、より団体の成果を高めるために、広報等を活用した積極的な活動を指導する事が必要である。

### 6.3. 柏市少年野球連盟補助金

(1) 補助金の概要

No	項 目		
①	補助金等の名称		柏市少年野球連盟補助金
②	所管課		スポーツ課
③	補助等の目的		野球活動を通して少年達に、フェアプレイの精神を学ばせ、健全な心身の育成を図る事を目的とする
④	事業の概要		①少年野球活動事業(定期野球大会実施事業等) ②少年野球活動に必要な会議及び講習会
⑤	総合計画上の位置づけ		
		分 野	地域のちから
		政 策	スポーツを愛するまちの実現
		事 業 名	地域での健康・体力づくりの推進
⑥	区分		事業費補助金
⑦	財源		■市単独 □国・県の制度関連(上乗せ□あり□なし)
⑧	根拠法令等の名称		スポーツ基本法(第34条)
⑨	交付要綱等の名称		柏市スポーツ振興補助金交付要綱
⑩	補助開始年度		西暦1960年度
⑪	補助終了予定年度		—

⑫	交付先名	柏市少年野球連盟
⑬	補助額の算定方法	①少年野球活動事業（定期野球大会実施事業等） ②少年野球活動に必要な会議及び講習会 上記事業に関する経費のうち、活動費及び運営費（慶弔費及び交際費並びに旅費のうち事業に要する経費の20%を超える部分を除く。）を対象とする。

(2) 補助金等の額（決算額）の推移

（単位：千円）

	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
柏市の補助金等の額	289	289	289	289	289

(3) 事業の内容補足

柏市は柏市補助金交付規則及び柏市スポーツ振興補助金交付要綱に基づき柏市少年野球連盟に補助金を交付している。

柏市少年野球連盟は、野球活動を通して少年たちにフェアプレーの精神を学ばせ、健全な心身の育成をはかり、相互の親睦を期しつつ、少年たちの健全な育成に寄与する事を目的としており、その事業内容は下記のとおりである。

- ・少年野球の普及
- ・各種少年野球大会等の企画実施
- ・所属チームの連絡、指導及び助成
- ・球技術向上のための講習会等の開催
- ・その他本連盟の目的達成に必要と思われる事項

(4) 監査の結果（指摘）又は意見

該当なし

<旭町近隣センター>

64. コミュニティ助成事業補助金

(1) 補助金の概要

No	項 目	
①	補助金等の名称	コミュニティ助成事業補助金

②	所管課	旭町近隣センター
③	補助等の目的	(一財)自治総合センターが実施する宝くじ社会貢献広報事業。コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備、安全な地域づくりと共生のまちづくり、地域文化への支援や地域の国際化の推進及び活力ある地域づくり等に対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図る事により、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与する事を目的としている。
④	事業の概要	一般コミュニティ、コミュニティセンター、地域防災組織育成、青少年健全育成、地域づくり、地域の芸術環境づくり、地域国際化推進の7種類の助成事業がある。 応募した一般コミュニティ助成事業は、住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げる事を目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備等(建築物、消耗品は除く)の整備に関する事業
	総合計画上の位置づけ	
	分野	地域のちから
	政策	地域への参加と活動の促進
⑤	事業名	地域コミュニティの活性化
⑥	区分	補助金
⑦	財源	財源は(一財)自治総合センター
⑧	根拠法令等の名称	—
⑨	交付要綱等の名称	コミュニティ助成事業実施要綱
⑩	補助開始年度	西暦1999年度
⑪	補助終了予定年度	—
⑫	交付先名	旭町地域ふるさと協議会
⑬	補助額の算定方法	コミュニティ助成事業実施要綱による

(2) 補助金等の額(決算額)の推移

(単位:千円)

	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
柏市の補助金等の額	0	2,500	2,500	2,500	2,500

### (3) 事業の内容補足

本事業は、財源として一般財団法人自治総合センターから、宝くじ社会貢献広報事業のとして市が助成を受け、市から補助金として事業実施団体に交付されるものである。

助成を受ける事ができる事業の種類は7種類あり、住民が自主的に行うコミュニティ活動に直接必要な設備等の整備に関する事業（100万円から250万円まで）、住民の需要の実態に応じた機能を有する集会施設（コミュニティセンター・自治会集会所等）の建設又は大規模修繕等の整備に関する事業（対象となる事業費の3/5以内に相当する額。ただし、1500万円まで）、住民が行う地域の防災活動に直接必要な設備等の整備や消防団の活動に必要な設備等の整備等地域の防災組織育成に関する事業（30万円から200万円まで）、青少年健全育成のための活動に関する事業（30万円から100万円まで）、地域づくりのための事業で必要な設備等の整備に関する事業（事業区分によって異なるが一番大きな金額の場合は1000万円まで）、地域の芸術環境づくりに関する事業（500万円まで）、地域レベルでの国際化の推進に資する事業（200万円まで）が助成の対象となっている。

一般財団法人自治総合センターから助成を受ける団体は市町村等であるため、本事業では柏市が助成を受けている。助成を受ける事業の実施主体は、市が認めるコミュニティ組織等となっており、柏市では各地域のふるさと協議会等が実際には実施主体となっている。

補助金交付までの主な流れとしては、柏市の場合、柏市長が千葉県知事を経由して一般財団法人自治総合センター理事長に助成申請書を提出する。

そして、助成が決定されると、一般財団法人自治総合センター理事長は千葉県知事に通知し、千葉県知事は柏市長に通知する。助成金は柏市の予算に計上されて処理される。そして、事業実施後に柏市長が実績報告書を、千葉県知事を経由して一般財団法人自治総合センター理事長に提出し、助成金が柏市長に交付される事となる。

この助成金が財源となり、本補助金は柏市から事業実施主体となるふるさと協議会等に交付される事となる。

助成金が適正に使用されているかどうかについては、一般財団法人自治総合センターとしてはコミュニティ助成事業実施要綱等で、柏市に対してチェックする様に求める形をとっている。柏市は、同要綱等に基づき定型のチェックシート等を活用しチェックしている。

### (4) 監査の結果（指摘）又は意見

#### ① 助成対象事業の選定について（意見）

柏市では少なくとも過去10年以上も毎回、各ふるさと協議会が一般コミュニティ事業としてほぼ250万円の助成を受け、主に備品をずっと購入している状況である。

柏市における事業の選定方法については、令和元年度までは市に募集の案内がくると、まず企画調整課が柏市内部の全体掲示板に募集をあげて、各課から応募を募っていた。しかし、毎年、地域支援課にて各近隣センターが一般コミュニティ事業の助成を応募する形となっていた。そして、令和2年度は、募集の案内が来た際には、全体掲示板にあげる事をせずに、

企画調整課から直接地域支援課に応募についての連絡をしているとの事である。

この様に、柏市では、事実上、毎年、各ふるさと協議会が持ち回りで一般コミュニティ事業として250万円の補助金交付を受けて備品を購入するという形であった。

しかし、例えば助成対象事業には、住民の需要の実態に応じた機能を有する集会施設（コミュニティセンター・自治会集会所等）の建設又は大規模修繕等の整備に関する事業（対象となる事業費の3/5以内に相当する額。ただし、1500万円まで）が含まれている。そして、その事業は地域支援課の管轄で補助金交付を受けているふるさとセンター整備事業と重なるものであり、本補助金を活用する事もできるものである。しかし、市としてこのような対象事業の選定を精査した様子はいかかわれなかった。

助成対象事業により補助金の上限金額等も異なり、年度によって市全体として必要性の高い事業も異なるはずであるので、市全体として必要性等で優先順位の高い事業を選定することも検討されてもよいと考える。

## ② 柏市における事業実施主体の選定について（意見）

上述した様に柏市では過去長期にわたり各ふるさと協議会が一般コミュニティ事業としてほぼ250万円の補助金の交付を受け、主に備品購入をしている。

毎年事業実施主体となるふるさと協議会の選定方法については、地域支援課の担当者が、各ふるさと協議会において昭和55年度から現在に至るまでの採択された回数と採択された最終年度が記載された一覧表及び時々同補助金を利用したいと申し出るふるさと協議会があるのでその希望も考慮した上で、今年度応募するふるさと協議会を選定し、近隣センターを通じてそのふるさと協議会に意向確認の連絡をする。そして、応募意向があれば、近隣センターで応募をするという運用をとっているとの事である。特に審査基準や明確な審査過程が定められている訳ではないとの事である。

この選定過程では、特に審査基準や明確な審査過程が定められているものはなく、会議等で検討して議事録等を残している訳でもないとの事である。

このような決め方では恣意的に選定される恐れもある事から、選定についての基準やその選定過程を記録化する等、適切かつ透明な選定が行われるよう仕組みを作る事を検討されたい。

## <豊四季台近隣センターほか>

### 65. ふるさと運動補助金

#### (1) 補助金の概要

No	項目	
①	補助金等の名称	柏市ふるさと運動補助金

②	所管課	地域支援課、各近隣センター
③	補助等の目的	コミュニティづくり事業等を行う団体に対し、補助金を交付する事により、ふるさと運動の推進を図る事を目的とする
④	事業の概要	各ふるさと協議会で行うコミュニティづくり事業等として、文化祭、運動会、地区祭り及び防災・防犯事業等に対して補助金を交付している
⑤	総合計画上の位置づけ	
	分野	地域のちから
	政策	地域への参加と活動の促進
	事業名	地域コミュニティの活性化
⑥	区分	補助金
⑦	財源	■市単独
⑧	根拠法令等の名称	－
⑨	交付要綱等の名称	柏市ふるさと運動補助金交付要綱
⑩	補助開始年度	西暦 1981 年度
⑪	補助終了予定年度	－
⑫	交付先名	各地域ふるさと協議会
⑬	補助額の算定方法	柏市ふるさと運動補助金交付要綱による

(2) 決算数値

(単位：千円)

近隣センター名	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
豊四季台	1,200	1,200	1,200	1,200	900
南部	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
田中	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
西原	900	1,200	1,200	1,200	1,200
永楽台	1,200	1,200	1,200	1,200	626
布施	1,200	1,200	1,200	1,200	967
増尾	1,200	1,200	1,200	1,107	1,081
光ヶ丘	900	900	900	900	900
新富	1,172	1,720	1,720	1,200	1,200
高田	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
新田原	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
松葉	1,200	1,200	1,200	1,200	900

藤心	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
酒井根	1,200	1,107	1,107	1,107	672
高柳	900	900	900	900	900
旭町	1,200	1,200	1,200	1,200	755
富里	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
柏中央	1,200	1,200	1,200	1,200	646
沼南	1,200	1,200	1,200	1,200	1,001
手賀	892	1,000	900	900	632
合 計	22,752	23,079	22,979	22,914	19,580

### (3) 事業の内容補足

本事業は、市民ニーズの多様化・複雑化及び地域の連帯が希薄化している現状に対応するためには、公共的なサービスを行政のみで担う事には限界が生じているため、地域コミュニティの核となるふるさと協議会に補助金を拠出し地域づくりを推進する事を目的としている。

令和2年度末時点で、柏市にはふるさと協議会は21地区において設置されている。そのうち、19地区のふるさと協議会は各地域の近隣センターが管轄となり、2地区は地域支援課の管轄とされている。

本補助金の対象事業としては、①文化祭、運動会、スポーツ大会、地区祭り、広報活動、環境美化活動、地域の特性に応じた事業及び協議会の運営、②多世代交流事業、③人材育成・発掘事業、④ホームページ推進事業、⑤防災・防犯事業、⑥他団体との協働事業とされている。補助金の額・限度額については、①の事業（ふるさと運動事業）については対象経費の8割で限度額が90万円、②から⑥までの事業（政策的事業）については対象経費の8割で限度額が合計して30万円以内が限度とされている。

### (4) 監査の結果（指摘）又は意見

#### ① 補助金交付の対象とする経費について（指摘）

本事業の補助金対象経費については、柏市ふるさと運動補助金交付要綱第3条3項で規定されており対象事業に要する経費とするとされている。そして、除外されるものとして、同項で構成員の懇親に係る食糧費等と規定されている。そのため、本事業では懇親に係らない食糧費や運営費（人件費等）が対象経費とされている。

しかし、柏市補助金の適正化ガイドラインにおいても適正化基準として「運営費（人件費・管理費等）は対象外とし、事業費にかかる経費を対象とする」、「食料費、慶弔費、記念品など、公金支出として適切でないものは対象外」とすると規定されている。

各ふるさと協議会の令和2年度の決算書では、対象内経費として賃金が計上されているところが複数あり、金額としても賃金として29万6,400円や48万6,860円が支出されて



いる協議会も存在する。また、食糧費についても、対象内経費として予算計上されているところが多数あり、例えば予算として70万計上されていたり、予算として51万3,000円計上され決算で29万2,994円支出されているふるさと協議会も存在する。

多くの補助金で同ガイドラインに沿って、運営のための人件費や食糧費は対象外経費とされていることから、同要綱を改正し、対象外経費として支出されたい。

## ② 補助金の金額について（意見）

過去補助金の申請額は満額の120万円を申請している協議会がほとんどであった。令和2年度においても、4地区を除き120万円満額の申請をしている。満額申請していないその4地区についても、ふるさと運動事業についてはいずれも90万円満額申請をしている。

一方、ふるさと協議会によっては寄付金収入があるところもあり、毎年繰越金が蓄積しているふるさと協議会もある。令和2年度は、新型コロナウイルスの影響等もあり、支出が減っているが、補助金は上限額もしくは対象経費の8割を超えた金額しか柏市に返還していない事から、繰越金が増えたふるさと協議会も多い（ふるさと協議会によっては、繰越金が令和2年度末で401万6,471円となっているふるさと協議会もある）。

さらに、入手した近年の21地区の構成人口（平成31年4月現在）をみると、一番人口が多い地区が人口4万3,101人であるのに対し一番少ない地区では人口が4,076人となっており、約10倍もの開きがある。

人口比で補助金の額を配分する事は適切ではないものの、各協議会の状況に応じて必要な金額の補助金を交付するのが本来であれば望ましい。その観点から、地区毎に、補助金の必要性や用途だけでなく、財産状況（ふるさと協議会の預貯金や積立金等の資産については現状報告は求めている）も踏まえて、地区毎に必要な補助金の金額を精査していくべきであると考えている。

## ③ 補助金の区分と区分毎の補助率について（意見）

本補助金の対象事業としては、①文化祭、運動会、スポーツ大会、地区祭り、広報活動、環境美化活動、地域の特性に応じた事業及び協議会の運営、②多世代交流事業、③人材育成・発掘事業、④ホームページ推進事業、⑤防災・防犯事業、⑥他団体との協働事業とされている。

補助金の額・限度額については、大きく2つに区分されて、①の事業（ふるさと運動事業）については対象経費の8割で限度額が90万円、②から⑥までの事業（政策的事業）については対象経費の8割で限度額が合計して30万円以内が限度とされている。

ふるさと運動事業90万円と政策的事業30万円に分けた経緯は、以前は地区祭り等のふるさと運動事業を中心に支出していた地区も多かった事から、政策的事業に対しても支出を促す意図もあり、120万を2つに分けた経緯があるとの事である。

確かに、いろいろな分野において施策を行う事が好ましいと考えられる事から分ける事

自体は意義があると思う。

しかし、上述した様に 21 地区中 3 地区は政策的事業の補助金について満額申請していない事や、ホームページがいまだにない地区もしくは更新頻度が低いホームページもあり、政策的事業が十分実施されているとは言えない地区もある事から、有効活用する事が課題といえる。

また、ふるさと運動事業及び政策的事業で補助率が対象経費の 8 割と同じだが、繰越金が多い地区もある事や、政策的事業の更なる促進のために、例えばふるさと運動事業の補助率を政策的事業よりも下げるという事も検討の余地があると思う。

#### ④ 各ふるさと協議会の本事業に対する精査について（意見）

監査の際に地域支援課において決算書等の稟議が出されているが、それらの書類をみると、決算書の備考に記載がなく内容が不明な項目があったり、付表にも詳細が記載されておらず何に使用したのか具体的な内容がわからないものがあった。

また、稟議の際に支出で不明なものがあったとしても、その内容を十分にふるさと協議会に確認していないと考えられる。

そのため、事業内容及び決算書の収入・支出項目においても、より精査される事が望ましい。

### 【学校教育部】

#### <学校財務室>

## 6.6. 柏市立学校運営費補助金（小学校）

### （1）補助金の概要

No	項目	
①	補助金等の名称	柏市立学校運営費補助金（小学校）
②	所管課	学校財務室
③	補助等の目的	学校運営の円滑化を図り、もって本市の教育の充実に資する事
④	事業の概要	学校運営、研修事業、クラブ活動事業、校外活動事業に係る経費の補助
⑤	総合計画上の位置づけ	
	分野	こども未来
	政策	より良い教育のための体制・環境の整備
	事業名	学校経営力の向上

⑥	区分	補助金
⑦	財源	■市単独 □国・県の制度関連（上乗せ□あり□なし）
⑧	根拠法令等の名称	—
⑨	交付要綱等の名称	柏市立学校運営費補助金交付要綱
⑩	補助開始年度	西暦 1999 年度
⑪	補助終了予定年度	—
⑫	交付先名	柏市立小学校 42 校
⑬	補助額の算定方法	「柏市立学校運営費補助金交付要綱」別表による

(2) 補助金等の額（決算額）の推移

(単位：千円)

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
柏市の補助金等の額	15,180	15,263	15,139	15,147	9,980

(3) 事業の内容補足

小中学校の運営上、急な現金による支払いが発生する（急病の子どもを病院に搬送するためのタクシー代等）事があり、教職員が支払うなど学校の負担になっていた。これらの経費は、教職員等の私費で賄うのは妥当ではなく、学校運営上の必要経費と考えられる事から補助金を支給するものである。

① 補助金の内容

「柏市学校運営費補助金交付要綱」により、以下の表の様に、学校運営、研修事業、クラブ活動事業及び校外活動事業の区分ごとに対象経費、補助率、限度額が定められている。

対象事業等	対象経費		補助率	限度額
	科目	内容		
学校運営	小中学校の学校運営に要する経費。ただし、食糧費、慶弔費、記念品及び交際費を除く。	① 児童・生徒の緊急対応及び生徒指導等に係るもの ② 学校行事に係るもの ③ 地域行事に係るもの	10/10	小学校は 1校あたり 107,100 円 中学校は 1校あたり 136,400 円
研修事業	小中学校の研修事業に要する経費（教職員	教職員を対象とする研修に係るもの	10/10	1校あたり 74,400 円 に副校長、教頭 1 人あ

	を対象とするものに限 り、食糧費、記念品 及び慶弔費を除く。)			たり 5,600 円及び事務 職員 1 人あたり 2,300 円に人数を乗じて得た 額を加えて得た額
クラブ活 動事業	クラブ活動事業に要 する経費。ただし、食 糧費（宿泊に伴う夕食 及び朝食を除く。）、記 念品及び慶弔費を除 く。	小中学校の関東大会よ りも下部の大会への参 加に係るもの。ただし、 柏市各種大会参加補助 金（市長が別に定めるも のに限る。）の補助対象 となるものを除く。	10/10	1校あたり 61,600 円
		大会参加費等 関東大会以上の大会へ の参加に係る次の経費 1 交通費 (1)大会に参加する児 童・生徒が通学する学校 または集合場所から大 会会場又は宿泊先（以下 「大会会場等」という。） までの最も経済的かつ 合理的と認められる経 路に係る運賃等（有料道 路通行料、駐車場使用料 及び燃料費を含む。） (2)大会会場等までのバ スの借上料 2 宿泊費 大会日程及び競技団体 の指示等に伴う必要最 低限の宿泊費（夕食及び 朝食を含む。） 3 楽器運搬費 4 その他大会規定等に よる諸経費（ただし、吹	小 中 学 校 10/10 （た だ し、交通 費 の う ち、左記 1 の (1) に 係 る 経 費 に つ い て は 3/4 と す る。） 高 等 学 校 1/3	小中学校 1 交通費 大会会場等までのバ ス借上料は、1 日あた り 1 台 45,000 円に利 用日数及び利用台数を 乗じて得た額 2 宿泊費 1 泊あたり 6,000 円

		奏楽部等の出場する大会又はこれに準じるものの練習会場借上料、観戦のための入場料等は除く。）		
		海外交流活動費 海外交流活動（招請に応じて行うもの）に係る交通費、宿泊費及び楽器運搬費	高等学校 1/3	
校外活動事業	小中学校の校外活動事業に要する経費。ただし、食糧費、記念品及び慶弔費を除く。）	自然教室（林間学校）に係るもの	10/10	1校あたり20,300円に33,800円に事業に参加する学級数を乗じて得た額を加えて得た額

補助対象経費については、上記の表に加えて、「柏市立学校運営費補助金取扱要領」により更に詳細に定められている。

② 補助金の交付を受けた学校数

(単位：千円)

区 分	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
補助金の額	15,180	15,263	15,139	15,147	9,980
補助金の交付を受けた小学校数	42	42	42	42	42
1校あたり平均額	362	364	361	361	238

③ 学校予算との関係

柏市立の小学校には、市の予算が配当される。学校運営費補助金は、緊急時の支払い等に備えるため、市の予算とは別に補助金を交付するものである。

(4) 監査の結果（指摘）又は意見

① 領収書が入手できない場合の対応について（指摘）

柏市立学校運営費補助金取扱要領6注意事項（7）では、止むを得ない事情により領収書

を徴する事ができない時は、支払調書（その1）を作成し、領収書がない理由を記載するものとしている。

しかしサンプルで支払調書（その1）を閲覧したところ、領収書がない理由として以下の様な記載をしているものがあった。

- (1) 卒業証書の記名料を書家に支払った場合で、領収書を願う事は書家に対して失礼にあたるかと判断したためと記載しているもの
- (2) 卒業式を撮影するための機器の賃借料を支払った場合で、卒業式当日で領収書が発行できなかったためと記載しているもの

(1) については、補助金から支払いされている場合は、領収書は願うのが失礼にあたるからと言って徴収が省略できるものではないし、(2) については後日領収書を要求すれば発行されたはずである。いずれも止むを得ない事情とは認められない。補助金からの支出については、領収書を必ず徴する事とし、止むを得ない理由については厳格に考えるべきである。

## ② 柏市立学校運営費補助金交付要綱について（意見）

学校財務室の所管する学校運営費補助金（小中）及び大会参加補助金（小中高）は、1つの交付要綱（柏市立学校運営費補助金交付要綱）で取扱いされる。

学校運営費補助金は、柏市立学校運営費補助金交付要綱別表に記載されている学校運営、研修事業、クラブ活動事業及び校外活動事業に要する経費を補助対象経費とするものである。

一方、大会参加補助金は、当該別表に記載されている対象経費のうちのクラブ活動事業に要する経費を補助対象経費とするものである。

更にクラブ活動事業に要する経費で関東大会よりも下部の大会に係るもののうち、指導課所管の各種大会参加補助金の補助対象となるものは除くと当該別表に記載がある。

対象経費を除いて内容が同一であれば、1つの交付要綱で定めて別表で区分する事は可能であるが、別表が複雑でややわかりにくいと思われるので、学校運営費補助金、大会参加補助金について、補助対象経費を整理して、それぞれ交付要綱を別に作成する事を検討されたい。

## ③ 運営費補助金、大会参加補助金及び各種大会参加補助金の予算への算入について（意見）

柏市の市立小中学校には、市の予算が配分（配当）される。学校運営費補助金は、この市の予算とは別に補助金を交付するものである。

学校の予算とは別に運営費補助金が必要な理由として、児童・生徒が病気になった場合や事故があった場合等、緊急の場合に校長の裁量で即時に支払いができる事が必要であるとされている。

また学校行事の際等に地域の人に協力していただいた場合、謝礼を予算から支出する事

はできない事となっている。

しかしこれらの支出は必ずしも予算に含めることが不可能なものではなく、予備費として予算に計上する事は可能である。予算に組み込んでいる自治体もあり、予算の策定の仕方の問題である。学校の運営に必要な支出は、すべて予算に組み込んだ方が明瞭であり、予算の策定は効率的である。

大会参加補助金及び各種大会参加補助金についても同様に、予算とは別に補助金として交付する理由は少なく、予算に組み込む事が可能と思われる。

学校運営費補助金、大会参加補助金及び各種大会参加補助金の補助対象としている支出の内容を精査し、学校の運営に必要なものであれば予算に組み込む事とし、補助金としては廃止する事を検討されたい。

## 6.7. 柏市立学校運営費補助金（大会参加補助金：小学校）

### （1）補助金の概要

No	項 目	
①	補助金等の名称	柏市立学校運営費補助金（大会参加補助金：小学校）
②	所管課	学校財務室
④	補助等の目的	学校運営の円滑化を図り、もって本市の教育の充実に資する事
⑤	事業の概要	クラブ活動事業（関東大会以上の大会）
⑥	総合計画上の位置づけ	
	分 野	こども未来
	政 策	より良い教育のための体制・環境の整備
	事 業 名	学校経営力の向上
⑥	区分	補助金
⑦	財源	■市単独 □国・県の制度関連（上乘せ□あり□なし）
⑧	根拠法令等の名称	－
⑨	交付要綱等の名称	柏市立学校運営費補助金交付要綱
⑩	補助開始年度	西暦 1999 年度
⑪	補助終了予定年度	－
⑫	交付先名	柏市立小学校
⑭	補助額の算定方法	「柏市立学校運営費補助金交付要綱」別表による

## (2) 補助金等の額（決算額）の推移

(単位：千円)

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
柏市の補助金等の額	1,424	1,199	2,516	4,247	31

## (3) 事業の内容補足

大会参加補助金は、小中学校教育の一環として、児童・生徒に広くスポーツや文化の実践機会を与え、体力や技能の向上を図り、心身ともに健康な児童・生徒の育成を目的とするものである。(平成 20 年 3 月告示の中学校学習指導要領において、部活動は学校教育の一環として位置づけられている。)

柏市立小中学校においては、県大会で優秀な成績を収めて関東大会や全国大会に出場する事が増えてきており、大会参加補助金は、大会参加に伴う諸経費の個人負担を軽減する事により、部活動のいっそうの振興に貢献する事を目的とする。

### ① 補助金の内容

補助の対象事業及び対象経費、補助率及び補助の限度額は、「6 6. 学校運営費補助金(小) 3. 事業の内容(2) 補助の対象」の表におけるクラブ活動事業に要する経費であり、補助率は 10/10 である。

### ② 補助金の交付を受けた学校数

(単位：千円)

区 分	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
補助金の額	1,424	1,200	2,516	4,248	32
補助金の交付を受けた小学校数	13	11	5	8	2
1 校あたり平均額	110	110	504	531	16

### ③ 各種大会参加補助金との関係

上記②の表にあるように、クラブ活動事業に要する経費で小中学校の関東大会よりも下部の大会への参加に係るもののうち、一部は柏市各種大会参加補助金の補助対象となっている。柏市各種大会参加補助金の補助対象となるものは、県大会もしくはこれに準ずる大会への参加に係る経費である(「7 2. 各種大会参加補助金」を参照)。柏市各種大会参加補助金は、学校教育部指導課の所管となっている。

## (4) 監査の結果(指摘)又は意見

### ① 大会参加補助金と各種大会参加補助金の統合について(意見)



学校財務室が所管する大会参加補助金（小中高）と指導課が所管する各種大会参加補助金は、いずれもクラブ活動事業に要する経費を補助対象としている。

各種大会参加補助金の補助の対象となる大会は、県大会もしくはそれに準ずるものである。それ以上の大会に係る経費は、大会参加補助金の補助対象となる。

各種大会参加補助金については、柏市内の各小中学校の最寄り駅から大会会場までの最低運賃が表として定められている。補助対象となる金額の算定は、この表に従って計算する定型的な業務であるため、指導課が担当しているとの事である。

一方、大会参加補助金は、関東大会、全国大会への参加に係る経費であり、金額も大きく、補助対象経費の計算も複雑であり判断を要するため、学校財務室が担当していると思われる。

しかし大会参加補助金についても、補助金額は、バスの借上料は1日あたり1台につき45,000円、宿泊費は1泊あたり6,000円と一律に上限額が定められており、補助対象となるか否かの判断が難しいものではないと思われる。

交通費の精算という業務としては、同一と考えられるため、同一の担当者が業務を行えば、現状より効率化できる可能性がある。大会参加補助金と各種大会参加補助金の統合について検討されたい。

- ② 運営費補助金、大会参加補助金及び各種大会参加補助金の予算への算入について（意見）  
「66. 柏市立学校運営費補助金（小学校）」と同様。

## 68. 柏市立学校運営費補助金（中学校）

### （1）補助金の概要

No	項目	
①	補助金等の名称	柏市立学校運営費補助金（中学校）
②	所管課	学校財務室
③	補助等の目的	学校運営の円滑化を図り、もって本市の教育の充実に資する事
④	事業の概要	学校運営，研修事業，クラブ活動事業，校外活動事業に係る経費の補助
⑤	総合計画上の位置づけ	
	分野	こども未来
	政策	より良い教育のための体制・環境の整備
	事業名	学校経営力の向上
⑥	区分	補助金

⑦	財源	■市単独 □国・県の制度関連（上乗せ□あり□なし）
⑧	根拠法令等の名称	—
⑨	交付要綱等の名称	柏市立学校運営費補助金交付要綱
⑩	補助開始年度	西暦 1999 年度
⑪	補助終了予定年度	—
⑫	交付先名	柏市立中学校 21 校
⑬	補助額の算定方法	「柏市立学校運営費補助金交付要綱」別表による

(2) 補助金等の額（決算額）の推移

(単位：千円)

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
柏市の補助金等の額	9,223	9,327	9,462	9,240	5,883

(3) 事業の内容補足

① 補助金の内容

「6.6. 柏市立学校運営費補助金（小学校）」と同様

② 補助金の交付を受けた学校数

(単位：千円)

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
補助金の額	9,223	9,327	9,462	9,240	5,883
補助金の交付を受けた中学校数	20	20	21	21	21
1 校当たり平均額	462	467	451	441	281

(4) 監査の結果（指摘）又は意見

① 領収書が入手できない場合の対応について（指摘）

「6.6. 柏市立学校運営費補助金（小学校）」と同様

② 謝礼（手土産代）について（指摘）

補助金の対象となる謝礼は、柏市立学校運営費補助金取扱要領6注意事項（4）により、物品（手土産）に限られており、金額は 1,500 円以下を基準とされている（財務室より入手資料）。

学校運営費補助金支出伺書をサンプルで閲覧したところ、講師への謝礼（手土産）として 1,836 円の菓子を購入し、1,500 円を補助金の交付対象とし、残額の 336 円を教職員が負担しているものが見られた。

補助金の交付としては限度内のため問題はないが、1,500円以上の手土産については、今後も1,500円以上の手土産を贈ることが慣例となり、本来はすべて学校としての支出であるにもかかわらず、一部を個人で負担する事になる可能性がある。

補助金から謝礼（手土産代）を支払う場合は、必ず1,500円以内とする様に指導すべきである。

③ 領収書の内容について（意見）

学校では学校運営費補助金から支出した場合、「学校運営費補助金支出伺書」を作成して領収書を貼付し、校長の決裁を受けている。

領収書には通常、但し書きとして品名等の支出の内容が記載されるが、但し書きが記載されていない場合や但し書きのみでは、支出の内容が十分に把握できない場合もあるため、別紙に「概要」として、何に対して補助金を使用したのか、記載する事となっている。

しかしサンプルで学校運営費補助金支出伺書のファイルを査閲したところ、「概要」の記載が「動画作成費用」、「学習動画撮影の編集代」と記載されているのみで、具体的にどのような目的で、どのような動画を作成したのか、不明なものがあつた。「概要」の記載は、支出の目的と取引内容が具体的に明らかになる様に記載する必要がある。

④ 柏市立学校運営費補助金交付要綱について（意見）

「6.6.柏市立学校運営費補助金（小学校）」と同様

⑤ 運営費補助金、大会参加補助金及び各種大会参加補助金の予算への算入について（意見）

「6.6.柏市立学校運営費補助金（小学校）」と同様

6.9. 柏市立学校運営費補助金（大会参加補助金：中学校）

(1) 補助金の概要

No	項 目	
①	補助金等の名称	柏市立学校運営費補助金（大会参加補助金：中学校）
②	所管課	学校財務室
③	補助等の目的	学校運営の円滑化を図り、もって本市の教育の充実に資する事
④	事業の概要	クラブ活動事業（関東大会以上）
⑤	総合計画上の位置づけ	
	分 野	こども未来

	政 策	より良い教育のための体制・環境の整備
	事 業 名	学校経営力の向上
⑥	区分	補助金
⑦	財源	■市単独 □国・県の制度関連（上乘せ□あり□なし）
⑧	根拠法令等の名称	－
⑨	交付要綱等の名称	柏市立学校運営費補助金交付要綱
⑩	補助開始年度	西暦 1999 年度
⑪	補助終了予定年度	－
⑫	交付先名	柏市立中学校
⑬	補助額の算定方法	「柏市立学校運営費補助金交付要綱」別表による

(2) 補助金等の額（決算額）の推移

(単位：千円)

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
柏市の補助金等の額	3,308	3,343	3,630	4,093	200

(3) 事業の内容補足

① 補助金の内容

「67. 柏市立学校運営費補助金（大会参加補助金：小学校）」と同様。

② 補助金の交付を受けた学校数

(単位：千円)

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
補助金の額	3,308	3,343	3,630	4,093	200
補助金の交付を受けた中学校数	23	34	13	15	5
1校当たり平均額	144	99	280	273	40

(4) 監査の結果（指摘）又は意見

① 大会参加補助金と各種大会参加補助金の統合について（意見）

「67. 柏市立学校運営費補助金（大会参加補助金：小学校）」と同様

② 運営費補助金、大会参加補助金及び各種大会参加補助金の予算への算入について（意見）

「66. 柏市立学校運営費補助金（小学校）」と同様

## 70. 柏市立学校運営費補助金（大会参加補助金：高校）

### （1）補助金の概要

No	項 目	
①	補助金等の名称	柏市立学校運営費補助金（大会参加補助金：高校）
②	所管課	学校財務室
③	補助等の目的	学校運営の円滑化を図り、もって本市の教育の充実に資する事
④	事業の概要	クラブ活動事業（関東大会以上）
⑤	総合計画上の位置づけ	
	分 野	こども未来
	政 策	より良い教育のための体制・環境の整備
	事 業 名	学校経営力の向上
⑥	区分	補助金
⑦	財源	■市単独 □国・県の制度関連（上乗せ□あり□なし）
⑧	根拠法令等の名称	－
⑨	交付要綱等の名称	柏市立学校運営費補助金交付要綱
⑩	補助開始年度	西暦 1999 年度
⑪	補助終了予定年度	－
⑫	交付先名	柏市立柏高等学校
⑬	補助額の算定方法	「柏市立学校運営費補助金交付要綱」別表による

### （2）補助金等の額（決算額）の推移

（単位：千円）

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
柏市の補助金等の額	4,926	5,082	6,508	2,889	1,300

### （3）事業の内容補足

大会参加補助金(高)は、柏市立柏高等学校にクラブ活動事業の運営費に関する補助金を交付する事により学校運営の円滑化を図り、もって本市の教育の充実に資する事を目的とする。

柏市立柏高等学校は、近年では陸上部、バレーボール部、バスケットボール部、吹奏楽部等が関東大会、全国大会に出場を果たしており、柏市は出場に係る交通費、宿泊費、楽器運搬費の1/3を補助し、個人負担の軽減を図っている。

柏市では、同校各部の活躍は、柏市の知名度を向上させ、市のイメージアップにつながるとしている。

① 補助金の内容

補助の対象事業、対象経費、補助率及び補助の限度額は、は、「66. 学校運営費補助金（小学校）3. 事業の内容（2）補助の対象」の表におけるクラブ活動事業に要する経費であり、小中学校と同様であるが、補助率が小中学校が 10/10 であるのに対して、高等学校は 1/3 となっている。

② 補助金の交付を受けた学校数

上記の「（2）補助金等の額（決算額）の推移」を参照。補助金の交付を受けているのは、柏市立柏高等学校の 1 校のみである。

（4） 監査の結果（指摘）又は意見

① 大会参加補助金と各種大会参加補助金の統合について（意見）

「67. 柏市立学校運営費補助金（大会参加補助金：小学校）」と同様。

② 運営費補助金、大会参加補助金及び各種大会参加補助金の予算への算入について（意見）

「66. 柏市立学校運営費補助金（小学校）」と同様。

<指導課>

7 1. 千葉県小中学校体育連盟柏支部補助金

（1）補助金の概要

No	項目	
①	補助金等の名称	千葉県小中学校体育連盟柏支部補助金
②	所管課	指導課
③	補助等の目的	柏市立各小中学校が参加する各種運動競技会及び学校体育研修事業の補助を図り、もって本市の教育の充実に資する事を目的とする
④	事業の概要	千葉県小中学校体育連盟柏支部の事業の補助
⑤	総合計画上の位置づけ	
	分野	こども未来
	政策	未来を担う生きる力を備えた子どもの育成

	事業名	体力づくり，部活動充実に向けた外部連携の推進
⑥	区分	補助金
⑦	財源	■市単独 □国・県の制度関連（上乘せ□あり□なし）
⑧	根拠法令等の名称	－
⑨	交付要綱等の名称	柏市千葉県小中学校体育連盟柏支部補助金交付要綱
⑩	補助開始年度	西暦 1999 年度
⑪	補助終了予定年度	－
⑫	交付先名	千葉県小中学校体育連盟柏支部
⑬	補助額の算定方法	事業計画及び予算計画に基づき算定

(2) 補助金等の額（決算額）の推移

(単位：千円)

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
柏市の補助金等の額	4,702	4,702	4,778	4,778	2,836

(3) 事業の内容補足

千葉県小中学校体育連盟柏支部補助金は、千葉県小中学校体育連盟柏支部に対して補助金を交付する事により、スポーツ活動を中心とした教育活動の向上を図り、もって柏市の学校教育の充実に資することを目的としている。

① 千葉県小中学校体育連盟柏支部

ア. 目的

千葉県小中学校体育連盟柏支部（以下、「体育連盟柏支部」と呼称する）は、千葉県小中学校体育連盟の柏市における支部であり、柏市内に設置された小中学校により組織されている。体育連盟柏支部は、柏市小中学校の体育の振興と児童生徒の体力向上及びスポーツ精神の育成を目的とした団体である。

千葉県小中学校体育連盟柏支部規約 第3条

柏支部は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 学校教育の充実振興に関する事。
- (2) 各種体育行事の開催と講習会の実施に関する事。
- (3) その他柏支部の目的達成に必要と認める事

イ. 組織

体育連盟柏支部には、以下のとおり小学校専門部2部、中学校専門部19部が設けられている。

小学校専門部

1 陸上部競技部	2 ミニバスケットボール部
----------	---------------

中学校専門部

1 陸上競技部	2 水泳競技部
3 バスケットボール部	4 サッカー部
5 ハンドボール部	6 軟式野球部
7 体操競技部	8 新体操部
9 バレーボール部	10 ソフトテニス部
11 卓球部	12 バドミントン部
13 ソフトボール部	14 柔道部
15 剣道部	16 相撲部
17 レスリング部	18 硬式テニス部
19 駅伝競走部	

ウ. 活動

柏市中学校総合体育大会・新人体育大会の開催を始めとして、各種体育大会の実施や学校体育に関する研修会・講習会の開催を行っている。

エ. 決算（令和2年度 事業収支決算書より要約）

（単位：千円）

区分	科目		決算額	備考
収入	柏市補助金		2,836	
	分担金	県立・私立中学校	303	
	計		3,139	
支出	中学校専門部運営費	総合体育大会・新人体育大会運営費他	1,721	※1
	事務局運営費	報償費	987	※2
		旅費	0	
		需用費	811	
		役務費	1	
		使用料・賃借料	68	
		備品購入費	0	
		負担金	0	



	計	3,139	
	差引	0	

(※1) 体育連盟柏支部には、上記②のとおり、競技ごとに専門部が小学校2部、中学校19部あり、各専門部が競技大会の実施等を行い、競技場使用料等の支出を行っている。

(※2) 報償費には、報償金と報償品があり、報償金は体育大会の審判や救護者の報酬である。報償品は、体育大会の入賞者等に授与するメダル、レプリカ、盾の購入費である。

## ② 補助金の内容

補助の対象は、体育連盟柏支部における以下の支出である。

科 目	補助率	限 度 額
1 中学校専門部運営費 2 負担金及び補助金 3 報償費 4 需用費 5 事務局運営費。ただし、次に掲げる経費を除く (1) 交際費 (2) 食糧費	10/10	補助金の額は、5,225,000円を限度とする。

## (4) 監査の結果（指摘）又は意見

### ① メダルの受払管理について（意見）

大会の入賞者等に授与するメダルは、1個500円程度の購入価格であり、紛失や盗難を防止するため、在庫管理が必要である。在庫管理としては、以下の様な管理が考えられる。

- ア. 受払台帳を作成して、入出庫のつど帳簿上の個数を把握できる様にする。
- イ. 決算時（少なくとも年1回）には、実地棚卸を行い、棚卸明細表を作成し、帳簿残高と照合する。
- ウ. 実地棚卸数量と受け払い台帳上の数量との差異がある場合には、受け払い台帳の記入誤り、実地棚卸数量のカウント誤り等が予想されるため、不一致の原因を調査する。

### ② 報償品の購入先について（意見）

報償品（メダル、タオル、賞状）の購入先は、過去5年間毎年、同じ相手先であり見直しはされていない。毎年同じ相手先となっている理由として、現在の購入先が原版を保有している事がある。しかし3年～5年に一度程度、購入先以外も含めて見積書を入手し、価格面、

品質面について購入先の妥当性を確認する必要がある。

③ 報酬費の基準について（意見）

報償費の金額は概ね決まっているとの事であるが、書面にした基準はないとの事である。業務の効率化、公平性の確保、不正の防止等の観点から基準を作成する事が望ましい。

## 7.2. 各種大会参加補助金

### (1) 補助金の概要

No	項 目		
①	補助金等の名称		各種大会参加補助金
②	所管課		指導課
③	補助等の目的		保護者の負担の軽減を図り、もって本市の教育の充実に資する事を目的とする
④	事業の概要		県大会等参加時の交通費の補助(児童生徒対象)
⑤	総合計画上の位置づけ		
		分 野	こども未来
		政 策	未来を担う生きる力を備えた子どもの育成
		事 業 名	体力づくり，部活動充実に向けた外部連携の推進
⑥	区分		補助金
⑦	財源		■市単独 □国・県の制度関連（上乘せ□あり□なし）
⑧	根拠法令等の名称		－
⑨	交付要綱等の名称		柏市各種大会参加補助金交付要綱
⑩	補助開始年度		西暦 1999 年度
⑪	補助終了予定年度		－
⑫	交付先名		柏市内各小中学校
⑬	補助額の算定方法		対象経費の 7/10 以内の額

### (2) 補助金等の額（決算額）の推移

(単位：千円)

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
柏市の補助金等の額	2,678	2,651	2,676	2,668	608

※複数の補助団体（市内小中学校）分を合算した金額となっております。

(3) 事業の内容補足

各種大会参加補助金の目的は、各種大会に参加する小中学校の児童・生徒の保護者の負担の軽減を図り、もって柏市の教育の充実に資する事である。柏市では、各種大会に参加することは、児童生徒にとって大きな励みとなり、日頃の活動の意欲を高めるとともに、心身の成長に大きな力となるとしている。

① 補助金の内容

補助金の内容は以下のとおりである。

項 目	内 容
補助の対象となる大会	吹奏楽、合唱コンクール、運動部大会において、児童・生徒を引率して参加したもののうち、県大会もしくはそれに準ずるもの 運動部大会は、千葉県中学校総合体育大会、千葉県中学校新人大会、千葉県中学校駅伝大会に限られる。
補助の対象となる経費	各種大会に参加する児童の通学する小学校又は生徒の通学する中学校から各種大会の会場までの往路及び帰路における交通費 最も経済的かつ合理的と認められる経路に係る鉄道、バス、その他これに類するものの運賃で、あらかじめ指導課で経路ごとに金額を定めている。
補助率	対象経費の7/10以内
補助の対象となる生徒	実際に会場に行った登録メンバー補欠等は含むが、応援の生徒は含まない。
補助金の交付を受けることができる者	各種大会に参加する児童・生徒の保護者

② 補助金の交付を受けた学校数

(単位：千円)

区 分	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
補助金の額	2,678	2,651	2,676	2,668	608
補助金の交付を受けた小学校数	12	12	10	7	0
補助金の交付を受けた中学校数	20	20	21	20	19
合計	32	32	31	27	19
1校当たり平均額	84	83	87	99	32

令和2年度に各種大会に参加し、補助金の交付を受けた者の人数等は以下のとおりである。

参加人数	1人あたり交通費 平均額	1人あたり補助金 平均額	補助金合計
97名	8,981円	6,265円	607,670円

(注) 令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大のため、中学校総合体育大会は中止された。

#### (4) 監査の結果(指摘)又は意見

##### ① 補助金の領収証について(意見)

補助金は、学校から生徒へ支払いされ、生徒から保護者へ支払される。学校では保護者の領収証を入手している。指導課では、保護者からの委任状は入手しているが、保護者からの領収証は確認していない。保護者が補助金を受領した事を確認し、保護者が受領していないものを把握するため、領収証は確認することが望まれる。

##### ② 補助の対象となる各種大会、交通費について(意見)

柏市各種大会参加補助金交付要綱上、補助金の対象となる各種大会は市長が別に定めるものとされている。また同様に交付要綱上、補助金の対象となる経費(交通費)についても市長が別に定めるものとされている。

これらについては、学校へ交付される「柏市各種大会参加補助金交通費支払い基準について」書面の中に記載があるが、市長が定めたことを明確にする決裁書等はない。交付要綱に「市長が別に定めるもの」とあるので、市長が定めたことが明確になる文書を作成し保存することが望ましい。

### 7.3. 柏市研究学校補助金

#### (1) 補助金の概要

No	項目	
①	補助金等の名称	柏市研究学校補助金
②	所管課	指導課
③	補助等の目的	研究課題を实践する学校に対し、補助金を交付する事により、学校活動の活性化を図り、もって本市の教育の充実に資する事。
④	事業の概要	研究課題を实践する学校への補助金交付
⑤	総合計画上の位置づけ	
	分野	こども未来
	政策	未来を担う生きる力を備えた子どもの育成

	事業名	体力づくり，部活動充実に向けた外部連携の推進
⑥	区分	補助金
⑦	財源	■市単独 □国・県の制度関連（上乘せ□あり□なし）
⑧	根拠法令等の名称	－
⑨	交付要綱等の名称	柏市研究学校補助金交付要綱
⑩	補助開始年度	西暦 1999 年度
⑪	補助終了予定年度	－
⑫	交付先名	柏市内各小中学校
⑬	補助額の算定方法	対象経費の 10/10 以内の額とする。

(2) 補助金等の額（決算額）の推移

（単位：千円）

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
柏市の補助金等の額	1,846	2,240	1,312	1,325	899

※複数の補助団体（市内小中学校）分を合算した金額となっております。

(3) 事業の内容補足

研究学校補助金は、研究課題に取り組む学校に対して補助金を交付する事により、学校の教育活動の活性化を図るとともに、柏市の教育活動の充実に資するのが目的である。柏市では、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」、「開かれた学校」等の諸課題に対し、研究指定校による実践研究は、柏市の教育水準の向上に役立っているとしている。

研究指定校における研究の成果は、授業公開研究会や研究紀要を通して市内の学校に提供されている。

① 補助金の内容

項目	補助の対象
補助金の交付を受け ることができる学校	研究課題を実践する学校として委員会等が指定する柏市立小学校及び中学校 研究課題とは、柏市教育委員会その他公の機関（以下「委員会等」という。）が定める教育研究に係る課題である。
補助金の対象となる 経費	研究課題の実践に要する経費 ただし、次に掲げる経費を除く (1) 食糧費 (2) 交際費
補助率	補助金の額は、対象経費の10分の10以内の額

② 補助金の交付を受けた学校数

(単位：千円)

	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
補助金の額	1,846	2,240	1,312	1,325	899
補助金の交付を受けた小学校数	6	13	13	12	7
補助金の交付を受けた中学校数	1	5	4	5	1
合計	7	18	17	17	8
1校当たり平均額	264	125	78	78	113

※千円以下切り上げ

令和2年度の研究指定校9校の研究テーマは以下のとおりである。

	学校名	研究テーマ
1	柏市立酒井根小学校	自らの考えを持ち、表現できる児童の育成
2	柏市立中原小学校	図書館活用で授業改善を ～国語科を通して～
3	柏市立酒井根東小学校	友だちとともに「やりたい、知りたい」を見つけられる子の育成 ～生活科・総合的な学習の時間の探究的な学習を目指して～
4	柏市立旭東小学校	活用型学力を育てる指導法の研究 ～算数科の教材研究の充実をめざして～
5	柏市立富勢西小学校	学び合い、学び続ける児童の育成 ～算数指導の授業改善～
6	柏市立手賀東小学校	自ら学ぶ意欲を育み、思考力を高める算数科のあり方 ～1人1台の情報端末環境を活用したRPDCAサイクルを通して～
7	柏市立大津ヶ丘第一小学校	「広げよう音楽 つなげよう心のハーモニー」 ～未来につながる管楽器教育～
8	柏市立柏の葉小学校	英語を聞こう・話そう・楽しもうとする態度を育成する指導のあり方 ～積極的にコミュニケーションを図ろうとする子どもの育成をめざして～
9	柏市立南部中学校	主体的・対話的で深い学びの実現のための教科指導の工夫 ～生徒指導の三機能を活かした協調学習～

(注) 上記のうち、1校は補助金の交付を受けなかった。

(4) 監査の結果（指摘）又は意見

① 事業収支決算書について（指摘）

学校から提出される事業収支決算書について、以下の様なものがあった。

ア. 事業収支決算書上、収入金額（補助金額）と支出金額は同額であるが、支出金額含めていない支出金額 26,950 円があり、この金額は学校予算で負担している旨、事業収支計算書に注記があるもの

イ. 事業収支決算書上、収入金額（補助金額）を支出金額が 296 円超過しており、296 円は PTA 予算より補助があった旨、記載があるもの

事業収支計算書計算書には、補助事業に係る収入及び支出のすべてを記載して、補助事業の実態を示すものである必要がある。学校予算や PTA 予算で負担したものであっても、補助事業に係るものであれば、記載するべきである。

事業収支決算書の記載様式をイの様に統一する必要がある。

② 研究の成果の確認について（意見）

研究の成果について特に評価は行われていないが、補助金の趣旨に沿った研究であった事の確認は必要と思われる。

補助金の対象となる研究は、以下の様な内容のものとされている。

ア. 「柏市教育振興計画」の具現化を目指す研究

イ. 「柏市学校教育指導の指針」に係る研究

ウ. 今日的な教育課題の解決を目指す研究

上記に沿った研究の内容であるか等、いくつかのチェック項目を設定して、研究の成果について補助金の趣旨に合致したものであったかの確認を行う等、研究内容についての管理が必要と思われる。

## 7 4. 千葉県教育研究会柏支会補助金

(1) 補助金の概要

No	項目	
①	補助金等の名称	千葉県教育研究会柏支会補助金
②	所管課	指導課
③	補助等の目的	教育活動の向上，学校教育の充実
④	事業の概要	教育に関する研究会，発表会，講習会等の開催並びに視察調査及び資料収集
⑤	総合計画上の位置づけ	
	分野	こども未来

	政 策	より良い教育のための体制・環境の整備
	事 業 名	柏市教職員人材育成指針に基づく研修体制の充実
⑥	区分	補助金
⑦	財源	■市単独 □国・県の制度関連（上乘せ□あり□なし）
⑧	根拠法令等の名称	—
⑨	交付要綱等の名称	柏市千葉県教育研究会柏支会補助金交付要綱
⑩	補助開始年度	西暦 1999 年度
⑪	補助終了予定年度	—
⑫	交付先名	千葉県教育研究会柏支会
⑬	補助額の算定方法	対象経費の 3/7 以内、ただし 1,565,000 円を限度とする。

(2) 補助金等の額（決算額）の推移

(単位：千円)

	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
柏市の補助金等の額	1,373	1,373	1,373	1,565	0

(3) 事業の内容補足

千葉県教育研究会柏支会補助金の目的は、教育研究活動を行う団体である千葉県教育研究会柏支会に補助金を交付する事により、教育活動の向上を図り、もって柏市の学校教育の充実に資する事にある。柏市では、若手教員が増加している現状において、現在学校が直面している教育上の課題について市内のさまざまな教職員が集まって研究する団体に対する補助は必要であるとしている。

① 千葉県教育研究会柏支会

ア. 目的

千葉県教育研究会柏支会（以下「柏支会」という。）は、柏市立の小学校及び中学校の教員を会員として組織する団体で、学校教育の振興を図り、授業、校内研修等で学んだ事項の実践及び情報交換を目的とする団体である。

千葉県教育研究会柏支会会則 第5条

本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 研究会、発表会及び講演会等の開催
- (2) 研究物の発刊及び資料の収集



- (3) 視察、見学及び調査
- (4) 展覧会等の実施
- (5) 地域の教育課題の研究
- (6) その他の会の目的を達成するために必要な事業

#### イ. 組織

柏支会では、以下の26の研究部会を設けて、各研究部会が研究活動を行い、年に数回の研修会を実施している。令和2年度の会員は、1,569名であった。

(1) 国語	(14) 道徳
(2) 書写	(15) 学級経営・特別活動
(3) 社会科	(16) 生徒指導
(4) 算数・数学	(17) 進路指導
(5) 理科	(18) 情報・視聴覚
(6) 生活科	(19) 学校図書館
(7) 総合的な学習	(20) 特別支援
(8) 音楽	(21) 学校事務
(9) 造形	(22) 学校給食
(10) 外国語	(23) 環境教育・学校園
(11) 技術家庭科	(24) 安全教育
(12) 体育	(25) 協力指導
(13) 保健	(26) 学校教育相談

#### ウ. 活動

令和元年度における各研究部会の研究テーマは以下のとおりである。

(令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大のため活動がなかった)

	部 会 名	研 究 テ ー マ
1	国語	子どもが主体的に学ぶ授業づくり
2	書写	鑑賞する力、書く力を育む書写指導のあり方
3	社会	資料を生かした授業づくりの研究
4	算数・数学	算数・数学的な思考力及び表現力を高める授業のあり方
5	生徒指導	生徒理解に努めた生徒指導のあり方
6	生活科	かかわりの感動から生まれる豊かな学びを創る生活科、総合的な学習の時間～新たな授業づくりをめざして～
7	総合的な学習	

8	音楽	児童・生徒の表現力を高める手立てはどうあるべきか
9	造形（中学校）	いきいきわくわく輝く瞳、つながるART
	造形（小学校）	コミュニケーションを通じた造形活動の指導のあり方
10	外国語	（小学校）担任が創る魅力あふれる英語活動の実践に向けて （中学校）表現力を高めるための指導方法や活動形態の工夫
11	技術・家庭科	児童生徒が楽しみ生活に活かす力を育む技術・家庭科のあり方
12	体育	学習指導要領における体育の考え方、指導のあり方 －充実した体育の授業づくりと指導力向上をめざして－
13	保健	これからの学校保健のあり方 ～今日的課題の研修を通して～
14	道徳	よりよく生きるための道徳性を養う道徳授業のあり方 ～考え、議論する道徳授業を目指して～
15	特別活動・学級経営	子どもにとって魅力ある学級経営とは
16	理科	創造性を培う理科教育
17	進路指導	変化のある高等学校を知る
18	情報・視聴覚教育	新学習指導要領に対応した、情報教育の在り方の研究
19	学校図書館教育	本に親しむ子どもを育てる読書指導
20	特別支援教育	特別支援の課題解決を目指して
21	学校事務	標準的職務をいかした学校組織運営への参画と教化
22	学校給食	望ましい学校給食をめざして
23	環境教育	豊かな心を育むために環境教育はいかにあるべきか
24	安全教育	安全教育の多様性を考える
25	学校教育相談	学校教育相談の技法や方法を考える

エ. 決算の状況（令和元年度 決算報告より要約）

（単位：千円）

区分	科目	決算額	備考
収入	会費	2,308	
	柏市補助金	1,565	
	計	3,873	

支出	部会費	講師謝礼等	1,568	
	事務局費	会議費等	497	
	本部負担金		1,808	
	計		3,873	
差引			0	

オ. 補助金の内容

補助金の対象事業及び対象経費は、以下の表のとおりである。

対 象 事 業	対 象 経 費
教育に関する研究会、発表会、講習会等の開催並びに視察調査及び資料収集	<p>左欄に掲げる事業に要する経費のうち次に掲げる経費</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 部会運営費</li> <li>2 負担金</li> <li>3 事務局運営費。ただし次に掲げる経費を除く。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 交際費</li> <li>(2) 食糧費</li> <li>(3) 旅費</li> </ol> </li> </ol> <p>補助金の額は、対象経費の7分の3以内の額とする。ただし、1,565,000円を限度とする。</p>

(4) 監査の結果(指摘)又は意見

① 支出金額の計上について(指摘)

令和元年度の決算報告について、部会のうち、学校事務の支出(講師謝礼)が領収証は50,000円であったが、内訳簿及び決算報告は、49,993円で記載されていた。

実際に支出した金額は、50,000円であるが、部会の収入と支出を一致させるために、内訳簿及び決算報告は、49,993円で記載したとの事であった。

決算報告は、事業の実態を示すために、実際に支出した金額である50,000円で計上する必要がある。の決算報告について、部会のうち、学校事務の支出(講師謝礼)が領収証は50,000円であったが、内訳簿及び決算報告は、49,993円で記載されていた。

実際に支出した金額は、50,000円であるが、部会の収入と支出を一致させるために、内訳簿及び決算報告は、49,993円で記載したとの事であった。

決算報告は、事業の実態を示すために、実際に支出した金額である50,000円で計上する必要がある。

② 交付要綱の変更について（指摘）

千葉県教育研究会柏支会では、千葉県教育研究会本部に対して負担金を支出しているが、当該負担金は補助金の対象経費に含まれている。平成23年の補助金の見直し時に、負担金は補助金の対象経費に含めないとされたが柏市千葉県教育研究会柏支会補助金交付要綱の変更がされていなかった。

又、令和元年度に補助金の上限額が1,373,000円から1,565,000円に変更されたが、交付要綱にはその旨の附則の記載がない。これらの交付要綱の変更は、適時に行う必要がある。

③ 講師謝礼の基準について（意見）

千葉県教育研究会柏支会では、講師謝礼の基準は特になく、相手の職位や経歴等に合わせ慣例に従って支出をしているとの事である。柏市教育委員会講師謝礼基準を適用する等、基準を作成する必要がある。

<児童生徒課>

7 5. 柏市長期欠席児童生徒支援事業補助金

(1) 補助金の概要

No	項 目		
①	補助金等の名称		柏市長期欠席児童生徒支援事業補助金
②	所管課		児童生徒課
③	補助等の目的		長期欠席児童生徒支援に関する教育活動の向上を図り、もって本市の学校教育の充実に資する
④	事業の概要		市立小中学校における長期欠席児童生徒対策への充実に図るための教職員等への研修、及び、長期欠席児童生徒を対象とした支援事業
⑤	総合計画上の位置づけ		
		分 野	こども未来
		政 策	未来を担う生きる力を備えた子どもの育成
		事 業 名	いじめ・不登校等対策のための人的配置の強化
⑥	区分		事業費補助金
⑦	財源		■市単独 □国・県の制度関連（上乘せ□あり□なし）

⑧	根拠法令等の名称	－
⑨	交付要綱等の名称	柏市長期欠席児童生徒支援事業補助金交付要綱
⑩	補助開始年度	西暦 2001 年度
⑪	補助終了予定年度	－
⑫	交付先名	柏市長欠対策研究協議会
⑬	補助額の算定方法	対象経費の 10/10

## 2. 補助金等の額（決算額）の推移

（単位：千円）

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
柏市の補助金等の額	342	342	300	300	29

### （3）事業の内容補足

柏市長期欠席児童生徒支援事業補助金は、平成 13 年度から交付されているが、柏市では、補助金開始年度の前年の中学校の長欠率が千葉県の率より高かった事もあり、教育水準の向上を図り、学校教育の充実に資するために補助金を交付することとしている。

#### ① 事業の位置づけ

柏市は柏市第五次総合計画において「こども未来」の分野別計画で、支えが必要な子どもの支援の充実に掲げており、具体的な事業として『いじめ・不登校等対策のための人的配置の強化』等に取り組んでいる。

下記の表のとおり、柏市における不登校児童生徒の数は年々増加傾向にあり、不登校の児童生徒とその保護者を支援する各種の施策を講じている。

#### 柏市における不登校児童生徒の数（小学校）

区 分	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
長欠	174	199	269	296	284
不登校	53	62	101	124	177

#### 柏市における不登校児童生徒の数（中学校）

区 分	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
長欠	418	456	485	455	463
不登校	199	248	278	275	322

（注） 長 欠： 年間 30 日以上欠席したもの

不登校： 長欠のうち、病気及び経済的理由で休んだものを除いたもの

(主な不登校児童生徒の支援事業)

- 1) 教育支援センター「きぼうの園」・学習相談室の充実(面談他)
- 2) 自然体験教室・あすなろキャンプ・親の集い
- 3) 学習相談室指導員による家庭訪問

柏市では、2)の事業に関して「柏市長欠対策研究協議会」がキャンプ等により児童生徒の出会いや経験等を通して社会性や生きる力を身に付けていく機会を提供している。

## ② 柏市長欠対策研究協議会(以下「研究協議会」と呼称する)の組織と活動実績

### 1) 組織

- ア. 構成員・・・柏市立小学校及び中学校に勤務する教員 63 名及びきぼうの園、学習相談室(3か所)の各担当者 4 名で合計 67 名
- イ. 収入・・・柏市からの補助金のみ
- ウ. 支出・・・キャンプ運営等の事業経費
- エ. 会計・・・柏市学校教育部児童生徒課の職員が実施

### 2) 活動実績

令和2年度はコロナウイルスのため、自然体験教室は中止、あすなろキャンプは予定していたが台風のため中止であった。

また、教育委員会主催の「ひまわりの会」(旧：不登校と向き合う親の集い)は、年3回予定していたが、令和2年度はコロナウイルスのため中止であった。

その他、柏市青少年センター(体育館)で年間18回スポーツ交流活動を予定していたが、令和2年度はコロナウイルスのため、学習相談室毎に感染症に配慮した交流活動を実施した。

## (4) 監査の結果(指摘)及び意見

### ① 規約作成の必要性について(指摘)

柏市長欠対策研究協議会は、会の規約が作成されていない。児童生徒課では、これまで規約を確認していなかった。規約は団体の基礎となるものであり、早急に作成する必要がある。

## 7 6. 柏地区特別支援教育研究連盟補助金

### (1) 補助金の概要

No	項目	
①	補助金等の名称	柏地区特別支援教育研究連盟補助金

②	所管課	児童生徒課
③	補助等の目的	特別支援教育の振興を図り、もって本市の教育の充実に資する
④	事業の概要	柏地区（柏市・我孫子市）における特別支援教育に関する理解推進事業、特別支援教育に関わる教員の研修活動等を行う
⑤	総合計画上の位置づけ	
	分 野	こども未来
	政 策	子ども及び家庭の状況に応じたきめ細やかな支援の推進
	事 業 名	発達に課題のある子どもへの支援体制の充実
⑥	区分	事業費補助金
⑦	財源	■市単独 □国・県の制度関連（上乘せ□あり□なし）
⑧	根拠法令等の名称	－
⑨	交付要綱等の名称	柏市柏地区特別支援教育研究連盟補助金交付要綱
⑩	補助開始年度	西暦 1999 年度
⑪	補助終了予定年度	－
⑫	交付先名	柏地区特別支援教育研究連盟
⑬	補助額の算定方法	対象経費の 10/10

(2) 補助金等の額（決算額）の推移

（単位：千円）

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
柏市の補助金等の額	508	508	508	508	203

(3) 事業の内容補足

柏地区特別支援教育研究連盟補助金は、柏地区（柏市及び我孫子市）で特別支援教育事業を行う団体の活動を財政的に支援する事により、特別支援教育の振興を図り、柏市の教育の充実に資する事を目的としている。

① 特別支援教育の経緯と重要性

発達に課題のある子どもへの支援体制は、概ね以下の様な経緯をたどってきた。

昭和 22 年	小中学校に特殊学級を設置
平成 11 年	柏市は、柏市柏地区特別支援教育研究連盟に補助金を交付開始
平成 19 年	学校教育法等の改正で、特殊支援教育となる

以下の表の様に、支援を必要とする児童生徒数は増加しており、個々に合った適切な指導・支援はますます重要性や必要性を増している。

柏地区における特別支援教育を受けている児童生徒数の推移（小学校及び中学校）

区 分	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
柏市	624	678	757	858	897
千葉県	9,423	10,041	10,549	11,011	11,854

課題として、教育支援員の増員もあるが、教育支援員も含めた専門性の向上も課題である。今後共、特別支援教育に対する研究とその成果を研修等により現場に生かす事が重要である。

② 柏市柏地区特別支援教育研究連盟について（以下において「研究連盟」と呼称する）

ア. 目的

特別な支援を要する児童生徒に係る教育及び福祉の向上を目的とする。

イ. 構成者

特別支援学級を設置する柏市立小中学校等の教員等

柏地区特別支援教育研究連盟構成員の推移

区 分	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
柏	192	204	219	237	253
我孫子	—	—	146	107	98
計	192	204	365	344	351

ウ. 組織

- ・ 専門部会に分かれて研究等実施
  - ・ 理事長、理事、事務局長等の役員を中心に運営。総会を年 1 回実施
- なお、柏市と我孫子市の合同で組織は組まれている。

エ. 主な事業内容

- a 調査・研究事業
- b 広報・啓発事業（会報「はくよう」等）
- c 交流事業
- d 作品展

オ. 令和 2 年度の活動結果



新型コロナウイルスの影響で作品展等は各学校 HP 上での開催となった。

(4) 監査の結果(指摘)又は意見

① 領収証の確認について(指摘)

補助金の精算時には、決算報告の確認は行っているが、領収証の確認は行っていない。補助金の対象とした支出に、交付要綱上、補助金の対象から除かれる交際費、慶弔費、食糧費、負担金が含まれていないか否かは、領収証を確認しない限り確定できない。補助金の精算手続きの一環として、領収証は確認する必要がある。

<少年補導センター>

7.7. 柏市少年補導委員連絡協議会補助金

(1) 補助金の概要

No	項 目		
①	補助金等の名称		柏市少年補導委員連絡協議会補助金
②	所管課		少年補導センター
③	補助等の目的		少年補導委員で構成される団体への補助を通じて、青少年の健全育成・非行防止活動をより効果的に実施するため。
④	事業の概要		1 青少年の補導活動(関係機関に対する協力活動を含む。) 2 補導活動及び青少年問題に関する研修事業 3 少年補導センターに対する協力事業 4 少年補導委員相互の連携
⑤	総合計画上の位置づけ		
		分 野	こども未来
		政 策	未来を担う生きる力を備えた子どもの育成
		事 業 名	支えが必要な子どもの支援の充実
⑥	区分		事業費補助金
⑦	財源		■市単独 □国・県の制度関連(上乘せ□あり□なし)
⑧	根拠法令等の名称		—
⑨	交付要綱等の名称		柏市少年補導委員連絡協議会補助金交付要綱
⑩	補助開始年度		西暦 1977 年度
⑪	補助終了予定年度		—

⑫	交付先名	柏市少年補導委員連絡協議会
⑬	補助額の算定方法	会議費、旅費、交際費を除く経費の10/10以内 限度額 461 千円

(2) 補助金等の額（決算額）の推移

(単位：千円)

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
柏市の補助金等の額	461	461	461	461	461

(3) 事業の内容補足

柏市少年補導委員連絡協議会補助金は、柏市少年補導委員連絡協議会に対し、補助金を交付する事により、補導委員による補導活動、関係団体との連携、啓発活動等、青少年の健全育成に資する活動を支援する事が目的である。

① 少年補導委員とは

少年補導委員とは、教育委員会から委嘱を受け青少年の非行防止に努め、健全育成を図る事を目的として活動するものである。少年補導委員には、関係機関及び団体等から推薦を受けた者を委嘱する。

令和 2 年度における柏市少年補導センターの少年補導委員は、132 名であった（定員は135 名）。

少年補導委員の仕事は、青少年が不良化、非行化する事のない様に早期発見し、注意助言等をする他、青少年を取り巻く有害環境の浄化に努める。

柏市における補導数の推移

行 為	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
怠学・怠業	155	147	165	228	284
喫煙	35	59	31	18	6
その他	56	65	43	69	37
計	246	271	239	315	327

② 柏市少年補導委員連絡協議会について（以下「連絡協議会」と呼称する）

ア. 活動方針

柏市少年補導委員が相互に連携と研鑽を図りつつ、地域における青少年の非行防止と健全育成に寄与するため、各種の事業活動を展開する。

イ. 活動項目

- a. 地域における補導活動の充実
- b. 少年補導委員相互の資質向上のための研修会の開催及び参加
- c. 学校など関係機関・団体との連絡調整
- d. 少年補導センター事業への協力

ウ. 組織

- ・ 会長・副会長・会計・初期・監査の各役員で構成
- ・ 役員会や運営委員会で運営
- ・ 各地区ごとに計画的に少年補導活動を実施

エ. 令和2年度の活動結果

(収支決算の結果)

- ・ 収入 会費と柏市からの補助金
- ・ 支出 活動費・地区活動費等の事業経費
- ・ 繰越金 特段に多額ではない

(4) 監査の結果(指摘)又は意見

① 柏少年補導センターの今後の事業展開と補助金の見直しについて(意見)

柏市少年補導センターにおける補導者数は、過去10年間においては平成23年度～25年度に比較すると平成26年度以降は減少しているが、令和元年度～2年度は増加の傾向も見られる。補導センターの事業として補導活動を継続しつつも、今後、サイバーパトロール等他の事業の重要性が増してくる事も予想される。少年補導委員は地区パトロールを行っているが、地域補導以外の業務も行うか否かも検討が必要になると思われる。少年補導委員の業務が地域補導に限定されるのであれば、少年補導委員連絡協議会に対する補助金は削減の方向になると思われる。

**【生涯学習部】**

**<生涯学習課>**

**78. 柏市青少年相談員連絡協議会活動費補助金**

(1) 補助金の概要

No	項目	
①	補助金等の名称	柏市青少年相談員連絡協議会活動費補助金
②	所管課	生涯学習課
③	補助等の目的	青少年相談員の活動の促進を図り、青少年の健全

		育成に関する施策の総合的かつ効果的な推進に資する事
④	事業の概要	各学区，専門部における青少年健全育成活動事業，連絡協議会運営会議，各専門部の会議・講習会及び研修会等の事業の実施
⑤	総合計画上の位置づけ	
	分野	こども未来
	政策	子どもの育ちと子育てを支える環境の充実
	事業名	子育て・子育て・親育ちのための地域づくり
⑥	区分	事業費補助金
⑦	財源	<input type="checkbox"/> 市単独 <input checked="" type="checkbox"/> 国・県の制度関連（上乘せ <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし）
⑧	根拠法令等の名称	－
⑨	交付要綱等の名称	柏市青少年相談員連絡協議会活動費補助金交付要綱
⑩	補助開始年度	西暦 1963 年度
⑪	補助終了予定年度	－
⑫	交付先名	柏市青少年相談員連絡協議会
⑬	補助額の算定方法	対象経費の 10/10 以内の額(上限 3,391,000 円)

(2) 補助金等の額（決算額）の推移

(単位：千円)

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
柏市の補助金等の額	3,391	3,391	3,391	3,391	3,006

(3) 事業の内容補足

青少年相談員は、県知事及び市長から委嘱される非常勤特別職の公務員であり、無報酬である。柏市青少年相談員連絡協議会活動費補助金の目的は、相談員をもって組織される柏市青少年相談員連絡協議会に対し、活動費補助金を交付する事により、各学区等における相談員の活動の促進を図り、青少年健全育成に係る施策の総合的かつ効果的な推進に資する事にある。

柏市の青少年相談員は、定数 180 名であり、平成 19 年度より 180 名を維持している。任期は 3 年である。

① 柏市青少年相談員連絡協議会（以下、「本会」と呼称する）の目的

本会は、柏市青少年相談員連絡協議会会則に従って、柏市内の青少年相談員が相互の連絡

調整及び研修並びに親睦を図り、地域青少年の健全育成に資する事を目的としている。

(相談員制度について) ※千葉県ホームページ 千葉県青少年相談員より

千葉県が千葉県青少年相談員設置要綱に基づいて設置したものである。主な内容は以下のとおりである。(千葉県青少年相談員設置要綱による)

・青少年相談員とは

青少年相談員は、青少年と真に一体となり、共に喜び、共に語り、青少年の健全育成を推進するため、県知事から委嘱を受け県内各地で様々な活動をしています。現在県内に約 4,300 名の青少年相談員がおり、地域の特色を生かした青少年健全育成活動を展開しています。

・活動内容

1. 青少年の体験活動の促進

各種のスポーツやキャンプ等の野外活動・文化活動を通しての体験学習

2. 青少年健全育成の普及啓発

3. 社会環境浄化促進活動事業

青少年に好ましくない有害環境の浄化活動、非行防止パトロール

4. 青少年に関する相談及び助言・指導

5. 各種青少年団体等との連携・協力

(柏市青少年相談員設置要領 平成 6 年 11 月 1 日施行)

・第 2 条 (職務)

(1) 青少年の実態を把握し、青少年に関する問題について相談に応じ、その助言指導に当たる。

(2) 青少年団体の育成と組織化に努め、団体活動のしやすい整備を促進する。

(3) 青少年センター及び青少年育成施設の利用の促進にあたる。

(4) 住民の青少年に対する関心を深め、青少年問題に対する啓発を図る。

(5) 青少年が心身ともに健やかに育成されるよう社会環境浄化の促進を図る。

・第 3 条 (委嘱)

相談員は、千葉県青少年相談員の職にある者の中から市長が委嘱する。

・以下は抜粋である。

☆定数・・・市長が定める

☆活動区域・・・中学校区域 (原則)

☆任期・・・3 年

☆選考・・・青少年の健全育成に熱意を有し、行動力があり必要な要件を備えるもの

② 組織

事務局：柏市教育委員会生涯学習課内

役員等：会長 1 名他

相談員数：180 人

学区数：21 学区

③ 事業の内容（令和 2 年度 決算報告より要約）

（単位：千円）

区 分	科 目		決算額	備 考
収入	柏市補助金		3,391	
支出	事業費	連協費	688	
		学区費	852	
		夏のつどい部	500	* 1
		こどものつどい部	312	* 2
		広報部	251	広報誌発行
		研修部	150	
		小計	2,754	
	運営費	会議費	17	
		事務費	158	
		予備費	75	
		小計	251	
		支出合計	3,006	
差引			384	

（参考）本会の 2 大イベント

\* 1 夏のつどい（オーバーナイトハイク）

毎年 8 月に柏市内の中学生が約 30 キロメートルの距離を夜通し歩く。

このイベントは、約 30 キロメートルの距離を歩く事への挑戦とやり遂げる達成感、お互いに励まし合いながら多くの人と触れ合う事で子供たちが健やかに成長していく事を目的に開催しており、令和元年度の開催で 35 回目を迎えた。（令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症のため開催中止）

\* 2 わんぱく子ども祭り

毎年 11 月に開催している子ども祭りである。

このイベントは、柏市青少年センターを会場とし、小学生を対象に工作や

ゲームなどのブースを設け、様々な創作活動や体験活動の機会を提供する事により、青少年の健全育成を図る事を目的としており、令和元年度の開催で13回目を迎えた。(令和2年度は、新型コロナウイルス感染症のため開催中止)

#### (4) 監査の結果(指摘)又は意見

##### ① 領収証の確認について(指摘)

補助金の精算時には、決算報告の確認は行っているが、領収証の確認は行っていない。

柏市青少年相談員連絡協議会活動費補助金交付要綱別表では、運営費のうちの以下に該当するものは補助金の対象経費から除くものとしている。

(1) 慶弔費及び交際費

(2) 食糧費

(3) 旅費のうち事業に要する経費の20%を超える部分

補助金の対象とした支出に、上記が含まれていないか否かは、領収証を確認しない限り確定できない。補助金の精算手続きの一環として、領収証は確認する必要がある。

##### ② 運営費に含まれる食糧費について(指摘)

柏市青少年相談員連絡協議会活動費補助金交付要綱では、運営費は補助対象経費に含まれているが、運営費のうちの食糧費は補助対象経費から除かれている。食糧費は、活動費の場合は補助対象経費に含まれるが、運営費の場合は補助対象経費には含まれない。

令和元年度の決算において、運営費区分の会議費合計30,313円の中に総会弁当代11,850円、研修弁当代12,000円が計上されているが、これらは運営費区分の食糧費であり、補助対象経費には含まれない。

運営費区分の会議費に補助金3,391,000円のうち50,000円が配分されており、会議費30,313円は補助金から支払いされていると考えられるため注意が必要である。

また、活動費と運営費の区分は、不明確な点があるため、例示を示す等により明確にする必要がある。

##### ③ 助成金の返還額について(意見)

令和元年度におけるこどものつどい部の会計報告書では子どもゆめ基金助成金の返還額4,963円は子どもゆめ基金助成金の収入から控除されている。一方、本会の団体としての決算報告では、返還額4,963円は支出に含まれている。

助成金の返還は、事業のための支出ではないため、原則として助成金収入から控除すべきである。ただし収入・支出を区分して示す観点から支出に含める方針であれば、助成金の返還額である旨明示した項目として記載するべきである。

④ 予備費について（意見）

本会の決算報告は、予算欄と決算欄を並記した様式となっているが、令和元年度の決算報告において（令和2年度も同様）、決算欄に予備費として記載されている金額がある。予算では予定外の支出等に備える場合に予備費として計上する。予備費の予算から支出した場合、決算欄では予備費として計上するのではなく、会議費、事務費等、支出の内容を具体的に示す項目で計上する必要がある（決算欄の予備費欄は「一」になる。なお予算欄では支出に充当した金額を予備費から支出した会議費、事務費等の予算に振替する。）

また、支出は予定しているが、会議費、事務費等以外の支出である場合は、「その他の経費」等の項目により予算を設定し、決算も「その他の経費」等として計上する必要がある。

⑤ 領収書の宛名書きについて（意見）

領収証宛先が柏市青少年相談員連絡協議会宛ではなく、個人宛になっているものが散見された。インターネットで個人が立替払いで購入する場合等、止むを得ない場合もあるが、個人の消費ではないことが明確になる様、団体宛での領収証を入手する事が望ましい。

## 7.9. 柏市青少年健全育成推進連絡協議会活動費補助金

### (1) 補助金の概要

No	項目	
①	補助金等の名称	柏市青少年健全育成推進連絡協議会活動費補助金
②	所管課	生涯学習課
③	補助等の目的	青少年団体の育成を図り、もって青少年の健全育成に資する事
④	事業の概要	地区青少年健全育成活動事業、青少年健全育成活動事業、青少年健全育成に必要な会議及び講習会の実施
⑤	総合計画上の位置づけ	
	分野	こども未来
	政策	子どもの育ちと子育てを支える環境の充実
	事業名	子育て・子育て・親育ちのための地域づくり
⑥	区分	事業費補助金
⑦	財源	■市単独 □国・県の制度関連（上乘せ□あり□なし）
⑧	根拠法令等の名称	－
⑨	交付要綱等の名称	柏市青少年健全育成推進連絡協議会活動費補助



		金交付要綱
⑩	補助開始年度	西暦 1999 年度
⑪	補助終了予定年度	—
⑫	交付先名	柏市青少年健全育成推進連絡協議会
⑬	補助額の算定方法	対象経費の 10/10 の額（上限 2,408,000 円）

(2) 補助金等の額（決算額）の推移

(単位：千円)

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
柏市の補助金等の額	2,063	2,059	2,065	1,975	1,282

(3) 事業の内容補足

地区青少年健全育成推進協議会は、学校を事務局として中学校区単位で活動しており、学校と地域の連携により青少年の健全育成に貢献している。地区青少年健全育成推進協議会の構成員は、無報酬のボランティアである。柏市青少年健全育成推進連絡協議会活動費補助金の目的は、地区青少年健全育成推進協議会に対する継続的な補助により、青少年の健全育成や学校と地域の連携の推進を図る事にある。

①柏市青少年健全育成推進連絡協議会（以下「連絡協議会」と呼称する）

ア. 活動目的と設立の経緯

地区青少年健全育成推進協議会は昭和 35 年ごろから立ち上がり、連絡協議会は平成 9 年に結成された。各地区の会長及び事務局で連絡協議会を組織し、地区間における情報交換や行政との密な連絡・協議ができる体制をつくる事により、青少年指導者の支援や資質向上を目指している。

令和 2 年度においては、柏市には 17 地区の地区青少年健全育成推進協議会があり、連絡協議会は、17 地区の地区青少年健全育成推進協議会会長及び事務局代表者の計 34 名が構成員となっている。

イ. 地区青少年健全育成推進協議会の構成員とその活動

下記の構成員から成り、町会等の幅広い関係者により、構成員の推薦や活動資金支援や地域行事の協力等の様々な活動を行っている。

(構成員)

小中学校校長・教頭、PTA 代表者、青少年相談員、少年補導委員、保護司、民生(児童)委員、町会代表者、子供会等

ウ. 地区青少年健全育成推進協議会の事業内容

主な事業内容は以下の 3 つである。

- a 青少年団体の推進母体となって、連絡調整、企画立案、関係機関等との協力
- b 青少年対策の情報源となり、調査活動や情報提供を実施
- c 地域住民の理解と関心を高めるための啓もう活動

【令和2年度】

主な事業内容（事業報告書より）

- ・あいさつ運動（さわやかあいさつウィーク）
- ・地域パトロール（防犯パトロール）
- ・広報「ふれあい」発行
- ・役員会、総会

エ. 決算内容（令和2年度収支決算報告より）

（単位：千円）

区分	主な科目	決算額	摘要
収入	柏市補助金	2,408	
支出	地区活動費	1,266	
	連絡運営費	16	
	柏市補助金戻入	1,125	未加入地区分活動費等 *
	（支出 計）	2,408	
差引		0	

\* 未加入地区は4地区である。

（4） 監査の結果（指摘）又は意見

① 領収証の確認について（指摘）

連絡協議会の事務作業は、生涯学習課で行っている。補助金は生涯学習課が連絡協議会の口座に振り込むが、連絡協議会が各地区推進協議会への補助金の配分を決定すると、生涯学習課が連絡協議会の口座から各地区推進協議会の口座へ振り込みを行っている。

年度末には各地区推進協議会から生涯学習課に補助金の精算書が到着すると生涯学習課で集計し、決算報告を作成している。しかし領収証は各地区推進協議会が保管しており、生涯学習課では領収証の確認は行っていない。補助金の対象とした支出に、交付要綱上、補助金の対象から除かれる慶弔費や交際費、旅費のうち事業に要する経費の20%を超える部分が含まれていないか否かは、領収証を確認しない限り確定できない。補助金の精算手続きの一環として、領収証は確認する必要がある。

② 事業収支決算書の表示について（意見）

令和2年度における地区推進協議会の事業収支決算書において、繰越金を予備費と表示している地区推進協議会があった（南部、酒井根、中原、豊四季）。

また、酒井根地区推進協議会では、補助対象経費とはしていないが餞別を予備費として計

上していた。決算では、金額とともに費目も確定する必要があるため、予備費の勘定科目は使用されず、より適切な勘定科目で確定させる必要がある。

各地区推進協議会の事業収支決算書について、統一した様式、処理方針で作成される様生涯学習課の適切な指導が必要である。

## 80. 柏市 PTA 連絡協議会補助金

### (1) 補助金の概要

No	項 目	
①	補助金等の名称	柏市 PTA 連絡協議会補助金
②	所管課	生涯学習課
③	補助等の目的	市立小中学校 PTA の健全かつ適切な事業活動の推進を図る
④	事業の概要	柏市 PTA 連絡協議会が実施する対象事業について、報償費、印刷製本費等を補助する
⑤	総合計画上の位置づけ	
	分 野	こども未来
	政 策	教育環境
	事 業 名	柏市 PTA 連絡協議会補助金
⑥	区分	事業費補助金
⑦	財源	■市単独
⑧	根拠法令等の名称	—
⑨	交付要綱等の名称	柏市 PTA 連絡協議会補助金交付要綱
⑩	補助開始年度	西暦 2002 年度（従前より柏市社会教育関係団体補助金交付要綱（廃止）により補助を実施）
⑪	補助終了予定年度	—
⑫	交付先名	柏市 PTA 連絡協議会
⑬	補助額の算定方法	対象経費の 1/2（上限 940,000 円）

### (2) 補助金等の額（決算額）の推移

（単位：千円）

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
柏市の補助金等の額	940	940	940	940	940

### (3) 事業の内容補足

柏市内の小学校及び中学校の PTA 活動の健全かつ適切な事業活動の推進を図るために、各校の PTA を包括する上部団体である「柏市 PTA 連絡協議会」（以下、「協議会」と呼称する）に補助金を交付する。

#### ① PTA の意義

小中学校の児童生徒の親と教師とが協力して学校及び家庭における教育に関し理解を深め、教育の振興に努め、並びに児童生徒の校外における生活指導及び地域の教育環境の改善、充実を図るために、必要な活動を行う団体である。

#### ② PTA の運営

保護者と教師の賛同を得て会費を徴収し、校内及び校外において学校の教育活動や児童・生徒の安全の確保等について協力して活動する。

各 PTA 組織は協議会に所属し、研修等に参加したり広報紙により情報を入手してその活動に生かしている。

#### ③ 協議会の運営

##### ア. 方針及び事業内容

協議会の方針は、柏市立小中学校 PTA 相互の連絡及び共通課題の研究を進め、相互連携して各校 PTA の発展に寄与するものである。

主な事業内容は、「柏市 PTA 連絡協議会規約」及び「細則」（昭和 39 年規程以後現在まで改訂あり）に以下の様に記載されている。

##### (第 3 条「活動」)

- (1) 単位 PTA の連絡調整
- (2) 共通課題の研究・討議及び問題解決
- (3) 単位 PTA などに対する助言
- (4) そのほか、目的達成に必要な活動

##### イ. 組織及び運営

令和 2 年度における PTA 連絡協議会等の会員数は以下のとおりである。

	柏市	松戸市	船橋市	我孫子市	流山市	野田市
PTA 連絡協議会等の会員数（世帯）	27,577	21,722	34,244	8,026	14,678	10,451

会長 1 名など 1 年任期の役員を置き、総会・運営委員会・役員会で協議等を行うと共に、事務局に事務局長 1 名を置いて、会務及び経理等の事務を行っている。

令和2年度の収支は、収入が会費（1世帯 年間130円）と柏市からの補助金等であり、主な支出は、印刷代（広報紙等）、事務局員賃金、使用料等である。コロナウイルスの影響もあり全般的に活動量は例年より少なく、繰越金はやや増加している。

#### （4） 監査の結果（指摘）又は意見

##### ① 領収証の確認について（指摘）

補助金の精算時には、決算報告の確認は行っているが、領収証の確認は行っていない。協議会では、全支出のうちからPTA連絡協議会補助金の対象となるものを抽出して補助金の額を算出している。しかし補助金の対象とした支出に補助金の対象となる事業に関係のない支出や協議会とは関連しない支出が含まれていないか否かは、領収証を確認しない限り確定できない。補助金の精算手続きの一環として、領収証は確認する必要がある。

##### ② 事務局員の賃金について（意見）

令和2年度においては、補助金の対象となる支出合計1,928,340円のうち事務局員の賃金が692,040円であり大きな割合を占めている（補助割合は1/2）。しかし生涯学習課では、月給制か日給制か等雇用契約の内容を正確に把握していない。勤務状況については、月間の出勤予定は入手しているが、勤務実績については確認していない。補助金の主要な使途は事務局の人件費であり、勤務形態や勤務状況、給与計算について確認する必要がある。

##### ③ 柏市PTA連絡協議会補助金の見直しについて（意見）

PTA連絡協議会補助金は、平成28年度～令和2年度の5年間、上限額は940,000円に変更はなく、補助率も1/2に変更はされていない。PTA連絡協議会補助金交付要綱上、補助金の対象事業として、PTAバレーボール大会等も含まれているが、平成23年度の補助金の見直しにおいては、補助の目的と活動との関連が不明瞭な事業がある旨の指摘を受けている。

PTAについては、昨今、不要論も見られる中、今後、協議会のどのような活動について、どのような目的で補助金の対象とするのか、見直しして明確にする事が必要と思われる。

## 8 1. 柏市スカウト連絡協議会活動費補助金

### （1）補助金の概要

No	項 目	
①	補助金等の名称	柏市スカウト連絡協議会活動費補助金
②	所管課	生涯学習課
③	補助等の目的	青少年団体の育成を図り、青少年の健全育成に資する

④	事業の概要	スカウト活動事業（スカウト行事の実施）並びにスカウト活動事業に必要な会議及び講習会の実施
⑤	総合計画上の位置づけ	
	分野	こども未来
	政策	子どもの育ちと子育てを支える環境の充実
	事業名	子育て・子育て・親育ちのための地域づくり
⑥	区分	事業費補助金
⑦	財源	■市単独 □国・県の制度関連（上乘せ□あり□なし）
⑧	根拠法令等の名称	—
⑨	交付要綱等の名称	柏市スカウト連絡協議会活動費補助金交付要綱
⑩	補助開始年度	西暦 1985 年度
⑪	補助終了予定年度	—
⑫	交付先名	柏市スカウト連絡協議会
⑬	補助額の算定方法	対象経費の 1/2 以内の額で 262,000 円を限度

(2) 補助金等の額（決算額）の推移

（単位：千円）

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
柏市の補助金等の額	262	262	262	262	252

(3) 事業の内容補足

柏市スカウト連絡協議会（以下において「連絡協議会」と呼称する）は、柏市内に事務所を置くボーイスカウト団及びガールスカウト団により組織され、構成団相互の連絡を密にし親睦を高めると共に、市内におけるスカウト活動の協調的発展に資する事を目的とするものである。

柏市スカウト連絡協議会会員数の推移は、以下のとおりである。

（団体数）

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
ボーイスカウト	9	9	8	8	7
ガールスカウト	3	3	3	3	3
合計	12	12	11	11	10

（団員数）

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
ボーイスカウト	478	410	312	317	272
ガールスカウト	79	78	78	75	67
合計	557	488	390	392	339

連絡協議会は、各団への消耗品（令和 2 年度はコロナ感染症防止消耗品も含む）の配布や、夏キャンプ（令和 2 年度は中止）、募金活動、各種役員会参加等を行っており、各団（11 個団）と柏市の補助金で賄われている。

スカウト活動は広く社会のために貢献する活動を通して、青少年の重要な教育の場としても大変に有意義なものであり、それらの活動を支援する連絡協議会の活動も公益性の必要性が高いものと認められる。

#### （４） 監査の結果（指摘）又は意見

##### ① 領収証の確認について（指摘）

補助金の精算時には、決算報告の確認は行っているが、領収証の確認は行っていない。連絡協議会では、全支出のうちから連絡協議会補助金の対象となるものを抽出して補助金の額を算出している。しかし補助金の対象とした支出に、交付要綱上、補助金の対象から除かれる慶弔費や交際費、旅費のうち事業に要する経費の 20%を超える部分が含まれていないか否かは、領収証を確認しない限り確定できない。補助金の精算手続きの一環として、領収証は確認する必要がある。

##### ② 柏市スカウト連絡協議会活動費補助金の見直しについて（意見）

柏市スカウト連絡協議会活動費補助金は、最近 5 年間（平成 28 年度～令和 2 年度）において上限額 262,000 円と変更はなく、補助率も 1/2 のままで変更はない。

一方、連絡協議会の会員数は、平成 28 年度はボーイスカウト 9 団体・団員数 478 人、ガールスカウト 3 団体・団員数 79 名であったのに対して、令和 2 年度はボーイスカウト 7 団体・団員数 272 人、ガールスカウト 3 団体・団員数 67 人と減少している。

このような状況においては、補助金もスカウト団体数・団員数の減少に合わせて削減を検討すべきと思われる。補助金の額を据え置くのであれば、スカウト団体数・団員数が増加する様な指導が必要と思われる。

## <文化課>

### 8 2. 柏市芸術文化活動補助金

#### （１）補助金の概要

No	項 目	
①	補助金等の名称	柏市芸術文化活動補助金
②	所管課	文化課
③	補助等の目的	芸術文化活動の活性化を促進し、もって芸術文化の振興に資する事
④	事業の概要	芸術文化振興活動
⑤	総合計画上の位置づけ	
	分 野	地域のちから
	政 策	誇りの持てる文化の醸成
	事 業 名	柏らしい文化活動の発展
⑥	区分	事業費補助金
⑦	財源	■市単独 □国・県の制度関連（上乘せ□あり□なし）
⑧	根拠法令等の名称	－
⑨	交付要綱等の名称	柏市芸術文化活動補助金交付要綱
⑩	補助開始年度	西暦 1961 年度
⑪	補助終了予定年度	－
⑫	交付先名	柏市文化連盟等
⑬	補助額の算定方法	対象経費の 1/2 の額（限度額あり）

(2) 補助金等の額（決算額）の推移

(単位：千円)

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
柏市の補助金等の額	940	940	940	940	559

(3) 事業の内容補足

柏市芸術文化活動補助金は、芸術文化活動を行う団体に対し、活動費補助金を交付する事により、芸術文化活動の活性化を促進し、もって芸術文化の振興に資する事を目的とする。

所定の要件を満たす団体は、補助金の交付を受ける事ができる。

① 柏市文化連盟

○所属している団体数の推移

部 門	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
邦楽	47	46	45	42	42
民謡・民舞	39	34	31	29	28



茶道・香道	21	21	19	19	17
洋楽等	16	16	16	16	15
華道	11	10	14	14	13
書道	8	8	6	6	6
その他	23	17	16	15	14
計	165	152	147	141	135

柏市文化連盟に所属している団体数の減少は、関係者の高齢化による団体の活動停止による場合が多い。

柏市文化連盟の事業内容は、市民文化団体相互の協調等により各種文化事業の推進をするものであり、令和3年度は「60周年記念公演」を実施した。なお、記念公演は当初は令和2年度の事業として計画されていたがコロナウイルスで中止となった。柏市文化連盟は、令和2年度に計画していた事業であり先方からも令和3年3月に支給されたので令和2年度の実績として補助金を精算している。

#### (4) 監査の結果（指摘）又は意見

##### ① 前払金の支給時期について（指摘）

柏市文化連盟の創立60周年記念公演は、当初令和2年7月12日に開催の予定であったが、コロナウイルス感染拡大のため、令和3年7月11日に延期になった。出演料550千円は、令和3年3月10日付で請求があり、令和3年3月29日に振込している。支払が令和2年度中に行われているため、補助金は令和2年度分として支給されている。しかし記念公演は令和3年度の実施であり、前払金に対して補助金が支給されている。

補助金は事業の実施後、補助金の対象となる事業が実施されたことを確認した後に支給することが原則であり、前払の段階では支給すべきではない。今後は前払での補助金の支給は行わないか、やむを得ず行う場合も例外としての適切な承認手続きを経て行うべきである。

##### ② 繰越金に関する検討について（意見）

柏市芸術文化活動補助金は、平成28年度から令和元年度まで毎年柏市文化連盟に対して、上限額の456,000円が支給されている（令和2年度は、柏市文化祭が新型コロナウイルス感染拡大の影響で中止になったため、410,850円の補助金を支給）。

柏市文化連盟では、令和2年度末（令和3年3月31日）一般会計で1,205,922円の繰越金があり、更に特別会計で1,572,284円の繰越金を有している。

これらの繰越金の存在を考慮すると、補助金の適正化ガイドラインの適正化基準(6)①「補助金以上の繰越金や内部留保資金などの余剰金が経常的に発生している団体は、内容

を確認し、減額又は廃止を検討する。」に該当すると考えられ、見直しが必要と思われる。

### 8.3. 柏市指定文化財等保護事業費補助金

#### (1) 補助金の概要

No	項目	
①	補助金等の名称	柏市指定文化財等保護事業費補助金
②	所管課	文化課
③	補助等の目的	文化財の保護及び継承を図る事
④	事業の概要	市内文化財の建造物，絵画，彫刻，考古資料の修理，修復，防災対策，その他工事や記念物の害虫駆除，施肥等の植勢及び樹勢の維持及び回復
⑤	総合計画上の位置づけ	
	分野	地域のちから
	政策	誇りの持てる文化の醸成
	事業名	歴史資料や文化財の保存・活用
⑥	区分	事業費補助金
⑦	財源	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独 <input type="checkbox"/> 国・県の制度関連（上乘せ <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし）
⑧	根拠法令等の名称	－
⑨	交付要綱等の名称	柏市指定文化財等保護事業費補助金交付要綱
⑩	補助開始年度	西暦 1966 年度
⑪	補助終了予定年度	－
⑫	交付先名	文化財所有者 (R2 年度は 1 件 宗教法人 東海寺)
⑬	補助額の算定方法	対象経費の 1/3～10/10 以内の額 (宗教法人所有の文化財は 1/2 以内の額)

#### (2) 補助金等の額（決算額）の推移

(単位：千円)

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
柏市の補助金等の額	1,300	1,300	1,288	671	189

※文化財の修理等の補助金のため年度により件数等は異なる。

### (3) 事業の内容補足

地域の人々の努力によって守り、受け継がれてきた貴重な文化財を後世に伝えていくため、柏市文化財保護条例に基づき、市内に存在する文化財のうち重要なものを柏市指定文化財に指定している。その管理が個人に委ねられている事が多く、所有者の負担の軽減を図る必要があるため、文化財保護法や柏市文化財保護条例の趣旨に基づき補助金を交付するものである。

過去5年間の柏市指定文化財等保護事業費補助金の実績は以下のとおりである。

(単位：千円)

年 度	主 な 内 容	件 数	補 助 金 額
H28 年度	観音堂修復、寺院鐘楼修復	2	1,300
H29 年度	個人邸宅かやぶき屋根修復	1	1,300
H30 年度	個人邸宅かやぶき屋根修復、ほか	3	1,288
R 元年度	神社鳥居改修、ほか	2	671
R 2 年度	寺院本堂修復	1	189

柏市内における登録文化財の数は以下のとおりである。

国指定・登録	県指定	市指定	計
18	10	27	55

文化財は後世に残すべき貴重な社会全体の財産でもあり、適切に保存を図り維持していく事は重要である。

### (4) 監査の結果(指摘)又は意見

#### ① 文化財保護等に関する補助金の算定方法について(意見)

柏市指定文化財等保護事業費補助金交付要綱では、建造物の修理・修復として一括されているが、修理・修復の場合でも現状維持のための修理・修復と以降の耐用年数を長くする資本的支出となる修理・修復がある。現状維持のための修理・修復の場合は、補助率を低く又は上限額を少なくし、資本的支出の場合は補助率を高く又は上限額を大きくする事が望ましいと考えられる。

また、個人所有や任意団体所有の文化財の場合は、修理・修復等の規模が大きい場合は補助率を高く又は上限額を大きくし、規模が小さい場合は補助率を低く又は上限額を少なくする事が考えられる。

よりきめの細かい補助制度の設計が望まれると共に、補助金の上限額についても適切に見直す事が望ましい。

【消防局】

<消防団課>

8 4. 消防団事業補助金

(1) 補助金の概要

No	項 目	
①	補助金等の名称	消防団事業補助金
②	所管課	消防団課
③	補助等の目的	消防団の活動維持, 消防の推進
④	事業の概要	活動維持のための需用費等
⑤	総合計画上の位置づけ	
	分 野	安心・安全
	政 策	防災力の向上
	事 業 名	災害に備えた体制強化
⑥	区分	消防団事業補助金
⑦	財源	■市単独 □国・県の制度関連(上乘せ□あり□なし)
⑧	根拠法令等の名称	地方自治法施行令, 柏市補助金等交付規則
⑨	交付要綱等の名称	柏市消防団事業補助金交付要綱
⑩	補助開始年度	西暦 1999 年度
⑪	補助終了予定年度	—
⑫	交付先名	柏市消防団
⑬	補助額の算定方法	対象経費の 10/10 (限度有)

(2) 補助金等の額(決算額)の推移

(単位:千円)

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
柏市の補助金等の額	5,148	5,148	5,148	5,148	5,148

(3) 事業の内容補足

消防団とは、消防組織法に基づいて各市町村に設置され、一般市民で団員が構成される消防機関である。消防団員の身分は、非常勤特別職の地方公務員である。柏市消防団は、消防団本部と地域ごとに分けられた 42 分団と女性分団を合わせた 43 分団から構成されている。令和 3 年 4 月 1 日現在 587 名が所属し、平均年齢 41.2 歳、平均勤続年数 12.1 年となっている。

消防局で配備した装備品については、消防局(警防課)、各分団の拠点となる器具置場は消防局(消防団課)で管理しており、装備品、建物の破損、劣化等の不具合発生した際は、消防局で交換、修繕等を実施している。各分団は地域差等による諸事業が異なるため、消防局では賄いきれない消耗品等を消防団事業補助金により購入し地域に根差した活動を行っている。

#### (4) 監査の結果(指摘)又は意見

##### ① 「予算書と決算書の乖離」について(指摘)

当該事業の流れは、柏市消防団事業計画に基づき予算書を作成し補助金等交付申請書により交付申請を行う。その事業計画に基づいた活動を行い当該年度の事業が完了する。その後、消防団事業結果と決算書を添付した実績報告書により実績報告を行う。そのため、予算書により要求した歳出項目と決算書により報告した歳出項目には不測の事態が生じない限り、相関関係が生じる。コロナ禍という事を考慮しても相関関係を見て取れる分団はないと言わざるを得ない。申請に基づいた事業が行われていないのであれば補助金は返還されるべきであろう。予算書の要求と異なる歳出項目や金額が記載された決算書による報告がなされた時は、その理由を確認し、その妥当性を判断する必要がある。

又、説明欄に記載される購入用品等が同じでも予算書と決算書では別の項目に計上されていたり、分団によって項目が異なっていたりしている。予算書及び決算書の書き方についても丁寧な指導が必要である。

##### ② 「備品管理票」について(指摘)

消防団で購入した物品については消防局で台帳等の管理はしていない。又、消防団が購入した物品についての備品登録の規定はないため所管の会計課においても消防団が補助金で購入した物品について登録の必要はないとの見解であった。柏市財務規則第 266 条において「備品は購入価格が3万円以上かつ3年以上にわたって使用に耐える物」と規定されている。消防団においても当該補助金を使用して柏市財務規則第 266 条に該当する備品の購入はある。しかし、消防団に備えつけている「備品管理票」の有無等を含め物品の管理状況を消防局では把握できていない。備品管理票では3万円以上の備品を取得した時は品名、取得年月日、価格、廃棄年月日を記載する書式となっており、この備品管理票を定期的に監査し、在庫管理を徹底する必要がある。

また、柏市消防団事業補助金交付要綱に備品管理に関する項目を追加する必要がある。

##### ③ 「予算書の作成」について(意見)

令和元年度と令和2年度の予算書の歳出項目が同じ分団を16団確認した。当該補助金は毎年同額を各分団に一律交付される消防団の運営事業に対する補助金であるが、予算書の作成を軽んじてはならない。事業計画に基づく予算により補助金の効果が高まり有効活用

される。適切な予算書の作成を指導する必要がある。

④ 「予算措置」について（意見）

本部及び各分団の令和2年度決算書によれば収支は歳出が多くマイナスである。そのマイナス分は市の予算からの支出は無く、各分団で負担している。補助金により交付された金銭は使い切らなければ損という感情が働き、補助額より少し多い金額となる様に経費を計算する傾向にあり、運営事業の対象経費か疑問となるものが紛れる余地がある。

又、本部及び各分団は千葉県消防協会東葛飾支部柏市分会へ会費を支払っているが当該補助金を原資とはしていない。消防団への柏市からの支出は当該補助金のみであり、この不足部分の支出が消防団員の善意により支払われているのであれば是正しなければならない。柏市民からの安心安全なまちづくりに大きな期待が寄せられている消防団が本当に必要とし品位を保てる経費支出が補助金としての交付なのか、又は予算措置による支出なのか検討を要望する。

## 85. 千葉県消防協会東葛飾支部柏市分会補助金

### (1) 補助金の概要

No	項 目		
①	補助金等の名称		千葉県消防協会東葛飾支部柏市分会補助金
②	所管課		消防団課
③	補助等の目的		消防活動の振興
④	事業の概要		活動維持のための需用費等
⑤	総合計画上の位置づけ		
		分 野	安心・安全
		政 策	防災力の向上
		事 業 名	災害に備えた体制強化
⑥	区分		柏市補助金
⑦	財源		<input checked="" type="checkbox"/> 市単独 <input type="checkbox"/> 国・県の制度関連（上乗せ <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし）
⑧	根拠法令等の名称		地方自治法施行令
⑨	交付要綱等の名称		柏市（公財）千葉県消防協会東葛飾支部柏市分会補助金交付要綱
⑩	補助開始年度		西暦 1999 年度
⑪	補助終了予定年度		—
⑫	交付先名		千葉県消防協会東葛飾支部柏市分会
⑬	補助額の算定方法		対象事業経費の 10/10（限度有）

(2) 補助金等の額（決算額）の推移

(単位：千円)

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
柏市の補助金等の額	270	270	270	270	270

(3) 概要の説明補足

千葉県消防協会東葛飾支部柏市分会（以下、「分会」という。）は、防火思想の普及徹底並びに消防施設の改善と消防活動の強化を図り、もって社会災厄を防止し人類共同の福祉の増進に寄与する事を目的とし、事務所を柏市消防本部内に置いている。また、分会の事務作業は消防局職員が行っている。

分会の歳入は、千葉県消防協会東葛飾支部柏市分会補助金（収入に占める割合 50%）及び福祉増進事業助成金（収入に占める割合 9%）並びに消防団の会費（収入に占める割合 40%）である。

(4) 結果（指摘）又は意見

- ① 「柏市（公財）千葉県消防協会東葛飾支部柏市分会補助金交付要綱」（以下、「要綱」という。）について（意見）

(柏市（公財）千葉県消防協会東葛飾支部柏市分会補助金交付要綱)

第1条	(目的等)
第2条	(定義)
第3条	(対象)
第4条	(補助金の額)
第5条	(申請書添付書類)
第6条	(申請書提出期間)
第7条	(標準処理期間)
第8条	(概算払)
第9条	(補則)

この要綱は、実績報告について定めていない。定めがないものに関しては、「柏市補助金等交付規則」に従う事となっており、それに従った処理はなされている。しかし、必ず行わなければならない実績報告について定めていない事はあたかも交付までが事業であるかの様だ。補助事業は、補助金を交付し、実績報告を得てその補助金が有効であるかどうかの効果の測定ができる。形だけの実績報告にならないよう要綱の改定を要望する

②「対象経費」について（意見）

当該補助金の対象経費は要綱の別表に定められている、

別表（第3条）

対 象 事 業	対 象 経 費
1 消防団員の教養、訓練及び研修に関する事業 (1) 操法大会講習会 (2) 安全特定任意講習会 (3) 柏市消防操法大会 (4) 防災施設研修会 2 防災思想の普及徹底に関する事業 (1) 火災予防運動事業への協力 (2) 歳末年始予防広報事業への協力	左欄に掲げる事業に要する経費のうち次に掲げる経費 1 事業費 2 運営費。ただし、次に掲げるものを除く。 (1) 食料費（ただし、事業に係る来賓等は除く。） (2) 構成員に係る慶弔費 (3) 交際費 (4) 旅費のうち事業に要する経費の20パーセントを超える部分 (5) 人件費
3 福利厚生に関する事業 (1) 慈善事業 (2) 近隣消防機関との相互協力事業	

又、補助金の適正化ガイドラインには現在の課題として次の様な記載がある。

（補助金の適正化ガイドライン 平成24年2月）

○ 現在の課題

(3) 自主・自立した活動創出の検討

長期にわたり継続して補助金が交付されると、交付を受けている団体としては、あらかじめ補助金を前提にした事業計画や活動を展開する傾向が見受けられる。この事が団体等の自立した運営に向けた努力を損ない、自主・自立した活動の創出を妨げるおそれがある。

こうした問題を防止するには、運営費補助は原則廃止し事業費補助への移行を促す事が必要となる。あわせて、補助金交付団体の事務局を行政側が長期にわたり担っているものもあり、事務局の引継ぎを検討する必要がある。

当該補助金は、平成24年以降の見直しにおいて「現状のとおり継続」としている。補助金の適正化ガイドラインによれば、運営費補助は原則禁止となっているが、当該補助金の実績報告書の添付資料は「柏市分会決算書」となっており、分会の年間の歳入と歳出が記載された決算書が提出されている。実質的には運営費であり補助金ありきの運営となっている。

分会は市民に対しての貢献度の高い組織であり、今後の活動にも期待できるため、消防団



全体の改革として抜本的な見直しを要望する。

なお、消防団からの会費収入があるが、その出所は不明である。(別に記載する。)

## 86. 千葉県消防協会東葛飾支部消防操法大会出場補助金

### (1) 補助金の概要

No	項 目	
①	補助金等の名称	千葉県消防協会東葛飾支部操法大会出場補助金
②	所管課	消防団課
③	補助等の目的	消防団の活動維持, 消防の推進
④	事業の概要	東葛飾支部操法大会の出場事業
⑤	総合計画上の位置づけ	
	分 野	安心・安全
	政 策	防災力向上
	事 業 名	災害に備えた体制強化
⑥	区分	消防団事業補助金
⑦	財源	■市単独 □国・県の制度関連(上乘せ□あり□なし)
⑧	根拠法令等の名称	地方自治法施行令
⑨	交付要綱等の名称	柏市消防団事業補助金交付要綱
⑩	補助開始年度	西暦 1999 年度
⑪	補助終了予定年度	—
⑫	交付先名	柏市消防団
⑬	補助額の算定方法	対象経費の 10/10 (限度有・2 分団まで)

### (2) 補助金等の額(決算額)の推移

(単位:千円)

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
柏市の補助金等の額	648 (324×2)	648 (324×2)	648 (324×2)	648 (324×2)	0

### (3) 事業の内容補足

千葉県消防協会東葛飾支部操法大会へ出場するための経費を補助する事業である。柏市消防団操法大会のポンプの部、可搬ポンプの部の各 1 位が千葉県消防協会東葛飾支部操法

大会へ出場する。1分団につき補助金 324,000 円を交付している。

令和2年度は操法大会が中止となったため補助金の申請処理を行っていない。

(4) 監査の結果(指摘)又は意見

① 「対象経費」について(意見)

柏市消防団事業補助金交付要綱(以下、「要綱」という。)の別表第1に対象経費について定めている

(柏市消防団事業補助金交付要綱 別表第1 (第3条第2項))

消防操法大会出場事業	報償費		関係機関謝礼等
	旅費		現地訓練及び他市町視察(現地訓練以外は対象経費の1/5以内とする。)
	需用費	消耗品費	運動靴、革手袋、活動服、ホース等
		燃料費	消防活動機材等の燃料
		食料費	訓練時弁当代、飲料代等
	役務費		通信費等
	使用料及び賃借料		運搬車両借上料、資機材借上料等

対象経費は多岐にわたっている。各分団によって事情が異なるので止むを得ないところではあるが、出場するために必要な直接的な経費に改めるよう要望する。

② 「補助金としての交付」について(意見)

令和元年度の補助金決算書によれば収支は歳出が多くマイナスである。そのマイナス分は市の予算からの支出は無く、各分団で負担している。補助金により交付された金銭は使いきらなければ損という感情が働き、補助額より少し多い金額となるよう経費を計算する傾向にあり、出場するための経費か疑問となるものが紛れる余地がある。柏市の代表として出場する消防団が本当に必要とし品位を保てる経費支出が補助金としての交付なのか、又は予算措置による支出なのか検討を要望する。

87. 千葉県消防協会操法大会出場補助金

(1) 補助金の概要

No	項目	
①	補助金等の名称	千葉県消防協会操法大会出場補助金
②	所管課	消防団課
③	補助等の目的	消防団の活動維持, 消防の推進

④	事業の概要	千葉県消防操法大会の出場事業
⑤	総合計画上の位置づけ	
	分野	安心・安全
	政策	防災力向上
	事業名	災害に備えた体制強化
⑥	区分	消防団事業補助金
⑦	財源	■単独 □国・県の制度関連（上乘せ□あり□なし）
⑧	根拠法令等の名称	地方自治法施行令
⑨	交付要綱等の名称	柏市消防団事業補助金交付要綱
⑩	補助開始年度	西暦 1999 年度
⑪	補助終了予定年度	—
⑫	交付先名	柏市消防団
⑬	補助額の算定方法	対象経費の 10/10（限度有・2 分団まで）

(2) 補助金等の額（決算額）の推移

（単位：千円）

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
柏市の補助金等の額	780	0	390	390	0

(3) 事業の内容補足

千葉県消防操法大会へ出場するための経費を補助する事業である。千葉県消防協会東葛飾支部操法大会のポンプの部、可搬ポンプの部の各 1 位及び 2 位が千葉県消防操法大会へ出場する。そのため、出場が確定した段階で予備費を充当して 1 分団につき補助金 39 万円を交付する。

平成 28 年度及び平成 29 年度は成績不振により出場が無かったため補助金は交付されていない。また、令和 2 年度は操法大会が中止となったため補助金は交付されていない。

(4) 監査の結果（指摘）又は意見

① 「対象経費」について（意見）

柏市消防団事業補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）の別表第 1 に対象経費について定めている

（柏市消防団事業補助金交付要綱 別表第 1（第 3 条第 2 項））

消防操法大会出場事業	報償費	関係機関謝礼等
	旅費	現地訓練及び他市町視察（現地訓練以外は

		対象経費の 1/5 以内とする。)
需用費	消耗品費	運動靴、革手袋、活動服、ホース等
	燃料費	消防活動機材等の燃料
	食料費	訓練時弁当代、飲料代等
	役務費	通信費等
	使用料及び賃借料	運搬車両借上料、資機材借上料等

対象経費は多岐にわたっている。各分団によって事情が異なるので止むを得ないところではあるが、出場するために必要な直接的な経費に改めるよう要望する。

## ② 「補助金としての交付」について（意見）

当該補助金は、千葉県消防操法大会への出場が確定すると予備費より充当される。又、令和元年度の補助金決算書によれば収支は歳出が多くマイナスである。そのマイナス分は市の予算からの支出は無く、各分団で負担している。補助金により交付された金銭は使いきらなければ損という感情が働き、補助額より少し多い金額となるよう経費を計算する傾向にあり、出場するための経費か疑問となるものが紛れる余地がある。柏市の代表として出場する消防団が本当に必要とし品位を保てる経費支出が補助金としての交付なのか、又は予算措置による支出なのか検討を要望する。

## <指揮統制課>

### 8 8. 講習会参加負担金（消防車両運転免許、及び、小型船舶等免許の取得）

#### (1) 補助金の概要

No	項 目	
①	補助金等の名称	(1) 大型自動車運転免許取得 (2) 2級小型船舶及び特殊小型船舶操縦免許の取得
②	所管課	(1) 令和2年度まで消防職員課 (2) 令和3年度から指揮統制課
③	補助等の目的	(1) 消防車両の機関員の確保 (2) 水難事故発生時に出場する救助艇及び水上バイク操縦士の確保
④	事業の概要	免許取得に要する費用を一定割合負担する事で、資格取得を促進させ、資格保有者を確保する。

⑤	総合計画上の位置づけ	
	分野	—
	政策	—
	事業名	—
⑥	区分	講習会参加負担金
⑦	財源	■市単独 □国・県の制度関連（上乗せ□あり□なし）
⑧	根拠法令等の名称	—
⑨	交付要綱等の名称	—
⑩	補助開始年度	西暦 2018 年度
⑪	補助終了予定年度	—
⑫	交付先名	—
⑬	補助額の算定方法	(1) 取得費用は「準中型免許 5 t 限定」を基準として、取得に要する費用から、取得手数料を減じた額の 5 割を公費で負担します。 取得手数料の 7 割を公費負担，3 割を自己負担とします。 (2) 取得総費用から受講料の 7 割，交付手数料の 7 割を公費で負担する。

(2) 補助金等の額（決算額）の推移

(単位：千円)

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R 2 年度
柏市の補助金等の額	—	—	2,933	2,956	2,871

(3) 事業の内容補足

大型自動車運転免許取得は、平成 25 年以前は全額公費で負担していた。免許取得者の退職が増加したことに伴い、平成 26 年度からは公費負担を 5 割として免許取得者を増やし、免許取得者の人数を確保している。

2 級小型船舶及び特殊小型船舶操縦免許の取得については、平成 25 年以前が 65% を公費負担としていたが、現在は 70% が公費負担となっている。

(4) 監査の結果（指摘）又は意見

① 「公費負担分」について（意見）

公費負担分と自己負担分はその都度、起案により決められている。起案書は、1.内容、2.免許の種類及び取得予定人数、3.免許取得者の人選、4.免許取得に要する費用、5.受講施設、

6.添付資料となっており、コンパクトにまとめられ問題はない。

又、職員研修を行う事は行政サービスを向上させるためには欠かせない。ましてや消防という高度な専門性を有する職種においては不可欠であり、中長期的な計画のもと資格取得を奨励してほしい。その一方で、取得した免許は個人に帰属する。そのため無条件に公費負担とするには問題がある。現状の様に起案書により負担割合を決定するのではなく、規定を作成し計画的な運用を要望する。

## 8 9. 講習会参加負担金（安全運転技術指導員の育成）

### (1) 負担金の概要

No	項 目	
①	補助金等の名称	講習会参加負担金（安全運転技術指導員の育成）
②	所管課	指揮統制課
③	補助等の目的	交通事故数削減
④	事業の概要	安全運転技術指導員の育成
⑤	総合計画上の位置づけ	
	分 野	安心・安全
	政 策	消防・救急
	事 業 名	安全管理事業
⑥	区分	消防・救急緊急自動車運転技能者課程
⑦	財源	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独 <input type="checkbox"/> 国・県の制度関連（上乗せ <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし）
⑧	根拠法令等の名称	—
⑨	交付要綱等の名称	—
⑩	補助開始年度	西暦 2012 年度
⑪	補助終了予定年度	—
⑫	交付先名	—
⑬	補助額の算定方法	—

### (2) 補助金等の額（決算額）の推移

(単位：千円)

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
柏市の補助金等の額	169	201	169	169	434

(3) 事業の内容補足

安全運転技術指導員は「柏市消防局安全運転技術指導員要領」にその資格及び任命方法が記載されている。

3 安全運転指導員の資格及び任命方法

次の各号に該当する職員を、別に定める様式により各署、分署長が推薦し、消防局長が任命する。

- (1) 消防士長以上の階級の者
- (2) 大型運転免許証を所持している者
- (3) 消防ポンプ・はしご車運用及び自動車整備に精通している者
- (4) 署長又は分署長が推挙する者

4 指導員の任務

- (1) 機関員養成講習に関する事。
- (2) 機関員認定審査に関する事。
- (3) 安全運転技術指導に関する事。
- (4) 消防自動車同乗研修の実施に関する事。
- (5) ポンプ運用・はしご車運用等の訓練の実施に関する事。
- (6) その他機関員制度に関する事。

安全運転技術指導者養成研修受講者の推移

	H30 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度
受講者数	2 名	2 名	5 名	5 名
受講者所属	旭町消防署西原分署 沼南消防署	東部消防署	西部消防署 西部消防署富勢分署 西部消防署たなか分署 沼南消防署 沼南消防署手賀分署	東部消防署逆井分署 東部消防署光ヶ丘分署 旭町消防署 旭町消防署西原分署 沼南消防署

安全運転技術指導員数の推移

	H30 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度
安全運転技術指導員数	9 名	11 名	14 名	19 名

「消防・救急緊急自動車運転技能者課程」受講に伴うフィードバック研修の実施状況

	H30 年度	R 元年度	R 2 年度
実施日数	3 日間 (10/15、22、29)	2 日間 (8/26、2/17)	2 日間 (2/8、15)
参加人数	71 人	40 人	37 人

交通安全運転技術指導員の質の向上は消防自動車等の運転をする機関員の技術向上につながり、もって市民からの消防行政への信頼につながる。フィードバック研修にはより多くの職員が参加し、研鑽を重ねて充実させる事を期待する。

- (4) 監査の結果（指摘）又は意見  
該当なし

## 90. 講習会参加負担金（無人航空機（ドローン）操縦者養成）

### (1) 負担金の概要

No	項 目	
①	補助金等の名称	講習会参加負担金（無人航空機（ドローン）操縦者養成）
②	所管課	指揮統制課
③	補助等の目的	災害現場での無人航空機（ドローン）の活用
④	事業の概要	無人航空機（ドローン）操縦者養成
⑤	総合計画上の位置づけ	
	分 野	安心・安全
	政 策	消防・救急
	事 業 名	安全管理事業
⑥	区分	無人航空機操縦者講習
⑦	財源	■市単独 □国・県の制度関連（上乗せ□あり□なし）
⑧	根拠法令等の名称	—
⑨	交付要綱等の名称	—
⑩	補助開始年度	西暦 2019 年度
⑪	補助終了予定年度	—
⑫	交付先名	—
⑬	補助額の算定方法	—

### (2) 補助金等の額（決算額）の推移

（単位：千円）

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
柏市の補助金等の額	—	—	—	972	616



(3) 事業の内容補足

座学及び実技の無人航空機操縦講習を受講し、飛行証明書を取得し、操縦者の養成を図る。令和2年度は辞令行為で指揮統制課に配属になった事に伴いドローン操作が必要となった職員8名が受講し、受講料の全額を公費で負担している。

令和4年からは操縦免許が国家資格となる。資格は個人に帰属するものであるため、全額公費負担とするのではなく、自己負担部分を設ける事が望ましい。どの費用が公費負担部分となるか等規定の作成を進め、計画的に取得者を増やし災害現場等で有効活用する事を期待する。

(4) 監査の結果(指摘)又は意見

該当なし

<火災予防課>

9.1. 柏市防火安全協会補助金

(1) 補助金の概要

No	項目	
①	補助金等の名称	柏市防火安全協会補助金
②	所管課	火災予防課
③	補助等の目的	防火知識の普及及び防火意識の周知推進
④	事業の概要	①広報事業, ②講習会事業
⑤	総合計画上の位置づけ	
	分野	安心・安全
	政策	防災力の向上
	事業名	防火対策推進事業
⑥	区分	事業費補助金
⑦	財源	■市単独 □国・県の制度関連(上乘せ□あり□なし)
⑧	根拠法令等の名称	—
⑨	交付要綱等の名称	柏市防火安全協会補助金要綱
⑩	補助開始年度	西暦1987年度
⑪	補助終了予定年度	—
⑫	交付先名	柏市防火安全協会
⑬	補助額の算定方法	各補助対象事業費の1/2(限度額389千円)

(2) 補助金等の額（決算額）の推移

(単位：千円)

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
柏市の補助金等の額	389	389	389	389	289

(3) 事業の内容補足

柏市防火安全協会補助金は、柏市防火安全協会に対し、補助金を交付する事により、防火等に関する必要な知識及び技術の普及を図り、もって火災等の災害の予防に資する事を目的としている。

柏市防火安全協会は、災害予防上必要な知識及び技術の研修を行い、危険物施設及び消防用設備の整備並びに防火思想の普及を行う事を目的としている。そのため、秋・春の火災予防運動及び危険物安全週間における防災意識の普及啓発活動等を行っている。令和2年度の主な歳入は、1号会員から10号会員245事業所及び賛助会員からの会費3,072,000円である。

なお、令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大を考慮し、柏市自衛消防隊競技会を中止したため、補助金決定額389,000円のうち100,000円が返納されている。

(4) 監査の結果（指摘）又は意見

① 「柏市防火安全協会補助金交付要綱」について（意見）

(柏市防火安全協会補助金交付要綱)

第1条	(目的等)
第2条	(定義)
第3条	(対象)
第4条	(補助金の額)
第5条	(申請書添付書類)
第6条	(申請書提出期間)
第7条	(標準処理期間)
第8条	(補則)

この要綱は、実績報告について定めていない。定めがないものに関しては、「柏市補助金等交付規則」に従う事となっており、それに従った処理はなされている。しかし、必ず行わなければならない実績報告について定めていない事はあたかも交付までが事業であるかの様だ。補助事業は、補助金を交付し、実績報告を得てその補助金が有効であるかどうかの効果の測定できる。形だけの実績報告にならないよう、例えば令和2年度であれば、100,000円の返納経緯を示す等要綱の改正を要望する。

② 「柏市防火安全協会の事務局」について（意見）

柏市防火安全協会の事務局は、消防行政と密接な業務を行っており事務の効率化のために消防局内に置かれている。柏市だけでなく他市においても消防局内や防災センター等の市の施設が所在地となっている。柏市防火安全協会は市の備品は使用しておらず、消防局内のネットワークにもアクセスできず自主性をもって運営されている。しかし、間仕切り等も無く消防局職員の隣に机を置いて業務を行う事は情報漏洩等の危険がある。そして、柏市防火安全協会は法人番号を有する完全に独立した組織である。パーティションを設置するなど物理的に空間を分け、密接な業務のうち何を消防局が行い何を柏市防火安全協会が行うのか業務区分を明確にする事を要望する。

③ 「当該補助金の検討」について（意見）

柏市防火安全協会補助金は平成 30 年度の予算編成時に見直しを行う予定となっていた。その結果、変更なしとしたがその検討過程の記録はなかった。柏市防火安全協会は消防行政への貢献も大きく欠かせない組織ではあるが、補助金という金銭での支援が有効なのか、歳入の柱である会費を増やすための会員数を増やす仕組みの構築を支援する等の金銭以外の支援が有効なのか検討する必要がある。その際は必ず記録を残し、透明性のある議論を行う事を要望する。